

# 令和5年香美市議会定例会

## 6月定例会議会議録

令和 5年 6月 2日 開 議

令和 5年 6月29日 散 会

香 美 市 議 会

令和5年香美市議会定例会

6月定例会議会議録（第1号）

令和5年6月2日 金曜日

令和5年香美市議会定例会6月定例会議会議録（第1号）

招集年月日 令和5年6月2日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月2日金曜日（審議期間第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	ふれあい交流センター所長	植田佐智
税務収納課長	猪野高廣	会計管理者兼会計課長	明石清美
市民保険課長	萩野貴子	《香北支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	前田哲夫
健康推進課親子すこやか班長	川渕美香	《物部支所》	
高齢介護課長	中山繁美	支所長	片岡亮
建設課長	野村文紀		

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防次長	公文徹朗
------	------

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和田雅充	上下水道局長	西村安史
-----------	------	--------	------

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生      議会事務局書記 今 井 沙 織  
議会事務局書記 横 田 恵 子

## 市長提出議案の題目

- 議案第 4 2 号 令和 5 年度香美市一般会計補正予算（第 2 号）  
議案第 4 3 号 令和 5 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）  
議案第 4 4 号 令和 5 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）  
議案第 4 5 号 令和 5 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）  
議案第 4 6 号 香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について  
議案第 4 7 号 香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4 8 号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4 9 号 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 0 号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 1 号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 2 号 香美市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 3 号 香美市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 4 号 香美郡殖林組合同規約の変更について  
諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

## 議員提出議案の題目

な し

## 議事日程

令和 5 年香美市議会定例会 6 月定例会議議事日程

（審議期間第 1 日目 日程第 1 号）

令和 5 年 6 月 2 日（金） 午前 9 時開議

- 日程第 1 審議期間の決定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 繰越計算書の報告について

報告第5号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について

報告第6号 事故繰越し繰越計算書（一般会計）の報告について

報告第7号 下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 42号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第 43号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正  
予算（第1号）

日程第6 議案第 44号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正  
予算（第1号）

日程第7 議案第 45号 令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘  
定）補正予算（第1号）

日程第8 議案第 46号 香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の  
制定について

日程第9 議案第 47号 香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

日程第10 議案第 48号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程第11 議案第 49号 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第 50号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

日程第13 議案第 51号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第 52号 香美市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制  
定について

日程第15 議案第 53号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第 54号 香美郡殖林組合規約の変更について

日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第18 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

**会議録署名議員**

1番、有光収三君、2番、公文直樹君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（山本芳男君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから令和5年香美市議会定例会を再開し、6月定例会議を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位、執行部の皆さんにおかれましては、何かと御多忙の折、6月定例会議に出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

新緑の濃さも増し、山の色合いが春から初夏へと移ろうとしており、日ごとに暑さを感じるようになってまいりました。

6月になりまして新採職員も新しい部署へ配属されました。職員の皆様は環境にも慣れてきたことと思います。また、課長職となられた皆さんには、それぞれの担当課の先頭に立ち、リーダーシップを発揮され、依光市長と共に住民福祉の向上に努めていただきたいと存じます。

4月4日に高知市において開催されました、第142回高知県市議会議長会定期総会に議案として提出されました、带状疱疹ワクチン助成並びに定期接種化については議決され、6月8日に松山市で開催されます、第85回四国市議会議長会定期総会に議案として提出される予定でございます。

さて、本定例会議に市長から提出されています議案等は、令和5年度香美市一般会計補正予算（第2号）を含む議案13件、報告3件、諮問2件であります。委員各位におかれましては、議会の品位を重んじるとともに、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、5月30日の議会運営委員会で協議いただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、小松紀夫君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は、本日から6月29日までの28日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は、本日から6月29日までの28日間と決定しました。

なお、審議期間の会議の予定につきましては、お配りした予定表のとおりです。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則に定めるところにより、今定例会議を通じて、1番、有光収三君、2番、公文直樹君を指名します。両名はよろしくお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告第5号の繰越明許費繰越計算書の報告、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告第6号の事故繰越し繰越計算書の報告、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告第7号の下水道事業会計予算繰越計算書の報告がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果について報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りした議長報告書のとおりです。

日程第3、報告第5号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてから、日程第18、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで、以上18件を一括議題とします。

行政の報告及び報告第5号から諮問第2号までの提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様のお出陣をいただき、令和5年香美市議会定例会6月定例会議が開かれますことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ち、最近の香美市の取組を例に挙げながら、私の政治姿勢や市政運営についての考え方を御説明させていただきます。

まず、市政運営における3つのビジョンから、1つ目の人づくり・人が輝く香美市についてです。

季節も6月になりまして、新入職員や異動した職員も職場に慣れてきた頃だと思えます。政治姿勢としてこれまでもお話しさせていただいていることではありますが、私の仕事の中で最も重要なことは、職員それぞれが持つ能力を最大限に引き出し、併せて将来の香美市を担う人材育成を同時に行っていくことでもあります。

では、職員の能力を最大限引き出すにはどうしたらよいのでしょうか。私は、それぞれの職員がどういった職員になりたいのか、どういった業務を通じて市民に貢献したいのかという、公務員としての理想像を明確にしてもらうことが重要であると考えております。そのため、課長会の場や年末年始の職員向けメッセージなどを通じて、このことをしっかりと考えてもらうべく、繰り返し話をさせていただいているところです。

今年度の具体的な取組として、市議会からも御指摘いただいた職員提案制度を見直し、活用していきたいと考えています。私としましては、提案の質はもとより、提案する職員の数にも注目し、自分の業務を俯瞰し、改善点を見つけられる職員を1人でも多く増やしていければと思っております。そして、それぞれの職員が市民に貢献できる理想の姿を目指して日々努力を重ねられるよう、市役所内のコミュニケーションづくり、学び合う意識の醸成、人材配置の方針などについて、幹部職員を交えて検討してまいります。

次に、2つ目の絆づくり・多様な人と地域がつながる香美市についてです。

今月9日から12日の日程で、姉妹都市である積丹町を訪問いたします。今年は、昨年中止となった香美市・積丹町姉妹都市盟約調印式を開催し、併せて第32回YOSA KOIソーラン祭りに4年ぶりに合同チームとして出場いたします。この積丹町との交流については、今後も長く続けていくために新たな取組が必要ではないかと考えています。同じ顔ぶれの市民、一部の職員だけが活動するのではなく、香美市にとって意義ある取組にしなければなりません。このことは、福井県あわら市、フロリダ州ラーゴ市との交流も同様です。今後、市民から意見を聞くなどして、新たな可能性について検討していきます。また、香南市が姉妹都市である沖縄県八重瀬町と人事交流を行っていますが、香美市から積丹町やあわら市に職員を派遣することも考えていきたいと思っております。

次に、3つ目の夢づくり・新しい価値を創造する香美市についてです。

この夢づくりについては、高知県の政策とも歩調を合わせ、香美市におけるデジタル化、グリーン化、グローバル化の3つについて、一步一步進めてまいります。

まず、デジタル化についてです。

国においてはデジタル庁が創設され、県にはデジタル政策課、香南市には新しく情報政策課が創設されました。香美市においては、これまでどおり企画財政課企画調整班で役割を担いますが、今年度より取組を加速化したいと思っております。香美市役所の考え方は、全ての職員がこれからのデジタル社会の到来を見据え、それぞれの部署において取り組むという方針です。例えば、商工観光課であれば、デジタル関連企業の誘致、kamicaを通じた地域経済の活性化、IT技術を活用した観光振興について考えなければなりません。また、農林課においては、データを活用して栽培技術・経営の最適化を目指すデータ駆動型農業、ドローンや航空レーザ測量などを活用したスマート林業など、新たな技術についての理解が必要です。このように、それぞれの部署が、自分の課には関係ないというのではなく、意識的に学ばなければ、新たな時代に乗り遅れてしまいます。

また、今年度、特に重要な取組として指示しているのが、市役所内の業務をデジタル化によって効率化させることです。チャットGPTという新たな技術が行政の分野でも話題となっていますが、私としましては、業務の効率化につながるのであれば、今後、国などから発出される生成AIに関するガイドラインなどを踏まえ、個人情報などの情報管理の徹底を前提とした上で、積極的に導入を検討すべきであると考えております。企画調整班を司令塔として、行政手続のオンライン化、RPAによる行政事務の自動化など、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に、グリーン化についてです。

昨年度にしっかりと御説明すべきではありましたが、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを、本日、ここに改めて表明させていただきます。令和4年3月に、香美市地域温

暖化対策地域推進計画における削減目標の改定を行い、長期目標として、2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、この目標を実現させるべく取り組んでいくことを明記しております。全国では757番目、県内市町村では四万十市、宿毛市、南国市、高知市、黒潮町、本山町、梶原町、日高村、いの町に続く10番目の表明となります。

グリーン化については、先人から受け継いだ豊富な森林資源を今後とも管理して、CO<sub>2</sub>を吸収すると同時に、香美市産材を市の住宅建設時に利用してもらう取組を、さらに推し進めてまいります。特に、香美市木材住宅支援事業・香美ingウッドの取組については、近年、香美市内の大工・工務店が、市内で製材された木材を使って、満額の200万円を利用する事例が減少傾向であることから、改めて市内での木の循環を生み出し、パワーアップさせたいと考えております。また、CLTで地方創生を実現する首長連合にも昨年度加入しており、都市の脱炭素化という国レベルのビジョンに向けても、香美市として一翼を担うべく情報収集してまいります。

次に、グローバル化についてです。

グローバル化については、農業における技能実習生、高知工科大学の留学生、また市内観光地への観光客など、香美市に定住したり訪れたりする外国人の数は、着実に増えてきております。香美市としましても、このことに対応していかなければなりません。

教育の分野では、いち早く外国人講師を多く採用し、外国の学校とも積極的に交流するなど、取り組んでおります。また、今年度、姉妹都市であるラーゴ高校に短期留学する山田高校の生徒への補助として、香美市国際交流協会へ1人6万円掛ける10人分の予算を計上させていただいているところです。

また、2年後の2025年4月に開催される関西万博に向けて、県とも連携して外国人観光客を香美市に呼び込むべく、検討しなければなりません。今年度、香美市におけるグローバル化について、どういった体制でどのような施策が必要か、他の自治体の事例も参考に検討してまいります。

次に、5つの基本政策と4つの横断的な政策に基づく香美市づくりについてです。

最初に、基本政策の1つ目、経済の活性化についてであります。

先月、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の分類が5類となりました。このことによりまして、高知県経済も着実に活気を取り戻しつつあります。龍河洞やアンパンマンミュージアムへの観光客も着実に増加し、懇親会の場も増えてきました。香美市で造られているお酒の売上げも、増加していくことを願っているところです。香美市には日本酒メーカーが2つありますが、先月発表された全国新酒鑑評会にて、アリスワの「文佳人」が金賞、松尾酒造「山田太鼓大吟醸」が入選となりました。「文佳人」は10年連続入賞の快挙です。また、4月15日には、高知カンパーニュブルワリーの醸造場併設ビアスタンドが香北町橋川野にオープンしました。TOSACOの販売にも弾みがつくことと思います。県内の自治体で3社もの酒造メーカーを持つのは香美市だ

けであり、私としましては、3社のお酒をふるさと納税でPRするなど、積極的に応援してまいります。

次に、基本政策2つ目の健康長寿の香美市づくりです。

今年度は第3期香美市健康増進計画・第2期香美市食育推進計画・第1期香美市自殺対策計画の最終年となり、新たな計画を立てる年となっております。コロナ禍の3年間について、香美市の健康づくり婦人会や食生活改善推進協議会などにお聞きすると、十分な活動ができなかったというお声がありました。こういった団体の声をしっかりと把握した上で、新たな計画を立てたいと考えております。また、今年度も健康づくりのための地域活動事業として、香美市民で組織する団体への補助制度を開始しておりますので、関係団体にコロナ後としての積極的な活動を呼びかけ、市民の健康づくりに取り組んでまいります。

また、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年となり、新たに計画を立てる年となっております。地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備などの推進や、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、介護人材確保及び介護現場の生産性向上について、今後も取り組んでまいります。

次に、基本政策3つ目の教育の充実です。

私としましては、本年度も「郷土を愛し未来を拓く」人が育つ教育の実現を図り、香美市のまちづくりに参画・貢献する人づくりを皆様方とともに進めてまいります。特に、物部町の活性化につきましては、引き続き力を入れてまいります。物部町におきましては、今後も大栃小・中学校の児童・生徒数の減少が見込まれることから、本年度より特認校制度の導入を行い、3人の生徒が大栃中学校に編入学、あるいは入学するなど、明るい話も出てきております。また、来年度からスタートする大栃中学校山村留学生の受入れに向けて、生徒募集や運営など、教育委員会、学校におきまして、地域の皆様方とともに準備を進めているところです。今後は、空き家対策や子育て支援、観光資源の活用などにおいて、積極的に取り組んでまいります。

次に、基本政策4つ目の市民を守る災害対策についてです。

今年度より防災対策課に消防から1人、職員が加わっています。この人事異動の目的は、市民の生命と財産を守るための体制を強化することで、特に訓練の質を向上させたいという狙いを持っております。これから梅雨の時期となり、昨年と違って雨量も増えるのではと個人的に予想しておりますが、昨年度の台風時の経験を踏まえ、市民の生命と財産を守るための体制強化について取り組んでまいります。

また、補正予算に、常備消防費として消防学校入校のための予算を計上させていただいております。これは、当初予算で3人の新規採用として予算計上していたものを、4人にしたことによるものです。令和4年度に新規消防職員が採用できなかったこと、加えてコロナ禍による負担増も併せて考え、人員増が必要と判断いたしました。一方で、今年度の体制を見れば、市長部局への1人の異動があったことから、昨年度よりも人員

的には厳しくなり、現場の職員には負担をかけることとなっており、申し訳なく思っているところです。過度な負担になっていないかなど、消防課職員の状況を把握することに努め、香美市民の安心と安全を確保すべく取り組んでまいります。

最後に、基本政策5つ目のインフラの充実と有効活用です。

まず、補正予算につきましては、国の内示額が決定したことにより工事費が減額となったものです。予算減となった道路につきましても、粘り強く国に必要性を説明し、予算の確保に努めてまいります。

次に、都市計画についてです。先月29日に、高知広域都市計画協議会が開催されました。この会は、高知市長、南国市長、いの町長、そして香美市長と、高知広域都市計画を構成する3市1町に県を加えたメンバーで話し合われました。目的は、香美市でも長らく課題となっております、高知広域都市計画区域について協議することです。私からは、片地小学校の児童数減少を事例として問題提起させていただきました。ここ10年の小学校児童数を見てみると、2014年の片地小学校児童数84人に対して2023年は49人と、10年で35人減となっています。同じく、大栃小学校は51人から16人とやはり35人減。香美市で一番増加したのが楠目小学校で、146人から226人と80人増となっております。楠目小学校は校区内に市街化区域が含まれており、片地小学校の校区には市街化区域がありません。隣り合った校区にもかかわらず、このように大きな差が生まれるのは、都市計画の影響が少なからずあると思います。この協議会は、8月にもう一度開催され、10月に地区計画策定指針の見直しについての改定案を決定する予定です。私としましては、地区計画策定指針の見直しにより、片地小学校の顕著な児童減など、高知県の課題を解決すべく、県や2市1町と議論を深めてまいります。

続いて、4つの横断的な政策についてです。

1つ目は、親しまれ信頼される行政窓口への継続的な改善です。このことにつきましては、冒頭にも述べたとおり、市役所全ての職員が住民目線を意識して日々の業務を遂行することが大切です。住民目線に立って分かりやすい文章を示し、住民に事業を説明することができればと考えています。また、新採職員や民間企業を経験している職員には、先入観なしに業務を見てもらえるのではと期待もしており、職員提案制度も活用するなどして業務改善に今後とも努めてまいります。

2つ目は、中山間対策の充実・強化です。先月27日に香美猟友会の皆さんと意見交換をさせていただきました。中山間地域の生活を守るために、鳥獣対策で御尽力いただいている猟友会の皆様方には、心から感謝申し上げます。その中で、猟友会会員の高齢化の話が出て、新規の狩猟者を獲得すべく、香美市狩猟フォーラムを再開していただきたいとの要望をいただきましたので、今後、開催時期なども含めて、関係機関と協議していきたいと考えています。鳥獣捕獲の人員確保については、全国の課題でもあらうと思いますので、国への政策提言も視野に、県の鳥獣対策課、高知県猟友会とも意見交

換していきたいと思えます。

3つ目は、子供施策の充実と女性活躍の場の拡大です。先月の臨時会議でも御説明いたしました。現在、子育て世帯生活支援特別給付金を迅速に支給すべく準備をしているところです。また、高知県知事・市長意見交換会が、「人口減少対策と地域共生社会の実現について」というテーマで7月5日に開催されますが、私としましては、国への子供予算拡充について、県・市町村がしっかりと国に要望することが重要であるということについて、事前アンケートで述べさせていただきました。併せて、持続可能な地域共生社会を実現させるためには、地域の未来そのものである小・中・高等学校を存続する必要があります。移住政策により子育て世代を呼び込む際の指標として、教育指標の質の充実を図ることも重要な視点であると考えています。香美市の小・中学校の児童・生徒の学力状況は全国水準を堅持しており、本年度山田高等学校においては、グローバル探究科卒業生の93.3%が国公立大学に進学するといった成果も出ております。香美市においては、保育園、幼稚園から大学まで教育機関がそろった学園のまちとしての強みを生かし、学力保障のための金銭的メリットを出すことも含め、家庭への支援ができないか、引き続き検討していきたいと思っております。また、同様の趣旨で、高知県からの補助制度も検討していただくべく、要望もしていきたいと思っております。

次に、女性活躍の場の拡大ということに関して、香美市の女性幹部職員の割合を一つの指標と捉え、現状を御報告いたします。香美市の女性幹部職員の割合が高いのか低いのかについて、高知県庁と比べることで御説明しますと、県庁ホームページで公開されている令和5年度人事異動についての知事談話によれば、知事部局における管理職に占める女性の割合は17.9%とのこと。ここで言う管理職とは1等級の職員ということになります。香美市においては、課長会メンバーとして比較したいと思えますが、香美市における課長会メンバー27人のうち女性は10人で、比率は37%と、県庁と比較しても遜色ない数字となっております。しかし、私としましては、女性職員がその能力を最大限発揮できているかということ、まだまだであるとも思っております。女性職員の意見も聞きながら、香美市役所として、さらなる女性活躍の場の拡大について取り組んでまいります。

最後に、4つ目の文化芸術とスポーツの振興です。今月6日に全国市長会に参加するため上京するのですが、その中で全国市長会の機関誌「市政」の7月号で、「アニメ・漫画を生かした地域づくり」ということで、「ラブライブ！サンシャイン！！」の沼津市、「手塚治虫記念館」の宝塚市、「ゲゲゲの鬼太郎、水木しげる記念館」の境港市の3市町とともに、市長座談会メンバーとして香美市も呼んでいただきました。私自身、アニメ・漫画を生かした地域づくりという視点で、他の自治体と意見交換することは初めてですが、御一緒する3市からも刺激を受け、この座談会を契機に何かコラボレーションができないかと楽しみにしているところです。

また、吉井勇記念館では、開館20周年記念企画展「吉井勇と棟方志功」が明後日の

4日まで開催中で、期間中の来場者は6月1日現在で913人と、多くのお客様に来場いただきました。この企画展の次の策として、記念切手の発行準備をしております。目玉は、「文豪とアルケミスト」という今年7周年を迎えるゲームとのコラボレーションです。このゲームキャラとしてのイケメン吉井勇を切手シートの中に入れる予定で、このことによりゲームに親しんでいる若い世代に記念館を知ってもらおうという狙いです。

今後は、香美市の文化芸術という視点に、アニメ・漫画・ゲームといった要素も新たに加えて、香美市の魅力向上に努めてまいります。

以上、5つの基本政策と4つの横断的な政策について御説明させていただきました。

続きまして、各課関連の行政報告を申し上げます。

管財課からは、令和4年度の入札結果について、香美市小規模工事等希望者登録制度についての2件。防災対策課からは、防災関連補助金の実績についての1件。定住推進課からは、移住促進について、ふるさと納税についての2件。健康推進課からは、新型コロナウイルスワクチン接種についての1件。福祉事務所からは、地域福祉計画・地域福祉活動計画について、生活保護の状況についての2件。農林課からは、鳥獣対策事業について、木造住宅支援事業について、杉田ダム土地改良区への支援についての3件。建設課からは、工事関係について、都市計画関係について、地籍調査について、県営工事について、各種協議会についての5件。環境課からは、令和4年度ごみ分別収集実施状況についての1件。消防課からは、消防車両の更新・配備について、消防防災施設等の整備事業についての2件。詳細につきましては、お手元の説明書を御参照ください。

続きまして、本会議に提案します議案について説明いたします。

報告第5号は、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてです。

報告第6号は、事故繰越し繰越計算書（一般会計）の報告についてです。

報告第7号は、下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてです。

議案第42号は、令和5年度一般会計補正予算（第2号）です。

議案第43号は、令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第44号は、令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第45号は、令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第46号は、香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてです。

議案第47号は、香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第48号は、香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第49号は、香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第50号は、香美市特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第51号は、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第52号は、香美市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第53号は、香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第54号は、香美郡殖林組合規約の変更についてです。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。

以上、報告3件、議案13件、諮問2件の提案となります。議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（山本芳男君）　　これで、市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第5号から報告第7号の繰越計算書の報告についての質疑を行います。質疑はありますか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君）　　13番、濱田です。この繰越明許の事業の中で、この5月末までで完了している事業をお示しいただきたいと思います。

○議長（山本芳男君）　　企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君）　　基本的に完了しているものはないと承知しております。

○議長（山本芳男君）　　14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君）　　事故繰越しについて伺いますが、最近、この事故繰越しが結構目立つようになってきました。本来は繰越明許をしていたらこういう状況にならないですが、様々な状況がありますけど、通常繰越しは想定されて繰越明許として上がってくるんですけど、昨年もあったような気がするので、事故繰越しが最近多い傾向になっているのは、何か要因があるのか、お願いします。

○議長（山本芳男君）　　企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君）　　去年も確かにございました。その都度の事案によりまして、いかんともしがたい事由により発生するということでありまして、多い少ないということは直接考えているわけございません。今年度たまたま1件事故繰越しの案件があったということでございます。

○議長（山本芳男君）　　ほかに質疑ありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 下水道関係でも事故繰越しということであるんですけども、実際のところ、事故繰越しに持っていくには結構厳しいハードルがあると。下水道は違うか、事故繰越しではないかね、申し訳ないです、訂正します。ハードルが高いと私は認識していますが、その幾つかのハードルはクリアしているという認識でいいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） もちろんそのとおりでございます。説明にも書かせていただいているとおりに、事故繰越しの要件に合致するものと考えております。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 報告第5号の1ページにあります、農林水産業費の農業費の中の物部川統合堰（町田堰）関係改修事業負担金なんですけど、これは香南市の事業で、香南市の事業計画が進んでいないという認識でいいんでしょうか。この負担金は香南市のほうでしょう、ちょっと状況をお願いします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 代表して香南市に事務は受け持ってもらっております。進んでいないとかではなくて、これまでも繰越しの理由でお示ししておりますとおりに、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、資材調達に不測の日数を要したためでございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 町田堰全体をやり直す予定ですか。その計画は進んでるといって、いつ頃から工事を始めていくのか聞いてますか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 内容については、今日ちょっと手元に資料を持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 物部川の9キロメートル地点の決壊問題、町田堰から上流の土砂問題も含めて、物部川の治水対策としても位置づけされていると思うんです。ここはちょっと大変重要な問題ですので、町田堰の改修が遅れていけば、全体の計画が遅れる可能性もあると思うんです。そこをよくちょっと調査して、対応する必要があると思います。

そこで、もう一点聞きたいのは、その上にあります農業費で、この間の燃料等の高騰

や肥料の高騰等への緊急支援もありますけど、これがかなり進んでいないというか、これ結構緊急性のある問題ですよ、スピード感が要る問題になるんですが、これはどうしてここまでなっているのかなど、遅れている原因は何でしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 遅れているという認識は私どもは持っておりませんで、令和4年度に引き続いて追加の支援をしていきたいという認識を持っております。  
以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） この繰越明許の中で、令和4年度に全然事業をしないでそのまま繰り越されているところもあるがですけれども、これについての状況をお聞きしたいと思います。奥物部ふれあいプラザ駐車場案内看板設置工事のことと、2ページの市道後入幹線改良事業と、日ノ御子地区護岸改修事業と、朴ノ木地区護岸改修事業についてお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） お答えします。

奥物部ふれあいプラザ駐車場案内看板設置工事については、県土木事務所との調整により時間を要し、繰越しになったものです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

3点ありましたが、市道後入幹線改良事業につきましては、路線拡幅工事を行うために必要な地権者との同意を得るために日数を要しておりました。また、日野御子及び朴ノ木の護岸改修事業につきましては、工事を施工するに当たりまして、工事用資材運搬路選択について地元との調整に日数を要したためでございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほどの燃料とか肥料の高騰に対する緊急対策の関係で、遅れているという認識がないのであれば、基本的に必要な方々にはちゃんとこの支援策が届いていると。まだ予算として残るから繰り越して、これからまた対応していく財源として確保していかんといかんという認識でいいですか。翌年も含めて、燃油や肥料等の高騰があった場合はこれで支援していくという認識でいいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

燃油につきましては、本年2月から4月までの分を追加すること、それから、肥料に

つきましては、昨年11月から本年5月分までを対象にするといったことで考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告に対する質疑を終わります。

先ほどの議会運営委員会の協議結果報告書のとおり、諮問第1号、諮問第2号の2件につきましては、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第17、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第18、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 説明いたします。

諮問第1号及び諮問第2号の2人の人権擁護委員の任期が令和5年9月30日で満了するため、諮問第1号につきましては引き続き同じ方を、諮問第2号につきましては新たに後任の候補者として推薦いたしたく、意見を求めるものです。お手元に参考資料を配付してございますので御覧ください。なお、法務局への候補者提出スケジュールに合わせ、初日議決とさせていただくものです。よろしくお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 補足説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号、諮問第2号の2件は人事案件であります。香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これから、諮問第1号を採決いたします。

本案は原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、諮問第1号は、原案の候補者を適任と認めることに決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

本案は原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、諮問第2号は、原案の候補者

を適任と認めることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は6月19日午前9時から開きます。

本日はこれで終了いたします。

(午前 9時48分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

6月定例会議会議録（第2号）

令和5年6月19日 月曜日

令和5年香美市議会定例会6月定例会議会議録（第2号）

招集年月日 令和5年6月2日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月19日月曜日（審議期間第18日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	高齢介護課長	中山繁美
総務課長	竹崎澄人	建設課長	野村文紀
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	石元幸司
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
市民保険課長	萩野貴子	《物部支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	片岡亮
健康推進課長	宗石こずゑ		

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長兼少年成育センター所長	黍原美貴子

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	今井沙織
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和5年香美市議会定例会6月定例会議議事日程

(審議期間第18日目 日程第2号)

令和5年6月19日(月) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 4番 西村 剛 治
- ② 14番 山崎 龍太郎
- ③ 9番 舟谷 千幸
- ④ 11番 山崎 晃子
- ⑤ 5番 西山 潤
- ⑥ 10番 比与森 光俊
- ⑦ 15番 利根 健二
- ⑧ 3番 中平 麻衣
- ⑨ 6番 森田 雄介
- ⑩ 13番 濱田 百合子
- ⑪ 2番 公文 直樹
- ⑫ 17番 村田 珠美
- ⑬ 12番 笹岡 優
- ⑭ 7番 山崎 眞幹

会議録署名議員

1番、有光収三君、2番、公文直樹君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますので許可します。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長(竹崎澄人君) おはようございます。今回提出しております、議案第46号になります。訂正をお願いしたい部分がございます。1ページ目、第1条、この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第15号)とございますが、正しくは第151号でございます。「第15号」を「第151号」に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。よろしくをお願いいたします。

○議長(山本芳男君) ただいま総務課長、竹崎澄人君から議案訂正の申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 異議なしと認めます。よって、総務課長、竹崎澄人君からの訂正を許可することに決定いたしました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

4番、西村剛治君。

○4番(西村剛治君) おはようございます。4番、子どもと町を明るくする会の西村剛治です。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式にて質問をさせていただきます。

アイデア型のまちづくりで、私たちの暮らす香美市を、子供たちが笑顔で育つまち、若い世代が暮らしたくなるまちにしていくことを目標に掲げ、コミュニケーションを大切にし、真摯に取り組んでいく所存であります。本日の質問に対しても、どうか前向きな御答弁をいただきますよう、よろしくお願いいたします。6月定例会議の一般質問トップバッターでありますので、元気にやっていきたいと思っております。

新人議員は、この6月定例会議をもちまして4回目の定例会参加となります。香美市議会議員となってから実質1年がたったこととなります。私自身の実感としては、あっという間の1年だったというのが素直な気持ちでして、何度も足元を確認しながらよちよち歩き出した心境であります。同様に、依光市長におかれましても、我々より一歩早く新市長に就任され1年が経過し、日々、香美市のために熱心に執務に取り組まれている姿勢に対し共感を抱いているところであります。そこで、最初の質問として、市長の1年目の振り返りとこれからの取組姿勢について伺います。

大きな1番、市長就任1年目の総括です。

令和4年4月の新市長就任から1年が経過しました。その間、自身初の予算案の策定や、香美市の新しい顔として積極的に内外に出向き、香美市のPRをしていただけていることと存じます。

一方で、依光市長の前職は県議会議員です。議会側から執行部を監視、追及する立場から追及される立場へと180度の転身であります。御自身の思い描く香美市のビジョンを実現するために、大変な御苦勞があった1年だったのではないかと思います。なかなか公では口にできない思いや、経験、気づきが多かったのではないかと想像しておりますが、しかし、行政職から市長になられるパターンとは大きく異なり、内と外、表と裏両面を比較して、行政組織の違和感や疑問点を見つけられる視点を持たれていることは、依光市長の非常に強い部分だと思っております。市長の一つ一つの気づきは香美市の未来への大きなヒントであり、これから市民とともに困難な時代に立ち向かう上での武器であります。市長のこれからのかじ取りに大きな期待をして、1年目の総括と残りの任期に向けた思いを伺います。

①です。

市長に実際就任してみてから気づいたこと、そして驚いたことはありますか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 市長就任後に気づいたこと、驚いたことは何かという御質問をいただきました。

市長としての業務は同じことの繰り返しではなく、新しいことの連続ですので、日々気づきがございます。驚いたことについては、事務量の多さです。平均して毎日1時間くらいは書類作成をしているのではないかと思います。そして、職員が夜遅くまで、そして休日も出勤して仕事をしていることも驚きでした。頑張ってくれている職員には頭の下がる思いです。業務改善を進めるとともに、市民とのつながりを大切にしながら、一步一步市政を進めてまいります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 去る5月23日に、若手市町村議会議員と知事との意見交換会が県庁で開催され、高知県内の若手市町村議員有志20人とともに濱田知事との意見交換会に出席してまいりました。

内容としては、教員の働き方改革や少子化対策、環境アセスメント評価、中山間地域における介護の課題といった質問が行われ、最後に、知事が2期目への挑戦を決意したというニュースがあった後でしたので、1年目の任期を振り返るという意味で同様の質問が行われたのを参考にして、今回、市長に質問させていただきます。依光市長の任期が終わる際には、ぜひ再度同様の質問をしてみたいとは思っておりますが、まずは1年目という区切りに対して、現在の思いを伺えればと思っております。

②です。

就任して1年目を振り返り、御自身の評価でうまくできたと思うことと、逆に、これ

はうまくできなかつた、または、やりたかつたができなかつたと思うことは何かありませんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） うまくできたこと、できなかつたことについての御質問をいただきました。

このことにつきましては、大きいもの、小さいもの、たくさんございます。私なりに選挙を通じてお約束してきたことを実現するため、成果にこだわって今年度も取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 市長が4年目の任期を終えたときに、きっと晴れ晴れとした気持ちでまたコメントをいただけるのではないかと感じて、純粹に期待したいと思いません。

さて、市長はこれまでも折に触れ、庁舎内の人材不足、マンパワー不足という厳しい実情に対し危機感を表しております。そして、行政の本来あるべき姿、市民サービス向上を実現していくためには、まず、職員の意識改革による個々の成長が必要であると述べられております。これまでも就任直後に若手職員と一緒にランチをしているといった取組を聞かせていただきましたが、市長自らが報告に頼らずリサーチを行うことは非常に意味のあることだと思えます。しかし一方で、若手の手本となるベテラン職員の離職者が多い状況は昨年度も続いており、短期的な取組や、部分的に切り取った検討だけではなかなか根本的な解決には至らないのではないかと感じております。

③の質問です。

2年目以降、市長として、組織として、市の職員との対話をどのように進めていく考えか。また、職員の意識改革を高めていくために必要と考えるものは何かを伺います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 職員との対話、意識改革についてのお尋ねがありました。

職員との対話については、1年目はまず私のことを知ってもらうこと、そして、私自身もできる限り職員のことを知ろうと努力いたしました。職員が業務を進める上で判断に困る場合は、積極的に相談してもらい、事業を前に進めてもらえるよう、今後も努めてまいります。

また、意識改革については、それぞれの職員がどういった職員を目指すのか、どうやって住民に貢献したいかについて考えてもらい、そのために努力する雰囲気をおこれまで以上につくっていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 取組の中で一つ話題にあがっているのが、職員提案制度を見直しするということでもあります。こういった取組は非常にいいことだと思えますし、以前もあつた状況での見直しですので、まずは職員の認知度を上げること、そして制度の

運用ルールをしっかりと見える化していただくことが重要かと思えます。

一点質問になりますが、職員提案制度の対象者について確認です。市の行政に関わる全ての方、全ての職員が対象であるという認識でよろしいでしょうか。会計年度任用職員、教員や保育士、集落支援員、消防関係者なども含まれるのかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、私の職員提案制度を見直したいという考えは、いろいろなアイデアを市に届けていただきたい、私に届けていただきたいという趣旨でありますので、いろんな意見を聞いていきたいと思っております。

また、それに対する枠、どういったチャンネルでというところは、私自身は正直余りこだわっておりませんが、まずは正職員からたくさんの提案が上がってくることを想定しております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 私自身、市の職員にはすごいこんなに多岐にわたる人たちがいるんだなという認識を、議員になってから持ちました。恐らく実際に庁舎内で働いている方ばかりでもないでしょうし、様々な視点、様々な意見というのが出てくると思えますので、できるだけ間口を広げておいていただいて、積極的にそのアイデアを取り入れていただけたらと思っております。

私が地域回りをしておりますと、西村さん、市議会議員になってどうですかというのが一番多い質問であります。そして、その次に多い質問は、市長はどんな人なのということであります。続けて、市長の話を聞いてみたいとか、市長に話を聞いてもらいたいといった、市長に対する声がよく聞かれますので、市民の皆さんの市長への期待の高さ、関心の高さを感じます。今後、副市長が決まれば、これまで以上に市長も地域にたくさん足を運ぶことができるようになるのではないかと思いますし、何より市民がそれを期待しております。

そこで質問です。④です。

市民との対話をどのような手段、チャンネルを設けて進めていくお考えか、伺います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 市民との対話については、香美市内の行事に行った際などに個別に意見をいただく場合が多いので、私自身ができる限り足を運び、多くの方から御意見をいただきたいと思えます。また、御要望があれば、市長室に来ていただき、お話を伺いもしております。これまでお断りしたことはございません。今後も厳しい意見も含め、希望される方全てとお会いし、御意見を聞いてまいります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 私の印象ですが、これまでの香美市役所は、残念ながら市民

の意見が届きやすい、反映されやすい雰囲気ではなかったように感じておりました。それだけに、市民が自ら選挙で選んだ新市長に対する期待が高いのもうなずけるところです。香美市民全員の長である市長という役職は、非常に重たいと思っております。一般に開かれた市長室という概念がありますが、市職員に対してだけではなく、全市民にとってもそうであってほしいと思います。

そこで、開かれた市長室、開かれた行政について、何点か提案をしたいと思っております。まず、市民が市長へ直接意見・提案できる環境をつくるべきだと考えています。市長宛の意見ポスト、また、香美市ホームページ内に市長宛のメッセージボックスなどの設置を検討されてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど御提案にあった、特別なものがあってもいいのかなとは思いますが、現状、投書箱のような形で設置しているものから私のほうに届いておりました、全て目を通しております。また、メールという形で届いたものも、私自身が目を通しております。

一方で、連絡先が書かれていないことも多いわけございまして、書いていただければお返事も差し上げたいと思っておりますが、意見の窓口は開いておるつもりですけれども、なかなか連絡先が書いておらずお答えがしにくいという現状がございます。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 実際、香美市のホームページに市への意見を投稿するところがあるんですが、文字制限が1,000文字とか、非常に使いにくいものにもなっておりますので、その辺も見直していただけたらと思います。

また、もう一つの提案になりますが、動画サイトを利用して、定期的に市長から市民へビデオメッセージの配信や、市長の最近の活動や考え方を、テキスト形式でSNSなどを利用して広く発信する、市長プロモーションをもう少し取り入れてもいいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、市長プロモーションと言いましたときに、例えば香南市は定例記者会見をやってございます。香美市も検討しておりましたが、なかなかそのタイミングも難しいところがありまして、導入しておらんような状況であります。

ただ、私が議会の冒頭でお話をさせていただいている所信表明の部分につきましては、ホームページの市長の部屋のところに載せさせていただいておりますし、また公式ではありませんが、私自身が日々の活動をFacebook、インスタグラムに載せるようにしております。公式で市長として情報発信となりますといろいろな制約もありまして、私自身が個人の判断で情報発信をしていくほうが、機動力もあるのかなというふうには考えてございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 市民との小さな意見交換の積み重ねの先にこそ、市民の行政への信頼関係が生まれるのだと考えております。市長が4つの横断的な施策の一つとして掲げる、市民に親しまれ、市民に信頼される行政窓口の実現は、職員の意識や窓口の対応といった庁舎内改善をただだけでは、完結しないものだと考えます。市長が掲げる施策の実現の先にある行政像とは一体どのようなもののでしょうか、何か具体的なイメージをお示しいただけるとありがたいです。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、窓口業務についての理想は、これまでもお話しさせていただいているように、来させない、書かせない、待たせないというデジタルを活用したものでございます。今年度、デジタル化推進についてしっかりと取り組んでまいります。

また、職員一人一人が住民ニーズを的確に把握して、先回りして問題点を解決し、結果、住民からの支持を受けるというものを理想の行政像として考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） まちづくり委員会での協議を経て、これからの行政と住民の協力によるまちづくりの指針となる香美市協働推進計画がつけられました。一方で、長い協議の間に社会の状況も急激に変化しました。人口減少、少子高齢化が急激に進み、地域住民の支えで維持されてきた多くの分野で、人手不足、プレイヤー不足が深刻な状況になってきております。これまでのように行政がまちの課題の全体像を把握し、行政主導で対応策を模索、そして住民の協力を仰ぐ形の道筋を示すようなまちづくりの在り方では、これからの社会の変化に対応し切れない状況、場面が増えてくることが予想されます。加速する社会の変化スピードに地方の行政が遅れないためには、行政も、新しい考え方、新しいアプローチを常に研究する姿勢と組織力を持たなければならないと思います。

⑥です。

活動主体や目的が住民か行政のどちらかに存在する協働という考え方に対し、社会課題や解決すべきテーマに、多様な立場の人間が対等、フラットな立場でテーブルに着き、対話を行い、新しい価値で手段を生む共創、コ・クリエーションの取組が注目されています。共創は、もともと民間企業のオープンイノベーションの取組手段として行われていたものですが、近年は社会課題の解決手法としても効果が高いと言われ、総務省の研究でも多く取り上げられております。地方自治体を含む産官学民連携による地域共創の取組として採用する事例も多く出てきております。言葉として共創はまだなじみの薄いものかもしれませんが、地方自治体が財源、マンパワーともに不足していく中、地域の人口減少、少子高齢化が進む社会を迎えるに当たり、行政の事業に民間企業や住民がフラットな立場で関わり、地域課題を行政と住民が共有しながら議論を行う共創の場づく

り、考え方こそ、これからの地方自治体が積極的に取り入れていくべき考え方だと思います。この点について市長の見識を伺います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 共創、コ・クリエーションという御紹介がありました。

香美市におきましては、引き続き審議会や各種団体との会合などにおいて、市民との対話を進め、住民と共に歩むまちづくりを進めていく考え方でおります。

また、先ほど御紹介があった共につくるということに関しましては、やはり市民の側、あるいはNPOなどの主体がしっかりと地域をよくする、自分たちでやるという意識がなければ、結局は行政にやってくれという形になりますので、主体としてしっかりと地に足のついたといいますか、やはり志を持った市民と一緒にやっていくということは考えております。

一方で、市が責任を放棄してはならないとも思っておりますので、この点に関しましては、また他市、他県の事例も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 今回この「共創、コ・クリエーション」という言葉を取り上げた理由は、本年度から香美市提案型市民主役事業補助金が始まるからであります。市長からも以前説明があったように、この事業のモデルである鯖江市の提案型市民主役事業の仕組みが、まさに共創の手法を地方行政の仕組みにうまく取り込んだ事例であり、私がイメージしてとっていたとおりの地方行政版共創の好事例だったからであります。

現在、香美市でも、新たに香美市提案型市民主役事業補助金の募集が行われております。実際ちょっと見ましたが、少し鯖江市のものとは違うなというのが正直な感想でありまして、あくまで市民提案の補助金型になってしまっているのが少し残念なところがあります。ただ、誤解のないように補足しておきますと、新しい制度は十分検討されていると思いますし、提案型、市民主役というフレーズの採用や、市民に新しいチャレンジの機会をつくる大型補助金制度を創設されたことは、とても意義が大きいと思っております。どのような事業が今後採用されるのか、とても楽しみにしております。

一点だけ確認したいのですが、鯖江市の場合は、事業を選ぶに当たって公開プレゼンテーションや公開審査会を実施されておりますが、香美市の場合はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今回初めての事業ということもありまして、当然応募された方には公平に審査してまいりたいと思っております。審査過程につきましては公開という形で考えておりまして、どういった経緯で選ばれたか、しっかり御説明させていただく形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） まずは初年度いい事例をつくっていただいて、今後どんどん

いいものに、さらにブラッシュアップしていただきたいと思います。そこで一点、実現可能な範囲の提案として、来年以降はぜひテーマの選定を市民公募していただけたらと思っております。そうすることによりまして、市民の関心と市民力を高める共創の取組に近づくのではないかとと思っております。ぜひ御検討ください。

大きな2番、行政内で専門性を高め、戦略的なデジタル推進をです。

デジタル化の流れが加速度的に進む一方で、自ら対応できないデジタル・ディバイドと呼ばれるデジタル弱者、デジタル難民の増加が懸念されています。一方で、地方自治体は国の進めるDX化の推進役を担わされ、地域の先頭に立ち実現をしていく立場となっていくと思います。しかし、その実現のためには、技術の発展に伴い日々複雑化するITリテラシーと呼ばれるITやデジタル技術を正しく理解し、適切に活用できる能力を身につける必要性和、広範囲な最新デジタル技術に対する総合的な理解を促す環境が不可欠となってきます。市の職員全員が、これまでどおりそれぞれの部署で通常業務をこなしながら、その上で一定レベル以上までデジタルスキルを向上させ、さらにはそれらの知識を常にアップデートしていく必要があることを考えますと、これまで庁舎に導入してきたデジタル設備やサービスの導入、検討などとは明らかにレベルが異なる、業務改革レベルの認識で臨むべき課題であると思えます。何より、行政の取組姿勢は、住民サービスの差として今後大きな自治体間の差を生む可能性があるだけに、絶対にデジタル化、DX推進の大波を甘く見るべきではなく、ちゅうちょせず最優先事項に位置づけて取り組むべきものだと確信しております。

市長は、6月定例会議冒頭挨拶において、香美市は高知県や香南市のようなデジタル推進の専門家を設けず、各課それぞれでデジタル化の取組を行っていく方針であると述べられました。確かに、各部署で個別に取り組むべき事例も多いかと思えます。しかし、前提として、組織内でのデジタル化の横断的な取組がしっかりできる体制をつくってあることこそが、条件になってくるのではないかと思います。

香美市のデジタル化推進の取組について伺っていきます。①です。

香美市職員全体の中で、デジタルスペシャリストと呼べるような技術、また法務的な知識を持ち合わせている人材はいらっしゃいますでしょうか、また、その配属先はどこでしょうか、役職も分かれば教えてください。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市では、専門職としての採用や外部からのデジタル人材の活用も行っておらず、スペシャリストと呼べる職員は存在していないのが実情です。

過去にデジタル関連部署に在籍していた職員や、デジタルに知見のある職員を人事ローテーションによって各部署に配置し、デジタルスキルが各課内、庁内に広がっていくと考えているところです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ②の質問に移ります。

2月に議会で研修会を開催し、自治体を取り巻く状況とDX推進についてと題して、県のデジタル政策課長に講師を務めていただきました。その中で、DXを今後各自治体が迷わず推進していくために必要なのは、何よりも高いレベルの組織と役職をつくることだとおっしゃられていたのが、特に印象に残っております。先ほども述べたように、デジタル技術の進歩は今後さらに加速度的に進んでいくと言われている中で、これまでとは認識を大きく変えて臨まなければなりません。県のデジタル政策課や香南市の情報政策課は、その意識を高めた結果、今回新たに手を打っているものであります。それだけに、香美市の判断は十分検討されたものでなければならないと思います。改めて、香美市がデジタル専門部署を設けず、それぞれの部署で対応するという判断に至った経緯と、その理由をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

デジタル専門部署につきましては、組織編成検討会でも以前から協議してきたところでございます。これまで国の自治体DX推進計画の重点取組事項についても、おおむね順調に進んできたこともあり、本市においては現時点で専門部署を設けるメリットは少ないと考え、設けておりません。

本定例会議の市長の挨拶の中でも示されましたが、香美市役所の考え方は、全ての職員がこれからのデジタル社会の到来を見据え、それぞれの部署において取り組むという方針でございます。もちろんデジタルを業務等で活用するために必要な情報が不足することもありますので、企画財政課や総務課を通じて情報発信するとともに、各課に対して必要な提案やアドバイスを行っております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） そうなってきますと、現実的に問題が起きない仕組みがつくられているかが、一番のポイントになると思います。

③です。

今後、どのように職員全体のデジタルスキル向上と維持、そして更新をしていくのか、現段階での計画をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

近年では、デジタル化に係る研修やセミナーが官民間問わず開催されており、これらの情報は庁内のウェブ掲示板で周知し、中でも重要と思われるものについては、各課担当者へ個別に参加を呼びかけるなどの対応を行っております。また、情報通信技術の活用による情報化の推進及び情報セキュリティの向上を目的として、庁内各部署で中心的役割を担う香美市庁内情報化推進リーダーを各班に1人選任しており、こういった既存の

体制も今後うまく活用していきたいと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） デジタル化の知識が例えば10必要だとしたら、全員が1から10を学ぶ必要はないと思っております。7、8、9ぐらいを学ぶ環境をつくってやることによって、業務負担が減るのではないかと考えます。全員が各部署で悪戦苦闘しオリジナルの方法を編み出すことに、価値はないと思います。デジタル化とはそういうものではないと思いますので、一旦立ち止まって検討していただきたいと思います。

④です。

業務のDX化が進むにつれて、年々デジタル関係の予算が増えていくことになります。香美市において、デジタル関係予算の総額の推移はどのようになっているか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

タブレットに、3年間の予算推移を提示させていただいておりますので参照いただきたいんですけども、こちらは総務課所管の電子計算系の年間予算となっております。庁内のネットワークや共通基盤を管轄する予算になっておりまして、年度によって、パソコン大量購入やネットワーク基盤機器の更新、また庁内Wi-Fiの導入など、実施事業がまちまちとなっておりますので、年度ごと、費目ごとの増減が大きくなっています。また、業務のデジタル化につながるデジタル関連予算に限って言いますと、実績として上がってきているものはまだちょっと少なく、今回の資料として上げました費用につきましては、従前から利用してきた基盤維持、更新にかかる費用として上げさせていただいております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 丁寧な資料を作ってください、ありがとうございました。これをぱっと見ただけで何が分かるか、ちょっとまだ何とも言えませんが、簡単に言うならば、委託費と使用料は今後も上昇していくだろうと予想されます。すなわちそれは何かと言えば、人件費に当たる部分、もともと人間がやっていたものをデジタル化し、その部分をお金に変えているという認識が必要だと思います。

また、これは香美市の予算において、恐らくデジタル関係予算ではないかなと思うもので、含まれていないものがあるかと思いますので、香美市においてデジタル関係予算を正確に把握し、予算の中で検討課題として取り扱うべきだと思いますので、このような取組をもう少し続けていただきたいと思っております。

⑤です。

予算書のデジタル関係の項目を見る限りでは、外注先などが担当課ごと、事業ごとと

いう感じで個別に選定され、縦割りで管理されているという印象です。予算の重複の可能性やシステムの連携、拡張性についてやや懸念があります。こういった新しくデジタル関係予算を組む際に、その内容の検討やチェック、許可はどのように行われているか、各課で選定を行っているのか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市のデジタル関連予算の所管につきましては、庁内において多くの職員が共通で利用するものや、複数課にまたがって使用されているシステムの運用保守委託、サービス利用契約につきましては、総務課において予算化しておりますが、各課単独で使用されるものについては各課で予算化となっております。ただし、庁内ネットワークの利用やシステムの要件について、総務課の電子計算係へ事前に相談をいただくことや、導入時にネットワークの管理者権限として作業していることも多いことから、一定情報の集約が行われているのではと考えております。

新たにデジタル関連予算を要求する場合の検討や許可につきましては、予算ヒアリングにおきまして、事業実施による費用対効果の検証や、事業者から参考として聴取した見積書項目での精査、工数や単価を他の事業のものと比較して突出していないかなど、考えられる範囲で総合的に検討しているところです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 懸念するのは、各課で個別に研究して取り入れようとした場合に、それが本当に適正か、ベストなのか、費用対効果という面で言っても本当にそれが正しいのかの判断を誰がしてるのか、その知識、判断基準がない状況で、今後も拡大していく香美市の予算というのは、少し気をつけなければいけないのではないかと思います。

⑥です。

デジタル化推進は香美市の未来を大きく左右する取組であります。長期的なビジョンと短期的な対応力、瞬発力をつくれる人材を、民間から採用してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

ITに関する専門領域は多岐にわたっておりまして、この時代にITの自治体への長期的な適応関係を明確に俯瞰し得る視点、人物はなかなか得難いと想像しております。我々の規模の自治体において、そういった専門的かつ総合的視座、あるいは技術といったものは、おおよそ属人的にはなく、国やその専門機関、委託業者、ベンダーといった外部の組織を通じて間接的に調達するのが通例となっております。要は、餅は餅屋というわけですけれども、餅屋と交渉するスキルや組織文化といったものは行政には必要

になってまいります。引き続きこの点に留意し、DXの推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑦になります。

デジタル化推進は、先ほども申し上げましたとおり、ある意味、組織改革レベルの非常に大きな改革的な取組である認識を持たれるのがよいかと思えます。県のデジタル課長もおっしゃっていましたが、決定をスムーズにしていくために、これまでとは違う高いレベルの役職、またそういった部署を設け、横断的な体制で戦略的な推進を図っていく必要があると思えます。もう一度この辺の認識をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 幸い現状の体制で、個々の業務のデジタル化推進や行革の推進事案につきましては、関係課が随時横断的に協議の場を持ち、調整することができておりますので、引き続き連携を強化するとともに、近々新副市長を擁して一層指導力も発揮していくことができるのではないかと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 香南市は、今回かなり大がかりな組織改編を行った中でデジタル事業部をつくりました。庁舎内の全体的な業務を見直し、役割分担の整理を行っています。香美市のデジタル化推進の本部的役割の必要性や、例えばホームページの管理問題、情報システムの導入やその管理方法、またコストが増加傾向であるという問題もあります。ぜひ身近に香南市というよい先例があるわけですから、予断を持たず、外部デジタル専門家の設置に向けた調査検討会を設置してみてもどうかと思えますが、ぜひ御検討お願いいたします。

大きな3番、香美市の目指す学園都市の姿です。

市長は、香美市を学園都市としてPRしていきたいとの考えを示しております。香美市には幼児保育施設から大学校までがそろっており、香美市の人口規模でこういった条件をそろえている自治体は珍しいです。人口減少や少子化が進む時代に、この点を香美市の魅力としてPRしていく意味は大きいと考えられます。さらに、新年度からは新たに推進官というポストが設置され、積極的に活動を始められていると聞いております。その一方で、学園都市については市民生活に直結せず、実感がわきにくい取組だという声も聞かれております。

そこで、香美市の目指す学園都市像について問います。①です。

学園都市とはどのようなものか。また、香美市の短期的、例えば二、三年先、それと10年先の目指す学園都市像とはどのようなものか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 学園都市とは、大学があるまちであり、幼稚園、保育園、小・中・高等学校、特別支援学校、そして大学があるという優位性を生かして、大学ま

での連続性のある学びが実現できているまちであるべきと考えております。

また、生涯学習という考え方で、学びたいときに学びたいことが学べる仕組みや機会を多く持ったまちでもあると考えています。

短期目標としては、1つ目、山田高校への市内中学生の進学率向上、そして高知工科大学への進学を含め、市内児童・生徒の継続的な学びの構築、2つ目、それぞれの学校に通う生徒が年齢を超えて交流し、学び合える場をつくり出すこと、3つ目、大学生との交流、生徒が自分の将来を考えるモデルとなり、高知工科大学への進学意識を高めることの3つを考えております。10年先の目指すべき姿については、県内中学生が人口推計で今よりも2,000人減少することから、まずは大栃中学校の山村留学制度をしっかりと定着させ、他県の御家庭からも選ばれるような特色ある学園都市にしていきたいと考えております。さらには、社会人の学び直しも含めて、香美市を生涯通じて学べる探究のまちにしていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） とても分かりやすかったです。大学があるまちではなく、それが連続的に取り組めるという仕組みの話、また、様々な年代、様々な立場の人間が多くの機会を持てるまちをイメージされているということを知りました。

②です。

市内の子供たちに対して、やはり何かしらのアプローチが必要になってくると思います。先ほどおっしゃいましたが、山田高校、そして高知工科大学への進学率を上げるというのは、なかなか難しい問題ではあるかと思いますが、こういった取組を行うのか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

香美市では、これまでも幼稚園、保育園から大学までの教育機関がそろっている市としての強みを生かし、よってたかって教育による、郷土を愛し、未来を創る人づくりを目標に、学習活動の機会を通し、高知工科大学等と連携し合い、様々なことに取り組んできております。今後も積極的に推進してまいりたいと考えております。

多様な人々との交流や異年齢の子供同士が関わる機会などを通じて、キャリアの形成や郷土へ貢献しようとする子供たちが育っていると認識しています。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 推進の鍵となる推進官の方たちの活動も大いに期待したいところであります。また、先日、よってたかって生涯フォーラムの子ども企画員募集なども始まっており、新しい香美市の子育て、まちづくりが動き出したなど実感しております。

さて、③です。

香美市内の子供たちだけで、例えば山田高校、そして高知工科大学の人数を賄うというのは現実的ではありません。となれば、やはり市外から、もしくは県外から多くの生徒・学生に香美市に通ってもらうこと、加えて、香美市を担う人材として将来的な定住に結びつけるような取組も必要になってくると思います。そのためには、戦略的にある程度の投資を行っていく必要があると思います。どのような取組を考えているか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まさに学園都市としてPRしていくことが重要であると思っております。香美市で学ぶことで、自分の人生を切り開いていけるということについて、親御さんも含め、納得していただくことも必要であると思います。

また、グローバル化、グリーン化、デジタル化という、これからの時代に不可欠な学びをきちんと提示し、IT教育、国際交流も含め、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ④です。

全国にも多数の学園都市をうたった多くの自治体があります。香美市が参考にしている自治体などはあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 学園都市と言いましたときに、茨城県筑波研究学園都市が有名であると思いますが、大学の研究を中心に据えたものが多いのではというふうに感じています。

一方で、私が目指す学園都市は、地域の課題を解決すべく、児童・生徒が地域に出て解決策を考え、市に提案してもらうなど、探究的な学びを深めていきたいと考えております。

高知工科大学のデータ&イノベーション学群では、実践教育を重視し、プロブレム・ベースド・ラーニング、いわゆるPBL、課題解決学習を掲げていますが、香美市の教育も同じ方向性で進んでまいります。参考にする都市があるのではなく、新しい学園都市の姿をつくり出したいと思っております。

また、政府インターネットテレビ「普通科が進化します！～始まる「高校生の学び改革」」という文部科学省の普通科改革PR映像で、山田高校が紹介されておりました。全国数ある高校の中で山田高校が選ばれたことから、先頭を走っているのではとも思っております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） まずは山田高校への生徒を増やす。もちろん地域内からもそうですが、高知市内からいかに引っ張ってくるか、作戦を練らなければいけないのではないかと思っております。

それで、自分も学園都市というものをいろいろ調べてみました。おっしゃるように筑波研究学園都市が真っ先に浮かびまして、また関西にも幾つかあります。ただ、やはり学園都市をうたってるのは、結構人口規模が大きいところが多かったです。香美市サイズで学園都市をうたっているところはなかったように思います。それが逆に売りになる、魅力になるのではないかと思いますので、ここは市長の腕の見せどころかと思います。

さて、⑤です。

しかし、まだ行政主導の感があります。地域と共につくり上げていく雰囲気をつくっていくことが大事です。先ほども言いましたが、共創のような手法を取り入れ、行政、住民、学生、商工会、NPOなどが参加して協議する、学園都市づくり会議のようなものを設けてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 子供の数が激減する近未来を見据え、これまでもお話ししてきた学園都市像を具体化すべく、関係者が意識を共有する場が必要であることを感じております。そこで、これまでも高知工科大学、山田高校、香美市教育委員会で構成されるコラボ会が月1回開催されていますが、こういった枠組みに必要なに応じて市長部局や市民団体なども加えることができると考えています。

また、教育委員会のカウンターパートは、今年度から配置した推進官2人をお願いすべく、教育委員会に打診しております。市長部局と教育委員会が連携して、香美市を学園都市としてPRしていくとともに、探究の教育をさらに進化させていきたいと思えます。そして、香美市民にとって大学のあるまちの優位性が理解され、他県から児童・生徒を集めるための施策を具体化してまいります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 香美市はよってたかって教育というフレーズもありますが、学園都市を目指すのであれば、もっと視野の広いまちづくり的な視点、取組も必要になってくると思います。また新しい取組としてぜひ組み立てていただきたいと思えます。

大きな4番、地域と学校の防犯、安全についてです。

高知県や香美市の小・中学校や幼稚園、保育園に通う子供たちをターゲットにした、脅迫メールや爆破予告などが送られてきております。その真意真偽は定かではありませんが、子供を預かる立場ではどれ一つとっても決して楽観視することはできません。行政、教育施設、地域住民がしっかり連携して、これまで対応してこられたことと思えます。しかし、住民側の目線で考えますと、防災、防犯、交通安全といった様々な分野にわたったときに、どうしても行政として一貫性を欠ける場面があると感じております。こういった曖昧さの存在は、相談のたらい回しや解決の先送りを生む要因でもあると思えます。幾つかの場面の対応について香美市の見解を問います。

①です。

直近3年程度で、香美市または高知県を対象に送られてきた脅迫メール等の数、不審者情報の数、実際に何らかの被害に遭われた方の数、脅迫文の送付者、不審者を特定できた数、そして、こういった現在の状況に対しての市の見解をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） お答えいたします。

過去3年間の脅迫メールの数は9件で、実際の被害はございません。不審者情報の数は37件で、被害に遭われた方の人数は57人です。つきまといの1件は、児童が記憶しておりました車のナンバーから常習犯が特定されて、警察より警告されております。

毎年、不審者情報があることは重く受け止めており、各学校から少年育成センターへ情報が入った場合、早急に警察へつなぎ、情報提供、情報共有を行い、職員が巡回を実施しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） なかなか特定するというのは難しいんだなと思いました。

②です。

最近、他市のトラブルも関連して、かなり攻撃的な脅迫文が送られてきた事例があります。最近の脅迫メールに対する教育委員会の休校等の検討内容と、登下校についての指示内容、また、各小・中学校の登下校時の対応でトラブルが発生しなかったか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） これまでの事案について、休校等の検討は特に行っておりません。各学校登下校時の指示内容、対応につきましては、学校規模により違いはありますが、児童・生徒複数での登下校、登下校時の教職員の見守り、併せて育成センターの見回り、地域学校協働本部、やまびこ会等、可能な限り地域の方々の協力を得ながら、登下校時の見守りを強化しています。

また、これまでにトラブルの報告はございません。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） やはり地域の方にも協力していただいて、何とか子供たちの安全を守らなければならないと思います。

ただ、自分たちの子供の頃を思い出しますと、日常的に集団下校であったり、班をつくっての登下校、また防災訓練などをやっていたような記憶があります。香美市の場合、そういった集団登下校を取り入れている学校はあるのか、また、地区や班を分けての下校練習などを行っている事例はありますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 日常的に集団登下校を取り入れている学校はありません。地区割、班分けの下校練習を行っている学校もございません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 少し踏み込んだ質問になってきますが、④です。

市内の小学校、幼・保育園などの施設における、校門、校舎内、また校庭への防犯カメラの設置状況を教えてください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 現在、防犯カメラを設置している学校もござい  
ますが、設置していない学校もございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 設置基準のようなものを設けるべきだと思いますが、その辺  
の検討はされてこられましたでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 文部科学省の小学校施設整備指針などでも特に設  
置基準は決められてはおりませんので、現在のところ香美市でも検討はまだしておりま  
せん。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑤です。

同様に、香美市内の道路、公園、観光施設、また観光施設駐車場、駅などへの防犯カ  
メラ設置状況は把握されているか、また、管理を市が行っているものがあるのか、お伺  
いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市内における防犯カメラについて、道路、公園、観光  
地、観光施設、駅における設置数と管理者についてでございますが、香美市が管理して  
いるものの中で屋外に設置しているものは、本庁舎、中央公民館、図書館に5か所、ア  
ンパンマンミュージアム、詩とメルヘン絵本館に7か所、公園、スタジアム、トイレに  
18か所、これは土佐山田町が17か所、物部町が1か所でございます。そのほか八王  
子浄水場などに7か所設置しております。また、JR美良布駅にJRが設置している1  
か所も管理しております。そのほか、龍河洞が設置している2か所なども把握しており  
ます。通学路への見守りカメラは、土佐山田町7か所、香北町1か所となっております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） こういったカメラの管理は、どこかで一元的にされているの  
ではなくて、個別に管理されているような状況でしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市が設置して管理しているものもござい  
ますし、いろ  
んな事業者が設置、管理しているものもござい  
ます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑥です。

ちょっと分かればで構わないのですが、民間施設を含めた香美市内における防犯カメラ情報というのは、警察や市役所で共有することはあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 防犯カメラの性質上、事件が起こった後に映像を確認して、犯人の捜索や犯罪の証拠として取り扱われるものと認識しております。それぞれの管理者が、警察から要請があれば情報の開示を行うものと思います。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 私個人としては、カメラをどんどん造成しろと思っているわけではなくて、実際、地域の住民、子育てしている方、特に移住してきた方なんかは、街だと非常に防犯カメラがあって逆に安心するという方もいらっしゃるわけで、やはり香美市の場合は、地方に行けば特に人通りが少なく、また人の目が少ないという状況に不安を感じる方がいらっしゃいます。また、教育施設についても同様の目で見られている方が一定いるのではないかと思います。

⑦です。

今後、教育施設への防犯カメラ増設の必要性に対する認識はございますでしょうか。動機は防犯に限らず、校舎内、例えば教室内の子供たちの様子を見るためとかも含めてですが、カメラを増やす取組を香美市としてはどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 御質問にお答えいたします。

教育施設への防犯カメラ増設につきましては、近年増加している不審者や犯罪行為などに対する防犯対策として、児童・生徒の安全確保に資する施策であると考えます。防犯カメラの設置により、不審者の学校侵入防止対策強化につながり、また事件や事故が発生した際の迅速な解決にも役立ちます。さらに、学校の子供たちや職員、保護者にとっても、カメラが設置されることによって安心感を得られると考えております。

しかしながら、設置に当たりましては、個人情報保護への配慮や適切な設置場所につきまして、近隣地域の方々の御理解をいただくことも大切でございます。事前に周知徹底をし、十分な説明を行うことが必要でございます。皆様方からの御協力をいただき、教育施設における防犯カメラの増設を計画的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 必要性を認識しつつも、やはりプライバシーの問題もあつたりして難しいため、計画的にというのは非常にいいと思います。慎重に進めていっていただきたいと思います。

それと、関連しまして、⑧の質問になります。

先ほども言いましたように、人口の減少と高齢化が進み、地域の見守り力が低下している状況を感じます。例えば、各地域の主要な交差点、通学路、商店街の出入口、また公園などに、防犯カメラを設置していく必要性も高まってくるのではないかと思います。

先ほど市長の説明にもありましたが、通学路のカメラが土佐山田町に7か所、香北町に1か所設置されているということです。この場所というのは、もう公開されている情報で、場所も知ろうと思えば知れるものですか、それとも分からないように設置されているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私のほうでどういった状況で管理されているのかは分かりませんが、適切に管理されておるものと思いますし、また住民の方に隠しているものでもないと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 学校にしても地域にしても、カメラをつけようと思ったときに、例えば市道、市の施設であれば市の判断でできるものなのか。また、地域からの要望があれば設置を検討するものなのか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 警察と情報交換をしながら、効果であるとか、費用面、費用対効果も含めて検討していくものと思っております。必要なものには市で予算も組みたいと思っておりますが、現状、緊急につけなければならないとは考えてございません。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 大きな5番に移ります。観光地振興と防災の取組です。

令和4年12月定例会議の一般質問において、香美市の観光推進と防災として取り上げました。その後の状況について伺います。

香美市には、豊かな自然とその自然の魅力を生かした観光資源が数多くあります。コロナ禍を経て、最近では自然の中で過ごしたり体験するライフスタイルが見直されてきた一方で、自然の中での遭難事故が全国各地で起きております。これから香美市が積極的に自然の魅力、観光資源のPRを進めていくのと同時に、両輪として、香美市を訪れる利用者の安全を守る義務が発生するのではないかと考えます。

①です。

さきの12月定例会議においては、幾つかの自然観光施設を例に挙げ、遭難時の命綱となり得る携帯電波状況把握の重要性と、SNSを活用した利用者発信の観光PR効果の視点を含めた観光現場の状況把握を、行政が積極的かつ横断的に取り組む必要性を指摘させていただきました。市長からも、できるところから早速やっていくというような趣旨のお話をいただきましたが、その後、何らかの現地調査や、関連団体とのヒアリン

グ等を行ったか、また行った場合はその内容をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 12月定例会議以降のことですが、山岳観光の状況につきまして、中部森林管理署吉良所長と意見交換をさせていただいております。早期に対応が必要な危険箇所については情報共有をして、それぞれの管理者によって適切に対応していただくという話をさせていただいております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ②です。

自然の中に存在するような観光地、観光施設の場合、その周辺の防災と安全について把握・検討する責任部署は、香美市においてどこになりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 自然の中にあるような観光地として、大荒の滝や轟の滝は、香北支所、べふ峡は物部支所が所管部署となっています。各部署において来訪者が安全に楽しむことができるよう検討しておりますが、観光地や山岳観光などにおける来訪者の安全は、自己責任によって守っていただくことが基本であると認識しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 関連になりますが、観光協会の請負業務の中に、こういった香美市の観光施設周辺の防犯や防災、安全への配慮の責務や、また、注意喚起、行政へ報告する義務など、一言で安全に関わる規定が含まれているか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

香美市観光協会の定款や補助事業計画の中には、安全に関する規定は現在ございません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 定款ではなくて、観光協会の指定管理であったり業務委託を契約をするに当たって、そういった安全に関する取り決めのようなものはないか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 業務委託というか、補助金になっておりますので、その中には安全に関する規定はございません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ③です。

紅葉シーズンに多くの観光客が訪れる大荒の滝や木馬茶屋周辺は、全域電波不通となっております。轟の滝周辺も局所的に電波状況が悪いです。仮に対策をしたら、

自然の中の観光施設には、旬の季節という外せない条件があり、行政側もそれをしっかり考えた対応をするべきだと思います。これから夏・秋の行楽シーズンを迎えるわけがあります。特に紅葉シーズンを意識して、今後補正予算も視野に入れ、何らかの対応は検討されますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

大荒の滝及び木馬茶屋周辺は、NTTドコモ、au、ソフトバンク共に完全にエリアサービス外であり、県を通じてエリア拡大を要望していきたくと考えております。一時的な措置として、木馬茶屋には公衆電話を設置する方向で検討しております。

轟の滝周辺については、携帯電話のサービスエリア内ですが、利用している事業者による周波数の違い、また、使用機種により電波状況が変わります。

今後は、各電気通信事業者へ通話品質の改善を求めていきたくと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） もちろん携帯キャリアに話を持っていくのも重要ですが、前回提案させていただいたように、光回線が付近まで通っておりますので、そこから電波を飛ばして中継するという技術的に簡単で素早く対応できる問題であります。ぜひ研究をお願いいたします。

④番です。

塩の道は、保存会を初めとした住民の方々のこれまでの努力の結果、近年、認知度が上がり、ウォークイベント等の開催時以外にも、多くの方が散策路を利用するようになっております。しかし、ふだん人や車が通らないエリアであることや、電波が届かない範囲も広くあるだけに、知らぬ間に遭難が発生する危険性を香南市と共有し、対策を協議するべきだと考えますが、香美市の見解はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

土佐塩の道保存会では、現在、道中にある案内看板に香美市消防香北分署や保存会関係者の電話番号を載せるなど、遭難防止対策を図っております。また、消防署では、署員が実際に塩の道を歩くなど、遭難や事故発生時に迅速に対応できるよう、日頃から対策をとっていただいております。

遭難発生危険性については、電波が届かないエリアや危険な箇所をパンフレットやSNSを通じて利用者に周知することができないか、土佐塩の道保存会と検討していくとともに、香南市とも情報共有していきたくと考えております。

また、大荒の滝や轟の滝について香北支所長から答弁がございましたとおり、塩の道につきましても、必要に応じて県を通じ通信エリア拡大を要望していきたくと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 具体的な対応はされていると思うんですが、結局は電波が届かないところで、けがをした、動けなくなった遭難者を想定した場合に、何ができるか、もう一步踏み込んだ検討が必要ではないかと思います。当然その当事者、協力団体等とも協議をしつつ、事故が起きていないから楽観的に捉えているのかもしれないという認識を持つべきだと思います。事故が起きたときに、ああしておけばよかったというのが一番残念な結果であります。ぜひ積極的な話合いの場を設けていただきたいと思います。大きな6番です。公共施設の管理計画について伺います。

香美市にある公共施設は、香美市公共施設等総合計画と香美市公共施設個別施設計画を基に、維持管理の取組を行っていると思っております。しかし、計画の実施状況や予算の確保、優先順位の考え方も含め、両計画の扱いが形骸化していることに対して危惧を感じます。香美市の施設管理の考え方を伺います。

①です。

香美市公共施設個別施設計画が2020年から2022年度までの第1期マネジメント期3年間を既に終えております。更新時期を過ぎておりますが、個別施設計画第2期マネジメント期にブラッシュアップする予定はありませんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） お答えします。

香美市公共施設個別施設計画における計画内容につきましては、社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて随時見直しを行うものと捉えております。変更となった内容につきましては、内部の情報としまして管理を行い、外部への発信は特に想定しておりません。ただ、本編に大幅な変更が生じた場合等は適宜更新を行うことと考えております。

なお、施設ごとのマネジメントに関する進捗状況に変更点等ございました分につきましては、第1期マネジメント期が終了する令和4年度末時点において、各所管課からの情報を管財課で集約しており、それらの内容を反映させつつ、第2期以降のマネジメントを遂行していくこととなります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 冊子はもう作らないということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 特に冊子として作成することは考えておりません。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 手元にこういう冊子があります（資料を示しながら説明）。中を見ると一目瞭然で、施設の状況とか今後の計画などが分かるので、非常に分かりやすい資料だと思います。同じようなフォーマットで内部的に管理するという事で間違

いないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） そのとおりでございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 実は、この公共施設個別施設計画は非常に問題があると思っております。

②の質問です。

個別施設計画には、各施設の施設老朽化判定が掲載されています。評価はAからDの4段階で行われ、評価の一番低いD判定の説明では、安全上、機能上問題があり、早急に対応する必要がある部分だと記載があります。特に、屋根、屋上部分においてD判定を受けた施設は、雨水の侵入により建物のほかの部位に深刻なダメージを与える可能性が高く、当然、優先的な対処が必要ということになります。また、施設ごとの利用方針は5段階で示され、方針4、譲渡等、方針5、除去等とされたもの以外の方針1、2、3が、基本的に市として継続利用を前提にしている施設ということになるわけです。この2つの指標、老朽化判定と利用方針を活用して施設管理の優先順位をつけていくことが、このような施設管理計画をつくる本来の目的、意味ではないかと思う次第であります。当然、利用方針を示されながら早急な対応を必要とする判定部位のある施設は、計画的な改修計画をつくり、施設の価値を今以上毀損しないように、責任を持って対応しなければならないはずです。

しかし、現実はそのようではないようです。個別施設計画において、施設ごとの方針で利用を前提とした方針1、2、3になったもので、なおかつ老朽化判定の屋上・屋根においてD判定を受けた物件の数と、第1期マネジメント期間中でどれだけ対策が完了したか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） お答えします。

方針1、2、3であり老朽化判定の屋根・屋上がD判定の施設は28施設ございます。そのうち、第1期マネジメント期間中において対策が完了した施設は2施設となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 本来であれば、この個別施設計画なり総合管理計画を駆使し、優先順位を明確にして予算を確実に確保し、香美市の財産、市民の財産である施設を今以上に価値を毀損しない措置を適切に取るべきであったと思います。しかし、これからも継続利用するとしつつ、雨漏りがあり、なおかつ早急な対応が必要であるとされている施設を、この第1期目、もう4年目に入っていると思いますが、28施設のうち2施設しか対応しなかった施設管理の姿勢というのは、非常に問題であると思います。

③です。

初めに、通告の内容に一部誤りがあったので訂正させていただきます。「本年度当初改修の予定であった」とした部分は、「令和4年度に改修実施予定であった」の誤りでした。その訂正を踏まえて質問を行います。

アンパンマンミュージアム、詩とメルヘン絵本館は、今年開館25周年です。しかし、以前より展示室の結露水滴による展示物への被害の懸念があり、令和4年3月に改正された施設管理計画改訂版において、令和4年度に結露対策の改修を実施する計画が明記されております。しかし、本年度までに改修は行われておりません。令和4年度及び今年度に予算計上されず、改修は見送りとなり、25周年の記念イヤーにもかかわらず、結露のため他館の作家の展示を依頼できないことに加え、改修を見越した展示スケジュールを考えていたために、結果的に少なからず本年度の運営、営業に影響があったと聞いております。事前の協議では、もちろん令和4年度に結露対策の改修を行うと説明されていたと思います。しかし、結果的に予算が確保されずこのようなことになりました。令和4年度にも予算がつかず、また今年度においてもまだ結露対策工事を行えない状況で25周年を迎えてしまった詩とメルヘン絵本館、こういった状況だったのか、教えてください。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

本来であれば、開館25周年までに工事を終わらせるべきでしたが、現在も工事の着手には至っておりません。改修については以前より指定管理者や施設設計者と検討を進めており、改修施工案を出していただいておりますけれども、それによって結露が解消される確証がどうしても得ることが難しく、有効な施工案がほかにないかをちょっと検討し続けております。現在も施工案をもとに専門家の助言を得ながら内容を検討しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 財団も今苦勞して、いろいろ工夫していただいているということでしたが、やっぱりこういう展示系の施設というのは、私たちが思っているよりも早い段階で準備を始めております。作家に頼む場合なんかは、早くて2年、3年かけて調整を行い、スケジュールを確保する。また、告知に関しても半年なり1年前にできるだけ早くすることによって、集客を上げようとする努力があるわけですので、市がそれに対してきちんと対応していく必要性を感じます。

④です。

香北町吉野にあるB&Gプールの廃止に向けた提案が、香北町の行政報告会のみで行われました。そのような判断をした理由と、それまでの検討経緯、B&G財団との協議状況、今後の検討の進め方、そして継続の可能性について、順番に伺っていきます。

最初に、香北B & G海洋センターは、香美市全域を対象とした市民施設、市民プールであります。しかし、香北地区の行政連絡会においてのみ廃止検討の報告を行った理由、また、その判断は適切だったのか、伺います。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

香北町の行政連絡会が終わった後の香北町自治会長会で、このことについて説明させていただいております。B & G海洋センターは、町村合併以前の旧香北町で開設され、親しまれてきた施設ですので、そういった自治会長会が御意見を聞くチャンスではないかと思い、説明させていただいております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） これまで、プールの休館理由は、プール内及び施設、体育館の老朽化による改修が必要な状況となっており、数年に分けて順次改修工事を実施するよう検討していますと、令和3年度、4年度、市民に向けて発表しております。それが一転し、今年急遽廃止の検討という流れになっておりますが、庁舎内においてどのような検討があったのか、教えてください。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） プール周辺の施設ということで考えておりまして、吉野のグラウンドには体育館とか様々な体育施設がございまして、体育センターや弓道場の改修など、全て含んでの計画でした。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 先ほども出しましたが、令和2年度に作成された公共施設個別施設計画において、香北B & G海洋センターの施設老朽化判定はオールA評価であります。健全度は満点の100点でありました。

しかし、令和3年度、4年度シーズンには施設老朽化のため休館となり、今年度は廃止の提案がされております。ちょっとおかしいのではないかと感じるわけでありまして。これは施設個別計画が間違っていたのか、市の管理が間違っていたのか、その辺の認識をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 個別施設計画で100%となっておる建物については、プールの更衣室等がある事務所の建物でありまして、建物には含まれていない部分がプールになっております。プールはテントのようなもので、壁と天井がない施設ですので、この個別施設計画には当たらないものになっております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） プールは老朽化しておっても、それ以外の健全な施設を廃止するという判断、それはまた別の視点での検討をしっかりとしないといけないと思いま

す。

香美市のスポーツ振興や施設運営の施策に対して、市民側の目線で協議、意見をする役割を担う、香美市社会体育施設等運営協議会、香美市スポーツ推進委員会といったものがあります。今回の検討について、こちらに提案や意見を求めたりしておりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） B & G財団に御相談させていただいたときには、まず地元の意向を確認するべきという指示がございました。そして、この確認が済んだ後に、先ほど議員が言われました、社会体育施設等運営協議会にこの内容をかけ、その後に教育委員会、そして全員協議会で御説明させていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 香美市の施設を協議する市民の会があるんですが、そこには意見を求めずにとということですか。ごめんなさい、聞き逃がしました。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 運営協議会、教育委員会、議会にも、全て意見を求めるつもりでおります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） このB & G海洋センターのプールは、旧香北町時代に数年間をかけて誘致活動を行い、平成2年にB & G財団によって建設された施設です。後に無償譲渡されたものですが、その後老朽化が進み、平成24年度には財団から1,400万円の修繕助成を受け、総額3,418万円の大がかりな大規模修繕を行い、ゲストを呼んでにぎやかなリニューアルイベントも開催されました。また、平成29年度の台風21号、22号による被害で上屋のテントが破損した際にも、財団より災害復旧助成260万円を受けることで、1,047万円をかけた復旧を行いました。こういった経緯があるわけですが、実質、令和3年、4年は休館でした。そうやって考えると、大規模修繕から実働8シーズン、上屋のテント張替えからわずか3シーズンでの廃止ということになります。しかも、施設の老朽化が一番の理由というのは、どうしても納得がいかない部分ではありますが、やはり市の管理体制や施設運営方針、考え方に原因があるように思います。

非常に地域のために協力していただいたんだと思いますが、B & G財団とは廃止に向けてどのような協議を行っているか、また、財団側から何か意見は出ていないか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） B & G財団には、現在の状況等を説明した上でいろいろ相談させてもらっております。先ほども述べましたが、地元の方の意向を確認してほしいということで、意向を確認するにはどういった手法をとったらいいかと

いうことを相談いたしましたら、先に施設を廃止した市町村が、現在香美市で行っておりますようなパブリックコメントを募集していたことを教えていただき、そのようにさせてもらっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 様々な住民の意見を聞いていただきたいと思います。この廃止が前提になっているのはやはり残念なところであります。現在パブリックコメントを行っておりますが、そういった意見をどのように検討するのか、また、廃止すると決まった場合、どのようなスケジュールで進んでいくのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） パブリックコメントの意見は大事にしていきたいと考えております。現在は2件ほど来ており、1件は資料内容についての御指摘と、もう一つはほかの用途に使ってみればどうでしょうかという提案をいただいております。先ほどから述べていますけれども、廃止の方向で進むとした場合は、先ほど言った順番で、社会体育施設等検討委員会に諮り、教育委員会でもお話しさせていただいて、全員協議会で御説明させていただきたいと思っております。そこで廃止の方向となった場合は、プール撤去費用を令和6年度当初予算に計上をさせていただきたいと思っております。そしてその後、財団に対し廃止申請書を提出することとなります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 廃止の検討理由でやっぱり気になるのが、費用対効果という言葉が使われている点であります。費用対効果という言葉の意味は、受け取る側によって大分差が出てくると思っておりますが、市民にとっての費用対効果というのは一体どういうものか、それはお金では計れないものではないかと思っております。もちろん運営費、維持管理費に毎年お金がかかる施設であることは間違いありませんが、こういった施設はそもそも採算性を求めるものでもありませんし、何より市民の健康やスポーツの推進、また子供たちの教育のために存在するものであるもので、古くなったからとか、財政が厳しいからとか、そういった類いの理由を費用対効果というものに込めていないか、非常に気になっております。やはり市民にアンケートをとるとか、パブリックコメントは今の時点で2件ですので、その2件の意見が市民の声だと読めるのか、きちんと考えていただきたいです。もちろん急ぐ必要はないと思っております。

ちなみに、自分も建築士ですのでつつい考えてしまうのですが、平成29年度に更新された上屋のテントは、一般的な耐用年数は15年ぐらいです。果たしてどこに、管理施設も100点の施設で、上屋のテントも問題ないはずですが。適正に管理していればですが。その施設をなぜ老朽化で、費用対効果という名目で廃止しなければならないのか。現状の印象では廃止が既定路線のように感じてしまいます。市民も同様だと思いま

す。実情は市ホームページに掲載されているだけであり、市民への周知が十分できていないと言える状況です。このままでは、市民の声を広く集め、予断のない柔軟な検討ができていないのか不安です。今後の議論次第で施設継続の可能性はあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） パブリックコメントに関しましては、今月号の広報にも、こういう内容を載せてありますと周知させていただいております。それと、工事の内容ですけれども、建物というよりは、プール内壁の塗装などを必要としておる状況になっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ちょっと当たり前の話なんですけど、ランニングコストという施設ができた後にかかる費用は、もう考えるまでもなく計上すべきものなんです。施設を長く使うことによって初めて、市民の税金を正しく使ったということになるわけですし、効果というのはその先にしか存在しないはずなんです。ちょっと1回見てみたいな、ちょっと本当に正直どこが駄目かとか、お金をかけることへの費用対効果をどのように図っているか、しっかりもう一回庁舎内でも考えていただきたいと思っておりますし、あの施設の持つ価値というものもぜひ言葉として検討していただきたいと思っております。

さて最後になりますが、私も今回の件に関しては非常に研究を行いました。全国にB&G施設は非常にたくさんあります。しかし、一方で廃止する施設も自治体もございます。やむを得ない理由だと思っておりますが、一方で、その上屋のあるプールを改修し、屋内スポーツ施設にした自治体もございます。それはB&G財団が協力し、新しい事業の方法として一緒に取り組んでおります。まだまだ研究の余地があると思っております。やりようはあると思っておりますので、ぜひ検討を一生懸命進めてください。協力もいたしますので、よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 西村剛治君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時46分 休憩）

（午前11時03分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。通告に従い、順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、1番目、地域おこし協力隊について伺います。

2009年度に創設された地域おこし協力隊制度は全国的な広がりを見せ、中山間地域の産業振興や活性化に大きな役割を果たしています。また、人材の移住・定住にも結果を残しております。

本市においては、本年度、地域づくり支援員事業として集落支援員8人、地域おこし協力隊1人、計9人分が予算化され、地域の活性化につながる活動を展開しています。しかしながら、地域おこし協力隊員として任用し、産業振興の目的に特化して取り組んでいるようにはなかなか見受けられない状況もございます。

そこで、以下、伺ってまいります。

①です。

本市における地域おこし協力隊員としての任用及び現在までの活動状況について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

6月1日現在ですけれども、地域づくり支援員のうち地域おこし協力隊の予算は1人分ございますが、雇用できておらず、現役はゼロ人でございます。今まで5人の方を雇用しておりました。

現在までに地域おこし協力隊が携わっている業務といたしましては、物部町地域における集落道の管理、塩の道イベントの支援、逆川地区における観光資源の発掘及び情報発信、地域活性化協議会及び地域活動への支援、市内全域における有害鳥獣被害対策に関する調査・指導・見回り等、また、ふるさと納税の業務等、多岐にわたり取り組んでまいりました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 1人分予算化されていて、現時点では地域おこし協力隊員は雇用されていないということですが、その原因について、何かお気づきの点がありましたら、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 原因はちょっと今のところ分らないです。申し訳ございません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 有害鳥獣関係の方も雇用されたと伺いました。募集に当たっては、目的を明確にして、こういう仕事をしてもらいたいという依頼で募集しているのか、募集してから何をしてもらおうかという考えのもとなのか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

募集の際には、ある程度詳しい業務内容を明らかにした上で募集しております。  
以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ちょっとシステムのなことを伺いますが、各課が独自に  
要望して予算要求していく方向なのか、定住推進課が要望を取りまとめて市長に要求し  
ていくのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

予算要求に関しましては各課で行っております。ただ、制度につきましては要綱がご  
ざいますので、要件に合致する形でやるように、事前に相談は受け付けております。  
以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

地域おこし協力隊員及び元地域おこし協力隊員が市内で起業等を行う場合、起業等支  
援補助金を100万円を限度に交付できるように、要綱において定めております。現在  
までの交付状況について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 農林課で雇用していた者1人、令和3年度に1件1  
00万円の交付実績がございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 農林課というと有害鳥獣の関係でしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） そのとおりです。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） この方は、地域おこし協力隊の後起業するために100  
万円の補助を受けたということですが、現状の立ち位置をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 現在、集落支援員として引き続き活動されていると  
認識しております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ということは、地域おこし協力隊員から集落支援員とし  
て、3年と3年やったら最大6年間、市が必要性を認めたら雇用、任用できるというこ  
とでよろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

地域づくり支援員のうち地域おこし協力隊制度というのは、活動任期の定めがございます。

一方、地域おこし協力隊のうち集落支援員制度に関しましては、活動期限の定めがありません。それに基づきまして、集落支援員制度として現在も活動を続けておると認識しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ちょっと関連して伺いますが、集落支援員は任期がないということになったときに、そのお金は特別交付税措置の枠内でずっと出続けるんですか、国からの特別交付税として。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） さきの制度につきましてはちょっとあれですけども、現時点の制度につきましてはずっと交付税措置があるものと認識しております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 当初から、集落支援員として水源管理からいろいろ集落活動センター関係等で雇用された場合ですが、この方々が今後起業してということになったら、この補助金制度の対象になるのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

協力隊等の起業支援補助金に関しての質問だと理解しておりますが、これに関しましては、地域づくり支援員のうち地域おこし協力隊のみに特別交付税措置があるものと認識しております。市の要綱上も地域おこし協力隊のみの要綱が定められております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 現時点では対象ではないという認識でよろしいかと思えます。

地域おこし協力隊員ではなくても、同様の状況にある、移住されて起業される方にも起業支援補助金を広げていくという考え方も、私は重要と思います。例を挙げれば、今鍛冶屋創生塾の事業もやっています。起業に対しては相当のお金がかかったりもします。そういうときに、やっぱり100万円であっても、起業に当たって移住された方が補助金を得て、運転資金、設備資金、様々な備品とかを買うのに利用できるように、制度的に広げていくような感覚はないのか。市長、もしくは企画財政課長に聞いたほうがえいかもかもしれませんが、お願いします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） そうした起業支援の観点からは、商工観光課のほうで十分需要を見定めて制度設計した上で、総合的に検討するということになるかと思

います。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。

集落支援員は、集落活動センターの運営支援や水源地管理、空き家調査の仕事に当たっておりますが、順調に活動されているのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

現時点におきまして10人の方が集落支援員として活動しておりまして、業務といたしましては、移住・定住事業の実施、美良布及び平山の集落活動センター立ち上げ支援及び立ち上げ後の集落活動支援、物部地区における集落活動センター立ち上げ準備支援及び塩の道活動のサポートや、センターを立ち上げた後を見越した活性化イベント等の実施を行っております。あと商工観光課2人と農林課1人で継続して事業をしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 順調に活動されているという認識でよろしいかと思えます。

それでは、④です。支援員活動費についてお尋ねします。

先ほどの質問で、地域おこし協力隊員が、まだ6月1日現在では決まっていないということでした。地域おこし協力隊員は、1人年480万円まで特別交付税措置されておる中、本市の支援活動費は年額172万9,200円であります。他市町村と比較してどうなのか、人材確保の面からいっても活動費アップの方向性について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

最新の実績でお答えしたいのですが、令和4年度におきましては地域づくり支援員がおられない状況で、地域づくり支援の中の集落支援員の報酬等が同じ待遇でございますので、集落支援員の例によりまして御回答させていただきたいと思えます。

令和4年度の実績を見ますに、支援員の給与等、実質は報酬と手当になりますけれども、これの実績額が1人当たり230万円程度となっております。

先ほどの質問でも御指摘にありましたとおり、国の要綱上では地域おこし協力隊1人480万円を上限としておりまして、そのうち報償費等、これ実際は給料と手当になるんですが、人件費にかかる部分が280万円までの上限となっております。御指摘のとおり、特別交付税措置のある上限額まで余裕があるという状況ですので、用語を統一して給与等と表現しますが、見直しの余地はございます。

ただ、大枠として会計年度任用職員の範疇にございます。改正自治法等によりまして、

会計年度任用職員の待遇につきましては現在大きく変わりつつある状況になっております。これに関しまして、市全体の方針等に従いながら、この件につきましては慎重に検討していきたいと考えています。

また、質問にございました他市町村との比較でございますが、近隣市と比較して大きくは変わらない状況になっております。近隣2市の計算上では、一方の市が234万円、もう一方の市は242万円となっております。県下で調べましたところ、香美市より当然低い市町村も複数存在しておる状況でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ちょっと関連して聞きますが、別立てで家賃補助等はあるんですか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 自動車と家賃もございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 家賃補助は別立てであるということで、それは交付税措置の中に入るんでしょうが、実際近隣と変わらないと言いますが、若干安いという部分もあります。やはり、人材を確保すると、これからテーマを持って、これを香美市はやるからぜひ来ていただきたいとアピールするためには、報酬も一定考えねばならないと思いますので、その点は今後の検討課題で会計年度任用職員の例も挙げられましたが、ぜひそれも踏まえて総合的にこれから地域の産業振興や観光に取り組んでいく。まだまだ大きな課題を中山間地域は抱えていますので、集落支援員もそうですが、地域おこし協力隊という目的に特化したような取組を今後求めていく中で、そこら辺の前提である募集に対しての活動費というものも明確にしたいと思いますので、よろしく願いしたいということを申し添えます。

⑤です。

5月12日県内各地で地域おこし協力隊員として活動している、着任1年未満の隊員が参加し、研修会が開催されたとのことでもあります。本市からの参加はあったのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

先ほど御指摘のありました5月12日の研修の参加実績はございません。ただ、県が実施する協力隊員を対象にした研修への参加実績はございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ほかにはいろいろと参加してきたということであろうと

と思いますが、その中でやっぱり協力隊員としてのやりがいとか、それから、逆に地域との関係性の難しさとかも勉強してきていると思うんですが、そういう情報共有は定住推進課となされてるのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） なかなか近年はコロナの影響もございまして、決して積極的に参加しているという状況ではございません。ただ、今後は、採用されたら研修への参加を促していきたいと考えております。

情報の共有につきましては、ちょっと体験が足りませんのでお答えできません、申し訳ございません（後に「担当課での情報共有はできている」と訂正あり）。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 基本は農林課やったら農林課長のほうで情報共有されていると思うけど、やっぱりそういう情報を最終的には定住推進課で集約しておくことが大事ということをお願い添えておきたいと思います。

⑥です。

地域おこし協力隊は、都市から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地域産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であります。

本市の場合、住民支援の取組は的を得たものとも考えます。しかしながら、前段に述べた、地域ブランドや地域産品関連の地域活性化につながる展開を強化すべきと考えます。目的を明確にした協力隊員の募集について、再度見解を求めます。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 回答の前に、先ほどの回答で情報共有の部分について訂正させていただきたいと思います。ちょっと急に思い浮かびませんでしたので。地域づくり支援員に関しましては、毎日の業務について報告されております。担当課では情報共有ができているものと認識しております。それを訂正いたしまして、先ほどの質問に対して回答させていただきたいと思います。

御指摘の地場産品開発支援等につきましては、他課の範疇に含まれるものもありますので、今後の検討としたいと思います。ただ、現行制度及び市の設置要綱上は、これら御指摘の取組について適合するものであると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 市長に伺いますけど、南国市では御免町の活性化とかいうことでの地域おこし協力隊員雇用とか、佐川町では自伐型林業事業者の育成のため、地域おこし協力隊にて募集して81人が参加して、56人が3年間の任期を満了して38人が定住されたと。家族も含めて約100人が移住して林業振興に当たっているという例も伺っております。

本市においては、土佐打刃物のブランド化やユズ関連や観光に関してとか、先ほど有害鳥獣の部分でジビエ関連の発展に向けてとか、様々な特化した取組を地域おこし協力隊員の協力を得てやることも可能と思うんですよね、それに向けての発信というか。そういうことについて、市長はどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、地域おこし協力隊制度は、香美市におきましてもしっかりと有意義な形で導入させていただきたいと思っておりますし、また総務省の幹部も香美市に来ていただいてPRしていただいたところでもあります。

先ほど、目的を絞ってというような形のお話がありました。佐川町での自伐林家の話もありました。香美市として、地域にどういった課題があって、それをどういった方向性で解決していくかということにつきまして、しっかりと市が募集できる体制をまずつくることが必要であると思っております。私自身も、実際に経験された方のお声を聞きたいということで、ランチミーティングの中にそういった方々も入れさせていただいて、先日もお話を聞いたところでもあります。

テーマを絞っていくためにはもう少し時間をかけてと思っておりますし、今年度地域おこし協力隊の予算を出させていただきましたが、実際は募集したからすぐ来てくれるということでもなく、報酬の面、どういったことをお願いするかということも明確にする必要があると思っておりますので、しっかり準備をして、よそに負けない形で募集できればと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ⑦です。

地域おこし協力隊の県下での定住率は約3分の2ということを、この間、県の資料等でも見させてもらいました。実際、本事業に関して、今市長からの答弁もございましたが、県内先進自治体等の調査も踏まえて、やっぱり今後展開していく上で必要なことと思いますので、課としてそこら辺の調査を進める考えあるのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、地域おこし協力隊制度で雇用された方は現在5人おりますが、うち4人が市内に定住しております。つまり、定住率は80%となります。後の質問に関しましては、御指摘のとおり検討していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 制度自体が2009年度にできて、まだ5人と。こう言ったら失礼ですけど、地域課題から言ったら、地域おこし協力隊員を10人、20人雇用しておいてもおかしくないんじゃないかというのが私の率直な感想なんです。そのことも踏まえまして、県内先進自治体の調査も行うということですので、ぜひ積極的な御

検討をお願いして、次の質問に移ります。

2番に移ります。市有財産の管理、活用についてであります。

行財政改革推進特別委員会にて審査、提言も行ってきた本市の市街化区域、市街化調整区域に相当数ある市有財産について、売却等については、困難案件も含めて一定進展を見たところであります。行財政改革推進特別委員会での審査が終わり、数年が経過した現在、以下について伺ってまいります。

①です。

この間、新たに増加した普通財産について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） お答えします。

市街化区域及び市街化調整区域において、行財政改革推進特別委員会での審査終了後、新たに増えた普通財産はございません。市街化区域及び市街化調整区域以外では、香北町西川の旧西川プール用地を道路用地として県に譲渡した際の残地、また、物部町五王堂の旧五王堂へき地保健衛生相談所の宅地及び木造建物が、新たに普通財産となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 通常、行政財産として使う目的が終わった場合は、行政財産から普通財産に移行して行って、普通財産であれば基本売却の方向であるということです。先ほど、香北町西川とか物部町のことを言われましたが、この間の決算書を見てもみますと、令和3年度は土地11万5,857平米ということで、前回質問した平成30年当時から言ったら、ほぼ変動がない格好になっております。実際のところ、市街化区域と市街化調整区域で私は話をさせてもらったんですが、香北町西川とか物部町五王堂と言いましたか、そこら辺についての今後の見通しはどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 現時点では、売却、貸付けといった具体的な見通しは立っておりません。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

以前の審査においても、手続が進まず、また、広さ等の問題から売却できない物件も多々ございました。売払いできた案件はあるのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 市街化区域及び市街化調整区域において、審査終了後、審査された財産について売払い等ができた財産はございません。ただ、それ以外では、山田小学校西側の宅地、市街化区域及び市街化調整区域以外においては、香北町小川の

雑種地が売払いになっております。

以上です。

- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。
- 14番（山崎龍太郎君） 山田小学校西側の宅地というのは、市街化区域内じゃないがですか。
- 議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。
- 管財課長（三谷恵司君） そちらは市街化区域内になります。
- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。
- 14番（山崎龍太郎君） 普通財産を持ちますと、なかなか日常管理とかで課も手を取られることもあります。できたら安い価格、定価でも、貸付けできる対象があれば貸付けしてもらいたいという思いもあるんですが、昔の同和対策事業の残地も結構あったんですけど、それもやっぱり手つかず状況という認識でいいのか、お尋ねします。
- 議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。
- 管財課長（三谷恵司君） 同和対策事業の残地等につきましても、特に売却、貸付け等といった処分には至っておりません。現状、防草シートをかぶせ、定期的に状態を確認しておる形です。
- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。
- 14番（山崎龍太郎君） ③です。
- 身近な物件として、土佐山田町北本町地域で常々気になっておりますが、旧前山住宅跡地がございます。以前の審査時での入札不調からかなり年月もたったわけですが、この件も踏まえて対策が講じられていない財産について、お尋ねします。
- 議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。
- 管財課長（三谷恵司君） 以前審査のございました財産につきましては、市営百石団地跡地が医療救護所として普通財産から行政財産に変更になりましたが、その他の物件につきましてはいずれも処分等には至っておりません。
- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。
- 14番（山崎龍太郎君） 旧前山市営住宅跡地、旧専売公社社宅跡地も絡んでいるんですけど、これが進展を見ないのは、入札不調から土地鑑定士の話もあったと思うんですけど、広い財産ですので何らかの方向性を見つけねばならないと思います。そこら辺の課の考え方はいかがでしょうか、何か今後動こうとしているのか。
- 議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。
- 管財課長（三谷恵司君） 御指摘のとおり、旧前山市営住宅跡地及び専売公社社宅跡地についてなんですが、こちらの土地は前山地区計画の区域に入っております。利用につきましては、計画に沿った形で行うことになります。具体的な内容としましては、道路の敷設を含んだ住宅地としての利用形態となっております。
- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） あそこは向陽台という地域で、かなりまた住宅も増えてきている中で、ぽつぽつまだ建っていない家もあるんですけど、新たな住宅地として早急な展開も求めるところであります。この件については、この辺でとどめたいと思います。

④です。

土地建物等の財産を放置していても日常管理に手を取られ、税収等につながるものではありません。有効利用に向けて、様々なハードルを下げてでも売却等の方向を探るべきです。今後の展望について見解を求めます。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） それぞれが様々な問題を抱えておりまして、現状では全てを処分することは容易ではありませんが、売却等の阻害となっている要因を精査した上、貸付け等の可能性も含めて、有効な方策を模索しながら処分につなげるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 3番目に移ります。本庁駐車場についてです。

本庁舎ウッドデッキ改修工事を行い、公用車等駐車場として利用していく方向であります。併せて、急速充電器設置工事も予定されております。

そこで順次お尋ねしてまいります。①です。

事業等の詳細についてお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 本庁舎南側のウッドデッキは、市民の皆様の憩いの場として設置されているものですが、現状あまり利用されておらず、老朽化も見受けられることから、かねてより不足しがちである駐輪場等としての活用を念頭に、改修を行う予定です。改修の詳細についてですが、本年度になりまして、本庁舎南側に隣接する土地購入の話が浮上したことから、本庁舎南側のスペースは一体的に整備を行う方向となったため、今後はそちらの隣接地購入の話の進み具合に応じて、詳細が決まっていく運びとなります。

また、急速充電器設置工事につきましては、現在本庁舎駐車場内に電気自動車給電器を2口備えた普通充電器を1基設置しておりますが、現状では公用車専用となっております。そのため新たに50キロワット相当の急速充電器1基を、市役所敷地内に配置する予定としております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 南側の土地購入の話が出てきたということですが、南側と言ったら日曜市の関係になるんですか、ちょっと詳細を。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 議員がおっしゃられましたように、平成日曜市広場とし

て利用されている土地でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） この件につきましては通告しゆうわけでもないけれども、全体的な計画としてはすごい大事なポイントになると思います。予算審議等でまた諮られるものと思いますので、よろしくをお願いします。

充電器の設置場所については、50キロワットが1基で2口あるということですが、設置場所等はおおむねどこにするか決まっていたら、お願いします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 恐れ入りますが、急速充電器につきましては1基で、給電口も1つの予定をしております。

急速充電器の設置場所につきましてはまだ決定しておりませんが、先ほどのお話に出ました、本庁舎南側スペースの整備と併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

平成日曜市広場と施設の関係があるのかは定かではありませんが、ハトのふん等の被害が見受けられます。何らかの対策について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 本庁舎のハトのふん被害対策につきましては、庁舎屋上の南側にハトよけの忌避剤を15個ほど設置し、年に二、三回交換しております。また、週に1回は職員が屋上の見回りを行っております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ハトのふんは、美観を損ねたり、悪臭とか車への被害もありますので、今後も気をつけていただきたいということを申し添えておきます。

③です。

急速充電器は1基ということでございますが、市民の利用は可能なのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 急速充電器の設置につきましては、公用車における充電環境の整備はもとより、脱炭素化社会の実現に向けた電気自動車普及促進の一環として、公共による充電インフラ整備の充実を図るといった趣旨もございます。急速充電器は、普通充電器に比べ充電に要する時間が大幅に短縮され、利便性も高くなることから、設置後は広く市民の皆様にご利用いただくことを想定しております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 大体30分ぐらいで可能なんですかね。何か調べてみるとそれぐらいで充電可能みたいなことも載っていたんですが、それか予約制にするのか、そこら辺はどうでしょう。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 充電に要する時間につきましては、急速充電器はMAX 80%の充電ということのようなんですけど、公用車の日産リーフの場合ですと1時間と聞いております。

なお、予約制につきましては、人員配置や予約していない方の取扱い等での困難が想定されるため、特に考えておりません。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ④です。本庁舎駐車場における防犯カメラの精査について伺います。

以前、駐車場において車同士の接触事故がありましたが、防犯カメラで確認できなかったという事例がございます。ドライブレコーダー設置の車でも死角になる場合もあります。改善の余地があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 本庁舎には、現在庁舎北面に屋外防犯カメラが3台設置されておりますが、駐車場内全ての範囲を撮影できてはおりません。また、カメラが38万画素と現在主流になっているものと比べても性能が劣っており、画像も不鮮明と言わざるを得ません。

以上のことから、今後は設置数増大とカメラ自体の性能を上げることを検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ⑤です。

コロナ感染症も5類に移行して、土佐山田町の料飲街も忙しくなってきました。本庁舎駐車場は現在午後9時にチェーンがかかっていると思いますが、夜間開放して、代行運転で帰る夜のまちを楽しまれる方の利用につなげることはできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 本庁舎の駐車場は、現在、午前7時から午後9時までの間は施錠しておらず、庁舎が閉庁した後は一般の方々にも開放させていただいております。午後9時以降の夜間開放につきましては、防犯上好ましくないことや、駐車場内における不要な事故の防止、迷惑駐車の抑制等といったことにも鑑み、従来の取扱いのまままでよいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 南国市や香南市は、駐車場が広いということもありますけども開放しております。実際おっしゃるとおりの部分もあろうかと思います。私見を言うのなら、私もちょっとたしなむほうですので、まあ、これは積極的に推進するというわけではないけど、実際、西庁舎のほうに停めたりする方もおられると思いますけれども、やっぱりこれから人がいろいろ交流するときに、この駐車場、それから、前段で

言ったように、防犯カメラのことをなぜ聞いたかというのと、こういう夜間駐車のときに、防犯カメラ機能があったら後々のトラブルにも対応できるんじゃないかと思って聞かせてもらいました。現状、課の見解としてそういうことであるのであったら、一応私のほうは納得しますが、今後、何か新たな展開があったときには、また再度の検討をお願いしておきたいと思います。

4番目に移ります。土佐山田スタジアムについて伺います。

以前も質問させていただきましたが、なかなか利用率向上、また、にぎわっている状況が見られないのは寂しい限りであります。本施設の課題等について伺います。

①です。

現在のスタジアム利用状況について、お聞きします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

土日祝日は、中学校の練習や試合、一般の軟式野球の試合などでほぼ埋まっております。平日は、公民館事業のグラウンドゴルフで午前中ほぼ毎日使っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 令和2年12月定例会議で質問させていただきました。そのときの利用率は60%程度で、使用時間等が重なり60件ほど断るような事例もあったと伺っています。パーセンテージ的に言ったら変わらないという認識でいいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 余り変更はないと思うのですが、昨年度は市民グラウンドの改修工事をしておりましたので、中学校野球部の練習を主に受け入れておりました。ちょっと昨年度についてはいつもと違う状況でしたので、はっきりと分かっておりません。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

ゲートボール場も整備されておりますが、利用されているようには見受けられません。利用状況及び管理はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） ゲートボール場に関しては、以前使用していた団体が競技をやめてから、3年ほど使用実績はございません。以降のゲートボール場使用の問合せもありませんので、今後はゲートボール以外で利用できる施設として、整備の検討が必要な時期になっているのではないかと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 現地も見せてもらいましたが、草もちょっと生えている

状況で、ゲートボール場は3年も使われていないのかと。確かにゲートボール人口は激減しております、一時全国で60万人ぐらいをおった人口がもう10分の1以下になっているような現状もあります。様々な問題点はあると思いますが、私は新たな利用価値を探ることは、すごい大事なことだと思います。使用されないままに放置しておいても、ある部分、市民からお叱りを受けるだけになると思いますので。ぜひ方向性を探ってもらいたいですが、その前に、今の利用団体、解散されたんだったら別ですけど、片一方ではゲートボールを振興させようという動きも、この間高知工科大学の記事でちょっとあったりもしました。ただ、それが的を得ている取組なのかどうかは私も分かりませんが、そこら辺を確認した上で、やはり秦山公園の子どもの広場がありますし、それからふれあい広場もあったりして、そういう関連づけたスペースを有効利用させることで、やっぱり市民から聞くとか、それこそ子どもの広場を利用するより若干上の層の人が、何か短時間スポーツ利用できるとか、あんまりスタッフも手を取られるわけにはいかんと思いますけれども、何か考え方によっては、新たにあのスペースにもにぎわいが起こるんじゃないかと思います。転用の方向は理解もされますが、その前の確認作業を怠らずにやって、それから様々な市民、特に若い層とか、高齢者の方がゆっくり憩えるというのも一つかもしれませんけれども、実際様々な考え方があると思いますので、ぜひそのことに知恵を絞ってもらいたいと思いますが、その件について何かありますか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 私たちだけの考えではいけないと思いますので、幅広く意見を聞きたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。

スタジアム設置に当たり、過去の地元合意ではナイター設置はできないとのことでしたが、最近の地元からの声として、設置を容認するような話も出ております。地元全体の声であれば、費用負担は大きいですが、土佐山田スタジアムを最大限有効利用するためにはナイター設備も選択肢と考えます。再度協議すべきではないでしょうか。先ほどの話では、日曜祝日は中学生らも踏まえて使ってもらえるけど、夜の時間帯に使ってもらうのは、やっぱり一つの大きな課題と思うんですわ。その点について、地元との協議を再度行うべきではないかということをお願いしますが、見解を求めます。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 土佐山田スタジアム、秦山公園も含んで、建設当時に秦山公園建設特別委員会での協議と、地域等との確認事項などもありまして、スタジアムの夜間使用及び夜間照明設備などは、地域の生活環境を守るため、当初計画からなかった設備になっております。

また、供用開始後、もう20年以上たつんですけれども、地域の皆様の御理解を得られるようであれば、夜間照明等も設置は可能かとは思いますが、現状の使用状況とか、

整備、維持費などを考えると、十分協議が必要な事項と思われます。併せて、経年劣化による補修、特にまだ張り替えていない人工芝などもどうするべきなのか、今後隣の公園やスタジアムをどのように管理していくかも含めて、協議していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 確かに人工芝も、それこそ先ほどの議員の質問でも、個別計画では令和3年度にやる予定ができていないと。様々あると思います。ただ、やっぱりこの施設をどう生かすかという立場で私は聞いています。どんどん傷んでいくのを待つのか、利用されないまま待つのか、そうじゃなくて、国体という部分があって、様々地元にもお願いしながらできた施設でございます。ぜひそのことも頭に置いて今後展開していただきたい。やはり施設ができた以上は、市民の財産でありますので使ってもらうことが一番大事。そのためには、やっぱり的を得た施策をするということになります。やっぱり夜間利用は大幅に利用者増につながるという思いで聞かせてもらったわけですので、ぜひちょっと以前の合意を破棄してでも地元の全体的な合意を、騒音のこととか、高台にありますので風が吹けば土も舞うとか、様々な部分でクリアできんと、そこに大きなハードルがあるんやったら断念せざるを得んと思います。そこら辺を教育委員会として考えていただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前 11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 9番、公明党の舟谷千幸です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答で質問させていただきます。

初めに、高齢者政策のフレイル予防についてです。

4年前にも取り上げさせていただきました。フレイルとは、虚弱、加齢に伴う活力の低下を言います。2025年にはいわゆる団塊の世代が全て75歳以上に、さらに、2040年には団塊ジュニアが65歳以上に到達し、今後も高齢化が進むことが予想されています。厚生労働省のホームページには「健康長寿に向けて必要な取り組みとは？100歳まで元気、そのカギを握るのはフレイル予防だ」とあります。

①です。

本市において、令和2年度から後期高齢者が健康診査を受けるときに、フレイル等の高齢者の特性を踏まえた質問票が用いられるようになりました。内容は、健康状態、心

の健康状態、食習慣、口腔機能、体重変化、運動・転倒、認知機能、喫煙、社会参加、ソーシャルサポート、これは周囲の人から与えられる物質的・心理的支援です。この健診結果で、市民にどのようにフレイルの意識づけや気づきとなっているのかをお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） お答えいたします。

香美市でも令和2年度の健康診査から、後期高齢者の質問票を使用しています。今年度から実施する、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で行う、健康教育での活用も想定しております。フレイル予防につなげていきたいと考えております。

健診結果への影響については、質問票を用いたことに対する分析はありませんが「1日3食きちんと食べていますか」や「ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか」など、具体的な15の質問に、はい、いいえで回答するようになっており、御本人の気づきにも役立っていると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） フレイルの要因とか、その15の質問によって気づきになっていると、そしてまた、健康教育にも使われているということでございます。

重症化の予防について、医療や介護のサービスにつなげる場合には、どのようにされているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） この質問票からつなげるという意味でよろしいでしょうか。次の質問にもつながりますが、今実施しておる各方面の事業の中でこれを活用しておりますので、具体的な内容を確認しながらつなげていけていると感じております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ②の質問です。

国は、令和6年度までに、全ての市町村において高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を目指しています。本市は、本年度よりこの取組が行われております。現在どのように進められているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 本市では、昨年度より関係部署との協議を進め、今年度から開始しております。後期高齢者の保険者である高知県後期高齢者医療広域連合と国保の保険者である本市が連携し、一体的に実施します。

今年度は、従来から実施している取組を基本としまして、健康状態が不明な高齢者の生活状況や健康状態の把握、受診勧奨などの個別的支援の実施、また、高齢者の通いの場を対象とした健康教育の実施などにより、積極的な関与を行う計画としております。

実施に当たりましては、高齢介護課、健康推進課と連携し、取り組んでおります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 今年度からの取組ですが、企画調整には医療専門職の配置と  
いうのがありますけれども、お決まりでしたらどのようにされているのか、お聞きいた  
します。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 今年度は、高齢介護課の保健師を調整担当として配  
置しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 今年度からということですので、ぜひ取組をよろしくお願  
いいたします。

③の質問です。

フレイル予防には、身体活動、社会活動、栄養の3つが挙げられています。この中の  
栄養は、食と口腔機能のフレイル予防です。昨年度、オーラルフレイル、これは口腔の  
機能低下ということですが、県のオーラルフレイル予防事業のモデル地区に本市  
が選定されまして、御協力されたあるヘルスマイトから「モデル事業が香美市に当た  
って本当によかった。参加された方は高齢者で独り暮らしの方が多く、（メニュー）を作  
ってみようという意欲が出る」との声もあり、好評であったとお聞きしました。

口腔フレイル予防や今回のモデル事業を受けて、今年度はどのような取組をされるの  
でしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 舟谷議員の御質問にお答えいたします。

昨年度は、県の支援で口腔体操に栄養・歯科指導を組み合わせたオーラルフレイル予  
防複合プログラムをモデル的に実施し、介入群では口腔機能向上、生活習慣の改善、オ  
ーラルフレイル予防に対する意識の向上が見られました。栄養指導にはカムカムメニ  
ューの試食も含まれ、かみごたえがあり低栄養を予防するメニューを、市の食生活改善推  
進員（ヘルスマイト）が紹介しております。これまでも地域の集いで口腔体操の取組  
は行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症流行後は、口腔体操の実施ができて  
いない集いが数か所ございました。今年度は、社会福祉協議会が出前教室の際に香美か  
みゴクン体操のCDを用いまして口腔体操を実施しており、改めて普及啓発を図って  
おるところでございます。

また、今年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が始まり、地域の集いに  
専門職の保健師が介入いたしまして、住民が主体的にフレイル予防に取り組めるよう、  
健康教育などを実施する予定となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

特に食生活のほうですけれども、オーラルフレイル予防の取組は食べることと関係が深く、食生活改善推進協議会の取組の一つとして、地区伝達講習でヘルスマイトを中心に、かみごたえのあるメニュー紹介や香美かみゴックン体操の実施などを通して、オーラルフレイルの予防啓発活動をしていく予定です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 口腔体操とともに、オーラルフレイル予防の食事ヘルスマイトを通じた活動が実施されるということでございます。

先ほどお話もありましたけれども、香美かみゴックン体操とともに、県では低栄養予防レシピが開発されたということで、高齢期に必要なタンパク質が十分にとれ、よくかんで食べる、かみごたえのある地域食材を取り入れた工夫がされているそうです。

昨年香美市で実施されたモデル事業のメニューの一部を御紹介しますと、カムカムメニューとしまして、主食が大豆かちり御飯、主菜がレンコン入りハンバーグ、副菜がキュウリの塩昆布和えです。これを見ますと、やはりかみごたえのあるメニューだなということが分かると思います。このような取組を介して、ヘルスマイトがおっしゃったように「私も作ってみたいわ」という気になったようでございます。このように、ヘルスマイトさんを通じて市民にどのように広げていくか、周知についてどういうふうに行っていくか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） どのように広げていくかということですが、ヘルスマイトは伝達講習もされておりますので、そちらのほうで今後も広げていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 例えば、公民館単位で行うとか、今までやっていたところ以上にも広げていっていただきたいと思っておりますので、ぜひ取組をよろしく願います。

④の質問です。

仁淀川町や南国市、大豊町、四万十市では、東京大学高齢社会総合研究機構のプログラムを活用した、住民主体のフレイルチェック活動を行っています。この取組についての考えをお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

仁淀川町が集い等で行っておりますフレイル予防活動について、本市におきましては、

令和2年度に地区の集いリーダーを対象とした研修会で取り上げたり、また実際に香北町の1地区で体験させていただいており、内容については把握しております。

香美市には住民主体の集いの場が50か所以上あり、集いによって内容は様々ですが、介護予防の目的である運動や社会参加の機会としてもらえるよう、社会福祉協議会に委託しております一般介護予防事業で、普及啓発や活動の継続支援を行ってきました。介護予防におきましても、フレイル予防においても、運動、食事、社会参加が重要であると言われておりまして、普及啓発していく内容に変わりはないと考えておりますが、フレイルチェックなどの新たな取組により、住民の集いなどへの関心や継続するモチベーションにつながる可能性があると考えられます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 香北町でも東京大学高齢社会総合研究機構のプログラムを使って行ったということですが、このときに何か住民の方からの反応はなかったのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

令和3年3月30日に香北町新田でフレイルチェックと座談会をやっております。後の感想はちょっとよく聞いていないんですけども、皆さんその手前で、東京大学高齢社会総合研究機構の神谷先生のお話も聞いて、健康運動指導士の前田先生にも運動指導していただきながら、そして3月にこういうフレイルチェックもやっておりますので、すごく関心はあったと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 関心があったということで大変よかったと思います。

⑤の質問です。

県の分析によりますと、この仁淀川町のような活動のポイントとして、1つ目には、フレイルサポーター、以後サポーターと申しますけれども、このサポーターが中心となり、フレイル予防の重要性を住民と共有しまして、楽しみながら自分ごととして捉えて活動している。2つ目には、フレイルチェックの結果を保健・介護・福祉部門が共有し、サポーターと行政等がよきパートナーとなって協働し、事業を進めていることとあります。仁淀川町がこの活動を始めたきっかけは、平成29年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によりまして、地域の支え合いの仕組みづくりに参加意向があっても、行動につながっていない高齢者が多かったことからとありました。

本市が昨年行ったこのニーズ調査結果も6月には出ておりますけれども、このような状況はなかったのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

要介護1から5を除く65歳以上の方を対象に実施いたしました、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域住民の有志によって行う健康づくり等の活動に参加意向がある方は、48.4%でした。介護予防のための集いの場の周知状況について、知っていると答えた方は68.1%、知らないが9.1%となっていました。また、介護予防のための集いの場に参加していない理由については、忙しいが40.1%、興味がないが26.8%、人との交流は苦手な1.4%、集会所等まで行けないが9.4%でした。

集いの場を知っていて参加しているとの回答が7.9%ですので、介護予防活動についての情報発信とニーズ把握に努め、少しでも多くの方に参加したいとだけ考えている場となるよう、引き続き社会福祉協議会とともに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 65歳以上の方は、参加の意向はあっても、いろいろな原因で集いに参加されていないということですが、本市の参加につながらない傾向として、具体的に忙しいとかいうことのほかに、何か傾向が調査結果から得られたんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齡介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

ニーズ調査結果の傾向といたしまして、地域活動に対する参加意向は、先ほども述べましたとおり、約半数の方は参加意向がございますが、仕事や家事などが忙しく参加できないという方が多く見られます。実際、65歳以上で会社やパート勤務、また自営業、農業などで仕事をしている方も多く、日中は地域活動に参加できていない状況と思われると思います。仕事や趣味で生きがいを持った元気な高齢者の方が多いのではないかと思います。また、中には有料のスポーツクラブ、カーブスとかヨガ教室など、自分の好きな時間を設定できて、自由に参加ができるということで、一部の方にも人気があると聞いております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 時代を感じさせるような若い方もおられる反面、やはり高齢化が進んでいる香美市ですので、こういった取組をよろしく願いいたします。

⑥の質問です。

本市の一般介護予防の取組は、先ほど50か所ぐらいあるということでしたけれども、地域の集いを中心に高齢者交流の場の支援が行われ、フレイル予防につながっていると考えます。その上で、この仁淀川町のように住民が主体的に取り組むことで、さらにフレイル予防が広がってくると考えます。この取組が必要じゃないかと思いますが、いか

がでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

香美市の地域の集いは住民が主体的に取り組んでおりまして、コロナの影響が継続し、休止するところもありますが、立ち上げ支援により新たに開始している地域や食事会を再開している地域もあり、フレイル予防につながる取組と認識しております。その一方で、集いのリーダーの担い手不足や新たな参加者の確保、コロナ後の再開が難しい地域などの課題もございます。そのため、一般介護予防事業では一つ一つの集いを大事に、訪問による支援を行ったり、集いリーダーへの研修を行うなど支援してきております。

また、今年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が始まり、今後、地域の集いにおきましてフレイルチェックを活用した専門職による健康教育を関係機関と連携し、実施していく予定でございます。

住民が今後も主体的にフレイル予防に取り組めるよう、まずは一体的実施や一般介護予防事業などで、フレイル予防の普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） フレイルチェックを使つての取組をこれからしようということでもございましたので、よかったなと思います。

この東京大学高齢社会総合研究機構のプログラムを活用した、県内では先ほど言いました4か所ですけれども、私も実際取り組んでいるところを見たいなと思ったので、南国市は担当の方に直接会いまして、四万十市、仁淀川町には電話で状況をお聞きしました。その3人の方からは、「中心となるサポーターが同世代の地域の方なので、行政の私たちが話をするのとは重みや響きが違う。説得力があり、行動を変える気づきとなっている。また、サポーター自身も、何かの役に立ち、ともに健康になりたいとの思いがある。サポーターの元気な姿があることで、周りにも活気がある。」というようなお話がありました。このように、やっぱり同世代の方がこうやってやったら違うよと言うことや、その思いというのはすごいなと自分も思いまして、ぜひこの取組をしていただきたいと考えたわけなんです。先ほど申しました高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化について、サポーターの役割というのはすごく大きくなってくるんじゃないかと思えますけれども、この点についてどうお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

サポーターの役割は非常に重要でございまして、高齢介護課でも集いリーダーへの研修を年1回行っております。土佐山田・香北・物部圏域各2か所で、レクリエーションや情報交換など、いろいろリーダー研修を行っておりますので、その中でそういうサポーターも育成していくなど、また今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ぜひ今の集いのリーダーだけではなく、仁淀川町にはフレイルサポートが今126人おられて、90代の方もサポーターになっているというお話も聞きました。仁淀川町は特に危機感があると言っておられましたけれども、香美市も本当に高齢化が進んでおりますので、ぜひフレイル予防で健康寿命を延伸していただきたいと思います。このような施策をぜひ検討していただきたいと申しまして、2番目の質問に移らせていただきます。

①です。

美術館の収蔵庫は、平成28年度当初、新図書館及び美術館収蔵庫として検討をされておりましたけれども、検討を重ねた結果、新図書館とは分築という方向となり、現在に至っております。

資料を御覧ください。①が香美市の美術館の収蔵庫でございます。そして、②は旧物部支所に収蔵している寄贈品でございます。

美術館の収蔵庫は、本来ならば収蔵品が収蔵庫両脇の主に縦枠に収蔵され、取り出すときのスペースとして、真ん中は②の旧物部支所のように空けておく必要があります。ところが、資料①を見ていただくとお分かりのように、収蔵庫のドアを開けると収蔵品がびっしり入ってしまっていて、人がやっと隙間に入れるといった状況です。真ん中のスペースには、絵画用の大きな台車に載せて収蔵品が置かれておりました。両脇にあります収蔵品を出すときには、一旦絵画を乗せた大きな台車を出して取り出さなくてはならず、この台車は見るからに重たそうですけれども本当に重くて、職員で動かすことはとても困難で業者を雇って移動させています。大変手間やコストがかかっています。このような状況が長年続いているということです。

最近、収蔵庫拡張の検討がされているとお聞きしました。どのような計画なのか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

美術館のあるプラザ八王子内で、美術館と同じ階の調理室改修を計画し、今議会に補正予算で改修に向けた設計委託料を計上させていただいております。この改修で新しくできる収蔵庫については温度・湿度管理のみとして、絵画以外の作品収蔵を主に考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 同じプラザ八王子内の調理室を改修ということでして、本当に私はよかったと思っております。先ほどの移動のことを申しますと、同じプラザ八王子内で美術館と同じ2階なので、収蔵品の出し入れも、そして移動もしやすくなって、最初に言いました運搬費用も不要になると思われれます。新図書館と美術館収蔵庫を切り

離した理由についても、このようなことが含まれていたのかなと思いますけど、そのところをもう一度説明願います。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） その会議等に私が参加していなかったもので、詳しいことは分かりませんが、建設等検討委員会委員の意見等から、別々にしたほうが良いという流れになったと聞いております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 本当にそういう状況があったということも含めてのことと思われるかもしれませんが、構造的には北部屋であって、南側と違い直接日光も当たらない部屋であると思います。工事が今後どのようなスケジュールで行われていくのか、現時点でお分かりのところをお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 本年度に設計を終わらせて、来年度に改修したいと考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ②の質問です。

資料②を御覧ください。旧物部支所に保管されている寄贈品でございます。このときに、併せて閉館中の奥物部ふるさと物産館の2階アトリエも見せていただきました。

旧物部支所に保管されている寄贈品は、職員に聞きますと、週3回の適度な温度や湿度のチェック、そして、真ん中にある加湿器の水の補充やゴキブリなどの害虫防止など、適切に管理されておりました。旧物部支所は一時的な保管場所ということでございます。今後はどのようにされる予定なのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） お答えします。

旧物部庁舎は、現在の建築基準以前の建物で老朽化しておりますので、いずれ解体撤去する計画です。したがって、いつまでも収蔵庫として使用することは不可能であります。一部の収蔵品については、土佐山田町の美術館改修が完了次第移設する予定ですが、それ以外の収蔵品については現状の管理体制を維持するほかないと考えております。

現在保管している収蔵品のほとんどが、旧物部村の時代に寄贈いただいた作品で、当時のいきさつや関係者の意向もあると思われるため、取扱いには細心の注意が必要であると考えます。適切な保管場所を確保するか、譲渡する等の手段を検討する場合は、事前に関係者の了承を得る必要があると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 寄贈品の一部は美術館へ移送するということですが、今後のことに関しましては、美術品も何点かございますので、移動するときには美術館

の館長にも関わっていただく必要があるのではないかと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） もちろん美術館の館長にも御協力いただき、御意見もいただいて一部の移送を考えたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ③です。

先ほどお話がありましたように、この寄贈品は旧物部村出身の方からの寄贈でございます。大栃高校は県の建物でございますけれども空き教室があるとお聞きしました。この大栃高校の活用について、検討できないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） 美術品を適正管理するためには、温度、湿度や防虫対策等、適正な環境を維持する必要があります。大栃高校の空き教室活用についてですが、環境を維持するための施設整備や、施設管理者である県教育委員会との調整が必要ですので、現在のところ活用については検討しておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 今後、旧物部庁舎を取り壊すこととなるわけで、こういった寄贈品に関しても、やはりいつまでもというわけにはいきませんので、早めに検討していただくよう、お願いいたします。

④でございます。

美術館収蔵品は現在800点ほどあるということですがけれども、全部を把握するには、館長によりますと5年はかかるとお聞きいたしました。収蔵品を熟知した現館長の任期中早期に収蔵庫の拡張、そして、旧物部庁舎の寄贈品収蔵場所を決めるべきであると思います。お考えをお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 来年度には改修工事が終わると思われまして、館長の任期中には収蔵庫の拡張ができるかと思っております。物部町にある収蔵品については、活用頻度の高い作品を美術館収蔵庫に移送したいと考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 一部をこちらに持ってくるということですがけれども、旧物部支所の寄贈品保管は別に考えるということではよろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） そのとおりです。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○ 9 番（舟谷千幸君） 旧物部支所の寄贈品を見せていただきまして、美術館のように真ん中にスペースがない状況ではございませんでしたけれども、2メートル59センチメートル掛ける1メートル94センチメートルのかなり大きなサイズの寄贈品もございまして、こういったものを美術館へ持ってこられたら、長年美術館の収蔵庫が狭くてずっと我慢されていましたが、収蔵スペースもすっとなくなるのではないかと感じておりました。別に考えていただくという御答弁がありましたので、安心いたしました。

この収蔵品におきましては、年に何度かは企画展ということで展示紹介されております。香美市の宝物である美術品を、多くの人に公開し、よい状態で後世に残していけるよう、十分な保管管理をお願いします。

3番目の質問に移らせていただきます。市街化調整区域についてでございます。

①です。

昨年6月定例会議での質問に対しまして、市長から、香美市都市計画マスタープランにおいて、地域コミュニティーエリアに、一定の条件をクリアすれば新築住宅が建築できないか等、県や関係市町と協議、検討するとの答弁がございました。現在どのような状況なのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

香美市都市計画マスタープランでの地域コミュニティーエリアは、各小学校周辺について、空き家バンクへの登録を前提とした空き家の利活用や、規制緩和を検討するエリアと位置づけてございます。

現在市街化調整区域におきましては、農地へ建築する場合には農地転用等が必要にはなりますが、これまでの農業者住宅や分家住宅などに加えまして一部緩和され、既存集落であれば開発審査会を経て空き家を賃貸住宅とすることが可能となっております。

地域コミュニティー維持等の観点から、諸条件の緩和につきましては今後も県及び関係機関と協議、検討を継続してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○ 9 番（舟谷千幸君） ②の質問です。

今定例会議での市長挨拶の中に、片地小学校の生徒数減少の課題解決策として、地区計画策定指針の見直しを県や関係市町と協議するとありました。香美市都市計画マスタープランとの関係はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

まず、この地区計画というのは、都市計画における土地利用についての手法でありまして、県が定めた地区計画の指針にのっとって、都市計画決定の手续を通じて開発を行うことが可能となります。都市計画マスタープランに明記されておることが、この地区

計画の同意を得る条件となっております。都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めておりまして、本市都市計画マスタープランでは、片地小学校付近を地域コミュニティーエリアとしまして、空き家の利活用や未利用地を利用した規制緩和や集落の維持を検討すると明記させていただいております。

片地小学校区生徒数減少などの課題について、現状でも農業者住宅や分家住宅、空き家の賃貸等は可能でございますけれども、今回地区計画策定指針の見直しを行うことによりまして、その解決策の一つになればと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ③でございます。

先ほど申されましたけれども、地区計画は、それぞれの市や町で定めるまちづくりの指針で、市街化調整区域は市街化を抑制する区域ですから、地区計画に基づく開発は県の地区計画策定指針に基づいて行われています。高知広域都市計画協議会におきまして協議され、10月には地区計画策定指針の見直しについての改定案が決定される予定と、市長の挨拶でございましたが、どういう構想をお持ちなのか、お伺いたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

まず、地区計画には、産業系や工業系、商業系、また既存集落など、複数の類型、種類がございます。この地区計画を策定するには、県の同意が必要になっておりまして、その策定指針は県の判断基準として用いられております。ただ、この地区計画の制度というのはございますが、実際実現に至った件数は少なく、その原因の一つとして、県の定めている指針が厳格過ぎるのではないかとということもございまして、今回、濱田知事のもと、高知広域の4市町が協議を始めたところでございます。

市街化調整区域におきましては、今後さらに空き地や空き家、耕作放棄地が増加し、地域コミュニティー存続危機に陥る可能性があるのではないかとといった懸念もございまして、地域コミュニティーと産業の維持・活性化を図っていく必要があることから、今回4市町の現状と課題につきまして協議を行いました。全体としましては、無秩序な開発は防いでいくという大きな基本的なところは前提としながら、地区計画の規制緩和に向けて策定指針の見直しの協議を現在進めております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 本当にいろんな規定があって実現が難しい、なかなか県の規定が厳し過ぎるということで、ここを変えていきたいということでございます。

先ほどの答弁ではいろんな類型があるということでございますが、片地小学校の生徒数減少の課題解決としては、住居環境形成ということになってくるんじゃないかと思われましても、どの類型を考えておられるのか、お伺いたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

地区計画の種類の中には、大規模非住居型でありますとか、幹線道路沿線のⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型、また既存集落沿道型、既存集落型、産業活字型、既存団地型などがございます。先ほど議員がおっしゃられましたようなことで言いますと、住居系がそれに当たるかと思っておりますので、この中では、既存集落沿道型であったり、既存集落型といった地区計画になろうかと思っております。それぞれに目的や要件などが異なっておりまして、例えば既存集落沿道型でしたら、面積が0.5ヘクタール以上3ヘクタール未満の区域であることや、9メートル以上の有効幅員を有します国道や県道、市道などに接しておることなどの要件がございます。今回は、その要件、指針についての見直しを進めていこうということになってございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 9メートル道路といたら、香美市には国道もございますけれども、なかなか難しいような気がいたします。今回地区計画の見直しとして取り組んでくださるということですので、イメージが湧いてまいりました。

6月定例会議のときに、同僚議員の質問に対し、市街化調整区計画が分かりにくいので、市民向けに分かりやすい説明書を作成すると市長からあったんですけれども、その作成についてはどういうふうに進めておられるのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

資料はまだ皆様にお配りする状況まで至っておりませんが、現在作成中でございます。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 市長公約の夢づくりの中の市街化調整区域見直しに向けて、前に進めていこうとしていることがうかがえます。期待している市民も多いと思われまます。最後に市長の思いをお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど建設課長から詳しく御説明させていただいたところでありますが、今回しばらくぶりに協議会が開催されました。濱田知事自身も片地小学校の現状というのは御存じでありまして、しっかりと片地小学校に生徒が増えるような見直しにしなければ意味がないという話をさせていただいております。先ほどお話があったとおり、接道、広い道がなければできないのであればなかなか難しいことでもありますので、どういった形で緩和まで持っていけるのか、また、どういった地域で区切って地区計画をつくっていくのか、具体的な話がこれから進むと思っております。しっかりと地域コミュニティーの再生が実現できるよう、市としましても取り組んでまいりたいと

思います。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

次に、11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。本日の質問は、新型コロナウイルス感染症について、農福連携について、物部町の振興策について、「カミカ」についての4項目をお伺いいたします。

初めに、新型コロナウイルスについてお伺いいたします。

①です。

新型コロナウイルスは、5月8日から感染症法上の位置づけが2類から、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられました。感染症隔離の入院勧告や、感染者や濃厚接触者の外出自粛は要請されなくなり、コロナ前の生活に戻れると期待する声もあります。しかし、新型コロナは収束したわけではなく、これからも季節に関係なく流行すると思われまます。専門家の間でも、今後の動向は見通せない状況ですので、引き続き感染予防対策を続けていくことが重要だと言われております。

5類移行により感染者数の集計方法が、全数把握から定点把握に変わり、全国的な感染動向を捉える頻度や精度が低下することになりました。このことに関し、自治体からは適切なタイミングで住民に感染対策をとれるかどうかを心配する声が上がっており、独自集計をする動きもあると5月20日付の地元紙に掲載されておりました。川崎市では、市内の各医療機関に感染者数を報告してもらい、毎日集計して公表するシステムの本格運用を8日から始めたそうです。感染動向を早く知ることによって早期に対策ができることとです。私は、このような取組はとても大事なことでおっしゃってありますが、本市としての見解と今後の取組をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

川崎市は政令指定都市で保健所も設置しておまして、5月8日以前から毎日感染者の発表を行っている自治体でしたので、そのままの体制を維持することは可能と思われまます。ただ、これを香美市で行うとなると、市内医療機関の協力を仰ぐ必要がありまして、まだまだワクチン接種で忙しいという声がある中、新たにお伺いすることが現状では難しいと思われまます。

今後につきましても、国が5類に引き下げたことで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症法というのがあるんですけれども、それが定点把握

ということになりましたので、市としてもこれに準じていく予定です。現在は、その法律に基づきまして毎週水曜日に県が発表しているという状況です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 川崎市と比較にはならないということですが、私は、やっぱり感染動向を早く知ることによって早期に対策ができると。今全数把握から定点把握に変わったことによって、なかなか感染動向が見えにくくなっているというのが現状だと思うんです。それでも地域の中で感染者が出ているということは今でもあるわけです。やはりこの一番は、若い人は感染してもなかなか重症化しないということがあろうかと思うんですけれども、高齢者とか、基礎疾患のある方なんかは重症化していくことがもう分かっておりますので、こういう方々をどうやって守っていくのかが問われているんじゃないかと思うんです。県の動向を見ながらということでしたけれども、市として何か医師会と連携して情報共有するとかはなされないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 御心配があると私たちも思っております。ただ、今の時点で介護施設等でもすぐに感染症予防をやめたわけではなくて、続けてやっただけでいる状況です。また、普通の方には感染症予防対策として手洗い、うがいなどは引き続きやっていただきたいと思っておりますし、医療機関、医師会の先生方とは機会を多分設けられることがあると思っておりますので、意向などは聞いてみたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひともウイルスの動向についてはいろいろな情報を収集していただいて、素早く対応できるようにお願いしたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症に罹患した後、多くの方は時間の経過とともに症状が改善します。しかし、罹患者の中には原因不明の後遺症を訴える方が増えているそうです。主な症状は、筋肉や関節の痛み、倦怠感や呼吸困難、集中力・記憶力の低下、睡眠障害、味やにおいの感覚障害などです。感染当初から症状が持続したり、しばらくたってから新たに出現したりすることもあるそうです。その影響によって仕事や学業の継続が困難になる方も多いとされています。

広島県や山梨県の後遺症調査では、34%から38%の罹患者に後遺症が残り、そのうち15%から18%が感染前の生活に戻れない状態で、休職しなければならないなど、生活への支障がある人が5%から7%おいでとの報告がありました。

東京都世田谷区では、区民を対象に2度にわたって後遺症に関する独自調査を実施した結果、仕事の不安を抱える人が多いことが判明し、労働相談窓口などと連携して、社会保険労務士などの助言が受けられるサポートを行っているとのことでした。倦怠感など

の症状長期化に加え、職場の無理解が壁になって復帰の見通しが立たないケースもある  
そうで、後遺症に苦しむ人の社会復帰支援が重要な課題になっているということです。

また、日本小児科学会研究チームの調査結果によると、感染した子供のうち、発症から1か月以上たっても続く後遺症がある割合は、3.9%だったとの報告があります。  
症状は、発熱やせき、嗅覚障害、倦怠感などが目立ち、入院したり、学校や保育園などを休んだりしたケースもあったそうです。幼い子供は症状をうまく伝えられていない可能性があり、家族や教育関係者が問題が起きていないか、注意深く見守ってあげることが大切だと専門家は指摘しています。

本市でも、コロナ後遺症に苦しんでいる方々がおいでるのではないかと心配なところ  
ですが、後遺症に対する支援策を県と連携して講じておくべきではないでしょうか、見  
解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えします。

以前から、新型コロナウイルス感染症にかかった方への支援は、高知県中央東福祉保健所を中  
心にされておりまして、市といたしましては、必要に応じて物資の搬送や受診の支援な  
ど、保健所からの指示をもちまして必要な家庭への支援などを連携しながら対応してき  
たところです。

現在、新型コロナウイルス感染症に感染した方の相談は、県の各保健所に相談窓口を新しく開  
設しており、そちらで対応されております。今のところの後遺症に関する相談について  
は、市のほうにもない状態です。市では、ワクチン接種の副反応について、その都度相  
談に乗っている状況です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今のところ市に相談はないということですが、今ま  
でも後遺症についての相談対応をしてきているということで、お話をお伺いいたしまし  
たが、治療したりとかの医療費に関わるような支援策というものは、今現在どのよう  
になっているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 支援策につきましてですが、もう医療費と  
かが5月8日以降は検査も自己負担となっております。高いお薬につきましても原則保  
険診療による自己負担となっておりますけれども、自己負担上限額が2万円ぐらい安くな  
るとか、あと基礎疾患があるとかで安くなる場合はあるように聞いております。そちら  
につきましては全く市が関わっていない状況でございます。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 普通の病気と同じ扱いになろうかと思うんですけれども、  
なかなか後遺症が長期化して仕事ができないというケースもあるようですので、それを

支援するような制度、補助みたいなものも必要になるのではないかと思うんですけども、そういった点についてはどういうお考えがあるのでしょうか。また、そういったことに対して市で何とかということはなかなか難しいと思うので、県を通じて国へ要望するなど必要になってくるんじゃないかと思うんですが、その点についてお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 今後の課題でもあるのではないかと思います。後遺症があることが私たちのほうにもまだあんまり情報がない状態ですので、実態が本当にどうなっているかは、これから県の情報とかをいただきながら、また市でできることがあるのかどうかを検討していかなければいけないと考えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 先日、高知新聞の声ひろばに新型コロナの後遺症で大変苦しんでおられる方の投稿がありました。数は少ないかもしれませんが、こうしたことが出てくる可能性がないとは言えないと思いますので、また情報収集していただいて、県を通じて国へ要望するとか、そういったことにも御支援していただきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

重症化リスクの高い高齢者が入所している介護施設には、ウイルスを持ち込まない対策が最も重要な取組になりますが、県内介護施設の4割にクラスターが発生しているとの報道がありました。高齢者施設ではマスク着用や隔離が難しい認知症の高齢者も入所しています。また、施設の構造的にゾーニングが難しいところもあり、医療体制がコロナに対応できるほど充実していません。そんな状況にもかかわらず、入院できず、施設で療養するケースも多くあったと聞いています。高齢者は、ちょっといつもと違うと気づいたときにはもう既に重症化している場合が多くあります。歩いていた人が寝たきりになり、話ができなくなったり、御飯を食べなくなるなど、あっという間に悪化します。そのため、早期に医療が介入することが重要となってきます。これまで保健所を介して入院調整していたものが、5類移行で施設の判断になると思いますが、それでスムーズな対応ができるのかと危惧する声を多く聞きます。このことに関し、今後の対応はどうなっていくのか、市としての対応と見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

もともと、ノロウイルスとかインフルエンザなどの感染症や食中毒の集団発生が疑われるときは、保健所や市町村の主管部局、香美市で言いますと現在は高齢介護課となりますけれども、そういうところに報告して指示を受けることになっております。介護施設入所者のコロナ感染に関する報告や相談も、高齢介護課を通じて入ってくると想定し

ております。これに先立ちまして5月8日以前の4月28日に健康推進課と高齢介護課で研修会を開きまして、高齢者施設の方や県の中央東福祉保健所にもおいでいただいて、研修を受けたところです。今後の対策がまだまだ必要だということで、皆さんで研修をしてきました。その中で、県の中央東福祉保健所も5月8日以降は全く調整しないというようなことは言っていませんで、相談にも乗っていただけるとお聞きしています。保健所に今後も技術的な助言をもらいながら対応していくことになると考えております。16日現在で、5人以上の集団感染報告は、今のところ市には上がってきていない状況です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 6月16日で5人以上の集団感染は見られていないということです。私がこれを取り上げてやはりすごく気になったのは、高齢者の方が入院できずに施設で療養するという、ここですよ。こういうことがあってはならないと思うわけなんです。だからそういうことも含めて、コロナが疑われたらスムーズに検査とか治療につなげられるような体制を、やっぱり県と連携してきちっと仕組みをつくっておく必要があるんじゃないかとすごく思ったわけです。2類のときもそうだったけれども、入院できない体制があったということです。それを教訓に、5類になってもきちんと治療、検査につなげられるような体制をつくっていただきたいという思いで質問いたしましたけれども、再度お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

第何波になったのかもうちよっと分からないようになってきましたけど、夏頃も大変厳しい状況でして、施設の方が救急搬送を要請しても、そのまま患者が帰ってくるというような厳しい状況があったと思います。災害レベルで医療機関がいっぱいで、医療にかからなければいけない人がつながれない状況がありまして、本当に厳しい状況だったと私たちも思っております。また、本当に施設の方には大変御苦労をおかけしたと、改めて思い出してもぞっとするような状況だったと思います。

今は、大分少なくなってきたという認識はありますけれども、まだ感染症発生動向調査では、中央東もあんまり少ない状況もあります。実際に香美市の医療機関では、発熱外来に御協力いただいている医療機関がほかの市町村よりも大変多くありまして、本当に医療機関の先生方は香美市民のことを考えてくださっているんだなと考えております。

今後は、そういう医療機関の先生方の御協力の上で、新しいお薬が皆さんの手元に届くことが大事ではないかと考えておりますし、コロナの次の波がまた来そうな話もありますけれども、できるだけ小さく終わってほしいと考えております。引き続き県の情報も市町村のほうからももらえるような、待ちの姿勢ではなくてこちらから積極的に情報を

いただいたりする方向で、何かできることがあればまた体制も整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 課長も大変かと思えますけれども、命に関わることで、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2番目の質問に移ります。農福連携についてお伺ひいたします。

農福連携とは、障害や心身の不調などで就労が難しい事情がある方などが、農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組であり、国も重要な取組として支援を強化し、推進しています。

県内では、先進事例である安芸地域の取組が知られていますが、他の地域にも徐々に広がってきていると聞いています。先進地の安芸市では、2014年安芸福祉保健所が自殺予防の取組の一環として着手し、2018年には、安芸市や地元JA等も協力して農福連携研究会を設立し、活動が本格化してきたと聞きました。ナスや柑橘類、オクラなどの農園で作業に従事している様子などの実践談をお聞きして、受け入れる側の障害特性の理解や農作業を請け負う際のマッチングなど、難しい面もありますが、有意義な取組であると思ひました。

私は、障害をお持ちの方から、仕事をしたいが自分にできる仕事はないだろうかとの話をお聞きし、県や市の障害者雇用窓口に問合せをしたことがあります。そのときにはなかなか条件に見合った仕事は見つかりませんでした。農福連携の取組はこのような方々の働く場の確保や賃金、工賃の向上等にもつながります。また、農業サイドからは、農業従事者の減少や高齢化の進行で担い手不足となっている、農業労働力の確保にもつながると期待されています。

この農福連携について、現時点での取組状況と今後の見通しについて、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

農福連携につきましては、まず本年度中に香美市障害者自立支援協議会の中に就労支援部会を立ち上げまして、その中で農福連携支援会議の設置について協議していきます。具体的な取組につきましては、この農福連携支援会議の中で決めていくこととなります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 農福連携については、同僚議員もこれまでに質問で取り上げておったんですけれども、そこからなかなか進んでいなかったということで、今年度にやっと障害者自立支援協議会の中に就労支援部会を立ち上げて、協議していくことになったということですね。そうしたら、今後の取組ということになるんですけれども、

就労支援部会の構成メンバーと、協議会はどれぐらいの開催を予定しているのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

就労支援部会は、香美市障害者自立支援協議会の中の相談支援部会で作る会という位置づけになりまして、構成メンバーは、今考えておるところが、地域活動支援センター「香美」、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」、中央東福祉保健所などの機関を予定しております。その中に農業部門の関係機関として農林課、農業振興センターなどが加わって農福連携支援会議を設置する方向で考えています。

相談支援部会は9月頃に開催予定でして、その立ち上げについては10月ぐらいを予定しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これからということですが、JAや農業者とかも入っているということでしょうか、そのあたりはどういうことになっていますか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

農業関係のJAは、行く行くは加わっていただくようなことになろうかと思えますけれども、会の立ち上げ当初に入っていただくかどうかは、またその協議会で考えてということになります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今の時点では、なかなか取組の中身はちょっと聞けないわけですが、この農福連携の取組は、農業以外の林業とか、水産業なんかにも拡大してきていまして、林福連携とか、水福連携とかも進んでいるところに行っているとお聞きしました。

また、当初は障害のある方とか、ひきこもり状態にある方などが中心だった支援対象者も広がりつつあり、罪を犯した人の社会復帰への活用や、高齢者の生きがいや居場所づくり、介護予防など、多くの可能性を秘めています。受入れ先となる理解者を増やすことが必要となりますが、誰もが暮らしやすい、共に支え合う地域づくり、地域共生社会につながる取組だと思います。今から立ち上げるということですが、市長の見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員御指摘のように、障害を持った方も働ける地域づくりをしていくことは非常に重要だと思っておりますし、私も障害者雇用というところで首長同士の連携がありまして、例えば総社市であるとか、鎌倉市の市長がこういった取組

をされているとお聞きしております、私自身も勉強しているところではあります。

ただ、なかなか障害者への理解であるとか、事業者への働きかけであるとか、非常に難しいということもお聞きしておりますので、香美市としましては一度スタートして途中でやめるということにならないように、継続して長期的な展望が描けるような体制をしっかりとつくった後に、じっくりと進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 障害のある方でも仕事をしたい方がおいでます。そうした方々の場の広がりというのもありますので、ぜひ農福連携の取組は前に進めていっていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。物部町の振興策についてお聞きいたします。

①です。

2年前から、べふ峡茶屋、正式にはべふ峡休憩所ですかね、が閉店になり、紅葉シーズンに訪れる観光客の方々から、茶屋はもう営業しないのか、いつ始まるかと心待ちにしているがと再開を期待する声を聞いています。

指定管理者の募集について、5月の広報に掲載されていましたが、応募状況と再開に向けての今後のスケジュールについてお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） お答えします。

べふ峡休憩所の指定管理につきましては、応募の前提条件となります現地説明会への参加団体が1団体ございました。現在は応募に向けて申請書、計画書等の作成を行っていただいております。申請の申込み期限までに当該団体から申請書の提出がございましたら、計画書等への質疑に一定の期間をとった後、評価委員会による審査を行います。審査は7月下旬に第1次審査として書類審査を、8月下旬に第2次審査としてプレゼンテーションを予定しております。審査に合格した場合は、9月定例会議でお諮りしまして、可決いただきました場合は10月に協定締結、11月から営業開始の予定となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今1団体が現地視察を行ったということで、順調に行ったら11月には営業開始できるとお聞きいたしました。この紅葉シーズンに間に合うようにできればいいと思いますし、また、支所長が言われたようなスケジュールで進んでいければいいなと思いましたので、またよろしく願います。

2年間、あそこの施設を閉めていたんですけども、施設等はそのまま使用できるような状態になっているのでしょうか、その点をお聞きします。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） 施設についてですけれども、先月、内装のさびであるとか、屋根が剥がれかけているようなところに関しては、一部修繕を行いました。現状で飲食業等の営業はできる状態であると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

それでは、②の質問に移ります。

奥物部ふるさと物産館は今年4月から指定管理者が撤退し、ふるさと市は市の直営となり、賃貸での運営となりました。奥物部ふるさと物産館は物部町の玄関口であり、情報発信の場としても重要な拠点ですから、できるだけ早い再開を望むところです。今後のスケジュールについてお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） 奥物部ふるさと物産館は、物部地区の玄関口に位置しておりまして、地域のにぎわいの中心を担う重要な施設であると認識しております。現在のところ、テナント及びふるさと市につきましては、それぞれ個人、団体等が営業を行っておりますが、物産館本館は、指定管理者の申出によって指定の取消しを行ってから営業しておりません。

今後は、周辺施設を含めた利活用について、施設やその運営方法などを含めて総合的に検討するため、専門知識、経営経験を有する方や、地元の生産者、地域住民を交えて協議を行えるよう、奥物部ふるさと物産館及び周辺施設リノベーション検討委員会を立ち上げるべく準備を進めております。検討委員会におきまして、おおむね今年度中に意見を取りまとめ、令和6年度に募集要項等を作成し、指定管理者の公募を行う予定であります。なお、指定管理者の指定までの間に物産館の使用を希望する者があった場合は、内容を精査した上で、期間を定めて行政財産の使用許可により対応するよう考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今年度検討会を開いて、来年度にそれをもとにどうするかを決めて動いていくということですね。そうしますと、6月定例会議で委員等謝金4万5,000円を計上されたわけですが、これは何人で何回ぐらいを予定しているのか。また、この検討会以外に、物産館をこういうふうにしたらどうかというアイデアを持っている方が、住民の中にも、またほかにもおいでるかと思うんですけど、そうした意見というのは出せるのか。学校の生徒とか、高知工科大学の方も関わってくださっているわけですが、そういった方々のアイデアなんかも出せるのか、その点をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） 検討委員会につきましては、今年度中に3回予定しております。検討委員会以外についての提言や御意見等も、支所に随時お寄せいただければと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 物産館を中心に、物部地域にとってどうすればあそこを有効活用できて活性化が図れるかというところになってくると思うので、しっかり検討していただくことが必要かと思いますが、今の状態がずっと長引くことは好ましくありませんので、ある程度スピード感を持ちつつ取り組んでいただければと思います。

それでは、③の質問に移ります。

旧大柵高校の利活用については以前からお伺いしておりますが、その後の県との話合いや検討状況など、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 現在のところ、県からは具体的な活用案があれば協議するとの回答をいただいております。また、これまでも一部の教室や施設を短期間お借りしたという事例もございます。

香美市としましては、現在、具体的に活用の話をさせていただいているわけではございませんが、地域の活性化につながる具体案を今後とも検討してまいります。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 昨年でしたか、市長会を通じて県に要望したということをお聞きしたんですけれども、それから特に何も無いわけですね。ちょっとそのあたりからの経過を。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、高知県の現状を見ましたときに、これからも空き校舎の活用というのは県全体として取り組む課題でもありまして、一つの事例として大柵高校はというお話で県に提案させていただきました。香美市としてこういった活用をしたいとなりましたら、県はどういった形で利活用について協議していただけるのか、単純に言いますと、香美市が施設を全部いただいてもなかなか手に余る、管理に対するコストもかかりますので、具体的に市から部分利用も含めた形で協議できないかということで、お話しさせていただいたところでもあります。いろいろな活用方法、例えばシェアオフィスができないか、あるいは宿泊ができるような活用ができないか、先日も三好市に行っているいろいろな活用を見せていただいたところでもあります。具体的な利用につきましては、やはり一緒になってやってくれる事業者も必要でありますので、今のところは間口を広げて、何かあればしっかりと協議できる体制をつくっておる状況でございます。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） シェアオフィスでもいいでしょうし、何か使う事業、取組があれば、県は相談に応じて対応していただけるということですね。分かりました。

できれば、そういった大栃高校の活用なんかも含めて、先ほどは奥物部ふるさと物産館の検討委員会ということでしたけれども、そういった中でも大栃高校利活用の意見も聞けたらいいんじゃないかと思えますので、またよろしく願いいたします。

④の質問に移ります。

本年度より物部支所では旧物部村時代の職員が多く配置されました。支所の体制を強化し、あらゆるチャレンジを検討していくとの市長の思いからだとうれしく思っています。実際に物部町出身の職員が増え、とても心強いとか、親しみ深く、希望の光が見えた気がしてうれしくなったという声を、複数の市民から聞きました。また、大栃交番に関しても、所長が頻繁に訪問して気軽に声掛けしてくれるので、とても安心できるという声も多く聞きました。過疎と高齢化で不安な寂しい生活を余儀なくされている市民にとっては、このような取組は本当にありがたいもので、実際にそれを体感されている方々からの生の声、本音の声を聞いて、私も一市民としてとてもうれしく感じました。

しかし、その一方で疑問の声も聞きました。親しみやすい支所体制や、頼りになる交番活動と相反して、保健師の顔が全く見えないのはどうしてなのか、これでいいのかという疑問の声やお叱りの声を多く聞きました。このことに関しては、私も以前から疑問に思い、議会の質問でも取り上げたことがあります。昨年、依光市長が就任され、今年4月からは支所長も新しくなりました。市長や支所長のもと、職員、住民が一丸となって中山間対策に取り組んでいかなければならないときですが、このような疑問やお叱りの声への対応について、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） お答えします。

本年4月1日付の人事異動によりまして、旧物部村の職員が教育委員会物部分室も含めると4人配置されております。地域の地理や住民を知っているという点で、業務を遂行するにはメリットがあると思います。地域の住民からも、顔見知りの職員がいると話しやすい、相談しやすいという声をいただいております。

支所は、行政サービスにおける総合窓口でありまして、地域の拠点という役割を担っていると考えております。今後は、出身地に関係なく、自治体の職員として住民と接することにより地域を知り、課題解決に取り組むべく、職員を育成する必要があると考えております。地域担当職員制度を継続しておりますので、最大限に運用できるよう取り組んでまいりたいと考えます。

また、支所職員として保健師の配置はございませんが、高齢介護課地域包括支援センターから窓口職員として1人配置されております。包括支援センターの職員や関係課と連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 保健師は1人配置ですけれども包括ですので、多分ケアプランを立てたりとかの業務が忙しいのではないかと思うわけです。物部地域は特に高齢化率も高くて、隣近所も離れていたり、医療機関が遠かったり、また心身の不安も大きくなってきます。

私は先日、高齢者の食と栄養について、高知学園大学健康科学部管理栄養学科長、渡邊慶子さんの講演をお聞きいたしました。そして、食生活の重要性というのを改めて認識したところなんです。独り暮らしになると栄養のことは考えず、あるもので済ませてしまう生活になります。でも、食生活は健康を維持する基礎となり、医療予防や介護予防につながっていきます。

今、健康寿命の延伸が言われている中で、保健師の果たす役割は非常に大きいと思っています。何かあったときには連携して対応していくというのはいいと思います、もう1人しかいないわけですので。ただ、全体を考えて、やっぱり保健師は地域に出向いて、先ほども言いましたけれども、市民の健康状態を把握することが非常に大事ではないかと思っています。地域包括の保健師が地域を決めて回る事ができていないと思いますが、せめて年1回でも地域を決めるなどして保健師の訪問活動ができないものではないでしょうか。これはもう健康推進課になるかと、ちょっと支所では難しいかと思いますが、保健師の活動について、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

保健師に期待していただいていることは、個人的には大変うれしく思います。保健師は現在分散配置になっていますので、包括とか、福祉事務所とか、保育園とか、いろんなところに配置されて、それぞれ役割を果たそうとしているところです。現在、物部支所には包括の保健師が1人ということがございますが、お互いに課同士でも連携を取っておりまして、緊急のときには先に訪問していただくという対応もやらせていただいております。

香美市は大変範囲が広がっていますので、満遍なく時間があるときに回るということは大変厳しい状況ではあります。ただ、コロナも大分落ち着いてきて、業務も落ち着いてきたので、控えていた訪問も、この二、三年はあんまり保健師が進んで行っていた状況ではありませんが、今月からはもう少し行けるのではないかと、課内でも話をしております。香北・物部エリアの担当保健師もおりますので、そちらのほうでも対応していきたいと考えております。特に中山間では、議員がおっしゃるようにちょっと不安になっている方とかもおられると思いますので、そういう方には声をかけていきたいと思っております。高齢介護課の保健師、それから支所職員と一緒に対応していければと思います。

また、なかなか保健師も満遍なくずっと回っていくことができませんので、お声があった場合は直接課のほうにお声がけいただきましたら、その方のところには優先的に

くこともできますので、ぜひ声をかけていただけたらと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 保健師の役割は非常に大きいと思います。保健師が来てくれるというだけで、安心感というのもあろうかと思います。業務も忙しいかと思いますが、地域の市民の健康状態を把握する、地域の生活状況を把握することも健康につながるといいますので、ぜひ可能な限り地域を回っての活動をお願いしたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

物部町は、御存じのように、少子高齢化で集落の維持も困難な地域が増えてきており、人口減により様々な課題が出てきています。保育園や小・中学校の存続にも関わる大変大きな問題ですが、人口は減り続けています。こうした状況に歯止めをかけるため、移住者を呼び込み、定住につながる取組に期待するところですが、移住希望者の状況はどうなっているのでしょうか。

今定例会議の諸般の報告によりますと、令和2年度は40組75人でそのうち県外からは12組16人、令和3年度は43組103人でそのうち県外からは12組18人、令和4年度は48組113人でそのうち県外からは14組27人となっています。本市を選択して移住してこられた方々に、来てよかったと思って定住していただけることを願っています。物部町への移住・定住については、第4期アクションプランに重点地域として設定されています。第3期アクションプランにも同様に設定されていましたが、成果はどうだったか。併せて、今後の具体的な取組もお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

香美市移住定住促進計画アクションプランについて、令和2年度から令和4年度までの第3期の地域ごとへの移住成果としては、3年間で131組ございまして、地区別でいきますと、土佐山田町86組、香北町31組、物部町14組となります。第2期ですね、前3年ですから平成29年度から令和元年度の物部町への移住組数は4組でありますので、第2期から比べると物部町の移住の取組はある一定成果があったのではないかと考えております。

第4期アクションプランからの今後の取組といたしましては、大栃保育園や大栃小・中学校の存続が喫緊の課題となっております。子育て世代の物部町への移住者を増やすことが必要であるとは考えております。

定住推進課としては、市内に唯一ある物部町の世帯向けお試し住宅であるセトル成矢の宣伝や、市民の方から物件を借りて改修して貸し出す中間管理住宅などを実施して、第3期以上の移住者を物部町へ呼び込めるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） セトル成矢の宣伝、中間管理住宅もこれからということですが、すけれども、移住にはほかの自治体でもかなり取り組んでいるわけですね。その中で、香美市の中でも物部町を選んでいただくということに関して、やはり物部町の魅力をどう発信していくかが非常に重要になってくると思うんです。セトル成矢とか中間管理住宅も言われましたけれども、何かもう少し物部町の魅力を、何か若者を呼び込むような発信を考えていかないと、このままではなかなか増えてこないんじゃないかと思うわけです。そういったところでの何か取組を考えられないでしょうか、物部町のよさを発信していくための取組。例えば、物部町は非常に土地柄的にも困難さがあるんですけれども、高齢者が多いというところで高齢者に優しいまちとか、PRできる何かがないとなかなか増えていかないんじゃないかと思うわけなんです。そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 物部町への移住ということに関しまして、香美市全体のことをまず申し上げますと、県外からの移住では香美市はそんなに伸びていないというのが実態でありまして、令和4年度を見ても県内トップテンに入っていないような状況でございます。

成果を上げているところでいきますと、例えば、安芸市のような地域では、農業とセットにした移住施策、やはり移住するとなっても仕事がなければ移住できないということでありまして、一つはユズの振興、「物部ゆず」がGIも取っておりますので、GIを生かした形で農業従事者を呼び込めないか。また、先ほど高齢者の話もありました。課題解決先進県という言葉を高知県はずっと使ってまいりました。IT技術でありますとか、いろいろな新技術を利用して、そういった産業モデルを物部町でやることができないかと考えております。実際に、大栃中学校でもITを生かした少人数学級での教育もやっております。課題解決するために、いろいろな事業者を呼んでくることも選択肢にあらうかと思っております。

私としましては、先ほどありましたとおり、物部支所の充実ということで人的な配置もさせていただきました。それぞれの職員がいろいろなアイデアを持ってチャレンジする1年にしたいと思っております。なかなか成果として見えない部分もあらうかと思っておりますが、しっかり情報収集をしながら、またいろんな事例も研究しながら、人口を増やしていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 市長が言われたように、何か魅力がないとなかなか選んでもらえないということが、私はいつもそれが気になっていまして、PRできるものと、それを上手に発信していくことが重要になってくると思うので、ぜひそのことについて

は担当課としても研究していただきたいと思います。

それで、アクションプランに、物部町と香北町を移住促進重点地域と書いていますけれども、できればこのプランの中にも成果として町別に書かれているともっと分かりやすいと思いました。それから、移住相談会なんかもあったかと思うんですけども、どういったPRをしているのかという点も含めて、もう一回お聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

御指摘のとおり、アクションプランでは数的目標のK P Iが町別になっておらないということもございますので、第4期をつくったばかりなのであれなんですけれども、次回からは町別で目標数値K P Iを定めるように検討したいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 抜かりでしたが、移住相談会の状況でございますけれども、先日、東京都で相談会を実施しておりますが、内容についてはちょっとまだ把握しておりません。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これからに期待したいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。

それでは、最後の質問に移ります。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時51分 休憩）

（午後 3時07分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、引き続いて質問させていただきます。

最後の4番目の質問になります。地域電子マネーカード「k a m i c a（カミカ）」についてお伺いたします。

k a m i c aは、2021年4月から導入され、2年が経過しましたが、この間、期間限定マネー給付が行われ、多くの方々が利用されました。k a m i c aが利用できる事業所も徐々に増え、市民の方々にも一定認識されてきたのではないかと思います。

先日、香美市商工会主催の記念講演会で、地域電子マネーk a m i c aの地域経済効果と未来像についてお聞きしたところです。私は、ふだん電子カードを利用して買い物することはないのですが、k a m i c aを使ってみると、お財布を持たなくても買い物ができる便利さがあり、チャージしながらk a m i c aを利用しています。せっかくな

くった k a m i c a ですから、今後も多くの方に利用してほしいとの思いで質問いたします。

① です。

k a m i c a は支払い時に 200 円で 1 ポイント付き、1 ポイント 1 円で還元される仕組みになっています。スーパーなどではポイントが 2 倍、3 倍になるサービスを行っているところもあります。カードを利用することで、ポイントをためることも楽しみの一つになっているのではないかと思います。k a m i c a でこのような取組を計画していないか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

k a m i c a で決済した際のポイント付与は加盟店の負担で行っており、付与倍率は加盟店によって変えることができます。今年度は香美市商工会が実施する補助事業において、毎月 15 日を k a m i c a の日と設定し、通常ポイントにプラスして商工会の負担で 10 倍ポイントを付与することで、加盟店の販売促進につなげていく予定です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11 番、山崎晃子さん。

○11 番（山崎晃子君） この質問を提出してから商工会からチラシが来て、ポイント 10 倍の取組が行われると分かりました。

今回の分は商工会が負担ですけれども、加盟店の負担で行う 3 倍とか 5 倍といったものは、各事業者でということになると思うんですけれども、市民側はどうやってそういうことが分かりますか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） ポイントの倍数につきましては、それぞれの加盟店でこの日は何倍ですとかいう形を変えていくことになりますので、もう加盟店の店頭とかでいついつは何倍デーという形で、宣伝していただくようになります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11 番、山崎晃子さん。

○11 番（山崎晃子君） このポイントセールは非常にいいと思います。やっぱりポイントをためる楽しみがありますので、今後もこういう取組は続けていってほしいなと思っています。またよろしくお願いします。

それでは、②の質問に移ります。

行政ポイントは各課の取組になっていますが、現在付与している行政ポイント内容とポイント数についてと、併せて、行政ポイントの拡大計画など、今後の事業展開に変化があれば、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

タブレットに資料を添付しておりますので御覧ください。

がん検診、特定健診、乳幼児健診、読み聞かせボランティア、イベント参加等へのポイント付与として、令和3年度は3,336件、35万5,100ポイント、令和4年度は3,893件、45万8,064ポイント、令和5年度は135件、1万4,950ポイントを付与しております。

行政ポイントは、市が実施する事業への参加を促すとともに、市民がkamicaカードを利用する機会を増やすことにつながりますので、今後も各課が実施する事業における行政ポイントの活用を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、各課で検討していくことになろうかと思うんですけども、このポイント付与に関して、こういうものでなければポイントを付与できないとか、何か基準みたいなものはあるんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 今のところ特に基準は設けておりませんので、各課でこういったものに対して促進していきたいというものがあつたら、それに対して行政ポイントをつけていただいたり、今別のもので、お祝い金とかを少しでもポイントに移していただく形で、kamicaカードの利用を促進していけたらなと思っております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） できるだけkamicaが利用できるように進めていったらいいと思います。

これで見ますと、健診や健康づくりに関することとか、イベントボランティアとかが多いと思うんですけども、できるだけほかの課でもポイント付与できるような働きかけをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、③の質問に移ります。

店舗が偏在化しており、利便性に格差があると思いますが、この格差をどのように改善していく考えか、今後の対策及び工夫について、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

店舗に設置されたQRコードを、利用者が自分のスマートフォン等で読み取り決済するMPM方式や、QRコード決済の統一規格であるJPQRの導入を検討し、また、QRコードの読み取り機器を希望する店舗に設置するなど、利便性向上を図ることで加盟店増加につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 加盟店の利便性を高めることが一番だと思うんです。例え

ば、移動販売とか市営バスなんかは、タブレットがあればできると思いますが、その辺りをもうちょっと業者が取り組みやすいように考えていただければと思います。中山間地域ではやはり移動販売を使うところが多いので、そういったものにも使えると非常にありがたいと思うんですけども、その点をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 移動販売につきましては、確かに中山間地域の方を支援する大事なものであって、そういったところでk a m i c aが使えるとすごく利便性は上がると思うんですが、やはり事業所への支援というところでいうと、商工観光課からは統一的な支援しかできない立場にありますので、また担当課のほうで何らかの支援ができないか、検討していただきたいと思います。

市営バスにつきましても、定住推進課の委託事業になっておりますので、またその中での協議になると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） できるところはk a m i c aが使えるような形にしていけば、もっと身近なものになってくるのではないかと思います。市民が使いやすい、またいつでも使えるk a m i c aになればと思います。

それでは、④の質問に移ります。

今後、k a m i c aを推進・拡大するための取組として、徳島県那賀町木頭地域と連携することを提案します。木頭地域の方々は、以前から土佐山田方面に買い物に来る方が多くおいでいますので、今後もさらに利用してもらえるように、越境してk a m i c aを推進してはどうかと思ったところですけども、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

k a m i c a利用拡大の取組として、今年度は、香美市外にお住まいの方に向けてk a m i c aアプリを周知するため、高知新聞への広告掲載を計画しており、既に6月14日に広告を掲載し、次は7月4日に掲載する予定となっております。

木頭地域からの利用は大変喜ばしいことですので、また周知につきましては今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひその点よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

k a m i c aを利用できる店舗や機会を増やすことは、k a m i c aを日常的に身近に感じてもらうことになり、利用促進にもつながるものと思います。

商工会の記念講演会をお聞きして、k a m i c a活用の可能性を感じたところですが、

今後のkamicaの展望について、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

電子マネーカードとしての機能だけではなく、香美市全員が持っているカードという利点を生かして、健康増進や地域活性化を図る事業における活用方法について、関係機関とこれからも協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 健康増進活動と言われたかと思うんですけども、具体的にどのようなものになるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 事業者である凸版印刷とかと協議している中で出てくるアイデアの一つとして捉えていただきたいのですが、例えば、別の健康アプリとかと連動して、1週間で何歩歩いたらポイント付与するとか、いろいろな行事に参加するとか、地区をいろいろ巡るよう設定して、5か所以上行ったらポイントを付与するといったように、いろいろな目標を設定して、それを達成する喜びを見いだしながら健康になっていく、動くようになる。それに対して、少しではありますがポイントを付与していくというような健康増進の施策があると考えております。そういったことも、またシステム等いろいろ相談していかないといけないと思いますが、できれば担当課と相談しながらチャレンジしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） いろいろな可能性があるということですので、誰もが利用しやすいkamicaであってほしいと思います。これからますます使い勝手のよいものになってほしいという思いで、ちょっと質問させていただきました。よろしく願いいたします。

以上で私の全ての質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

次に、5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 5番、住民の幸せのためにダッシュ、日本共産党の西山潤です。議長の許しを得ましたので、通告に従い、一問一答式で質問させていただきます。大きな1番、市民の歯と口の健康を守る取組について、お尋ねします。

6月は歯と口の健康習慣が設定されており、広報香美6月号にも特集が出ておりました。一生を通して健康を維持し、食べる楽しみを享受するため、幼少期から高齢期まで歯と口の健康を守る取組は重要であると考えます。市長は、本定例会議冒頭挨拶で、今年度は、第3期香美市健康増進計画最終年となっており、新たな計画を立てる年になっ

ていると述べられました。そこで、ぜひ次期計画においては、現在の第3期計画以上に、歯と口の健康に重点を置いてもらいたいと考え、以下質問いたします。

①です。

無料成人歯科健診の該当年齢は、本市の場合、40歳、50歳、60歳、70歳となっておりますが、これらの方の令和元年度から令和4年度までの受診率を教えてください。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

資料を西山議員のデータの一番最後のページに載せておりますが、香美市成人歯科健診受診率です。御覧になっていただいたら分かりますけれども、なかなか大変低い受診率とはなっております。年ごとに対象も変わり、かなり数字も変動しますので一概には言えませんが、徐々に上がってきている年代の60歳、70歳の方はちょっと下がったりもしていますが、令和元年度よりは少し多くなってきている部分も見受けられます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 先週金曜日の時点でタブレットにアップしていただいたので、土曜日曜で折れ線グラフを作ってきました（資料を示しながら説明）。先ほど言われましたように、60歳の方が3.9%から11.7%というふうに、うなぎ登りといえますか、非常にいいわけですね。70歳も、令和元年度から比べたら現在10%まで行っていますので、まだ低いとはいえ非常によくなっていると。それに比べて、50歳の方が伸び悩んでいる。それから、40歳の方は、逆に令和3年度に比べて令和4年度は2.8%と半減しているということで、これを見ますと、本当に働き盛りの40歳、50歳の方のオーラルフレイルといえますか、受診率をどう上げるのかが課題ではないかと思えます。

②の質問です。

現状よりも受診率を向上させるための手だて、お考えになっていることがあったら教えてください。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 対象者には個別に案内文書と対象医療機関一覧表を送付しまして、6月、10月の広報にも掲載し、周知を図っているところです。

ただ、やはり働き盛りの若い人が低いということで、今後は、案内文書の発送の際に健診の重要性を説明したチラシを同封したり、ホームページにも掲載することで、事業の周知と受診率の向上を図っていきたいと思います。若い人は意外と口腔というか、歯のことについては、ホワイトニングでありますとか、一部の人は歯科矯正もかなりやられていますので、随分歯科にかかっている方も多いのではないかと考えておりますが、若い人向けにもう少し情報提供が届くよう努めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 先ほども言いました、香美市健康増進計画を見ますと、現在の健康増進計画での基本目標は健康寿命の延伸と書かれていたと思います。その1番に、血管病（糖尿病・脳血管疾患・心疾患）対策、そして2番に、自殺を減らすと書かれているわけでございます。

歯と口のことについて、私もこの広報6月号の「手に入れよう 長生きチケット 歯磨きで」の内容を読ませていただいて、大変感心したわけでございます（資料を示しながら説明）。と申しますのは、歯周病は口の中だけでなく全身に悪い影響を及ぼすことが分かっていますということで、「歯周病菌は、血管の中を通り、様々な全身疾患に関係してきます。その疾患には、糖尿病、脳梗塞、心臓病、動脈硬化、認知症などがあります。」と詳しく書かれていて、まさにこの血管病対策にも、歯と口の健康が非常に深く関係しているということが書かれているわけでございます。こういう点から、この血管病対策をするのであれば、少し遠回りのような感じはしますが、むしろ歯と口の健康を徹底すれば、血管病対策、糖尿病対策にもなるのではないかと強く思ったわけでございます。

そして、もう一つ、先ほど課長が言われました受診券の問題ですね。香美市の場合は、40歳から70歳までの該当年齢の方に案内手紙がまず来ます。次に、一覧表に載っている歯科を予約します。予約した上で初めて健康推進課に電話などして受診券を送ってもらい、それを持って行って受診すると。ちょっと手続が煩雑ではないかと。特に働き盛りの方は、もうこれはえいわと受診をためらっているのではないかと。例えば、対象年齢の方に直接もう受診券を送り、これを持って歯科へ行きなさいという方式はとれないものでしょうか。私の調べた範囲では、県下でもお隣の香南市とか四万十市、土佐町、いの町、佐川町、越知町、梶原町、四万十町、三原村、黒潮町などの12市町村は、受診券を該当者に直接送る方法をとっておりますが、この点についてどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 今までは、議員がおっしゃる方法で手続をしておりました。受診券の番号を取らなければならないとか、お金の支払い等は国保連合会を通じて返ってきたものを支払うとか、いろいろ煩雑な部分もありますが、他市町村で可能なことは香美市でもできるとお思いますので、前向きに検討していきたいとお思います。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひこの点、前向きに検討していただきたいとお思います。

参考までに、南国市が非常に進んだ方法をとっておりますので紹介します。南国市は「なんこく無料歯科健診」というのをやっております、6月4日から6月10日、11月8日から11月14日の期間は、市民が市内の歯科へ直接申し込んだら、もう無料

歯科健診をやってくれるということでございます。受診券も何も要らないわけでございます。さらに、集団健診というのを南国市保健福祉センターで年6回、40歳以上の方はどなたでも参加でき、歯科医院の方もあって、体の健診と併せて歯も診てもらえるという進んだ方式を取り入れておりますので、私はぜひこれも参考にさせていただきたいと考えております。

その上で、③の質問に移ります。

この成人歯科健診該当年齢の問題ですが、香美市がとっておるように、40歳から10歳刻みに70歳までというのが県下でも多くの市町村が対象年齢としております。これは多分、国の健康増進法に基づく該当年齢ではないかと思いますが、隣の香南市では30歳と55歳を対象年齢に含めております。南国市は先ほども言ったとおりでございますが、これが高知県が令和2年に調査いたしまして、進行した歯周炎を有する者の割合を棒グラフに表したものでございます（資料を示しながら説明）。これを見ますと、歯周炎を持っている方というのは、20歳の段階で既に38%あるわけですね。30歳になると51%、40歳68%、50歳72%、60歳71%、なぜか60歳のほうが成績がいいんですが、少なくとも香美市が対象年齢にしている40歳の時点で、もう既に68%の方に歯周炎があるということは、もうちょっと遅いのではないかと私は感じたわけでございます。

この点について調べました他市町村の例ですが、一番進んでいるのは大豊町と中土佐町です。何と20歳から74歳まで、何歳の方でも成人歯科健診に行けますよというものです。これはもうベストですね。なかなかこうはいかないとは思いますが、例えば四万十町は、20歳と30歳を入れています。40歳からは通常どおりですね。黒潮町がちょっと変わっておりまして、20歳、25歳、30歳、35歳ときて40歳で後はなしと、40歳まで5年刻みで健診を受けなさいというのがです。その後がなしというのはちょっといかなものかを感じるわけでございますが、黒潮町に問い合わせますと、若いときに歯科医へかかる習慣をつけてもらいたいという考えでやっているそうです。お隣の香南市が、先ほども言いましたように30歳と55歳を入れています。須崎市は30歳と65歳を入れています。四万十市は30歳を入れています。

③の質問です。

本市でも取組を拡充させる計画はないか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

健診の対象者を拡充する予定は今のところありませんが、香美市としましても、最終目標として、市民が生涯にわたって自分の口でおいしく楽しく食べることができるを目指して取り組んでおります。対策の柱としては、健康増進計画にも書かせていただいておりますが、虫歯予防、歯周病予防、それから口腔機能の維持・向上を挙げて、ライフステージに応じた事業を実施しております。ライフステージといいますのは、特に若い

世代からということで、乳児健診、妊婦の方から始めておりますし、教育委員会と連携しまして、歯に関する教室など、保育園、小学校、中学校と連携した事業も既に取り組んできております。その成人歯科健診も取組の中の一つとして、今後も歯科保健検討会や次期健康増進計画の策定委員会の中でも、議員がおっしゃったような実態を把握しながら前向きに検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひ、この取組を拡充し、市民の歯と口の健康を守っていただきたいとお願いして、次の質問に移っていきたいと思います。

大きな2番は、片地・楠目地域の交通安全対策についてお聞きします。

この問題につきましては、既に議会でも取り上げられ、令和3年6月定例会議におきまして、県に対して、高知工科大学学生及び児童・生徒を交通災害から守るため国道195号の安全対策を講じるよう求める意見書を提出しております。モニターに出ておるのが、その当時の議会だよりに出ていた意見書でございます。その後も議会でも取り上げられ、直近では昨年10月定例会議においても、同僚議員が大学へ向かう通学路の道路環境とその対処について質問され、前任の建設課長から詳しく解説も受けたわけでございます。今回、私の質問も重複する場所がたくさんありますが、この意見書提出より丸2年たっているのに、なかなか十分な改善がされていないと私は思っております。その中で、本年5月に、再びローソン楠目店の前で自転車の高知工科大学学生と車との接触事故が起きました。幸い軽傷で済んだわけでございますが、一つ間違うと再び死亡事故につながりかねないということで、事故後すぐの5月17日に防災対策課にも現地を確認していただき、ここへは注意喚起の看板等を設置せないかんねということで、お願いしたところでございます。

高知工科大学から土佐山田中心部にかけての道路は、ここにおいでの方の皆さんもたびたび通行されていることとは思いますが、車で通ると自転車を通るとでは見えてくる景色が非常に違うわけでございまして、私自身、まず実証実験として、6月5日の午後、（質問順を決める）くじ引きのあった日でございますが、高知工科大学付近から土佐山田中心部に向けて自転車で通行してみました。そのときに写した写真を見てください（以降モニターを示しながら説明）。1番目は高知工科大学のドミトリー、いわゆる寮からすぐ西に向かって伸びている坂道です。当初、高知工科大学から鏡野公園のほう、南へ向かうんじゃないかという予想をしていたんですが、ここの道が一番寮から近いこともあると思いますが、圧倒的多数が下校時に自転車でこの坂道から国道195号線に出ておりました。「スピード落とせ」の表示はありますが、かなりのスピードでここを通っていると近所の方がおっしゃっていました。

坂道を下りますと、山田堰井筋土地改良区の事務所が正面にあって、横断歩道が青く塗られております。ちょうど2番目の写真でもダンプが通っておりますが、ここにちょ

つと停止線も引いてくれておりますが非常に見えにくいと。ここがまず危険だと思います。そこを3番目の写真のように自転車の高知工科大学学生2人が渡っておりました。午後4時ごろから後は、次から次へと自転車で下りてきます。下りてきた学生は必ずここから右側通行になるんですね。右前方の神母ノ木商店街のほうへ入ります。そして、神母ノ木商店街を通り抜けたところが4番目です。橋のたもとへ出る山崎酒店が向こうに見えるところがございますね。ここが非常に出会い頭の危険があると。御近所の方に聞きますと、4月にはたびたび新入生がぶつかりそうになると。慣れてきた上級生は、ここはちょっと左側へ膨らまないといけないと分かってくるそうですが、ここが危険だと。

そして、香我美橋の上も危険なのですが、橋を渡り切ったところに、ここですね、5番目は反対側から写したのですが、談議所バス停前に突然歩道の幅が変わっているとあります。高知工科大学が、道幅減少スピード落とせという看板をつけてくれていますが、現在は木が生い茂って看板が半分隠れている状態になっております。そして、この坂を登り切ったところ、6番目が旧徳弘モータースのショールームが張り出していて、さらに電柱がありますが、この電柱を反対側から見たら7番目ですね。注意喚起のために赤いポールが3本あり、新しく設置してくれたものだと思いますが、根本的にはこの建物と電柱を何とかせんといかんのじゃないかと思います。

そして8番目がローソン楠目店前の変則交差点です。初めに申しましたように、ここで交通事故が起きたわけですが、無印良品と書いてある旗のところから道路へ飛び出た自転車と、今ちょうどこの写真にも右に入ろうとしている車が写っていますが、ぶつかったということがございます。ここは、何やらどの信号を見て出ていくのかが妙に不明確なところがあり、ここを出て、旧道といいますか、山田商店街のほうへ向かっていく自転車が非常に多いです。ここが非常に危険だと思います。そして、最後の坂道なのですが、坂道を上がったところが非常にカーブしておりまして、ここに「スピード落とせ」はあるのですが、この看板も既に剥がれて色もあせている状態で、何とかここも改善していただきたいなと思いました。

以上、紹介しました上で質問①です。

意見書を提出した令和3年6月時点から現在までで、改良された箇所を教えてください。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

道路管理者であります高知県中央東土木事務所と協議を行いまして、側溝蓋の交換など、速やかに実施可能な対策を随時行っていただいております。具体的に言いますと、先ほど写真を出していただいておりますが、ローソンの交差点前は滑りやすい鉄板蓋が上に乗っておったようですが、それをコンクリート蓋に交換していただいております。

また、御指摘いただいております箇所につきましては、通学路安全対策連絡協議会におきましても対策必要箇所ということで出されておまして、警察や道路管理者等関係

機関と対応につきまして協議を行っております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ②の質問です。

特に、以下の地点は危険箇所と考えていますが、今後の具体的な整備計画はどうかということで、片地小学校前のS字カーブ、神母ノ木商店街、談議所バス停前、旧徳弘モータース前、ローソン前交差点を挙げております。ほかにもありましたら教えてください。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

具体的な箇所を挙げていただいておりますが、まず1点目、片地小学校前のS字カーブでございます。こちらは県道龍河洞公園線になりますけれども、現在は交通安全対策事業を県で実施しております、用地買収などに取りかかっております。工事完了までにはまだ数年かかる見込みと聞いておりますけれども、用地買収なども進みながら改良予定がされております。

また、2点目の神母ノ木商店街、写真で御紹介いただきました、国道195号と商店街の市道とが交わる交差点部分につきましては、写真にも写ってございましたが、停止線であるとか、止まれの路面表記、またカーブミラーの設置、あと市道の両側に白線を引いたりとか、ハード面では対応してきております。

国道195号沿いの談議所バス停前につきましては、歩道部分を拡幅するためには移設が必要となってまいります。河川カメラの引き込み柱でありますとか、関係用地などの調査を今進めておると聞いております。

続きまして、旧徳弘モータース前につきましては、歩道整備のための用地の調査、また用地関係者との協議を実施しておるとお聞きしております。

最後に、ローソン前交差点につきましては、先ほど申し上げましたが、滑りやすかった鉄板側溝蓋をコンクリート蓋に交換ということで、既に対応済みでございます。

また、先ほどおっしゃられていました、コンビニの駐車場から市道のほうへ出られる際に事故があったということでございます。自転車等の運転だけではないですけれども、交通モラル向上に向けまして、今後関係機関とも協議したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひ県とも協議を進め、命に関わることでございますので、一刻も早く改修・改善が進むことを期待しております。

3番の質問に移りたいと思います。香美市提案型市民主役事業の活用についてお尋ねします。

今年度、新たに提起され、広報香美5月号に掲載のあったこの事業は（資料を示しな

がら説明)、補助金交付要綱第1条に趣旨が書かれておりますが、市民が考え、市民が主体となって、市民のために提供する様々な事業を応援すると。非常に画期的な制度だと思いますが、音楽イベントの事業ということで、コロナ感染第9波のおそれも消えない中で、ちょっと心配する声も聞いたところでございます。

①です。

市長は、どのような思いと趣旨でこの事業をスタートさせようと思われましたか。

○議長(山本芳男君) 市長、依光晃一郎君。

○市長(依光晃一郎君) 香美市の人口が減少し、予算や職員も減っていく中で、将来にわたって地域を維持していくためには、住民のお力をお借りすることが必要です。住民自ら課題を解決すべく提案していただき、市がやっている事業を住民組織に移していくことで、市役所の業務を減らしていきたいとの思いがあり、この事業をスタートさせました。既存の事業を民間委託すると考え、その分の費用をそのまま民間事業者にお支払いするという考え方を前提にしております。

○議長(山本芳男君) 5番、西山 潤君。

○5番(西山 潤君) 非常に思いはよく分かりました。

②の質問です。

今年度、音楽をテーマにした理由というのは何でございましょうか。

○議長(山本芳男君) 市長、依光晃一郎君。

○市長(依光晃一郎君) 住民が自ら課題を解決するための提案をするといひましても、いきなりは難しいのではと考え、私がテーマを絞って提案いたしました。

音楽イベントにした理由は、コロナ禍の中で人と人との連携が薄れているという問題意識もあり、市民の絆を深めることに効果的な音楽イベントといたしました。

○議長(山本芳男君) 5番、西山 潤君。

○5番(西山 潤君) 確かにおっしゃるとおり、音楽は市民同士の絆を深めるものであるということで、私もうなずくところは多いのでございますが、ほかに参考になるところはないかと思い調べてみました。当初は、あまり市民提案型事業というのを聞いたことがないなと思ったわけでございます。もう市長は既にお調べのことだと思ひますが、全国を見ますと、幾つかの自治体で市民提案型事業がございました。

参考に、岡山県総社市の市民提案型事業を調べてみました。総社市は、皆さんも御存じのように、倉敷市の北にあります。

○議長(山本芳男君) 暫時時間を延長します。

○5番(西山 潤君) 山間部にあるんですが、高梁川が市内を流れております。人口は6万人を超えており、山間部といひましてもそれほど高い山ではない。そしてJR井原鉄道、岡山自動車道も近くにあり、大変便利なところで、本市とは規模が違うわけでございますが、ただ、岡山県立大学が市内にありまして、高知工科大学のある本市と似ているところもあると感じたわけでございます。

このボードに書いておりますが（資料を示しながら説明）、総社市の市民提案型事業の例として挙げられていた、これは令和4年度の例ですが、①無人駅を活用した誰でもポップアップストア事業。これは、井原鉄道総社駅が無人駅になったそうで、その無人駅を活用して、岡山県立大学の先生と学生がストアをつくったというものでございます。②がG o ! G o ! ゴーグラ! ~ 菊池邸の郷蔵で、観て、聴いて、おしゃべりしよう! ~ というので、歴史的な古い建物の蔵があって、その中でコンサートを2回開いたということで、これはまさに音楽イベントになるわけですね。③が備中神楽こども神楽、④が高滝山登山会、トレイルラン大会、⑤のカスタマイズ栄養弁当プロジェクトは、学生が4種類の栄養弁当を作って希望者に配付したということでございます。今5つ紹介しましたが、令和4年度は9事業が採用されたそうです。この主体は地域団体・市民団体、内容は自主性・公益性のあるもので、1団体に対し1事業50万円を補助すると。また、評価というのがありまして、中間報告会を10月に行い、最終報告会を翌年5月にするというので、この報告会は一般市民もたくさん参加した場でやると。そして、審査会もありまして、報告会を受けて最終的に先ほどの事業にAからEまでの評価を行う仕組みになっているわけです。

質問に戻りますが、③です。

他補助金と比較した場合、補助率100%、限度額200万円は破格の扱いではないかと感じるわけですが、その点どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほども述べましたとおり、本来、香美市でやる事業を民間が代わりにやるという考え方ですので、補助率は100%で設定しております。

先ほど総社市の事例がありましたが、正直私は知りませんでした。香美市に置き換えますと、例えば総社市でやられている健康づくり事業というのが、多分予算としてあるんだと思います。そういった予算を活用した健康づくり、先ほどのお話であれば、フレイル予防の予算が香美市にあるとして、これを例えば健康増進につなげるように、健康な方はいいんですけれども、健康じゃない方はやはり意識が弱いといったところで、ポスターを作ったり、いろんな啓発活動するわけですが、そういったことを市民から提案いただくとより効果的な事業が行えるのではないかというような思いがあります。

先ほどお話があったように、地域団体でありますとか市民団体というところが、恐らく総社市にはそれなりの組織があるのではないかなと考えております。私自身が、香美市にそういった地域団体であるとか市民団体というのが今現状あるのかに少し疑問があるのと、また、逆に言うと、育てていきたいということも考えております。今回200万円ですが、これをきっかけに例えば香美市でイベント事業をやるような企画会社が生まれることとか、企業を支援していくこともつながればいいなと思っておりまして、補助率100%とさせていただいております。

それと、余談ではありますが、鯖江市もやっております、その鯖江市の方が言うに

は、この事業は実は高知県がルーツであったという話を聞きました。橋本大二郎知事のとときに市民提案型をやられたという話を聞いております。また、先ほど総社市という話がありましたが、実は片岡市長と私は非常に仲がよくて、片岡市長は橋本龍太郎元総理の秘書をやられておられて、ある意味ルーツは近いところにあるのかなと思いました。親しい片岡市長でもありますので、総社市の事例もしっかり研究してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 確かに、これをきっかけにたくさんの取組が生まれるといいなと私も思っております。

④の質問です。

募集期間が5月10日から6月9日の1か月間となっており、周知不足というのを心配いたしますが、現時点で応募数はいかなるものでございましょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今日現在で4件の応募をいただいております、審査を経て決定となります。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 今回は初めてということで、募集期間がちょっと短い感じもしたんですが、来年度以降もやるとなれば、この時期に募集があるのだなということがよく分かると思っております。

⑤の質問です。

来年度以降も継続するのでしょうか。また、その場合は音楽とは別テーマになるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） この事業の目的は、一番最初に申し上げましたとおり、これからの人口減少、あるいは予算や職員が減っていく中で、業務効率化をしていきたいと考えておりますので、この事業をしっかりと育てていくためにも継続を考えております。今年度の成果を見せていただいて、音楽をテーマとするのかも含めて判断していきたいと思っております。

また、この事業は、ふるさと納税を原資としたまちづくり応援基金を活用しての事業となっております。令和5年度のふるさと納税寄附金額も見ながら、音楽以外の可能性、例えば本年度は入札で事業者を選定した婚活事業などについて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 先ほども申しましたように、本市には高知工科大学、そして山田高校があります。また、香北中学校、大宮小学校では国際バカロレア教育も推進しております。テーマをあまり限定しないほうが、学生や地域団体も応募しやすいのでは

ないかとも考えるわけですが、何せ始めたばかりですので、先ほど紹介した総社市の場合は2014年、今から10年前に既にスタートしているということでございますので、せっかくこれからやるからには、多くの方がやってよかったと納得できるような事業になることを願っております。そのことを期待いたしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 西山 潤君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。

次の会議は6月20日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 4時09分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

6月定例会議会議録（第3号）

令和5年6月20日 火曜日

令和5年香美市議会定例会6月定例会議会議録（第3号）

招集年月日 令和5年6月2日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月20日火曜日（審議期間第19日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	福祉事務所長	野邑裕永
総務課長兼選挙管理委員会書記長	竹崎澄人	健康推進課長	宗石こずゑ
企画財政課長	佐竹教人	高齢介護課長	中山繁美
企画財政課企画調整班長	山中崇義	建設課長	野村文紀
定住推進課長	小松伯聖	商工観光課長	石元幸司
防災対策課長	中川英斉	環境課長	依光伸枝
市民保険課長	萩野貴子	会計管理者兼会計課長	明石清美

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	生涯学習振興課長	黍原美貴子
教育振興課長	一圓まどか		

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	今井沙織
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和5年香美市議会定例会6月定例会議議事日程

(審議期間第19日目 日程第3号)

令和5年6月20日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 10番 比与森 光 俊
- ② 15番 利 根 健 二
- ③ 3番 中 平 麻 衣
- ④ 6番 森 田 雄 介
- ⑤ 13番 濱 田 百合子
- ⑥ 2番 公 文 直 樹
- ⑦ 17番 村 田 珠 美
- ⑧ 12番 笹 岡 優
- ⑨ 7番 山 崎 眞 幹

会議録署名議員

1番、有光収三君、2番、公文直樹君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。16番、小松紀夫君は、遅刻という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許可します。

10番、比与森光俊君。

○10番(比与森光俊君) おはようございます。10番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

1項め、通学路の安全対策。

横断歩道やスクールゾーンの不鮮明な白線が一日も早く補修されることを求め、お尋ねいたします。

①です。

大宮小学校前の「飛出注意」や、香長小学校の横断歩道、山田小学校正門前の「横断歩道あり」、北門近くのスクールゾーンなど、車を運転される方への注意喚起の白線文字が非常に不鮮明な現状にあります。児童の登下校の安全見守りに尽力されている地域の方から、早急な補修を求められています。今後の対応について、お尋ねいたします。

○議長(山本芳男君) 建設課長、野村文紀君。

○建設課長(野村文紀君) お答えいたします。

現状、道路施設としての区画線及びセンターラインなどにつきましては、予算の範囲内におきまして、精いっぱい対応を取っておりますが、追いついていない状況でございます。地域の皆様には御迷惑をおかけしております。

地域からの要望なども踏まえまして、緊急を要するような危険な箇所が出てきた場合には、補正等も検討いたしまして、早急な対応を取っていきたいと考えております。また、県道や国道につきましても、今後も引き続き道路管理者に早急な対応の要望を行ってまいります。また、横断歩道などの安全施設の整備・補修につきましては、市関係機関などを通じまして早期の要望を行います。

以上です。

○議長(山本芳男君) 10番、比与森光俊君。

○10番(比与森光俊君) 学校と県、それから県警、道路管理者なんかの通学路安全対策連絡協議会があると思いますけど、令和5年度はいつ頃開催され、先ほど答弁がありました、緊急を要するところは早急にということですが、それはいつ頃可能なのか、分かればお願いします。

○議長(山本芳男君) 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

通学路安全対策連絡協議会を、毎年教育委員会の主催で開催させていただいております。次年度当初予算への計上が間に合うように、例年秋頃開催しております。今年度につきましては具体的な日時決定はしてございません。

また、当初予算は、前年度の危険箇所、対応が必要な箇所、また地元からの要望書なども受けまして組んでおりますので、随時、発注を進めておるところでございます。予算等の限りがございますので全部対応できなかった場合、年度途中でありましても、これは危険だということが出ましたら、補正対応なども検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） そしたら、確認ですけど、令和5年度の補修等については、昨年秋に協議された内容のものが予算化されたということによろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） そのとおりでございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ②です。

本市にあって、小学校の通学路ではスクールゾーンの文字があり、ドライバーに対し注意喚起されていますが、保育園や幼稚園周辺ではそういった対策は取られていません。警視庁ホームページでは、キッズゾーンは、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために、車両の運転者に対して注意を喚起することを目的として設定した道路の区域をいい、散歩や登園、降園などのため子供が集団で通行しますと表示されています。

あけぼの保育園西側では、文字がほとんど消えて読み取ることが困難な状態ですが、「園内通路徐行」と記されていたようでございます。この場所などはキッズゾーンの文字が最適ではないかと思えます。また、土佐山田幼稚園や第二土佐山田幼稚園前の道路は、車の交通量も決して少なくない状況にあります。

キッズゾーンは、令和元年5月に滋賀県大津市で起きた園児と保育士が犠牲となった交通事故を契機に、国が設置を推進しています。保育園、幼稚園周辺へのキッズゾーン明示の舗装を求めるわけですが、見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

スクールゾーンとはまた違いまして、交通規制を伴わない注意喚起の安全対策としましては有効であると考えております。今後開かれます通学路安全対策連絡協議会などにおいて協議ができればと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 第二土佐山田幼稚園かな、山田高校の南なんかは、保護者の方が子供を車から降ろして園へ連れていくのに、道路を横断します。そのとき、自分なんかも車で走るときには本当に気をつけますが、中にはお母さんの手を離れて飛び出す子供もおいでます。あそこなんかは、通行されるドライバーはそのことが分かっていて本当に注意して走ると思いますが、土佐山田幼稚園は新町西町線が開通すればますます交通量にも影響すると思しますので、その辺は考慮して、今後対応をお願いしたいと思います。

③です。

通学路の安全対策につきましては、昨年6月に、防犯カメラ設置推進も含め、一般質問させていただきました。横断歩道やスクールゾーンの白線は、交通量にもよりますが、劣化は激しいものがあります。保育園や幼稚園、小学校周辺の横断歩道やスクールゾーンの白線文字などは、年度末2月から3月に調査し、補修することはできないでしょうか。

先ほど、秋に次年度予算を協議するということですが、その手前にもうその予算を確保して、年度末に補修できないか。そういう予算の準備はできないか。新入園児、そしてびかびかの1年生を迎える新年度、白線ははっきりと鮮明な状態で新入学生を迎えてほしいと望むところです。ドライバーの注意喚起だけではなく、児童・生徒への意識高揚にもつながるのではないかと考えています。年度末の点検、補修はできないでしょうか。見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

近年施工しておりますグリーンベルト、商店街とかにここ数年でさせていただいておりますが、そちらのほうは国の交付金なども活用しておりますして、通学路安全対策連絡協議会で協議された内容に優先順位をつけて、次年度の当初予算計上とさせていただいております。

緊急を要する危険な箇所が出てきた場合は、補正対応と同じことになるんですが、議員がおっしゃられた、年度末に学校周辺、特に通学路になるようなところを重点的にということでございましたので、内容も精査しまして、また、予算は御相談もさせていただきながら、ちょっと検討もさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 最初の質問の繰り返しになりますけど、秋に次年度の予算立てをする時点で、例えば昨年秋に予算確保のための協議をして、令和5年度の予算ができますが、その中に令和5年度末の道路補修のための予算を取っておくことは可能

ですよね、そこを1点。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

現在、交通安全対策連絡協議会で出された案件と、それとはまた別に各自治会長から出された要望書など、現在の予算範囲内で対応しておりますので、あくまでも課内で優先順位をつけてやっております。予算を分けて年度末用に置いておくことは可能ではあるんですけども、それよりも優先するような箇所があれば、どうしても早い段階から発注しておりますので、さらに対応が必要な箇所等があれば、年度途中でありますが、補正などの対応も検討せないかんかなと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 先ほども言いましたけど、道路の交通量によって、非常に劣化が早く進む通学路もありますし、一度舗装すると1年間から2年間十分鮮明に残る道路もあります。例えば、片地小学校は昨年春には本当に消えて、横断歩道も見えない状態でしたけど、昨年舗装することによって、現時点では横断歩道もスクールゾーンの文字もはっきり残っていますので、その辺も考慮した上で、ぜひ年度末にそういったものを補修して、新入学生を迎えられるような対策をお願いしたいと思います。

それと、通告していないのであれですけど、グリーンの線は本当にドライバーへの注意喚起にもなるし、小学生が登下校のときにも、自宅が学校に近いということもありますけど、あの線を引いてからラインをはみ出して帰る小学生はほとんど見たことがありません。そういう意味では、児童の交通安全に対する意識高揚にもなると思います。現在引かれているライン以外にも、大宮小学校とか、それから香北中学校の道路も狭いですし、ほかにもそういうラインが求められる場所もあると思うので、その辺もぜひ協議のテーブルにのせていただきたいということを述べて、次に移ります。

2項め、山田道路元標について、お尋ねいたします。

今年2月か3月頃ではなかったかと思いますが、新町西町線と商店街通り交差点の北東角に、高さ40センチメートル、幅・奥行きが25センチメートルの小さな石碑、山田道路元標が建てられました。交通量も多く、通学路であることから、障害物ではないかとの市民の声もお聞きしたところでもあります。

石碑の大きさ、彫られている文字から、歴史的に貴重な石碑ではないかとの思いがあり、私も道路元標について調べてみました。道路元標とは、道路の起終点を示す標識であり、大正時代に設けられていたようです。大正時代に設置された道路元標は、1919年（大正8年）4月の旧道路法制定後、施行令により各市町村に1個ずつ道路元標を設置することとされています。設置場所は府県知事が指定することとされ、各市町村の自治体中心部に設置されています。形状は、縦・横25センチメートル、高さ60センチメートルの立方体とされたようです。

①です。

山田道路元標はこれまでどこに保存され、どのような経緯で建てられたのか。そして、その価値を分かっている範囲でお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

新しくできます新町西町線交差点の部分へ道路元標という石碑を建てさせていただいております。こちらは、先ほど議員からもおっしゃっていただきましたように、大正時代の旧道路法で制定されたものと思われまふ。これまで市役所で保存しておったというわけではございませんで、近くにあります山田小学校児童クラブが新しく建設されたわけなんですけれども、その建設工事の中で敷地内から見つかったということがございます。それで、もともと旧山田町役場前であること、また、新しくできた新町西町線との交差点付近ということで、現在の場所へ建てさせていただいた経緯がございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 先ほど課長が述べられたように、1954年（昭和29年）に、山田町、新改村、大楠植村、佐岡村、明治村、片地村の6町村が合併して土佐山田町になっているわけですけど、それ以前の山田町役場は今の電気屋さんのところにあつて、その前には山田警察署があつて、その東に山田小学校という感じで、自分もうっすらと警察なんかは記憶しているわけですが、その辺も踏まえて、今後のまた対応をお聞きいたします。

②です。

1952年（昭和27年）6月の新道路法によって、大正時代の旧道路法は無効になり、道路元標は道路の附属物とされるだけで、設置場所や道路元標に対する規定はなくなつています。このようなことから、当該道路の管理者や所在する地域の教育委員会が保存管理する場合もあるようです。道路元標を管轄する組織の法的根拠や設置義務もなくなつたため、道路工事や宅地開発などで撤去され、いつの間にかなくなつてしまつた道路元標も少なくないようです。大切に整備、保存されている自治体もあります。ものの価値観は人それぞれだと思いますが、山田道路元標に関し、今後、できるだけ詳しく調査した上で、その内容を記載した看板の設置も必要ではないかと思うところです。

小・中学生の貴重な教材になつてほしいと思います。今後の対応を、お尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

この道路元標というのは、大正期、道路の起点・終点などを示すものとして設置されておりました。そういうこともございまして、現在の位置へ建てさせていただいたわけなんですけれども、議員もおっしゃられましたように、通学路の障害物になり得ないかというお声も一方ではありまして、現時点で現地へ看板を立てるところまでは考えてござい

ません。

ただ、歴史的なものでもございますので、今後調査しまして、場合によってはホームページでの紹介とかですね、そういったことはちょっと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ぜひ場所を変えて、課長は御存じのように、今現在は元標が建っている石碑のところに工事用コーンが立てられて、夜はぴかぴか光るような、いかにも障害物を設置していますというような対応になっていますので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、先ほど言いましたように、1954年（昭和29年）の合併までに建てられたということは、恐らく新改村、大楠植村、佐岡村、明治村、片地村にも、中心地であったところに、もしかすれば何らかの形で残っている可能性も一度調べてほしいと。これ担当課がどこか分かりませんが。そして、香北町、物部町もそうですが、物部町は1956年（昭和31年）に槇山村と上葦生村が合併して物部村になっています。ここも設置はしているはずですよ、もう破棄されたかも分かりませんが。そして、香北町の大宮町と在所村も、どこが中心地だったかは全く承知していませんが、90歳後半で元気な方に聞けば分かると思いますので、ぜひこの辺は一度調査し、保存に向けた取組を求めて、次の質問に移ります。

3項めです。誰もが投票しやすい環境について、お尋ねいたします。

①の本市の現状についてですが、取下げさせていただきます。すみません、課長。通告前に、視覚に障害のある方とお話をさせていただいた際、点字による説明が選挙入場券と一緒に送付されてくるという話を聞きましたので、選挙管理委員会が対応されているのかという私の早合点で、ほかにも何らかの対応をされているのではないかと考えて通告しましたが、通告後に選挙管理委員会の対応ではないことが分かり、現状も理解しましたので、取り下げさせていただきます。申し訳ないです。

②です。

視覚に障害のある方が必ずしも点字が読めるわけではありません。多くの方は音声などによって情報を得ています。音声コードは文字の内容を変換して音声化する方法です。本年3月の参議院予算委員会におきまして、公明党の塩田博昭議員は、視覚障害者の情報取得サポートに関し、選挙の投票所入場券に音声コードを付与して発送している自治体の先進事例を紹介し、公的な通知について音声コードの普及を早急に進めてほしいと主張、質問されました。その際、岸田首相は、先進事例を積極的に展開するよう努力すると答弁されています。

今後、音声コード導入自治体の増加も推測されるわけですが、音声コード導入についての見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、竹崎澄人君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

音声コードは文字情報を音声で読み上げるコードで、無料スマホアプリを使い誰でも聞くことができ、選挙入場券に印字して活用する自治体がございます。

香美市では、入場券をはがきで一人一人に送付してございますが、音声コードを印字するスペースの確保とはがきの加工が必要になるため、現時点での導入は困難かと思われます。今後、入場券の見直し時期に合わせ、導入について検討したいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 視覚に障害のある方とお話ししたときに、自分は点字が読めるので点字で来れば理解できるけど、点字を読めない方が多数いると、その人なんかはどうしているんやろうねと気遣いされていまして。ぜひ音声コード導入について、ホームページから取れるような自治体もあるようですので、この後の選挙いうたら、衆議院の解散が先になりましたので、衆議院が来るのか、来年、再来年の参議院が来るのか、ぜひ研究して進めてほしいと思います。よろしくお願いします。

③です。投票支援カード、コミュニケーションボードの導入を求めてお尋ねいたします。

投票支援カードは、投票用紙に代わりに書いてほしい、候補者名を読んでほしい、候補者名を書いた紙や名刺を見て書いてほしいなどが記載され、投票に際して手伝ってほしい内容にチェックを入れて、入場整理券と一緒に受付係員に手渡すことにより、スムーズに投票できる仕組みです。そして、コミュニケーションボードは、書き間違えた、トイレの場所を教えてください、投票入場券忘れたなど、困り事や手伝ってほしいことが絵や文字で表示され、各投票所に配備されています。絵や文字を指で指すことにより、自分の意思を伝えることができるようになっています。

本年4月の統一地方選挙から導入された自治体の声を紹介させていただきます。愛媛県今治市の選挙管理委員会事務局長は、誰もが気軽に投票できる環境整備に努めたい、神奈川県箱根町の担当者は、投票率向上のため引き続き改善に努力していく、愛媛県四国中央市の選挙管理委員会事務局長は、障害者や高齢者は意思の疎通が難しい場合もあり、スムーズに投票できないケースもあったが、今回春の統一選挙から導入することにより、誰もが気軽に投票しやすい環境整備をしながら投票率アップにつなげていくことができたと述べられています。

ただいま述べました投票支援カードやコミュニケーションボード導入は、誰もが投票しやすい環境づくりの大切な対策ではないかと思えます。見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、竹崎澄人君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

他自治体の導入事例を参考にしまして、投票に来られる方の手助けとなる支援策を導入していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 音声コードも含め、支援カード、コミュニケーションボードの取組をぜひ研究してほしいということをお願いしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 15番、市民クラブ、利根健二です。通告に従いまして、一問一答方式で質問してまいります。

まず1番目、市民は市に対して様々な要望、疑問点を持って訪れてくると思います。その中には、制度上無理なことや予算上無理なことも含めて、やってあげたいけどできないことも数多くあるのではないのでしょうか。そうした場合、その落胆や不満が窓口対応などの職員に向いてしまう場面もあると思われれます。

①の質問です。

職員に対応に関する御意見、指摘、クレームはどれぐらい出ているのか、把握しているところをお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

課によって様々ですが、全庁的に職員に対応に関する御意見や苦情等は出ております。以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 具体的に聞くと、いろいろ特定される部分もあるかと思えますので、そこは控えさせていただきますが、一定数あることだけを今回は確認させていただきます。次の質問に移ってまいります。

②です。

要望、陳情等があったとき、内容に対する不満に併せまして、対応の悪さを理由にエスカレートしていくとか、クレームの度合いがきつくなっていくようなことはありますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

対応の悪さを理由にエスカレートする例も少なからずございます。職員に対応に対する場合や、制度等の内容に納得できない場合、また、希望に添えないケースなどが上げられます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ここも一定数あるということだけ確認させていただきまして、次へ進めてまいります。

③です。

市としましては、不可能や、行うべきでないことに対する執拗な要求に対して、理不尽と思われることも多いのではと推察いたします。対応する職員はかなり苦慮する場面もあるのではないのでしょうか、確認いたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

対応する職員は非常に苦慮している事例もございます。その際、過度なストレスが強いられるケースや、業務への悪影響につながることも考えられます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 過度のストレスが早期退職の要因の一つになっていることも考えられると思いますが、執行部はその辺をどう捉えておりますか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

このような要因が直接的に早期退職へつながったかは分かりかねるところでございますけれども、精神的なストレスは蓄積してまいりますと大きなダメージになると思いますので、可能な限りの対処が必要と考えております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） そしたら、④へ行きます。

理不尽と思われる要求は繰り返し窓口に来ると聞いております。また、高圧的な態度で来られる場合もあるようです。適正な行政事務を行うためには、そういった要求から職員を守ることが必要となります。個人任せにせず、チームで対応するなども必要ではないかと思っております。そういった体制は十分にできておりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 課によって対応は違いますが、御質問のとおり、状況により複数名での対応や、困難な場合は管理職が対応するというケース・バイ・ケースになっております。また、必要に応じ、警察や弁護士に相談することもございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 一定の対応はできているということだと思いますが、ちなみに、香美市の例規集を見ますと、多分これは県でモード・アバンセ問題が随分あったときに、県幹部3人の実刑が確定した時期に合わせて香美市でもつくられたので、多分、当時全県的にその対応もいろいろ考えられたものと思います。平成18年3月1日につくられました、その香美市不当要求行為対策要綱第6条第1項に、市長は、不当要求行

為に対応した職員が不利益を受けることのないように必要な措置を講ずるものとする、そして、第2項には、市長は、職員個人がその正当な職務の遂行に起因して、不当要求行為を行った者から職務上または職務外において不当な権利の侵害を受けることのないよう必要な措置を講ずるとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するものとするとあります。

そうした要綱、そして、先ほどいただいた答弁のような対応がありながら、執拗なクレームが早期退職の一因になったとの、これはあくまでも自分が聞いたうわさでございしますが、そういったうわさを聞くと、この要綱が果たしてちゃんと機能していたのかという疑問も残るところでございします。

この要綱には必要な措置についての体的な記述がございません。再度これをベースに検討を重ねまして、肉づけをするなどして、実効性のあるものにしていく必要があると思いますが、その辺の御見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

近年で、の要綱に基づく取扱い事例というのは、ちょっと私のほうでも伺っておりませんが、御指摘いただきましたとおり、実効性のある要綱として再度検討したいと思えます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ということは、もう一つ、香美市不当要求行為対策本部設置要綱というのが並んでありますが、これが立ち上げられたことは今までにないということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

平成18年当時まで遡っての調査はちょっとできておりませんが、私の分かる限り、また、前任に聞いたところまででとどめさせていただきたいと思えます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） そしたら、たまにという表現は何ですが、あると思われると先ほど答弁いただいた、警察や弁護士に相談するという判断は、どういう手順で、こういった段階で誰がその決断をするのか。その辺の基準がありましたら、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 一つの事例として、こちらもそれぞれの担当課によってまちまちにもなっておりますけれども、身の危険を感じたときにはちゅうちょなく警察に連絡するなど、ケース・バイ・ケースの対応となっております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 現実的には各課現場の判断になると思えますが、先ほど言

うたように、この要綱とかがありますので、それに沿った基準ラインを一定定めておけばいいのかなという気がします。そのことにつきましては、また御検討お願いいたします。

続きまして、⑤へ移ってまいります。

先ほど質問した④の事例も含めまして、業務上の行為で訴えられ、裁判対応などが必要になる場合も想定されます。市に対する訴訟以外にも、市長を含め、担当職員個人が訴えられた事例は全国的にもございます。そういったときには、市長を含め、職員に個人的な負担を強いてはならないと思います。弁護士による対応、最悪、裁判になったときの対応などの準備はできていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

市長を含む職員個人に対して損害賠償請求が提起された場合の支援体制としまして、香美市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の支援に関する規則を令和4年10月に制定し、弁護士の紹介や訴訟費用等を支援することとしております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 昨年10月に制定したということは、その前後に何かあったということですかね。これは質問ではないです。思ったことでございます。

昨年10月に規則を制定したことで、一步進んだ対応ができたということでございます。しかし、香美市職員等の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の支援に関する規則は、訴訟にかかる費用とかを中心に書かれておりまして、訴えられたことの心に寄り添うような、ストレスに対応するケアなどのことは書かれていないような気がしております。そこも実は結構職員にとって重要な部分だと思っておりますが、心のケアとかに対応するような方法は検討されていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現状のお話も踏まえてですが、心のケアにつきましては、毎年行っておりますストレスチェックであるとか、保健室の保健師への個別相談、また、その他に活用できそうな方法等がないか、検討したいと思っております。また、総務課としましても、各課の相談に乗りながら、対応策を一緒に考えたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ぜひ個人に対する負担がないような形で進めていただきたいと思っております。

次、⑥へ参ります。

一方、市役所（窓口を含め）対応が悪いということに対しては、一定、行政側としていつも心に留めておく必要もあると思っております。要望が通らなかったときの不満、落胆から窓口や担当の対応が悪くなってしまわないように、よりスピード感を持って、より

丁寧に、より分かりやすく、市長からもこういった内容が出ておりましたが、これをいつも心がける必要があると思います。そういった面で、員の意識向上に向けての具体的な取組も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

親切で丁寧な対応をしてもらうことは、市民の願いであり、市として改善すべきところは改善しながら、住民サービスの質を向上する必要があります。そのために、職員が住民目線に立ち日々の業務を行うとともに、職員研修などを通してスキル向上を図り、信頼される行政窓口を目指したいと考えております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 研修なども行っているということですので、今後もスキル向上に努めていただきたいと思います。

一つ、よくあるパターンでございますが、職員の多くは100点満点の対応ができていなくても、その中で一部だけが60点の対応をしてしまえば、その組織の評価が悪いほうへぐんと落ちてしまうことがありますので、そういった意味で、特にボトムアップに気をつけて、一方的に講習会とか研修会を開くのではなくて、個人個人のそのときのスキルとかもちゃんと加味しながら、ボトムアップを図るような講習というか、そういったメニューをちゃんと組んでいけばいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 職員一人一人の対応、対応というものが全体のイメージを決めることもございますので、御指摘のとおりと考えております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） そしたら、⑦の質問へ移ってまいります。

職員を守るためにはもちろんでございますが、市民の声を抜かりなく正確に聞き取るためにも、会話の記録は重要であると思います。電話録音は対応するようになったところではございますが、窓口、現場の打合せ時の録音も必要ではないでしょうか。これは自分も結構そうですが、電話だけではなく、対面であっても、聞き抜かりや言い忘れは結構ございます。官民を問わず、会議録や取材記事を起こすための録音はごく普通に行われております。こういった場面で行うかなど、既に録音を行っている自治体もありますので、情報収集も含めて、研究・検討してはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 電話の通話録音につきましては、要綱を定め、本年4月からスタートしました。また、会議等では、必要に応じて録音をしていることもございますが、窓口や打合せ等の録音につきましては、必要性を含めて検討したいと思います。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 検討していただくという答弁をいただきました。再度言い

ますが、クレーム対策とか訴訟対策とかではなくて、確実な行政事務を行うためにも録音が有効だと思います。私も議員として市民の声を届けたい一心で、対応に納得がいらず、繰り返し窓口へ行くこともございます。そのときもぜひ録音して記録を取っていただきまして、私が行き過ぎたときはちゃんと指摘もしていただきたいし、反対に、職員の対応が悪かったときは反省もしていただきたいと思います。

特に、そういった要求に負けて行政をゆがめることがあってはいけないというか、全国的にそういった事例も結構あって、最終的には職員が裁判で有罪になったりする場合もありますので、職員を守るため、市民を守るため、第三者から見て公平公正な行政であるためのツールとして、これは本当に有効だと思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

そしたら、2番目の介護認定のスピードアップに移ります。

まず、①です。

認定までの手順をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 利根議員の御質問にお答えいたします。

要介護認定までの流れといたしましては、申請書を受理後、まず、訪問調査の実施と主治医意見書の作成依頼及び徴収を行います。次に、訪問調査の結果と主治医意見書の一部の項目をコンピューターに入力し、全国一律の方法で要介護の判定を行います。これが一次判定となります。次に、一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定を行います。これが二次判定となります。その後、二次判定の結果に基づき要介護認定を行い、申請者に結果を通知いたします。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） かなりの手順があることを確認いたしました。

②へ移ってまいります。

認定が遅れる場合には、介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書が送付されるようになっております。その理由欄には、認定者多数により審査判定になお期間を要するためとしているものがございます。そういった事例はどれくらいの頻度で起こっていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

延期通知につきましては、申請から認定の通知までの期間が30日を超える場合に通知しておりまして、令和4年度は1,575件の申請のうち792件、約半分、5割の延期通知を送付しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） かなり延期になっていたということでございます。

③へ行きます。

この場合、先ほど①で手順をお伺いしましたが、その手順中、どの部分がネックになっていると思われますか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

申請から認定通知までの期間が30日を超えてしまう要因といたしましては、主治医意見書の徴収に要する期間が平均18日間かかること。その後、一次判定を行い、介護認定審査会で使用する資料を作成していること。資料につきましては、少なくとも審査会の1週間前までに審査会委員に送付する必要があるためでございます。また、1回の審査会で審査できる件数が40件程度であるため、一次判定が終わりましても、件数が多い場合、直近の審査会での審査が行えないケースも生じております。

ちなみに、審査会開催回数は1週間に1回ないし2回開催しております。なお、令和4年度の申請から認定通知までの期間の平均は42日でございます。

また、令和2年度から令和4年度までは、国の通達により、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いがございまして、更新申請につきましては、希望があれば1年間認定期間を延長することができる取扱いにしておりましたが、令和5年4月からはその取扱いが終了となったため、申請件数が多くなり、通常よりも結果通知に時間を要していました。6月からは通常に戻りつつあります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） そしたら、④に移ってまいります。

手順どおり行うには一定期間を要するのは理解しております。自分が今回の質問に至ったのは、申請から認定までの期間が、最近自分が何人かに聞いた中では、1月4日に申請した方が2月28日となり56日間認定を待つと、4月18日に申請した方が6月6日やき50日間という例を見ますと、さすがに認定待ちの方の心情も察するところがございます。

認定者多数により申請判定になお期間を要するためという理由に対しましては、先ほど御説明いただきました手順の数とは直接もう関係ないので、ネックになっているところの対策を練れば、延期の発生を一定防げるんじゃないかという気がしております。現状、回復しつつあるということでございますが、今後のことも含めまして、再認定の数につきましては一定予測がつくと思いますし、新規認定の数もデータを見れば一定の予想はつくと思います。その数を想定して準備を進めていただければ、長期の認定待ちは今後起こることがないような気がしております。

あわせて、先ほど1年間の期限とかいろいろ言いましたが、初認定や支援・介護度の変更においては慎重審査が必要と思いますが、事務軽減を考えると、継続で支援・

介護度の変更のない方は、事務処理を一定省略できる部分があるんじゃないかなと思いますが、その辺の見解はいかがでしょう。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

先ほどの理由から、一次判定までに時間を要した場合、30日以内に結果を通知することができず、延期通知を送付しておるところでございます。主治医意見書の徴収につきましては、2週間程度の提出期限を設け、提出期限までに徴収できない場合は、依頼先の医療機関に状況の確認等を行っておりますが、今以上の大幅な短縮は難しいと考えられております。

また、審査会の開催回数につきましては、審査会委員が外部機関の専門職に委嘱していることもございまして、1年間のスケジュールを早い段階で決定しているため、申請件数に応じて開催回数を変更することはなかなか容易ではございません。認定を待つ申請者の方には大変申し訳ないことではございますが、市としてもできる限り早く結果が出せるように努力はしておりますので、一定の理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 今回、このような半数が延期という状況は、コロナ関係で流れてきた分の数をちょっと見誤ったような気がしますので、今後もこういった事例が多分起こる可能性はありますので、そういったときって割と事前から分かりますよね、その準備からね。そういったときはぜひ柔軟に対応して、ちょっといろいろ準備される方には無理も言うかもしれませんが、認定待ちの方の心も考えていただいて、ぜひ遅れることのないようお願いいたしまして、全ての質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 3番、市民クラブ、中平麻衣です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式にて質問いたします。よろしくようお願いいたします。

大きな1番の質問です。児童クラブの運営と安全性について伺います。

日頃、子供たちの健全な育成に御尽力いただいている児童クラブは、共働き家庭や独り親家庭等の、放課後の時間帯などに家庭で子供を十分に見ることのできない保護者にとって、大変に頼りにしている存在です。私自身も非常に助けられており、毎日の保育に感謝の念に堪えません。小学生の子育てをしながら議員として仕事をさせていただいているのは、児童クラブのおかげだと思っております。

しかしながら、児童クラブを利用する中で、保護者として児童クラブとの関わりが薄いこと、また、頼りにしている支援員の方々との相互のやり取りや、保護者同士の連携等が十分ではないのではないかと感じているところであります。

今回の私の質問は、児童クラブの指定管理を受けているNPO法人かみっこベースの

実際の運営に関して、細部を隅々まで問うあらか探しのようなことを目的としてはいません。市がその細かなことを全てチェックすべきだと言いたいわけでもありません。定期的な報告も受けているかと思いますが、そこに上がってくる数字などから見えることをどれだけ把握しているのかということや、何より子供たちの安全が確実に守られているかどうかということなど、市が把握すべきことの範疇について、市として明らかにしていただきたいという趣旨で、あえて議会の場で問うという形を取らせていただきました。この質問を通じて、児童クラブの設置運営の主体は市町村であるということ、すなわち、責任の主体は香美市にあるという観点、認識がきちんとあるのかを、お聞かせいただきたいと思います。

児童クラブの活動においては、子供たちの安全が確保されていることがまず絶対条件であり、運営に関しても健全なものであることが望まれてやみません。支援員の研修や離職の問題、児童クラブと保護者や学校との関わりなどを含めた現状及び運営状況について、また、指定管理のプロポーザルについて質問をいたします。

(1) 学校の宿題に関して、W i - F i とタブレットについての質問です。

香美市では児童の連絡帳の役割としてタブレットを活用しており、タブレット学習の宿題が出ることもあります。児童クラブ内は児童がW i - F i を使える環境になっておらず、そのために、タブレットの中の連絡帳を開いて宿題を確認したり、家庭学習機能であるeライブラリを使用した宿題をすることができない状況にあります。

①です。

厚生労働省の策定する放課後児童クラブ運営指針中に、放課後児童クラブにおける育成支援の基本として、放課後児童クラブにおける育成支援は、子供が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子供が自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子供の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子供の健全な育成を図ることを目的とするとあります。

宿題というのは、ここでいう生活の場、子供の放課後生活の中に含まれてくるものではないでしょうか。基本的な生活習慣の一部であるという見方もできるかもしれません。午後6時、午後7時まで児童クラブで過ごし、家に帰って食事や入浴なども済ませなくてはならない上に、家にいる短い時間の中で宿題もしなくてはならないのは、少々しんどくはないかなと思うわけです。家庭でゆっくり机に向かう時間が取れない児童に、宿題ができる環境を開設時間にしっかりとつくといいことも、児童クラブに期待されることではないかと考えます。現場において、タブレット学習を含んだ宿題ができない状況について、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

今後、児童クラブでタブレットが使用できる環境整備につきましては、県補助の動き

を確認しながら検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

小学校では連絡帳として、また家庭学習のツールとしてタブレットを活用しています。児童クラブを利用している児童も多い中、児童クラブでもタブレットを使えるようにする、あるいは、タブレット学習以外の宿題の情報を学校から児童クラブに伝えるなど、何らかの手段が講じられてもいいのではないのでしょうか。学校の先生方や児童クラブの支援員の皆さんの負担にならないような、システマチックな方法があるのではないかと思います。児童クラブと学校との連携・連絡が弱い部分があるのではないかと感じるところですが、市としての見解をお願いします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） かみっこベースに確認しましたら、日頃から学校との連携・連絡は密に取っているということです。

なお、山田小学校児童クラブでは、学校からQRコードを支援員がもらっており、支援員の持っているタブレットで宿題等の確認は行っておると聞いております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 確認していただいているということで安心しました。

（2）に移ります。次期プロポーザルについて。

令和5年度末をもって、現在のかみっこベースに管理者を指定した協定期間が終了します。前回、平成31年のプロポーザルでは、手を挙げたのは1事業者、現在のかみっこベースのみでした。

平成31年2月22日に開かれた香美市教育委員会定例会会議録を拝見いたしました。当時の教育長から、課題などにも取り組みながら、5年のうちにうまく回るようにしていきたいというかみっこベースの意向について述べられており、委員の皆様方からも、学校との関係、学校と連携、教育委員会も支援を、支援員の能力、支援員の処遇といった言葉が出ていました。

①です。

今年度が5年目になりますが、現状は、当初イメージされていた、うまく回るという状況にあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） そのように認識しております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

さきのタブレットについての質問の中でお聞きしたと重ねての問いになろうかと思いますが、実際に学校とは連携が取れ、協力関係は築けているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 先ほどもお答えしましたが、取れておると確認しております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ③です。

支援員の研修は適切に行われ、かつ、能力や経験に見合った処遇になっているでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） かみっこベースに確認しましたら、研修、職員の処遇、全て適切に行われているということです。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 今年度中にプロポーザルが行われることと思いますが、しっかりと適正に評価、選定していただきたいと思います。また、スケジュールが決まりましたら、そちらもお知らせいただければと思います。

（3）第三者評価について、お聞きします。

令和4年6月28日に、舟入小学校児童クラブが社会福祉法人高知県社会福祉協議会による第三者評価を受けています。福祉サービス第三者評価放課後児童健全育成事業版評価シート①に見る第三者評価総評には、評価の高い点として、施設長の指導力や衛生面、設備の充実などが、また、改善が求められる点としては、ホームページの整備、中長期事業計画の策定及び単年度計画の策定、施設長の役割分担などが上げられています。

第三者評価の受審以来11か月が経過しました。評価が確定してからは5か月になります。この間にホームページが作成され、公開されるなど、指摘のあった事項のうち、部分的に改善している点もありますが、それ以外に、この評価の中で指摘された点について、どの点がどの程度改善されているのでしょうか。今後の改善についての予定を、市が報告を受けて把握していることがあればお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） かみっこベースに確認しましたところ、第三者評価の結果としましては、おおむね高い評価をいただいております。また、ほかに改善が求められる点につきましては、各種マニュアルの見直し等を行うことで、既に取り組んでいるという報告を受けております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） （4）保護者との連携、保護者会について、お聞きします。

放課後児童クラブ運営指針には保護者との連携に関する内容が明記されています。保護者及び保護者組織との連携として、放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育て

の責任を果たせるようにするという文言があります。

私の実感としましては、実際には支援員の方と話をする機会も子供を迎えにいった際のわずかな時間に限られ、保護者の参加する活動や行事もなく、保護者同士の交流もほぼないに等しい状況です。コロナ禍にあったという点も考慮しなくてはならないかもしれません。通信が発行されていますが、個別の内容になっているわけではないので、詳細は分かりません。相互に連絡を取り合える環境はないと言っているかと思います。そして、入所のしおりや、5月より運用されているホームページなど保護者の目に触れるものの中に、保護者からの相談や意見、要望、苦情の受付先の記載はありません。御不明な点はお気軽にお問い合わせくださいとして、お問合せの電話番号とメールフォームが掲載されているページがあるのみです。保護者組織との連携、保護者同士の交流に関する支援がない状況だと言えるのではないのでしょうか。

①です。

現在、各児童クラブに保護者会が組織されていない理由を、市で把握していれば教えてください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 各保護者会から現在のかみっこベースに事業を引き継ぐ際に、何回も話し合いを持ち、その結果、今後の保護者会の存続、解散等については、各保護者会で検討していただくことになったと確認しております。ただ、現在も片地児童クラブの保護者会は活動しておると聞いております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 運営していた保護者会と、ここで言う保護者会というのは、同じ名称ではあるんですが、その内容、指しているものの意味合いであるとか、性質が異なるものではないかと思うんですけれども。

②です。

今後、保護者との連携を取ること、保護者同士の交流機会を図ることについて、何かしらの手だてを講じるよう、市からかみっこベースに働きかけをすることはできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） かみっこベースに確認しましたところ、指定管理を受けた後、保護者との懇談会等を行うように考えていたようですが、コロナの感染拡大によりそういった活動ができなかったのが、今後は交流について検討していきたいということを確認しております。市としましても、ぜひそういった機会を設けていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） （5）職員の離職率について、お聞きします。

厚生労働省のプレスリリース、令和4年放課後児童健全育成事業の実施状況を見ますと、支援員の数は令和3年に比べて全国的に増加していることが分かります。職員全体の数も、認定資格研修を修了した支援員、補助員についても、全国的な数字を見ると、押しなべて増加しています。

香美市では、令和5年度にキャリアの長い支援員の離職するケースが相次ぐ印象があり、実際の増減数よりも定着率はどのようになっているのかが気になるところです。経験豊富なベテラン支援員が離職を続け、入れ替わりが激しい状況にあるとすると、保護者も不安を覚えますし、何より子供たちに対して継続的な安心できる保育が保障されるとは言えません。

①です。

令和3年から令和4年にかけての香美市における支援員の増減状況を教えてください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 特に増減はないと聞いております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

離職が多いような印象があるんですけども、かみっこベース及び各児童クラブは健全な運営がされているのでしょうか。また、市はどの程度状況を把握しているのか教えてください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 健全に運営されていると認識しております。また、職員の離職があることは確認しております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 先ほど増減自体はないというお話ではあったんですけども、差引き後にプラス幾つ、マイナス幾つで、トータル増減はないではなくて、どの程度の方が辞められて、どの程度採用があるのか、数字が分かれば教えていただきたいです。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 細かい数字は確認できておりません。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） （6）保護者から提出された要望書について、お伺いします。

児童クラブを利用している保護者の方から、かみっこベース宛てに要望書が提出されたと聞いています。

①です。

市は、その内容を把握しているでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） かみっこベースに提出された要望書ですので、こ

ちらでは把握しておりません。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

保護者会についての質問の中でも触れましたが、保護者との連携が取れていないこと、保護者への説明が十分でないことなどが、保護者の不安や心配を増幅させる要因の一つだと言えるのではないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） かみっこベースに対しましては、保護者から要望書が出てきたことに関しまして、真摯に対応していただきたいと考えております。

なお、要望書への回答はもう既に行っていると聞いております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ③です。

離職が続く事態も影響していると思われまます。そのことについても、保護者に対して詳しい説明はほとんどないように思います。市としては離職が多いことをどう捉えているか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 今後も各児童クラブの運営を適切に行っていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） (7)研修について、伺います。

児童の安全対策や職員の資質向上のためのスキルアップなどを目的とする研修についてです。

①です。

職員に対して日々研修を行っているということですが、この研修は全員が受ける機会のあるものなのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 県主催の研修及びかみっこベース主催の研修を合わせますと、合計28回行っております。人数制限のある研修につきましては、順番に受けてもらっております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

全ての職員が知識や技術を身につけている、共有しているということが重要だと思います。見解をお願いします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 重要であると認識しております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） （8）アレルギー事故のことについて、お伺いします。

今年、同じ児童クラブで、あまり時間を置かずに2件立て続けにアレルギー事故が起こったと聞いております。アレルギー症状により、命さえ落としかねない重大事故につながる可能性もあることは、今や常識でもあり、特に子供を預かる現場の職務に当たる上で、想像の範疇にあるのではないのでしょうか。徹底したつもりでなお起こってしまった事例もあるかとは思いますが、あまりにも短期間で再発していることを鑑みると、注意が足りないのではないかという印象を覚えました。

①です。

2件のアレルギー事故について、市への報告はどの時点でされたのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 報告は受けております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 報告はいつの時点であったか分かりますか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 担当のほうに、起こった後に連絡が来たと聞いております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

保護者に対して、この事故の情報は公表されているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） かみっこベースに確認しましたら、保護者への公表は行っていないということです。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ③です。

実際の事故の内容及び状況を、差し支えのない範囲でお願いします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 1件につきましては、飲物を提供した子供がその後おなかを壊したため、成分を確認したが、アレルギーとなる成分は特に含まれてはいなかった。もう1件につきましては、おやつを提供すべきではない子供に誤って提供してしまったが、すぐに気づき、保護者への連絡、受診をお願いした。その後、特にアレルギー症状は出ていないとの報告を受けております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 大事なかったようでよかったです。

④です。

再発防止の手だてに関して、どのように講じているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） かみっこベースのほうでも、今後このようなことが起こらないように、複数の支援員でのチェック体制を整え、慎重に行っていくということを確認しております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ⑤です。

資料として頂いているものの中に、何種類ものアレルギー関連のマニュアルがあったんですけども、これらは実際活用されているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 活用していると聞いております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ⑥です。

アレルギーを持つ児童に対して、アレルゲンとなり得る可能性のある食べ物、食べ物に限ったことではないですけれども、それを徹底的に排除することが意識的にできているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） できているものと考えております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） アレルギーは、とても重要な意識を持ってやっていかないと本当に命を落とす危険があることなので、細かく聞かせていただきました。

指定管理を委託しているから、市が小さなことまで全て監視、把握しなくてははいけないわけではない、そういうふうにしては意味がないというのは分かります。運営全てを監視することが必要なわけではなく、うまくいっているかを判断するための状況や数字の把握が必要ではないかと考えております。

⑦です。

冒頭でも申し上げましたとおり、児童クラブ設置運営の主体はあくまでも市町村であり、子供たちの安全を守ることにに関して、指定管理を委託している市の責任はとても重いものです。その点についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 十分認識しております。児童の安心・安全を守るために、今後ともかみっこベースと協力、連携しながら行っていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 教育長と市長の御意見もお聞かせいただけたらと思います。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 御質問にお答えいたします。

指定管理を託された事業所においては、子供の安心・安全な生活を確保し、健全育成

のための環境整備にしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。教育委員会といたしましても、先ほど課長からもお答えさせていただきましたように、しっかりと連携、協議をしながら課題対応等に取り組んでまいらなければならないと認識しております。

年に一度ではございますけれども、教育委員会が各児童クラブを訪問して様々なことの情報収集に当たり、改善に向けて取り組むといった事業を行っております。そういった関わり等を生かしながら、積極的に、うまく回るかどうかというお尋ねがございましたけれども、安心して通っていただけるように取り組みたいと考えております。

なお、ぜひ事業主とも直接話し合える場ができればいいなど、お話を伺いながら思いましたので、そのことにつきましても、今後、相談していきたいと考えました。たくさんの御質問ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、いろいろ御質問にありましたことは、私自身も正確に把握してなかったこともたくさんありましたので、教育委員会の業務についてしっかり把握していきたいと思っております。

私としましては、まちづくりとしまして、子育て環境をよくしていく、また、そのことによって香美市に子育て世代を呼び込んでいきたいと思っております。また、昨日も答弁いたしましたとおり、香美市を学園都市、大学があり、また幼稚園、保育園から全ての学校がそろっておる継続した学びということを掲げさせていただいておりますし、PRもしてまいりたいと思っております。

また、教育委員会の中で、よってたかって教育で、地域を挙げて子供を育てていこうということを標榜してやってきたまちであると思っておりますので、いろいろな関係者が密に連絡を取って、責任の所在がどこだということではなくて、それぞれが子供たちのためにできることをしっかりやっていくことが重要であると思っております。コミュニケーション不足が招いたことでもあろうかと思っておりますので、その点につきましては、私としましても改善に努力してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 私の子供は児童クラブが大好きで、楽しんで通っております。児童クラブ設置のそもそもの目的は何かと考えますと、指針には子供の健全な育成、家庭の支援といった文言が出てきますが、何より子供たちが安全に安心して楽しく過ごせることではないかと思っております。その目的を、市も、運営している団体も、現場の支援員も、そして保護者も同じくして、協力してやりましょうということが大事なのではないでしょうか。子供たちが健やかに、安全に過ごすためにあるはずの児童クラブで事故が起こったり、不安が蔓延したりということがないようにと、保護者としても一市民としても心より思っています。

2番の質問に移ります。まちの中にシェアオフィス・コワーキングスペースの建設ができないかということについて、お聞きします。

先日、徳島県三好市、また県内では四万十町に視察研修に行つてまいりました。徳島県へは市長や担当課長にも同行していただいて、一緒に見学しました。いずれのまちでもシェアオフィスやコワーキングスペースを見学させていただき、説明もしていただきました。

資料1-1に徳島県三好市の地域交流拠点施設真鍋屋、通称M I N D Eの概要を載せております。移住支援、市民の交流を目的に、古民家をリノベーションして造られた施設です。資料1-2は、施設がどういった内容で営業しているかを紹介しています。レンタルオフィスやシェアスペース、飲食もできて、移住促進のためのお試し住居も備えています。

また、今回、資料としては準備しておりませんが、政海旅館という、かつて天皇陛下もお泊まりになった旅館をリノベーションしたサテライトオフィスも見せていただきました。こちらにも幾つもの企業が入居していて、若い方が地域ともしっかり関わりながらお仕事をされているのが印象的でした。

資料2-1には、四万十町のシェアオフィスについての資料、こちらは抜粋したものを載せてあります。元商工会のあった土地に建設した、言ってみればプレハブのような建物で運営しています。低コスト、かつ施工期間も大変短く抑えられるというメリットがあるようです。

シェアオフィス、サテライトオフィスには県外の企業が入居し、若い方が移住してきて生活していたり、また、地元雇用も生んでいたりしています。コワーキングスペースは仕事のできる場所というだけではなく、児童・生徒の居場所としても機能しているようでした。活気のあるこのような施設が香美市にもあればと思い、以下質問させていただきます。

①です。

移住者を呼び込み、また市内の雇用を生み出すことにもつながるシェアオフィスと、子供たちの居場所にもなるコワーキングスペースの建設及び運営が、この香美市でもできないものでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

商工観光課におきまして、雇用創出につながるコワーキングスペースを含めたシェアオフィス整備を検討しており、異なる業種や仕事をする方々が同じスペースをシェアすることで、交流機会が増え、新たなビジネスチャンスが生まれることを期待しております。

現在検討しているシェアオフィス整備におきましては、子供たちの居場所を目的としたスペースは予定しておりませんが、今後、児童・生徒を対象に、将来の起業家を育成

する機会となるイベント等の開催も考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 既に検討されているということで、とても楽しみにしています。

②です。

駅や学校から近い場所にこういった施設があることは、とても価値があるのではないかと考えています。昨日の西村議員の学園都市に関する質問の中でも、香美市外から山田高校に通う生徒を増やすことについて言及がありました。市外から通うとなると、JRを利用して通学する生徒も多いのではないかとと思いますが、公共交通機関には待ち時間が発生することもあるかと思えます。その待ち時間に、駅からも学校からも近い旧香美市立図書館跡地の立地は、非常によいのではないかとと思います。学園都市構想の一環として、地理的にも、時間的にも、心理的にも、学校と家の間に位置する場所として機能するのではないのでしょうか。この土地にそういった施設を建設する可能性があるか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど御紹介いただきました三好市は、私も視察させていただき、子育て世代も安心して働ける職場環境をつくることは、香美市にとっても有効な施策であると考えております。

今回のシェアオフィス設置につきましては、市街化区域内で商業地域である旧図書館跡地も当然検討いたしました。しかし、一番最初につくる施設としましては、商工会との連携も考えておりますので、駐車場を設置するには手狭ではと見え、断念した経緯がございます。シェアオフィスやコワーキングスペースの設置は、今後とも検討を続けてまいりたいと思っております。

また、先ほど言われた、子供たちが実際に働いている方の間近で勉強したり、いろいろなことができることは非常に重要であると思っております。いろいろなタイプのシェアオフィスというのを、まず1つ目を造った後に検討していきたいと思っております。私自身も家が商売をしておったので、身近に大人が働いている姿を見ながら幼少期を過ごしました。働く人を身近に見ることができるのは、子供たちが将来を考える上でも非常に有効であると思っておりますので、前向きに第二弾、第三弾も続けて整備できるように検討を続けてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 移住促進につながる施設として、また、子供たちが安心して時間を過ごすことができる居場所として、シェアスペースの町なかへの建設をぜひ検討していただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山本芳男君） 中平麻衣さんの質問が終わりました。  
暫時休憩いたします。

（午前 10 時 35 分 休憩）

（午前 10 時 54 分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 6 番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一問一答で順次質問してまいります。

まず 1 番目、地域マネー先進地としてということでお聞きしていきます。

本市が令和 3 年 4 月から地域電子マネー k a m i c a（カミカ）をスタートして 3 年目になります。コロナ対策の支援金配布やチャージキャンペーンを行って利用促進に努めてきました。先日には、商工会記念講演会で、k a m i c a のシステム開発を担ってくれている凸版印刷から、システムの特徴や将来できることについてお話をいただきました。会場での質疑も含めて、この中で語られた内容の具体化についてお聞きいたします。

①であります。

カードを使う場面を増やす意味や利便性から、税金や保護者負担金などの支払いを k a m i c a で行うことができたならよいとの要望がありました。取り組んでいる自治体もあるとのことで、多分仕組みは可能との答弁がありました。具体化が見込めるのではということで、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 税金の支払いを k a m i c a（カミカ）でできないかという御質問ですが、市役所窓口で k a m i c a 決済する場合は、加盟店として登録し、月々の負担金や決済手数料を支払う必要があります。また、決済日から市への入金まで最長で 1 か月かかること、決済の時点では歳入が市に納付されていないことから、領収書の発行ができないことなどの課題が考えられます。

現在、市役所や金融機関の窓口に出向いていただかなくても、スマートフォンで納付書を読み取り、税金の納付ができる決済方法も始まっていますので、地域電子マネーを導入している他の自治体の取組も研究し、今後の検討課題とさせていただきます。

一方で、私立の幼稚園での k a m i c a 払いについては、香美市への事業者登録をしていただければ可能ですが、手数料の負担についてなど、事業者の考え方となります。

香美市立の保育園、小・中学校についても、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（山本芳男君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 技術的に可能な部分と、それから、実際に入金の確認が 1 か

月ほどかかる部分で、少しハードルがありそうな答弁でした。できれば利便性が高まるんじゃないかということでもありましたし、そういったハードルを越えていただけたらいいなと思いますので、それはまた今後の検討にさせていただけたらと思います。

②に移ります。

費用負担をどう考えるかの問題は残っておりますが、家庭に眠る小銭を電子マネー化できるサービスは需要がありそうだと感じたところでもあります。家庭でたまってしまう小銭は、以前ならゆうちょ銀行で預け入れが無料でできていましたけれども、今は50枚を超える場合有料になっております。銀行でも無料での預け入れ枚数はおおむね100枚までに縮小されております。

一方で、市内事業者でお釣りの両替に苦慮しているところもあると聞いております。ニーズを組み合わせることで、地域内の好循環が生まれる可能性があるのではと思います。連携することでコストを抑え、導入への道筋とならないものか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

各家庭で眠っている小銭の活用方法としまして、需要は一定あると考えておりますが、機器本体の設置、運営に係る経費及び金融機関への入金に係る手数料、硬貨詰まりのメンテナンス管理など、導入に向けた課題は多いと思いますので、現時点で導入は考えておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 経費等を考えたら、ちょっと難しいと今は考えておるということですね。このコインスター事業を自分も見てみましたら、既に始まっておったけれども撤退したと聞いております。もう少し手数的なものを何とかする手だてがないと進まないんだなと感じたところです。残念ですが、そういうことですね。

③に進みます。

現在、kamica加盟店の皆さんには、運営負担金を出してもらってタブレットを提供し、kamicaの決済を行ってもらっております。そのほか、ネット環境がなかった店舗ではルーターをレンタルして、別途通信料が必要となっております。この負担を軽減することで、加盟店増加を見込むことができるかもしれませんが、現在は加盟店が自店舗のQRコードをレジ横に印刷物などで展示するパターンに対応していません。講演では、この個人経営店向けのMPM（店舗提示型）方式、先ほど言った印刷物を出すという方法も、取り入れることは可能だと言われておりました。そしてまた、同様に、チェーン店向けのCPM（利用者提示型）方式も可能とのことでした。こちらの強みというのが、商品会計を行ったPOSレジのコードリーダーで消費者が自身のQRコードを読み取るので、金額入力の手間が省けるということでありました。レジで現金以上に時間がかかると敬遠されていた店舗では、歓迎されるのではないかと考えたところであ

ります。利用者の利便性や自由度も増すと思われませんが、導入に向けて加盟店との話合いなどはされないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

現在、QRコード決済の統一規格であるJ P Q R及び店舗に設置されたQRコードを利用者が自分のスマートフォン等で読み取り決済するM P M方式の導入を検討しております。この導入により、P O Sレジとの連携が可能となる加盟店もあると考えております。現時点では導入について加盟店との話合いはございませんが、今後、導入が決定した場合は、システム管理を行う香美市商工会から加盟店に対して情報提供を行っていく予定となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） こちらのほうは検討されるということですので、今後の展開、利便性の向上を期待したいと思います。

そしたら、大きな2番目に移ってまいりたいと思います。高等学校等奨学金の今後ということで、お聞きいたします。

本市の高等学校等奨学金は、高校や大学への進学機会を経済的理由で諦めることがないよう、給付での奨学金で教育の機会均等を図るものとして継続されてきました。本年度においては、半年分の予算が計上され、それ以降は廃止とされており、私を含めて反対の質疑、討論をしたものの、賛成多数で可決されております。

廃止の理由は、国による高校授業料無償化制度が整備され、大学においても経済的困窮を理由とする給付奨学金制度が制度化され、本市の制度との二重化を避けるためとされました。しかしながら、高校進学に当たっては、入学金、制服代、教科書代、部活などなど様々な費用がかかります。市外に通うには交通費もかかります。進路、進学先を現実に照らし合わせて考える場合、これらの費用も勘案することは当然あり得ます。大学になるとさらに顕著であろうかと思えます。それを裏打ちする調査の一つが、高校卒業後の進路を、全体世帯とひとり親世帯、生活保護世帯、児童養護施設の子供とで比較した調査があります。平成27年度、ちょっと古いですが、全体世帯が大学に進学する比率は50%を超えておりますが、生活保護やひとり親世帯では20%台であり、児童養護施設の子供で見れば10%程度になります。加えて、昨今の物価高、コロナ禍による経済の落ち込み、電気代やガソリン代の値上がりなどが家計を圧迫しております。福祉的な意味合いでの制度ではなかったと言いますが、経済的理由による進学の断念が起りやすい社会状況であると思われませんか。国の制度では不十分な場合、市町村が補完する制度をつくることは、むしろ望まれることなのではないでしょうか。

別の視点からの検証もさせていただきたいと思えます。教育の機会均等という理念が

なぜ必要とされるかについて、教育経済学の分野では、高等教育が普及した地域では、住民の健康増進が見られ、犯罪率も低く、したがって、社会保障費などの削減もできるといった研究がされております。地域活動や文化活動への参加による貢献も増えるかもしれません。また、多くの子供が高い教育を受ければ、その国の生産性が高くなり、経済が強くなるという見込みを持つことができる点もあります。しかしながら、これは能力成果主義により賃金格差が広がると、巡り巡って教育の機会に不平等が表れて、世代間で固定化されていくのが、残念ながら、日本の教育制度の現状でもあります。よくも悪くも、学力の保障を学校の外部機関である塾へ依存する部分が多いのが、今の現状かと思えます。塾の費用を出せる出せないでおのずと進路にも影響が出てまいります。

教育の機会均等と一言で言っても、時系列ではその時々課題があったのだろうと思います。戦後からの教育の機会均等が形式的な平等にとどめられようとしたことの反動で、1980年あたりから次第に競争や自由が求められた。そして、この自由と自己責任の下で再生産される社会的格差を、再び解消するための教育の機会均等が今は必要なのだろうと思われまます。そこには経済的格差の解消とともに、学力的格差の解消も必要になっています。個別の生徒に応じて基礎的な学力を再学習する取組や、不登校になった場合でも学校以外に居場所があって、再び学びの場所に戻ってくる道や社会とつながる機会が広がっていることなどが、格差是正を目指した機会均等の取組として含まれるのだろうと考えます。教育を施す者の責務として、専門性も、また社会性も最大限に発揮していただいている皆さんには頭が下がります。

まず、①です。

令和5年度の高等学校等奨学金ですけれども、継続、新規申請者数、認定者数をお聞きしたいと思います。令和4年度には、高校と大学合わせて87人の申請がありまして、83人の方が認定されたということでありまます。新規は30人が申請して、28人が認定されております。基本的に増加傾向であった申請者と認定者は本年度どうであったのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 令和5年度の継続、新規申込者数は、6月6日時点で、新規40人、継続52人の計92人となっております。現在、昨年度の申請者で未提出の方にも御連絡をしておりますので、さらに増える見込みです。

認定者数につきましては、7月末までに認定処理を行います。最終確定の数字はまたお示しさせていただきたいと思えます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 増加傾向ということが数字で分かりました。

②に移ります。教育行政の在り方についてお聞きします。

まず、教育の内容については、中立公正であることが重要であり、教育行政は教育委員会を置き、他の市長部局から見て相対的に独立した執行機関として設置されております。

す。基本原理は、教育長と教育委員で構成される合議制機関であります。合議制は教育行政の継続性を担保するために機能し、そしてまた、教育活動は現場の教師と子供の触れ合いの中で行われるものであり、現場の教員の理解や納得の下に行われることを重視する点にもつながっております。

また、外からの見解として、レーマンコントロールも従来から必要とされてきました。この点は、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、民意を代表する市長の権限として強化された部分でもあります。しかし、市民が教育に関心を持ち、参画するシステムとしての権限であり、政治的立場からの介入は慎むべきものと捉えなくてはなりませんし、合議制の中で丁寧に扱っていただきたい部分であります。そして、今回の高等学校等奨学金の廃止は、市民の願いとして適切であったと言えるのでしょうか。その点をいま一度問い直していただきたいのであります。

市長にも教育予算の編成をはじめとした権限があります。先ほどのレーマンコントロールとも併せ、教育行政の運営は、教育委員会と首長の相互牽制を含む連携と協働によって制度を動かすことが前提にあります。

あえてその中身がどうあるべきなのか、過去の最高裁見解を見ますと、教育を施す権利というのは、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず子供の学習する権利に対応するものであり、専ら子供の利益のために、教育を与える者の責務として行われるべきものと示されております。

教育を取り巻く歴史を振り返ってみますと、高校全入運動の高まりが団塊の世代が高校入学を迎える1960年代に始まり、そして、さきに述べました平成27年の調査では、ひとり親世帯、生活保護世帯、児童養護施設利用児童の調査でも90%を超える進学率になっております。これが高校です。中学までの学びを基礎にして、生徒ごとの資質や能力をさらに発展させるべく、より多様な活動が開けていくのだと思います。本市に限りません。青年の健やかな成長を支援する教育行政であることが望まれます。

そして、最後に、高知県下の市町村による奨学金制度は、貸与型が中心ですけれども、免除や返還支援制度がセットになった奨学金制度が、ほぼ全ての28自治体で整備されております。

以上の点を勘案して、高等学校等奨学金の廃止は適切に行われたと言えるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） これまでの議会でも御答弁させていただきましたが、高等学校等奨学金の廃止につきましては、私の権限で行いました。過去の、高校に進学できない生徒がいるという課題を解決するための政策としては目的を達したものと判断した結果であり、適切に行われたと考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 一度議場でも質疑された内容でありますので、そういったお

答えになろうかと思えます。

少し御紹介させていただきたいと思えます。これは3月あたりにしんぶん赤旗に載っておったものです。私立高校生の退学が増えたという記事があります。私立高校生、中学生の経済的理由による退学と学費滞納調査がずっと経年で行われております。これを見ましたら、2019年までは減少傾向にあったけれども、それが増加に転じたということでもあります。確かにリーマンショックの頃にピークを迎え、その頃に比べたらずっと減ってはおりますし、高校授業料無償化制度が始まって大きく減ってはおりますけれども、少し増えている傾向であるということです。こういったこともしっかりと協議の上、今回の奨学金廃止になったのかどうか。こういうところも勘案させていただきたいです。

もう一つ、身近な新聞記事がありました。朝日新聞6月18日の1面であります。奨学金返済苦が自殺の動機に入ってきたという記事であります。これは、特に大学などへの進学の際、多額の奨学金を貸与式で借りられるが、この返済を苦しめた自殺が10人出てきたと、しかし、これは氷山の一角であるという記事であります。実際、貸与型の奨学金でありますので、連帯保証人がおります。自らで返済の見通しが立てられなくなった場合に、この保証人に請求が行くことを苦しめて自殺すると、本当にこんなことでいいのかというような状況が起こっている、しかもこれは氷山の一角で、こういった事例はさらにあるんじゃないかとも言われております。こういった状況がある中で、本当に今の時期に廃止するべきものであるのか、本当に適切な判断であったのかなと思うところでもあります。

さらに、教育委員会におきまして、平成26年以降の地方行政改革の中で、総合教育会議というのが開かれるようにもなっていると思えます。ホームページを見まして、2021年までには奨学金が議題になったということは少なくともなかったように見受けまますので、本当に目的を達したという判断が適切であったのかを、もう一度問うていただきたいと思っております。

③の質問に入ります。

教育の機会均等は憲法第14条に定めがあります。教育を受ける権利には、その能力に応じて、ひとしくとの受け言葉がありまして、その意味するところは、教育を受けることによって、その人としての能力を向上せしめ得る資質を持ちながら、その資質とは関係のない他の事情によりそれが妨げられることがあってはならないことを意味するとされております。また、教育基本法第3条第1項において、憲法第14条に列挙しているものに経済的地位を加えていることには、教育を受ける権利の生存権的な性質を重視し、国民が経済的事情のために現実に教育を受ける機会を持ち得ないことがないよう、国が積極的に措置を講ずる責務を有することを示しております。

本市条例の目的にも、経済的な理由で就学が困難な者を支援すると示されておるわけです。結果として、進学を断念することがなくても、より多様な学びが広がる高校、大学、専門学校においては、形式的な進学という部分だけではなく、さらなる学びを応援

する意味を込めていただきたいと思います。

最初にお聞きした、制度を利用したいと希望する家庭が増えていたことを考慮すると、さらなる充実が求められていたのではないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 一番最初に御答弁申し上げましたとおり、制度を利用したい御家庭が増えていることは、数字でも確認させていただいたところであります。

一方で、この今ある制度自体は、高校生の選択肢を広げるというのではなくて、条例の目的は、本来、経済的な理由で就学が困難な者を支援することでありまして、進学を断念することが前提、つまり働かなければ生きていけない時代背景が前提ということでありまして、議員御指摘のニーズについては、この高等学校等奨学金とは別の政策をつくることで解決したいと、私は考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ④の質問に入って、先ほどの別の政策部分でもお聞きしたいと思います。

通告でお聞きしているのは、以上述べてきたことを基に、奨学金制度を継続できる予算を補正で確保するようにできないかということでありました。しかし、先ほどの御答弁では制度の目的は果たしたと、また別の政策で担保することが求められるということでありましたので、そのような制度も含めまして、こういった経済的困窮、物価高、コロナ禍の影響が続いている中で、どのように子育て支援をしていくのか、教育を受ける環境を整備していくのか、お考えをお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、通告で頂いておりましたのは、補正予算を組んでということがありましたが、これまでもお話ししましたとおり、補正予算を組む予定はございません。しかし、議員がお話しのように、教育委員会との連携、協働を深める必要性は私自身も考えておりますことから、まずは校長会や教育委員会を傍聴させてもらうなどして、教育委員会の考え方を理解することに努めてまいりたいと思います。

そして、先ほど来ありました、申請数が伸びておることに関する私自身の分析としましては、今回、議会からも非常に多くの御意見を頂いたことで、こんな制度があったんだということに気づかれた家庭も割と多かったと感じております。実際、私のところへの投書には、こんな補助金があったら通わせて子供にも使えたはずだったのという御意見もありました。この制度自体が申請主義、御家庭からの申請を受けないとお支払いできない形でありまして、先ほどありましたとおり、生活保護であったりとか、ひとり親であったりといった御家庭は、なかなか申請まで至らなかったケースがあったのではと思っております。申請主義ではない、違う形のもので考えられないかと当然思っております。

今、高額な塾に通わせなければならないということもありますし、また、先ほど私立高等学校の退学ということもありました。ただ、私は、自宅から自転車で通える香美市内で完結した学びが、一番家計の負担が少ないであろうとっておりますし、私自身が考えておる補助制度というのは、香美市で大学まで連続して学べる制度が創設できないかとおっております。継続した学びということで昨日もお話しさせていただいたところでもあります。そもそも、山田高校の進学率はかなり上がってございまして、塾に高額な費用を払わなくても、行きたい国公立大学に進学できるということもあります。また、高知工科大学でございしますが、給付型奨学金をかなり充実させております。授業料免除もかなり進めておりますし、そういった意味では、地元にも、そういった金銭的にも優秀な学生には非常に優しい大学があるということも、学園都市としてもっとPRしてまいりたいとおっております。

これまでの奨学金を使ってよその自治体の高校に通うのではなくて、私の基本姿勢である学びのまちというところにつきましては、しっかりと香美市に通っていただけるような制度を作っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 代わりの制度も考えられておること、その中身もお聞きしたところであります。全く奨学金がなくなってしまうというわけではなくて、方向性に合ったものには奨学金に類するような形、何がしかの補助をしていくということでお聞きしました。

その方向性に合えばいいし、また、大学などの奨学金も一定の成績が当然求められていきます。そういったものがあることは理解もするんですけども、一定エリート主義といいますか、よい学びをしたものが、最終的に巡り巡って社会発展に対して還元していただけるなら、これは非常に喜ばしいことなんですけれども、実際にはなかなか優秀な人材が一部の利益に偏ることにしかならなかつたり、社会全体の利益に資するようなものにつながりにくかったのもあって、やはり機会均等というのは、学ぶ意欲があれば、その意欲に沿って学ぶ機会を保障していく、足りない学力も保障していく方向に、さらに進んでいこうとしているんだらうと思います。そういったことを教育委員会とも協議されていくともお聞きいたしました。機会均等の中身がどうあるべきかということも含めて、よくよく協議していただきたいと申し添えまして、この質問は終わります。

次の大きな3番目の質問であります。マイナンバーカードと保険証ということで、お聞きいたします。

6月2日に参議院本会議で可決されました、マイナンバー法等の一部改正法では、健康保険証を2024年秋に廃止するとともに、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けるようにもなりました。しかしながら、既にマイナ保険証による資格確認を行っている病院の受付で様々なトラブルが発生しており、これらの解消が見込めない

ままでの保険証廃止に不安や批判の声が多数上がっております。

利便性向上につながるのであれば、徐々にマイナ保険証に移行されていくでしょうし、当初の予定どおり、従来の保険証との併用を残していくことでトラブルを回避することもできていくと考えられます。受付で実際にあったトラブルで言いますと、カード読み取り装置が起動しない、読み取りに時間がかかる、資格が確認できない、極めつけは、他人の情報とひもづけされていたなどが報告されているのですが、現行の保険証があったおかげでまだ対応できたということでもあります。保険証が廃止された後、これらにどう対応するのでしょうか。10割負担の可能性も考えて通院しなければならないとしたら、利便性の後退であります。

そのほかにも、災害時にインターネット回線が途絶えたらどうするのか、また、トラブルではないものの、操作に慣れない患者への対応に手を取られるといったことが、今後利用者がさらに増えることで、続いていくものと思われまます。本市における現場の意見も把握し、皆保険制度を支えていただけるよう願って、質問いたします。

①であります。

まず前提として、国民皆保険制度というからには、全ての市民に保険証または今度新しくなる資格確認書が届くよう努める責任が、行政にあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） お答えいたします。

香美市は国民健康保険の保険者であります。他の保険制度の保険者ではありません。全ての市民に保険証を届ける義務を香美市が負うということではないと思います。ただ、現在のところは、まだ国の方針や動向等の情報収集に努めている状況ではありますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） まだちょっと情報が少ない中とは思いますが、国保に関しては少なくとも責任があるのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） そのように思っております。現在もそのように取り組んでおります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 確かに課長が言われたように、国保以外の保険もマイナンバーカードにひもづけをされていく中で、どうするのかなというのを新たに思ったところでもあります。

②に移ります。

マイナンバーカード保険証は、高齢者や障害を持つ方ほど申請や管理をどうするのか、検討が必要であります。場合によっては保険証の申請ができない、病院での窓口手続きができないことが懸念されております。現在報道されているのは、顔写真に車椅子のヘッドレストが写っていることを理由に申請を却下された、黒目のない人が顔写真を撮り直すように言われた、全くもって合理的配慮のない障害者排除です。また、旧字体で書かれていた名前を認識できないトラブルもあります。今後も出てくるであろう個別の事例に対して、行政も責任を持って改善に当たれるのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 高齢の方や障害を持つ方で、マイナンバーカード取得の手続きや健康保険証とのひもづけ、また、取得後でもマイナンバーカードやマイナ保険証の利用に不安を持つ方はいらっしゃると思います。

個別の事例に対して責任を持って改善に当たれるのかとの御質問ですが、誰に対して何の責任を持つのか、また、何をもって改善とするのか、個別の事例をどうやって知るか、質問の意味を真剣に考えるほど少し混乱しておりますが、市の対応としましては、マイナ保険証やマイナンバーカードに限らず、住民の方からの問合せ等があった際には、まず状況の把握、そして、それへの対応をしっかりとしていくようにしております。今後も同じような対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ちょっと意地悪な質問になってしまったかもしれませんが、③の質問に移ります。

ここで一旦、本市でマイナンバーカードに保険証機能を登録している人数をお聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 国民健康保険においては、国保情報集約システムで3か月に1回情報が提供されており、最新は、少し古いですが4月17日付で2,934件です。後期高齢者医療におきましては、保険者である高知県後期高齢者医療広域連合からの情報提供で、4月時点で2,477件です。その他の保険者ごとの件数は把握できませんので、香美市全体の人数は把握しておりません。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうなんですね、国保と後期高齢者医療以外は把握できないということで、分かっているだけでも5,500件余りですね。

では、④に移ります。

本市におけるマイナ保険証での受診状況、トラブルの発生事例、割合をお聞きいたします。また、今後もその状況の把握と改善、その改善という点ではちょっと難しいのかもしれませんが、どんなことであつたとしても窓口ではしっかりと状況把握をして対応

すると先ほどの御答弁もありましたけれども、今後の状況把握、対応についてはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 市は、マイナンバーカード取得者のマイナ保険証での受診状況や、トラブルについては把握しておりません。例えば、国保の被保険者からの問合せであれば、資格確認など対応が可能な場合も想定できますが、その他については市の対応とならない場合も多いと考えます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 改めて聞いて、本当にトラブルがあったとしても、市での対応ではなかったら、各保険機構であったりとか、また、マイナンバー受付機械製造会社であったりとか、そのトラブル内容に応じて対応していかなければならないということで、これはかなり考慮するんじゃないかなと改めて思ったところであります。

確かに、このマイナ保険証は利便性が向上するという触れ込みで、正確に動けばそうだろうと思うんですけども、そのことが担保できない、また、この新しい制度のせいでトラブルにまみえた場合には、かえって不便になることからして、今、多くの方が批判しているんだろうなと思うところであります。

⑤に移ります。

もともと国は、マイナンバーカードに保険証機能をつけて利便性向上を図りますが、従来の保険証も残すとしておりましたので、本市も従来の保険証を残しておくとの答弁がありました。しかし、2023年3月7日の閣議決定で従来の保険証廃止に変更し、6月2日の法案可決で正式に決定したものと思います。

今後、カードを持たない人は申請により資格確認書が発行されるということですが、保険者の保険証発行・送付義務はなくなり、期限は1年であると言われております。病院に行く機会がない人をはじめ、経済的余裕がなければ、申請せず、保険証も資格確認書も持たない人が増える可能性のほか、今まで以上に保険料未納が増える可能性も考えられます。まずもって、従来の方式のように、保険料を納付した人へは新しくできる資格確認書を送付するべきではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 現状ではまだ正式な通知はなく、報道等の情報により状況把握に努めているところです。また、様々な可能性については、事務の流れを確認する中で当然考えておりますが、まだ詳細がはっきりしない中で、御質問へのお答えは難しい状況です。少なくとも被保険者が不利益を被ることがないように、まず制度を理解し、対応していくことは、従来から何も変わりはありません。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） できるだけその通知が来た場合に、可能であれば、被保険者に利便性があるような対応をしていただきたいと思います。

⑥に移ります。

介護現場では通院に備えて施設が保険証を管理しております。申請自体もかなりの労力になりそうですが、そうやってマイナ保険証になれば後は安泰かという、そうでもなく、カードと暗証番号の管理は相当困難だとの声が聞かれます。施設においては、希望して健康保険証を残すことを可能にする手だてが要るのではないかということで、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 市が独自に対応して健康保険証を残すことはできないと考えますが、今後、資格確認書の取扱いについてはっきりしてくると思いますので、今までと同様に、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 資格確認書についてネットで確認できたのは、一応これは国保の場合ですが、保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できる旨の規定を設ける経過措置ということも書かれておりました。できるだけそういう柔軟な対応ができる部分もあるんじゃないかならうかと思っております。

なおもってほかの各種団体からは、やっぱり健康保険証を残すべきだという声が出ている現状も、課長は当然御存じやと思います。そういった声が上がってほしいなと思っております。

⑦の質問に移ります。

マイナンバーカードは5年ごとの更新手続きが要ります。更新できなかった人が無保険になる懸念があります。また、暗証番号を繰り返し間違えることで、一時的に保険証が無効になる可能性もあります。そういった場合でも、資格確認書だけは仮発行する必要があるのではということで、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 資格確認ができない状態となる懸念はありますが、このような場合の取扱いにつきましても、まだ詳細が不明であるので、しっかりと対応していくというようなお答えになります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） これも国保の場合とその他の保険の場合とでは、また対応が異なるんじゃないかならうかとも思うところでもあります。また、マイナンバーカード更新は窓口に来なくてもできるので、来てなければ、当然仮発行どうこうの対応ではないのかなという気がしてしまいます。こういったことがないのが一番ですけれども、あった場合どうするのが、本当に不透明だなと思います。

⑧の質問に移ります。

保険証廃止に伴って、これまでの短期被保険者証もなくなるといいます。経済的余裕がないなどの理由で支払いが滞った場合、これまでの保険料納付相談や、特別な事情を把握するよう努めていた対応はどうなるのでしょうか。今後の対応をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 令和6年度秋以降、保険証廃止に伴いまして、短期被保険者証の仕組みや資格証明書は廃止になります。マイナンバーカードを取得していない人が、必要な保険診療を受けられるように発行するものが資格確認書になるとの認識です。特別療養費とする場合には事前に通知するという仕組みになるようですが、こちらはまだ不明な点も多い状況ですので、また今後対応していきたいと思います。

また、先ほどおっしゃっていただきました、納期限から1年を過ぎても保険税を納められない場合とか、10割負担になる特別療養費の扱いにつきましても同様ですので、ここはしっかりと被保険者のために、今までどおりの対応が必要だと考えております。以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 細かいものが届いていないということですがけれども、資格確認書の中に期限を区切るような欄が設けてあるとかいうことになれば、この短期被保険者証に近い対応ができたりしませんでしょうかね。そういったことも思うんです。少なくとも、これまであった短期被保険者証というものがなくなるということでは、制度の後退ではないかなと思うわけでありまして。こういった点も含めて、やはりこのまま保険証をなくしてしまうのはいかなものかということをお願いいたします。

次の大きな4番目の質問に移りたいと思います。地域事業者を守る取組ということで、お聞きいたします。

物価高騰が続く中で、低所得世帯の生活や生活需要の低下をはじめとする需要減などによって、事業収入も減っているものと思われまして。加えて、仕入れ、電気代、ガソリン代などの経費が利益を圧迫しております。

先頃、県が物価対策として、省エネ家電の購入支援、特別高圧受電企業への電気代支援、物流業への給付金などの予算案を示しました。また、県下の自治体では、地域振興券や商品券の形での給付、保育や小・中学校の給食費無償化をそれぞれ実施しますし、高知市では、保育料、放課後児童クラブ保護者負担金2か月免除、診療所・薬局、介護・障害者施設への支援金、そしてコロナ対策融資で返済する事業者が、経営改善計画をつくる際の補助事業を行う予定になっております。

コロナ禍が始まった当初、県や国が事業経営継続のための借入れをした際に、保証料と利子を負担して元利返済を据え置く、いわゆるゼロゼロ融資をつくりました。地元紙によりますと、2022年度の保証残高のうち、ゼロゼロ融資は1,499億7,300万円、件数は7,668件で、国制度の918億9,100万円は今年5月、県制度の580億8,200万円は来年3月に据置期間が順次終了し、元利返済が本格化するとの

ことでありました。

そこで、①でお聞きいたします。

本市でも、k a m i c a（カミカ）へのチャージキャンペーンや酪農家の飼料価格高騰対策補助がなされるものの、他市を参考に、通告ではさらなる融資としておりますけれども、さらなる支援が必要ではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 地域事業者を守るということでは、私自身が家業のある家に生まれたことから、議員に負けない思いを持っておりますが、先ほどありました、香美市が直接事業者に融資を行うことは考えておりません。

ゼロゼロ融資に関する支払いがこれから始まってくることがあって、報道等でもあったように、議員御指摘のような懸念がございますので、県の取組も見ながら、香美市としてどういったことが効果的かを考えていきたいと思っております。

事業環境がかなり変わってきてまして、やはり事業計画をしっかりと見極めないと、ある意味生きたお金にならない場合もあると思いますので、動向を見ながら香美市の取組も検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 柔軟かつスピード感を持った対応をお願いしたいと思っております。  
②の質問であります。

本市の場合、物価高騰対策ではk a m i c aへのチャージキャンペーンを行い、市民の需要を喚起する手だてを取ります。同じように、住宅の改修・修繕を考えている市民の後押しをして、大工の仕事起こしにもつながる、かつての住宅リフォーム制度再実施を検討してはと提案いたします。南海トラフ地震後には、速やかな住宅再建の必要性もあります。ふだんから需要があることで、若い大工の育成にもつながると思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 住宅リフォーム制度を廃止した経緯につきましては、令和元年、令和4年の議会でも答弁させていただいたとおり、引き続き経済対策として再検討することは考えておりません。ただし、伝統的な産業の育成、あるいは住宅関連政策、商店街の区画整理でありますとか、市街地の土地の流動化促進といったことに関しましては、今後とも必要な研究を進めていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひとも、以前どおりではなくても、物価高騰に対して地域事業者を守るという意味で、①でお聞きしたことも含めまして、何がしかの有効な対策をお願いしたいと申し述べまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 森田雄介君の質問が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(山本芳男君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

13番、濱田百合子さん。

○13番(濱田百合子君) 13番、日本共産党の濱田百合子でございます。通告に従いまして、一問一答で質問いたします。

最初に、1番目、G7首脳広島ビジョンについて質問いたします。

①です。

主要7か国首脳会議(G7サミット)が5月19日から21日に被爆地広島県で開催され、G7首脳は平和記念資料館を訪問し、被爆者と会見いたしました。被爆者団体の方々は、G7サミット議長国として、日本が唯一の戦争被爆国にふさわしい役割を果たすことに大変注視していました。そして、今回サミットとして初めて、核軍縮に特化した共同文書「広島ビジョン」が発表されました。

しかし、広島県の被爆者や被爆二世の人たちは、サミットで発表された、核抑止を正当化し、核兵器廃絶に逆行する「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」への失望と怒りの声を上げました。この文書は、核兵器が防衛目的のために役割を果たし、侵略を阻止し、戦争と威圧を防止すると、核抑止力を打ち出したからです。人類史上初めて核兵器が使用され、壊滅的な被害を受けた広島から、このような発言があるとは信じられません。

被爆者のサーロー節子さんは、7人の各国首脳が広島県まで来てこれしか書けないとは、胸が潰れるようですと話し、G7サミットについては失敗だったと痛烈に批判しました。世界の軍縮については、核兵器禁止条約があることが書かれていないと語り、不戦の地広島で多くの人の命を奪う武器供与の議論が行われていることについて、戦争準備ではなく、外交を通じて話し合いをすべきですと語りました。

このような被爆者の声をどのように受け止められますか。見解をお聞きいたします。

○議長(山本芳男君) 市長、依光晃一郎君。

○市長(依光晃一郎君) 議員御指摘のように、被爆者であるサーロー節子さんは会見で、核兵器禁止条約に触れていないのでこのサミットは失敗であったと述べられました。大きく報道もされましたので、そのように感じている方も多いのかもしれませんが。

しかし、私は、この核軍縮に関するG7首脳広島ビジョンは、非常に具体的なことが書かれた現実的なものだと評価しております。広島県や長崎県のように、核兵器によって破壊される都市を二度と出さないという目標に向かって7か国の合意ができたことは、大きな一歩であると考えております。

○議長(山本芳男君) 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 本市にも被爆者の方がいらっしゃいます。もう90歳以上の高齢ですが、毎日デイサービスに通っています。毎年、核兵器廃絶を願ういわさきちひろカレンダーをお渡ししておりますが、そのときにはいつも、核はいかん、戦争はいかん、頑張ってくださいと絞り出すような声で話してくれます。この声に本市としても応えることが必要と思います。そのことについて見解を伺います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私も同様に、核兵器の使用はいけないことだと思っておりますし、いろいろな国の話合いによって、そういった戦争が二度と起こされないように、また、今、ウクライナ、ロシアで戦争が起こっていますが、早く終結することを願っております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②です。

核兵器による威嚇によって他国を抑えようとする核抑止力に固執する限り、核兵器を使うぞという決断一つで、世界全体が人類絶滅の核戦争の瀬戸際に立たされるのではないのでしょうか。核兵器の使用を防ぐ唯一の保証は核兵器の廃絶以外にありません。

お手元のタブレットに資料を掲載しております。資料①を御覧ください。核兵器禁止条約は、2017年7月7日に国連加盟193か国の3分の2に近い賛成122票で採択されました。2021年1月に発効し、核兵器が禁止されました。現在、世界の92か国が署名し、批准国は68か国です。

資料②を御覧ください。①の下にございます。2021年の世論調査では、日本も核兵器禁止条約に参加をすべきだという人が71%になっております。既に国際法としての地位を確立している核兵器禁止条約に日本も署名することが、被爆者の願いであると思います。非核平和都市宣言の本市は、平和首長会議の一員でもあることから、積極的な姿勢を求めるものですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市は非核平和都市宣言を行っており、平和首長会議の一員でもあることから、私自身も核兵器廃絶に向けた取組を積極的に行ってまいります。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 市議会では、2018年6月定例会におきまして、日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書を可決いたしました。日本は非人道的な核兵器使用の悲惨さを全世界に発信できる唯一の国であり、核軍縮の実質的な前進に向けて、核保有国と非核国の橋渡し役をすることが求められます。非核平和自治体の香美市として、平和首長会議の一員として、積極的に本市からの発言を求めるものですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 核兵器禁止条約に向けた動きについてという意味で、橋渡

し役というお話があったのだと思います。私自身が県議会で政務調査会長も務めさせていただいておりましたし、県議会でも同じような議論もありました。当時私が議会でも説明しておったところが、先ほどの資料①を見ていただいたとおり、日本は核保有国に囲まれた国でございます。そういった中で、現実にはアメリカとの日米同盟によって、核の傘という中で国防を担っておる状況であります。日本がこの核兵器禁止条約に調印、署名することによりまして、逆に分断を起こすのではないかと考えております。その当時の外務大臣が岸田総理であったことから、これまでも岸田総理として外交努力をしておったものと思います。また、今回のG7サミットにおきましても、それぞれの首相を平和記念資料館に招いて御説明もした、その中での報道というのはなかったわけですが、しっかりとした対応をしているものと考えております。

香美市としまして、この核兵器禁止条約について積極的に発言することは考えてございません。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、次の③に移ります。

G7は全てNPT締約国、つまり核不拡散条約締約国になっています。核保有国に核軍縮を義務づけているその条約の第6条に、保有核兵器の完全撤廃を達成するという明確な約束を2000年のNPT会議では求めております。

資料③を御覧ください。これはヨーロッパに配備されております、米国の核兵器を合わせて示したものでございます。核共有による米国の核兵器数は100発もあります。しかし、今回の広島ビジョンは、中・露に対し核軍縮を求めておりますが、米・英・仏には言及していません。しかも、G7側の核兵器は防衛目的のために役割を果たすとして正当化しています。このような姿勢では、ロシアや中国、さらに北朝鮮などは核兵器の放棄に応じるどころか、さらなる核の増強を促すことになるのではと懸念いたします。G7こそ再認識すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 前回の議会でもお話ししましたが、頂きました資料③のところで、ウクライナは本来、核保有国でありました。その中で、核を撤廃するという選択をし、今、ウクライナには核兵器がない状況であります。一方で、ロシアが核を使うぞという形で脅しておる状況もありまして、まさに核兵器廃絶に関しましては、ロシア、中国、北朝鮮がまず進めなければ、G7保有国が廃絶したとしても、結局は変わらないと私は考えております。

また、先ほどの中で、中国、ロシアに軍縮を求めている、アメリカ、イギリス、フランスも軍縮をせよという御指摘であろうと思いますので、少しだけ軍縮ということにつきまして、各国がどれだけの軍事費を増やしてきたか、推移を見るために、全世界の軍事予算においてどれだけシェアが増えたかを見てみたいと思います。2000年と2021年のシェアを比べます。中国は2000年の軍事費における世界シェアが3.0

0%、2021年のシェアは14.12%となっております。ロシアは1.24%から3.17%です。続いて、アメリカは43.12%から38.55%、イギリスは5.30%から3.29%、フランスが3.83%から2.73%、日本は6.13%から2.61%となっております。

つまり、中国は21年間で世界シェアが11.12%増え、ロシアも1.93%増えています。一方で、アメリカは4.57%減、イギリスは2.01%減、フランスは1.10%減っております。日本も3.52%減となっております。G7こそ軍縮について再認識すべきとおっしゃられましたが、G7でシェアを増やしている国はないことから、御指摘の点は当たらないのではと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 数字で詳しく説明していただきました。核軍縮については、確かに数字上では下がっていると理解いたしました。

しかしながら、6月13日の新聞に、核保有9か国の核兵器に対する関連支出というのがあるんです。これは、ノーベル平和賞も受賞されました、国際NGO核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が12日に発表したもので、2022年のデータ報告になりますけれども、核兵器の開発や維持のために費やした金額が、この9か国の合計で約829億ドル、日本円にしましたら1兆5,500億円に上ることが分かったということです。アメリカは突出して437億円、中国117億円、ロシア96億円、イギリス68億円となっております。3年間連続で、核保有9か国は核兵器関連予算を増やし続けております。この3年間というのは、コロナが地球規模で大変な状況であったときでございますけれども、この中でも核兵器保有9か国の関連支出は増えているわけです。これを見たときに、やはりそこに充てる財源があるんでしたら、私としましては、新聞にも書かれているんですけれども、20億人に新型コロナウイルスのワクチン提供もできた、そして、13億人分の1年間の清潔な水と公衆衛生を提供することができたと、国際NGO核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が報告しているわけでございます。

英・米・仏の核軍縮は、核不拡散条約締約国でありますので、もちろんしていかないといけないという方向は当たり前でございますし、それをほかの国にも広げていかなければならない使命があるかと思えます。ウクライナのゼレンスキー大統領も参加されましたけれども、首脳声明はロシアでの結束を強調し、軍事支援を強めると表明いたしました。先ほどの質問で、逆に分断するものとなると答えられたと思うんですけれども、このような形が続くのであれば、西と東、世界を二分するような軍事ブロックの二分化が強化されるのではないかと、大変私は懸念しております。そのことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、世界が分断されているということに関しましては、

日本を含めたG7ですけれども、自由、民主主義、基本的人権の尊重、国際的にもそのことを重視しながら、国際活動をやっておる国であると思います。当然、日本には自由がありますし、民主主義国家でありますし、基本的人権も尊重されておると。それが、例えば北朝鮮となりますと、国民の自由がない独裁体制であり、基本的人権もないといった独裁的な政治体制。ロシアであるとか、中国といった核保有国とは、根本的に政治体制も違う、また人権のところでも違うというふうに思います。

そもそもこれまでの世界というのは、民主主義を広げていくことによって平和な社会をと考えておったわけですから、なかなかそうならなかった現実がございます。そんな中で、日本の役割がどういったところにあるのかを考えないといけないわけではありますが、今回のG7サミットでは、やはり現実的な合意ができたと考えております。

また、今、中国がかなり軍事費を伸ばしておりまして、日本としても、沖縄県の尖閣諸島を含めたところで有事が起こらないように、かなり自衛隊の皆さんも頑張ってくださいっております。この軍事バランスの面が非常に重要であると思っております。国では、今、国防費予算の議論が進んでいると思います。平和な世界をつくっていくために、日本の役割も重要なものであるという認識は、私も持っております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） この項目では最後の質問をさせていただきたいですが、国連のグテーレス事務総長は、国連憲章に基づく紛争の平和的解決とか核兵器禁止・廃絶こそが危機打開の鍵であると言っております、21日には広島県に来て会見をいたしまして、核保有国はどんな状況下でも使わないという制約が絶対に必要だと強調しました。また、国連は被爆者を支持する、我々は核兵器のない世界を強く求めることを決してやめないと表明いたしました。このことについては、市長、賛同できますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 国連事務総長の発言というのは、私はロシアに向けたものであると考えております。本来、国連というのは、国際平和のために議論する組織であると思いますが、その常任理事国であるロシアが力による現状変更を起こしたことに對しては、しっかり国連としても非難していくべきであろうと思います。やはり自分は、現状変更を認めてしまうと、いろいろな国と国の関係がある中で、例えば中国が沖縄県も自分の領土だと言ってきたときに、それに対する現状変更、台湾有事もそうなんです、例えば中国が台湾を力による現状変更を行った場合に、じゃあ国連が機能するのか。今回ロシアがウクライナに対して現状変更を行ったことに對しては、厳しく国際社会として批判されなければ、今後、新たな現状変更というようなこと、国際紛争が起こるのではないかと考えておりますので、国連事務総長の発言はもっともなことであると考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君）            それでは、大きな2番目のがん検診についての質問をいたします。

がん検診の必要性が分かっている中、自営業の方やフリーランス、非正規労働者など、様々な働き方がある中、検診に行く時間が取れない方や、健康だからと、検診に行く意識のない方もいらっしゃいます。市としては、検診のお知らせを対象者全員に周知できるような方法で行っているとは思いますが、やはり検診に行く必要性の啓発などを通して受診勧奨を続けていくことが必要だと思います。

そこで、質問いたします。①です。

令和元年度から令和4年度の各種検診状況を年代別にお伺いいたします。

○議長（山本芳男君）            健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君）        お答えいたします。

資料をタブレットに載せさせていただいております。濱田百合子議員のデータの一番後ろのページになっております。香美市がん検診受診状況で、左上から胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診となっており、右側は子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率となっております。全体的に令和4年度に向けて、コロナの影響もあるのか、やはりちょっと検診は受診控えの状況と考えております。

○議長（山本芳男君）            13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君）            分かりやすく表にいただきまして、ありがとうございます。課長が先ほどおっしゃいましたように、これを見ますと、令和2年度から令和4年度は、令和元年度と比べて受診率がどこも下がっているような気がしますけれども、これはやはりコロナの影響による検診控えが一番大きいと考えられますでしょうか。

○議長（山本芳男君）            健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君）        正確なことは分かりませんが、コロナの影響も少なからずあると思いますが、全体的に検診の受診率は若干低くなりつつありましたので、一概にコロナだけと言えない背景もあるかと考えております。

○議長（山本芳男君）            13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君）            受診状況を見ましたときに、やはり少ないので心配するのですが、対象者の8割から9割の方が検診を受けてないことになると思うんですけども、この表の理解はそれでいいのでしょうか。

○議長（山本芳男君）            健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君）        お答えいたします。

この数値は、対象者住民の中で集団検診を受けた方の数値でありまして、病院や職場で受けられている方はこのパーセントの中に入っておりません。多分職場とか病院で受けられている方がおると考えられますので、集団検診を受けた方が全体の中でこのパーセントと認識していただけたらと思います。

○議長（山本芳男君）            13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 分かりました。集団検診という理解でいいということですね。個別検診で受けられている方も結構いるかと思うんですけど、その把握は市としてできないということになりますか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 市のほうで個別に検診を受けられたかの把握はできない状態です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 子宮頸がんと乳がんにつきましては、子宮頸がんは20歳が無料ですかね、乳がん検診は40歳になったときに無料ということになっていますけれども、この無料のところは反映されているんでしょうか。ちょっと分からないんですけども、せっかく無料の案内が来たときには行ってもらいたいと思いますけど、このデータを見る限り、どうなのかなと思うんですが、見解を伺います。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） この数値の中に無料の方も入っていると思われますけれども、ちょっとはっきり分からないので、後でお答えさせていただきます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ちょっと私が調べた大阪国際がんセンターの調査なんですけど、全国の市町村国保のがん検診受診率が、胃、大腸、肺については約20%、それから乳がんと子宮頸がんが約30%となっていました。それからしますと、本市の状況は少ないかなと思うんですけども。この大阪国際がんセンターの結果は個別検診分も含まれているのかもしれませんが、ちょっとそのあたりは定かではありませんが、何か目標みたいなものは設定して取り組んでいるというわけではないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 目標値は、各がん検診とも50%として定めております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 集団検診の分が把握できるので、50%は集団検診についての受診率ということによろしいですか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） はい、そのとおりです。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②に移ります。

がん検診希望調査票送付から検診実施に至るまでの手順を質問いたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 令和5年度の手順について御説明いたします。

まず2月に、がん検診対象年齢の方へ希望調査票とがん検診日程表及び胸部レントゲ

ン検診受診票を送付し、期日までに返送してもらい、がん検診受診希望について確認しております。希望調査票の内容を基に、4月から順次受診票等を送付しています。それ以外に、4月号の広報へ今年度のがん検診日程を掲載し、受診を希望する場合は健康推進課まで連絡していただくように周知しており、電話にて申込みされた方にも随時受診票を送付しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 2月号の広報に、希望調査票に回答くださいという旨の案内が出ていたかと思えますけど、これも大体2月号にいつも出しているということで理解したいと思えます。

③に移ります。

希望調査票と検診日程表、それから胸部X Pの3点をお送りするというございですが、この調査票に記載があります勤務先で受診とか病院等で受診の場合は、翌年度から検診案内が送付されないとお聞きしました。こういうことをよく熟読していなかった方からだと思うんですけども、3人の方から、なぜ私のところに送ってこないのだろうと、状況は毎年違うのにとというような声もお聞きいたしました。この取組の中身について、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 希望調査票や本人の御家族からの申出で、勤務先で受診、または病院等で受診の登録となっている方がおいでます。勤務先で受診のうち、多くの方が継続して職場で検診を受診することが見込まれますので、希望調査票の送付を必要としていません。定年退職の年齢や雇用形態は多様化が進んでいるため、いつ職場を退職して市のがん検診を希望するかは、お申出をいただくまでは分からない状態です。また、病院等で受診となっている方は、御自身で定期的に病院にかかっている方だけではなく、長期入院している方や、高齢で施設に入所している方も含まれておりまして、特に御家族が郵便物の管理をしている場合などは、希望調査票の送付そのものが御迷惑となり、市に苦情が来ることもございます。議員もおっしゃられましたけれども、通知文書には、この申出をした場合は文書が止まりますと、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、一応記載はしている状態です。

以上の理由から、これらの登録がある場合は希望調査票を送付しておりませんが、いずれの場合も連絡をいただき次第、翌年の案内送付を再開することもできますし、検診がまだやっている状態であれば、お電話をいただければ、検診の予約状況によっては年度内に受診することも可能ですので、担当課のほうに直接連絡をいただいたほうがよいかと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 今の状況では、勤務先で受診または病院等で受診にチェ

ックをした方については、もう翌年度から検診案内が止まるということですが、担当課のほうに検診についての問合せはありますか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 全てを把握しているわけではございませんが、何件かは電話で連絡があって、受診された方もおると思います。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 50代の方だったんですけども、検診に行っていますかと聞いたときに、いや何も通知がないって言われたんですよ。そんなはずはないけど、私にも来るしあるはずよって言ったんですけど、多分この方なんかは、もう当初に勤務先で受診また病院等で受診にチェックして送ったので、次の年からは来なかったと。先ほど課長もおっしゃいましたように、勤務先、病院等で受診を選んだ場合通知が止まります。通知を再開する場合は御連絡をお願いしますと一応書いてはいるんですけども、それが目立つようには書いていなくて、今年は勤務先、病院で受けるからこれを出しちよつたらいいなということで、もうそのままあんまり頭に残っていないのじゃないかと思うんです。40代とか50代とかの働き盛りの方は日頃忙しいと思いますので、気にもとめてなかったのかもしれませんが、やはり早いうちの検診が私は大事なことだと思います。

④に移ります。

検診率アップのためにも、希望調査票の記載内容とホームページ、4月1日に更新されたページでしたが、各種がん検診のお知らせというところにも令和5年度がん検診希望調査票について書かれてまして、通知不要の申出をした方で受診を希望する場合は健康推進課までお電話くださいと書かれてます。これを読んで、また電話をするというふうにつながればいいんですけども、なかなか注視するような文章ではないので、何かもう少し工夫していく方向はできないものかなと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 希望調査票の記載内容については、コロナの影響で検診実施体制の変更が続いていたこともありまして、苦慮しているところでもありました。この制度を十分に御承知いただけていない方もいらっしゃるかと思いますので、それが現実ということがあると思います。やはり検診を希望している方を取りこぼすことがないように、広報やほかの検診案内等を活用して周知していきたいと考えておりますが、ホームページのほうももう少し工夫して、例えば、健康とか、保険とか、検診とかっていうアイコンが今ない状態ですので、やはり市民の方がすぐに検診や健康のページに入れるようにしてもらいたいということで、総務課とも調整を今しているところです。まだすぐには反映できないかもしれませんが、少しでも皆さんに御理解いただき、たくさんの方が検診を受けることでがんを早めに見つけて、治療につなげていただけたらと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。

県のチラシで、がん受診を促すようなお誘いがそれぞれあると思うんです。広報香美の3月号には、ちょうど3月が女性の健康週間ということで、1ページ割いてすごいいいと思ったんですけど、これを検診案内なんかのときに、健康週間が3月だから3月号に載せると思うんですけれども、例えばこういうのを1枚のチラシとかにして対象の方にお送りするとか、結構カラーで同封されてたりしますと、すごい注意喚起になるんじゃないかなということもありますので、カラー版の啓発チラシも同封するようなこともちょっと御検討いただけないかなと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） カラーチラシにつきましては、本当にカラーのほうが私も通じると思うんですけれども、やはり予算の関係とかいろいろなところもありますが、できればカラーとかで何年かに1回はやりたいなとも思います。

また、通知や希望調査票も、例えば忘れている方もいるかもしれませんので、何十歳か、50歳になったりとか60歳になったときには、御迷惑かもしれませんが、一度送らせてもらうということなんかも、課のほうで検討したいと思います。ただ、送るとすごい苦情が来るので、そこがちょっと悩ましいところで、そこは課の中でもちょっと研究してみたいと思います。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、大きな3番目に移ります。再生可能エネルギー導入促進に関して。

市長は、夢づくりの一つ、グリーン化について、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明しております。本市の豊かな自然環境を生かし、再生可能エネルギーを導入することは、エネルギーの地産地消を進める上でも必要と考えます。

資料④を御覧ください。環境学者の飯田哲也氏によると、太陽エネルギーは、太陽光発電の技術的可能量だけ見ても、世界消費量の100倍のポテンシャル（潜在力）があるということです。

資料⑤を御覧ください。日本では、エネルギー総需要量に対して再生可能エネルギー、略して再エネと言わせてもらいます、再エネ電力量が現在20%、デンマークは1980年にゼロ%から始めて2020年には68%、1990年頃まで日本より低かったドイツも2020年には44%、さらにドイツは2035年までに100%と目標を前倒ししています。

資料⑥は日本全体の電源構成です。資料⑦は日本の全発電量に占める再エネ割合の推移です。⑥と⑦を併せて御覧ください。今、日本の再エネは約22.4%になります。一方、日本はGX（グリーン・トランスフォーメーション）推進法で、原発の新增設や運転期間の延長を検討するとしていますが、原発を全て4月15日に停止することを実

現したドイツとは正反対ではないでしょうか。

今、世界の科学者の間では、再エネを100%にすれば、地球の平均気温上昇を1.5度未満に抑える目標を50年以前に達成できるという見方が主流になっています。世界では、再エネの中心は太陽光発電と風力発電と言われています。営農型太陽光発電ソーラーシェアリングの取組も、これから広がるのではないのでしょうか。私たちが住む地域から再エネへの転換をしていくことが必要ではないかと思います。そのためにも、できるところから少しずつ取り組んでいくことを提案したいと思うところです。

本市における太陽光発電設備は、住宅や市街地、農地、山間地などに設置されている状況です。導入促進に当たり、今までの答弁も踏まえ質問していきます。

①です。

再生可能エネルギーは、唯一の持続可能エネルギーであるという認識がとても重要だと思いますが、見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料といった限りある資源は、地球温暖化の原因ともなる温室効果ガスを発生させる上、将来的に資源の枯渇が問題視されています。一方、再生可能エネルギーは、太陽光、風力、中小水力、バイオマスなど、温室効果ガスを排出することなく使える持続可能なエネルギーであるため、カーボンニュートラルを目指す上で必要不可欠なエネルギーであると認識しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②に移ります。

太陽光発電設備は、その土地の環境や周辺的生活環境を変えてしまう可能性があるため、地域の人々が納得した上での開発が求められます。今までの同僚議員の質問の中で、2018年6月議会では、山林開発による太陽光発電施設設置について、県のガイドライン、森林法と香美市森林環境保全条例の適切な運用をしていくと答弁しています。また、同年12月議会では、再生可能エネルギーについて、市を經由せず直接国へ事業申請を行い、国の許可を受けるためか、市において事業内容を把握することについて困難な部分があり、県や関係機関と連携を取り、可能な限り情報収集に努めるとして、条例の必要性は認識していると答弁しています。翌2019年9月議会では、条例制定は実情としては進んでいない。当課の現体制では万全な対応は現状不可能である。引き続き検討を続けていきたいと答弁されています。

香北町の中心地、美良布の市街地に設置されている太陽光発電設備に関しましては、今なお除草や景観についての課題を聞いております。また、設置されたことで自治会を退会された方もいらっしゃいます。

今日、環境課として独立したことやゼロカーボンシティを宣言したことを契機に、条

例制定を進めていくことを求めたいと思います。既に全国市町村条例としては229条例が制定されており、うち高知県は5条例ございます。いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

太陽光発電設備設置に関する条例につきましては、周囲の環境や安全面について、住民の方からもお声を頂戴していることもありまして、やはり引き続き検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 資料⑧を御覧ください。これは、合同会社小田原かなごてファーム代表の小山田大和氏が提案して、実際やっているものなんですけれども、この10年近い期間、FIT制度ができてほぼ手がつけられなかった土地が農地である。だからこそ農地を有効に活用することが再エネを伸ばす鍵となる。その中軸に来るのがソーラーシェアリングなのである。地域にある課題を解決するというローカルな課題を解決することが、すなわちグローバルな課題、つまりはカーボンニュートラル、SDGsを解決することになると述べています。また、取組を進めるための課題解決の手法としては、再生可能エネルギー条例の基礎自治体での制定であるとも述べています。

資料⑨を御覧ください。これは、神奈川県松田町にソーラーシェアリングを建設するに当たり、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例を制定したものです。再生可能エネルギーは、地域特有の資源であり、町民は、この地域特有の資源である再エネからもたらされる恩恵を享受する権利を持っているというものです。今後、このような地域再生、農地再生をさせていくためにも条例は必要だと考えます。

本市の基幹産業農業を守り、農地を守るため、また、若者の雇用を生み出すためにも、ぜひ前向きな研究をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

太陽光発電設備設置につきましては、様々な課題があるとも認識しております。このため、国は事業計画の策定ガイドラインを、また、高知県は太陽光発電施設の設置運営等に関するガイドラインを策定しており、事業者にはこのガイドラインに沿った運営や管理をお願いしているところです。

また、一方では、議員御指摘のように、地域再生、農地再生といった視点からの貴重な資源にもなり得るため、ここで重要となってくるのが、やはり設備の立地条件や地域住民の方々との合意形成、そして環境との調和であると思われれます。

議員のおっしゃる農地の有効活用を踏まえた条例制定につきましては、先ほども申し上げましたが、関係各課や近隣市町村等の動向も勘案しながら研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 検討していくという方向で伺いました。

少し参考になるかと思ひ資料⑩をつけております。これは、東京工業大学准教授の錦澤滋雄氏の資料でございますけれども、氏が述べておりますのは、脱炭素特効薬としての再エネとその副作用ともいえる地域環境問題、これは脱炭素社会における難題といえる。しかし、もしこの特効薬が地域の課題解決にも効くとしたらどうでしょうか。脱炭素に貢献しながら地域を元気づけることができれば、賛同する人も確実に増えるはずで、再エネ施設が迷惑施設ではなく、地域から歓迎される存在に変わる。それには、社会面での地域貢献、経済面での地域貢献、エネルギー面での貢献があるということです。

資料の向かって右の図が建設の際に地域住民から反対が起こった施設で、左の図はソーラーシェアリングの施設で、災害時に住民へ電源を開放するなど地域貢献型の施設です。右は当該施設に否定的な態度を示しており反対が76%、左は77%が賛成と肯定的な態度になっております。これを見ますと、やはり地域に貢献する仕組みを協議会などの場で議論し、地域での合意形成を図りながら事業を進めていくことが期待されると、准教授は述べております。

行政機関や産業団体、環境保全団体、住民団体、専門家などの地域特性を踏まえたメンバーで構成された、協議会の設置が必要と思ひます。そのためにも条例があればと思うところです。なお研究していただきたいと思ひます。

次の③に移ります。

本市には、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度がありますが、補助制度当初からの活用状況をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

補助制度開始当初の平成24年度から令和4年度までの合計補助件数は、205件となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 平成24年度から令和4年度までという期間が長いですが、205件は少ないように思ひますが、課長、どのような見解をお持ちですか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 例年約20件程度の申請がありますので、これからまた利用促進に向けた啓発にも力を入れていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ④に移ります。

蓄電池設備を設置するのに補助があれば、停電時や災害のときに電力が賄えるのという声を再三お聞きしております。資料によりますと、価格が工事費込みで80万円から200万円と書かれていました。

資料⑩を御覧ください。四国電力エリアで、2021年5月3日午前11時台と午後0時台に太陽光の割合は101.3%に達し、風力の0.9%と合わせて変動性再生可能自然エネルギー（VRE）の割合が102.2%に達しています。5月3日の再エネは117%となっています。昼間、お天気がよければですけれども、太陽光発電による電力を蓄電することで夜間に使えたりとか、また、蓄電することによって、災害停電時などいろんな効用があるのではないかと思います。家庭用蓄電池設備への補助を検討できないか。今、県の住宅用太陽光発電設備等導入事業補助金があるということで、ホームページで見ましたら、いの町、室戸市、須崎市、東洋町、奈半利町、安田町、四万十町でこの県の補助金を利用しているようです。また、土佐町は、この6月補正で太陽光パネルや蓄電池設置の一般住宅や民間事業者支援補助金、脱炭素社会推進総合補助金が提案されていました。本市での導入を検討できないか、伺うものです。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

太陽光発電システム設置費補助金と併せて、蓄電池設備設置費に対しても補助を行うように検討していく予定です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 補助を行うとお聞きいたしました。大変うれしく思います。FIT法の下で売電価格保障が10年間で、固定価格による売電期間が終了となる家庭が毎年出てくるわけです。やはり発電した電力を少しでも有効に使うためにいいかなと思います。県もこのような補助金制度をつくっておりますが、財源と大体いつ頃からということが今の時点で分かっておりますら、お願いします。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 議員のおっしゃるように、県の補助金を活用するのか、また、従来の企業局からの補助金を活用するのか、財源の確保にも努めてまいりたいと思いますので、今の時点でいつから開始するという明言は避けたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、次の大きな4番目に移ります。孤独・孤立対策をについて質問いたします。

私は、ひきこもり状態にある方への支援について、今まで平成29年と令和2年の2回質問いたしました。その後令和2年度に、県はひきこもりの人に対する支援を抜本強

化するとし、県下初の一斉実態調査で当事者数やそれぞれの状況を把握した上で、相談体制や就労支援策を拡充するというところでございました。

地域には様々な生きづらさを感じている方々がいます。生まれたときの性別に違和を感じるトランスジェンダーの子供たちは、不登校経験が全国平均と比べて5から10倍も多いという民間団体の調査もあります。

内閣府が今年3月末に公表した最新の資料によれば、全国の15歳から64歳のひきこもり状態にある人は推計146万人で、この年代の約50人に1人に当たるといことです。この中で気になるのは、中高年の40歳から64歳では女性が52.3%と男性を上回りました。前回4年前の調査では23.4%と少数だったのが倍になっています。現在の状況になった最も大きな理由としては、退職したことや新型コロナの影響、また、病気や介護、看護、人間関係などとなっております。

全国ひきこもり家族の会連合会の代表者は、女性が増えたことについて、今まで女性は家でも社会的にも男性に比べて社会的価値をあまり認められていなかった。女性が声を上げなかったこと、親が相談しないことが、女性のひきこもりを見えなくされていた背景の一つではないかと述べています。ひきこもりの女性の中には、性暴力や親の虐待を受け、男性が怖いという人もいるとのこと。

そこで質問いたします。①です。

学校を卒業しても何らかの理由で就職できず社会参加ができない方、求職活動が難しい方、体調不良から休職しその後退職、ほとんど自宅にいる方がいます。私が相談を受けている方は女性ではなく男性ですけれども、親は農業とかのお仕事をされておりますが、子供は終日家の中で過ごしております。ただ、親と一緒に買い物に行ったりとかはできています。

16歳から64歳の働き盛りの青年・壮年層に対する支援体制の現状を、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

現在の体制ということですが、香美市では社会福祉協議会に事業委託を行っております、生活困窮者自立支援事業の生活相談センター香美とあったかふれあいセンター事業において、訪問支援等の取組を含めた対応を取っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 社会福祉協議会が対応している生活困窮者自立支援事業とあったかふれあいセンター事業ということですが、今年本市が出しました第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、令和5年度から5年間の計画として上がっております。この16ページにあるんですけれども、生活困窮者自立相談支援事業の相談件数推移を見ますと、令和元年度が581件、令和2年度が1,024件、令

和3年度は1,383件と増えてきておりまして、継続の方もいますけれども、新規も令和2年度は201件、令和3年度が134件と増えてきております。

このような状況を見たときに、社協の生活相談センター香美の職員がこの事業を主にされているんじゃないかと思うんですけれども、その状況を聞いた上で何らかの支援策強化、やっぱり現状維持の体制でいいのかどうか、ちょっと不安になるところですが、何か言われていることはないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

すぐにそのページはちょっと確認できないので、これは計画の中になかったかもしれないですけれども、一応福祉事務所の課題としまして、社会福祉協議会の強化が必要であることは認識しておりまして、支援調整会議とかで社協に上がってきた問題とかを一緒に協議する場はあるんですけれども、具体的にどうしていくかは、やっぱりちょっと難しいところがあります。社協も人員が不足しておりますし、香美市の福祉事務所としましてもたくさんの福祉に関係する問題がございまして、そこへの対応は必要だとは考えておりますけれども、今具体的に打開策というのはちょっと思いついておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 課題は認識しているということでございます。

②に移ります。

民生委員・児童委員、社会福祉協議会生活相談センター香美、それと保健師等の専門職の方たちは、一緒にアプローチをしていくというような体制、それぞれの方からのアプローチができていいのかどうか、伺います。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

民生委員・児童委員の活動の中には、訪問、声かけ、安否確認などがあり、担当地区内での見守り活動を積極的に行っていただいております。また、香美市社会福祉協議会においても、地域サロンの利用や声ともだち等の声かけにより、独り暮らし高齢者への見守り活動を行っております。

地域に訪問していただく中で心配な声が上がった場合は、福祉事務所のほうに話が来まして、内容によりましては、健康推進課の地区担保健師などに相談して、一緒にお話を聞きに行ったりということはやっておりますけれども、なかなか問題をこちらから見つけに行くのは難しい状況です。それぞれの活動の中で気にはかけていただいております。今活動や情報共有はできておると思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 民生委員・児童委員が見守り活動をして、ちょっと心配

なことがあれば福祉事務所に言ってきて、地区担当保健師に声をかけて訪問しているとお聞きしたんですけれども、地区担当保健師は全市的にいるんですか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

全地区に担当の保健師がおります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③に移ります。

本市にはあったかふれあいセンターが2か所設置されています。居場所づくりにもなっているかと思いますが、その機能は果たしているのでしょうか、状況を伺います。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

あったかふれあいセンター事業は、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるように、また、制度のはざまにいる人など支援が必要な住民に対して、住民同士や関係者が協力し、互いに見守りや支え合いを行うことができる地域づくりを進めることを目的としております。

旧町村単位で3か所の地域サロンを開催し、集いの場を提供しています。そこで、イベントの開催や相談窓口の開設、見守り活動などを行い、様々な要因によって地域から孤立している方への参加を支援しています。こうしたイベントへ参加されていない方に対しては、先ほどもちょっとお答えしましたけれども、見守り電話、声ともだち、見守り郵便、訪問といった活動も実施しておりますので、機能は果たせておると認識しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 地区担当保健師もおり、そして、あったかふれあいセンターでは相談窓口も開設してるといっていますが、ちょっと気になる方で、あったかふれあいセンターまで来ることができない方もたくさんいらっしゃると思うんです。見守り電話をしても電話に出ない場合はありますので、戸別訪問をされるときはあるのでしょうか。例えば、青年・壮年層の16歳から64歳で、家にいるような方の戸別訪問状況はどうでしょう。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

その年代層への戸別訪問はちょっと実施していないと聞いております。地域訪問は週3回ほどしているそうですけれども、それは主にやっぱり独居高齢の方、見守りが必要などところに行っているということで、そこへ行ったときに、近所でちょっと気になる人がおるといふ声を聞いた場合には、訪問帰りに戸別に寄るような体制を取っているよう

です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ④に移ります。

第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画には、孤独・孤立対策についてどのような計画を掲げていますか。どのページなのかもお示しいただけたらと思います。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画におきましては、基本理念として「つながり、集まり、支えあうまち香美市」を掲げており、施策の一つである集いの場の拡充として、あつたかふれあいセンターの利用促進や地域の集いへの支援などを行い、住民同士の交流の場を提供していきます。また、同じく施策の一つである地域のネットワークの整備として、あつたかふれあいセンターの見守り活動や緊急通報装置の貸与などにより、独り暮らしの高齢者の見守り体制を整備・拡充していきますということです。

53ページに施策体系というのがありまして、基本目標2（2）で地域のネットワーク整備を重点施策として取り上げております。その活動内容につきましては66ページなんですけれども、濱田議員がお望みのお答えとはちょっと離れますが、高齢者、独居というところが中心になっています。

おっしゃられていることはよく分かるんですけども、声がやっぱりちょっと拾いにくいといいますか、届かないといいますか、この計画をつくるに当たっては民生委員にアンケートを一緒にとらせてもらって分析した結果が、ひきこもりの方は存在しておるけれども現状に満足している者が多く、問題と認識してないために表面化しづらいと、あと、地域に近い民生委員・児童委員でも把握することが困難なために、この調査自体の精度にも疑問があるというところで、家庭に無理やり介入することはできませんので、地域に近い方の情報だけが頼りというところにはなっておる状況です。

ちょっとお答えがうまくできませんでしたが、以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 本当に地域で生きづらさを感じている方々が、居場所を求めて外へ出られればいいんですけど、なかなか外に出られないというところにその当事者のしんどさがすごくあるのかなと。どこでどう手を差し伸べればうまくいくのかなと、本当にそう思います。

⑤に移ります。

厚生労働省は、5月9日、ひきこもりの人や家族らの支援に役立てるため、初のマニュアルを策定する方針で、2024年度中のマニュアル完成を目指すと報道されてきました。また、さきの国会でも、孤独・孤立対策推進法も成立いたしました。孤独・孤立対策協議会などを立ち上げて、当事者への支援内容を協議し、支援策を基に具体的な行

動に移していくことが必要だと思います。1人の力では何もできないけれども、やっぱり専門家の方、民生委員・児童委員の方、保健師、地域代表のいろいろな方の知恵をいただきながら、せんだっての質問の中に農福連携も議題に上がっていましたように、何かその方の生かせるものを地域で生かしながら、社会へ出ていくきっかけづくりができていくような、具体的な行動に移せるような支援策をつくっていけるよう、協議する場をつくることも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

市の各機関及び香美市社会福祉協議会では、現在も連携して対応しているところですが、第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画にも連携し、課題解決に取り組むように包括的支援体制を盛り込んでおります。改めて協議会を立ち上げることについては、現在の体制で連携・協働が図れないようであれば、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 今ある体制の中で協議していただくことも、もちろんいいと思います。

ちょっとここで言いたいことが一つあるのですが、ひきこもり家族の会の連合会副理事長は、自治体に相談しても診断を受けていないと行政サービスにつながるすることができない。ひきこもりの子を医療機関に連れていくのは至難の業で、そのまま支援が途絶するケースも少なくない指摘しています。神奈川県大和市は、2019年にこもりびと支援窓口を設置しました。ひきこもりと言うと、何か言葉に暗いイメージがあります。それを大和市は「こもりびと」と言って、こもりびと支援窓口を設置しています。男性職員が1人コーディネーターとなって対応しているようです。そして、令和4年9月には支援条例をつくっております。地域福祉活動を担う社会福祉協議会に支援の委託を今後もしていくのであれば、やはり評価・課題のところで指摘されましたように、人材派遣とか支援体制強化も図っていかなければ対応できないのではないかと思います。これからよろしくお願ひしたいと思います。

以上で全ての私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時21分 休憩）

（午後 2時34分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 2番、市民クラブの公文直樹です。議長より許可をいただき

ましたので、一問一答方式により、通告書に従い3点質問いたします。よろしくお願いいたします。

質問事項1つ目は、防災対策についてです。

先月には梅雨入りし、今月初めには台風2号が本州の南を通過する際、梅雨前線を刺激したことによる線状降水帯などの異常気象により、本県をはじめ太平洋沿岸では広く豪雨に見舞われました。とりわけ和歌山県や東海・関東地方においては、死傷者や住宅浸水が多数報告されるなど甚大な被害が発生しました。被害に遭われた方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、本格的な出水期を迎え、今後も豪雨や酷暑など異常気象が発生する季節となりました。広報香美6月号でも防災特集が掲載されており、事前の情報発信や啓発により予防や減災に努められていることと存じますが、今後、危機が迫った有事の際の防災対策などについて、お伺いいたします。

①です。

新型コロナウイルス感染症が5類移行となりましたが、基本的な感染症拡大防止対策は継続していく必要があることから、避難所の感染症対策はどのように行うのか、伺います。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、自宅療養者の避難先調整や、発熱者、濃厚接触者といった区分による、専用スペースと動線確保が求められなくなりました。しかしながら、発熱者と健常者のスペースを分離することは、一般的な感染症対策として有効であるため、この取組は継続するように考えています。

また、日常における基本的な感染対策につきましては、発熱者等が避難することも想定されますので、避難所には引き続きマスクを備えておくように考えています。加えて、適度な換気や、手洗い・手指消毒等の励行は、新型コロナウイルス感染症に限らず一般的な感染症対策としても有効ですので、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 基本的な感染症対策は取っていただけるということで、今後、コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大状況にもよるとは思いますけれども、避難所における2次感染が発生しないよう、発熱や体調不良の方は別室で避難生活を送れるように準備していただくなど、避難所運営に御尽力いただきますようお願いいたします。

それでは、②です。防災行政無線の活用についてです。

昨年、台風14号が接近した9月18日から9月20日頃、物部町浦山地区では2日以上以上の停電が発生しました。幸い生活道である県道安芸物部線や固定電話は通じていたので、私も浦山自治会長と連絡を取り合ったり、現地のパトロールを行っておりました

が、結果として大事には至りませんでした。しかしながら、停電が長引いていれば、暑い時期ですので、食料保存や携帯電話の電源確保、並びに災害関連情報の取得も難しくなります。特に、ふだんから公共交通を利用し、通信手段や情報源を携帯電話のみに頼っている方々におかれては、停電が長期化するとあらゆる情報を得ることが困難となり、連絡手段がなければ移動も難しくなります。こうしたことから、孤立する可能性が高くなってまいります。

ちなみに、昨年当時に開設されていた奥物部ふれあいプラザの避難所には、浦山地区の方々も数名避難されておりましたが、天候回復により避難所が閉鎖されたため退去したところ、帰宅しても停電が復旧しておらず大変不便な思いをされておりました。

こうしたことから、停電や生活道の通行止めなど、一部ライフラインが数日にわたり断線する見通しがある場合には、現状や復旧の見通しなどについて、対象地区に限定してでも無線や屋外スピーカーなどにより、積極的な情報提供はできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

ライフライン復旧状況の情報提供は、被災した地域住民の通常生活を取り戻すためにも重要と考えていますので、関係課と調整し、防災行政無線による情報提供に取り組みたいと思います。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 状況にもよるとは思いますが、積極的な情報提供をしていたらと、やはり停電なんかは対象地区の方が心細く思われますので、そうしたときに無線やスピーカーから状況報告されたり、ちゃんと注視しているよということが伝われば、地域住民の方も安心していただけたらと思いますので、ぜひ積極的にお願いいたします。

③です。

添付しております環境省ホームページの資料を御覧ください。モニターには説明いたします部分を拡大して映させていただきます。こちらの資料ですけれども、今年度は4月26日から10月25日まで実施されます熱中症警戒アラートについて、環境省のホームページに掲載されている資料でございます。

右の5番、情報の伝達方法を御覧ください。赤い囲み枠の一番上ですけれども、防災無線等にて警戒、これは恐らく朝の早い段階での運用になるかと想像しますけれども、これと下から2番目、防災無線等にて警戒勧奨、対象者は農作業従事者とありますが、おそらくこれから気温が上がる午前10時とか午前11時とか、現場にいる人に向けての勧奨というイメージ図式だと思われま。下の米印後半には、LINE公式アカウントをはじめとしたSNSアカウント等も活用し、情報を発信すると明記されております。

次に、右下の7番を御覧ください。右側が参考として令和3年度の実績で、上から2行目の発表日数が期間183日中75日から、左側の令和4年度の実績としては、同じ

く183日中85日と増加傾向にあります。そして、令和4年度の発表日数のうち、高知県には6月30日を皮切りに通算21回、およそ1週間に1回警戒アラートが発表されています。とりわけ物部町大柘周辺は高温多湿な地域であり、日中の最高気温が県下でも極めて高かったことが、テレビで度々報道されていることは周知の事実です。

さらに、今月から四国電力の電気料金が値上げされ、高知新聞には、標準的な家庭で月額1,783円の増額となる試算が掲載され、5月17日には、県民の悲鳴としてクーラー使えないとの見出しも掲載されていました。

これから暑さが本格化していく季節、猛暑日のような非常事態において、市民の生命に関わる熱中症警戒情報を周知することは大変重要であり、防災行政無線などによる伝達は必須と考えますが、今後の御対応を伺います。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

防災対策課と連携し、熱中症警戒アラートが発表された際には、防災行政無線を通じて市民に情報提供することは可能としております。来年度からです。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 可能ということですが、加えてもう1枚の資料を御覧ください。こちら環境省のホームページに掲載されている、埼玉県熊谷市の取組に関する資料です。これは、今春4月に気候変動適応法が改正されたことに伴い、来年から運用が検討されている熱中症特別警戒アラート、並びにクーリングシェルターに関するモデル事業として紹介されているものです。左上に現在の課題として、既に熱中症警戒アラートに対して防災無線や青パトによる啓発は行われており、その下の枠囲い①のように、巡回広報、防災行政無線、熱中症予防情報メール、メール配信サービス等々の対応策も行ってありますが、さらに周知が必要であることが課題とされております。続きまして、右の⑤のように、今年度からクーリングシェルターの指定・開放を試行する計画となっていることから、本市でも同様の検討を始められているか、伺います。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えします。

来年度から運用が検討されている、現在の熱中症警戒アラートよりももう一段上の熱中症特別警戒アラートへの準備としましては、クーリングシェルターの設置等を含め、現在環境省の熱中症対策推進検討会において検討されている、熱中症特別警戒情報の運用に関する指針や、指定暑熱避難施設の指定設置に関する手引きなどが発表される予定となっておりますので、そちらを参考に関係各課と情報共有して、できるだけ早く市の方向性を定めていきたいと考えております。

今すぐできることとして、ホームページでの啓発、それから7月号広報には紙面で熱中症の予防と対策に加えて、熱中症警戒アラートのお知らせも出すようにしておりますので、まずはそちらのほうで住民の方に知っていただきたいなと考えております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 今年の夏も暑い日が多いように考えますので、積極的な情報提供で熱中症患者の抑制に全力で臨んでいただきたいと思います。

それでは、④です。防災行政無線の戸別受信機について、伺います。

近隣住民からは、受信機の故障や受信不具合、電源プラグを挿したまま使用しているが電池が液漏れし、交換しても同じく液漏れが生じるなどの話も聞きます。私の自宅の受信機も、以前は放送内容がはっきりと聞き取れていましたが、最近は雑音がひどく聞き取れないことが度々あります。特に周辺環境は変わっていないので、原因不明ではありますが、通信機器の経年劣化は当然進行していると考えます。

そこで、現行のデジタルシステム運用開始から約7年が経過していますが、受信機や屋外子局及びスピーカーなどの主要な設備の耐用年数は何年か。また、受信機や屋外設備の故障対応の現状について、伺います。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

耐用年数についてですが、個別指示受信機の耐用年数は、メーカーの仕様上7年となっています。スピーカー等につきましては、保守業者によりますとメーカーが公表していないとのことでしたが、本市は海から遠い位置にあるため塩害のおそれも低く、早期経年劣化の心配は少ないとのことです。

故障対応の現状についてですが、戸別受信機の故障や電池の液漏れなど不具合が生じた場合には、故障した戸別受信機を返却していただき、新たに戸別受信機を貸与することにしています。現在、未使用の戸別受信機の在庫で対応しておりますが、不足が生じるようであれば予算化して在庫を確保するように考えています。また、屋外機については、年1回の保守点検に加えて消耗品を定期的に交換し、非常時に備えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 戸別受信機が7年、スピーカーはまだしばらく使えるであろうということで、消耗品等、順次設備の点検と修理を行われているということです。システム運用開始から7年、耐用年数が過ぎてくるわけですがけれども、未使用の在庫に交換していただけるということですが、やっぱり未使用であっても経年劣化っていうのは進んでいくと思いますので、故障対応の状況にも合わせていただいて、今後順次年次計画を立てていただいて、部分的に交換していくなど、災害時の情報伝達に支障がないよう対応をお願いいたします。

⑤です。繁藤小・中学校跡を活用した防災拠点整備構想の進捗を伺います。

先週金曜日ですけれども、繁藤地区へ行きまして、小・中学校跡を見てきました。モニターに写真を映していますけれども、きちんと草刈りされて、地元の方かなと思うんですけれどもきれいに管理されておりました、校舎の外観もきれいで、まだまだ校舎も

体育館も活用できるのではないかなど、ぐるっと外周を見学してきた次第です。

このことにつきましては、昨年6月定例会議においても小松 孝議員から一般質問がありました。それから1年が経過しておりますが、防災拠点構想がどこまで具体化されているのか、伺います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 現在休校中であります繁藤小・中学校を活用した防災拠点整備構想につきましては、目立って進んでいる状況ではございません。しかしながら、新たに4月に着任した土佐国道事務所所長との意見交換でも、高速道路と国道32号が交わり、アクセス道路もある繁藤地域に防災拠点をという話はさせていただいております。最近では、6月6日に学校のプールを活用し、上下水道に関連した緊急時雨水排水用ポンプを使った実演訓練を行いました。

今後も繁藤小・中学校の活用も含め、繁藤地域を南海トラフ地震における防災拠点として位置づけられないか具体的に検討し、県・国とも意見交換しながら政策提言をしてまいります。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 今月1日の新聞報道等によりますと、繁藤地区に隣接する大豊町と一般社団法人日本ムービングハウス協会が、災害時における住宅建設に協力する協定を締結したことが報道されておりました。

大規模災害時における県内外の広域連携は大変に重要であり、市長がおっしゃられたように、地理的優位からも本市の果たせる役割も大きいものと考えますので、陸路、あとヘリポートも北滝本にはございますので、こうした活用も考え、空路による輸送や支援など幅広く検討していただき、災害対策の充実に御尽力いただきますよう、お願いいたします。

それでは、質問事項2つ目の若藤保育園についてです。

今定例会議に双葉保育園の廃園に関する議案が提案されておりますが、去る3月16日には、休園中である双葉保育園の閉園及び園舎取り壊し計画について、地元住民への説明会が実施されました。そこで、同じく休園中である若藤保育園について伺います。

①です。

今後、若藤保育園への入園希望がない、または少ない場合、いつまで休園予定であるか、伺います。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

令和5年度入園の第1希望者数は5人ですが、今年度中に保護者や地元の方々の御意見を伺い、今後の方針について検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 5人の入園希望があったということですのでけれども、ぜひとも保護者の方、地域の方の御意見を聞いていただいて、早期に方向性を示していただければと存じます。

それでは、②です。

園舎の近況や管理状況の説明及び今後の園舎活用方法などについても、地元住民と意見交換の機会が持てないか、伺います。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） お答えします。

門扉の劣化等はあるものの、園舎については現在のところ雨漏りはなく、建物は使用可能な状況です。今後の施設活用策については、園の休園継続または閉園の検討と併せて、今年度中に地元の方々との意見交換を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ぜひ意見交換を実施していただきたいと思います。地元の方とお話ししてみますと、活用方法の一例としまして、コロナ禍前に繁藤地区で行われていた大川祭ですけれども、最近はコロナの影響により中止しておりましたが、この間実行委員の方々の高齢化などにより、今年度に関しては規模を縮小して行うことを検討されておるようです。祭り会場も、以前の繁藤小・中学校跡地から変更して、若藤保育園の園庭が使えないかという意見も地元から出ておるようですので、またそういったことも踏まえて今後意見交換に臨んでいただければと思います。

それとですね、先週現地を見てまいりましたら、モニターに写真を映しておりますので御覧いただければと思いますが、園庭にちょっと雑草なんかが生えておりまして、フェンスもつるが巻っていたりという状況でしたので、また適正管理に努めていただければと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、質問事項3つ目の老人憩の家におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進についてです。

デジタル技術の発達に伴う情報格差、いわゆるデジタル・ディバイド解消のためにも、とりわけ情報弱者と言われる高齢の方々に、楽しく気軽にデジタル技術を活用していただけるよう、まずは環境整備が必要と考えます。3月定例会議においても、舟谷議員から、高齢者を対象としたスマホ教室が行えるよう、大手携帯電話販売店によるスマホ教室の開催検討や県の支援事業活用について一般質問があり、依光市長は、いろいろなアイデアを出し、必要な予算を計上して、市民全員がデジタル化の恩恵を受けられるよう取り組むと回答されております。

そこで、私も6月14日に、奥物部ふれあいプラザにおいて社会福祉協議会が行うスマホ教室を見学させていただいたところ、参加された高齢の方々に、大手携帯電話販売店の講師が、写真の上手な撮り方や文字のフリック入力の方法について優しく

丁寧に説明されていました。

こうした現状に加え、高齢の方々がデジタル技術を学べる環境をさらに提供することができないでしょうか。

① です。

市内5か所にある老人憩の家は、老人の教養向上とレクリエーション等のための場を与え、もって老人の健康増進を図ることを目的に設置されています。この目的を果たすためにも、フリーWi-Fiやプロジェクターとスクリーンなどを設置することで、スマホ教室などの開催を誰もが行える環境を整備できないか、伺います。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 公文議員の御質問にお答えいたします。

デジタル田園都市国家構想総合戦略では、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すこととなっておりまして、年齢、障害の有無、所得、地域、国籍などにかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受できることが重要でございます。高齢者など、デジタル技術に不慣れな方が身近な場所でデジタル機器使用方法を学ぶことは、大変重要であることと認識しております。

老人憩の家は現在5か所あり、それぞれでピアノ教室やパッチワーク教室、カフェ、将棋、囲碁、日本画教室など、高齢者の交流の場、介護予防の場として活用されております。フリーWi-Fiにつきましては、各老人憩の家の管理者に要望やまた利用計画なども聞き、関係各課と協議の上で調査研究していきたいと考えております。また、プロジェクターやスクリーンなどは中央公民館での貸出しもございますので、ぜひ御利用していただきたいと思っております。

なお、今年度は中央公民館でスマホ教室も数回開催する予定となっておりますので、高齢の方にもぜひ参加していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） フリーWi-Fiにつきましては今後研究していただける、また中央公民館にある備品のプロジェクターやスクリーンを活用していただきたい。そういったことも有効であるとは思いますが、先ほど活用方法でカフェというようなことも教えていただきましたが、今回、この提案に至る事案として、繫藤老人憩の家において、地元住民が協力して毎月第1日曜日に開店する繫藤カフェ経営関係者からは、毎月、地域の方々がカフェを楽しみにせっかく集まってくれているのだから、音楽や動画も楽しんでほしい。そこで、Wi-Fi環境やプロジェクターとスクリーンなどがあれば、さらなる憩いの場を提供することが容易となるといった趣旨のお話をお伺いしました。また、スマホの使い方を覚えてもらって、SNSなどを活用し、カフェの当月メニューを事前に配信したり、臨時休業や代替営業日の配信も行いたい。休業の際には憩の

家の玄関に張り紙をあらかじめ貼って周知しているが、当日になって御来店する地域住民に不便をおかけしているとのことでした。ほかならぬ私も、昨年12月4日に大栃から繁藤カフェを楽しみに1時間余り車を走らせて訪問した際には、憩の家に到着してから休業を知ったこともありました。こちらも先日写真を撮ってまいりました（スクリーンを示しながら説明）。繁藤老人憩の家なんですが、ちょうど第1日曜日は営業できないということで、代替日が何日ですよという張り紙が貼られておりました。ちょっと小さくて読みづらいですけれども、こういった周知をしている現状ですので、SNSなどが活用できればというお話でありました。

これは一例ではありますが、御高齢の方々に対して、スマホ教室などにより単にスマホの使い方を覚えていただくだけではなく、その後の活用方法について先進的な事例になり得るのではないのでしょうか。地元の若い方が率先して高齢の方々に音楽や動画を配信し、デジタル技術を楽しんでいただき、その後にはスマホなどの操作方法を説明し、SNSなどにより継続して地域の情報伝達や見守り活動にもつながるツールとして活用していく事例は、今後、本市の中山間地域におけるICT活用の模範となり、老人憩の家で行われる意義も最大限に生かされ、周囲への波及効果も誠に大きいと考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 老人憩の家での具体的な催しなども御紹介いただきまして、ありがとうございました。スマホ教室によりまして、お年寄りの方にいろいろと操作を覚えていただいて、やはりそれをしっかり活用して市民の皆様にも便利さを実感していただくことが、さらなる、また覚えてみようかとなるような効果もあろうかと思えます。

先ほどあった休業の連絡を通知して、いろんな方が分かるのであれば、やはり運営側も非常に楽になると思っております。こういったお話もお聞きしましたので、先ほど御答弁させていただきましてとおおり、フリーWi-Fiであるとかプロジェクター、スクリーンも整備できないか、前向きに検討させていただきたいと思えます。

また、繁藤地域も光回線につきましてはいろいろ御要望があったわけですが、関西ブロードバンドにより光ファイバーが整備されております。こういったことを生かしていきたいと私自身も考えておりますので、いろんな意味で香美市全体でデジタル化の恩恵がしっかりと受けられる体制をつくってまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ぜひ導入に向けて御検討いただければと思います。こういった先進事例から順次徐々に広げていくことも考えていただければと思いますので、よろしく申し上げます。特に情報弱者と言われる高齢の方々は、デジタル技術やスマホに対して、先入観で苦手意識を持たれている方も少なくないと考えます。加えて、高齢の方々が現在使用されている、いわゆるガラケーと呼ばれ3G回線を利用している携帯機種は、2026年頃には使えなくなる予定もあり、スマホの普及が今後拡大していくこ

とは明らかです。ぜひ、今以上に情報格差が生まれぬよう、高齢の方々に楽しく分かりやすくデジタル技術を学んでいただく場を、今後もつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、②です。

地域おこし協力隊制度について、先日の山崎龍太郎議員の一般質問に対する市長の回答は、活動目的や報酬の面も含めてしっかりと準備して、他市町村に負けないよう制度を有効に活用していくといった趣旨であったと思いますが、このことから、老人憩の家や各集会所などで、スマホ教室などを積極的に開催できる人材確保を検討できないでしょうか。

デジタル技術の普及に関しては、さきに申し上げた社会福祉協議会が行っているスマホ教室や、国のデジタル庁が任命しているデジタル推進員による普及も考えられますが、大手携帯電話販売店やデジタル推進員を講師として招く際には、会場の確保や地域住民への周知など、開催する主催者は相当の準備や時間が必要となります。また、スマホ教室となると、苦手意識を持っている方々には敷居が高く感じられるのではないのでしょうか。

そこで、市役所にデジタル技術を普及する地域おこし協力隊員を配置し、各集会所や公民館、または体育館などにおいて、既に行われている恒例行事やイベント、検診や健康体操の集まり、あるいはスポーツクラブの練習日などに合わせてスマホ教室を開催するなど、即時対応できる人材確保は検討できないでしょうか。

以前は、高知工科大学と連携して、体操教室に集まった方々を対象に、スマートグラスを使って遠隔でお買物していただき、体操が終わるころには商品が手元に届くといった取組もあったと記憶しております。

こうした事例からも、機動的に柔軟にデジタル技術の普及に対応していくことが重要と考えますが、支援員の配置は検討できないでしょうか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

地域おこし協力隊制度の活用でございますけれども、先ほどからよく話に上がっておりました、広く門戸を開いている公民館でのスマホ教室、民間の携帯ショップなどの無料スマホ教室もあると把握しております。

定住推進課の地域おこし協力隊、地域づくり支援員等に関しましては、所管の業務が中心になっております。デジタル弱者の支援策も市の課題であることは重々承知ではございますけれども、せっかく公民館での先進的な市民セミナー事業などがありますので、行政サービス重複になるため、定住推進課での支援員配置は今のところ検討しておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

高齡介護課での地域おこし協力隊制度の活用につきましては、高齡者福祉事業、配食サービスとか老人憩の家の管理、また、緊急通報装置など、全般のミッションを考慮した上、体制が整えれば検討したいと考えております。

また、先ほどのスマホ教室についてでございますが、ドコモショップ土佐山田店に問い合わせした結果、スマホ出張教室を実施しております、例えば繫藤老人憩の家でカフェの開催日にそういう教室の要望があれば、無料で開催してくれるとのことでした。また、Wi-Fi環境がなくてもスマホ教室は可能であり、二、三人のスタッフが約1時間から1時間半ぐらいの講座をしてくれるとのこと。まずはほかの老人憩の家の管理者にも要望があるか調査してから、希望団体に講座を勧めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 既に公民館であったりスマホ販売店での無料教室は行われているとは思いますが、わざわざ出向いていく形になってこようかと思えます。ではなくして、やっぱり支援員や職員が地域へ足を運んで、現地の実情に合わせた丁寧なデジタル技術の普及というのが、一番高齡の方々に浸透しやすいのではないかと考えます。

そこで、地域で既に活動中の支援員の方々についてですけれども、例えば、その支援員の活動内容に合わせてスマホやデジタル機器を支給し、SNSなどを活用した地域住民との情報共有や、情報発信を行うことなどが可能ではないでしょうか。SNSの活用には、職員の立場から公務で知り得た情報などについて、個人情報取り扱いやセキュリティの問題、そもそものデジタルリテラシー向上などが課題になると思えますが、今後のデジタル技術普及のためには避けては通れない課題であると考えます。現在活動中の業務量を調整するなどして、支援員の方々にデジタル普及に御尽力いただければと考えますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

現在雇用しておる支援員等に、内容はどのようなものかちょっとあれなんですけれども、不可能か可能かと言いますと不可能ではないとは思いますが、多少なりとも手間、役務と予算が必要なものと思われ。要は出張の部分があると思えますけれども、先ほども言いましたとおり、二重の手間と投資になることは原則避けるべきと考えております。今後の検討課題にはしたいと思えます。

また、集落活動センターで活動を行っている地域づくり支援員は、集落活動センターのパソコンで、インスタグラム、フェイスブックなどにより情報発信を行っております。このほか簡単に取り組めるもの、効果的なものについては随時検討したいと思えます。

水源地管理にドローンの話とかもありましたけれども、必要の度合いによって今後検

討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 地元でこういったデジタル技術が求められているか、また有効かっていうことは、現地の実情に合わせて検討していただければと思います。

先ほど少しお話のありました水源地管理に関しても、やはり車道から水源地がかなり離れている場所もありますので、そういったところはドローンで撮影して、画像情報を地元の方と共有するといったことも考えられると思います。また、以前平山地区で活動していた支援員が、ドローンを使っていろいろ試みていたこともあったと記憶しておりますので、そういった活動も参考にさせていただいて、地域の情報発信や観光振興ということも考えられますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

先日、西村議員の一般質問にもありましたが、今後のデジタル・トランスフォーメーション普及は必要不可欠です。まずは市役所から発信していく体制や人員が必要と考えますので、今後も引き続き御検討いただければと思います。

以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 公文直樹君の質問が終わりました。

次に、17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 17番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問いたします。午後のお疲れのところ、どうぞよろしくお願いいたします。

1番目の質問、自転車運転の安全対策についてでございます。

平成29年から令和3年までの合計でございますが、警視庁のホームページによりますと、自転車乗車中の人身損傷主部位（致命傷の部位）では、一番多いのが頭部で56%、続いて胸部が12%、そして頸部8%、腰部が5%、腕部が0%、そして脚部は1%となっております。自転車事故で死亡した人の約6割が頭部に致命傷を負っております。また、ヘルメットを着用しないときの致死率は着用時の約2.2倍だそうです。自転車は手軽で便利な乗り物ですが、事故のときにはすぐに体を傷つけてしまいます。自転車事故で命を守るために、全ての年齢でヘルメットの着用が4月から努力義務化されました。環境、経済的にも優しい自転車は、通勤、買い物、通学等と利用者が増加していくのではないかと考えます。全ての市民の皆様を対象にヘルメット購入費の一部を補助し、自転車利用者の方が一のときに備えられればと思い、以下質問いたします。

①です。

ヘルメットの着用が努力義務化となりましたが、市民の方々へのヘルメット着用はまだまだ浸透してないように思います。また、相変わらずマナーが悪いという声も多々ございます。

日々交通安全等の啓発をしてくださる担当課の方には、本当に感謝を申し上げます。

ろですが、以前と比べまして自転車運転時のマナーは向上していると思われませんか、見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

過去6年間の香美市内での自転車事故件数は、平成29年から令和4年の順に16件、13件、5件、6件、8件、5件となっており、近年は減ってきています。しかしながら、朝の通勤時には、右側通行とか狭い路地からの飛び出しなども見かけまして、香美市内の自転車運転マナーが向上しているとは言い切れないと思っております。

都市での路上喫煙マナーなどは、取り締まりに加え、啓発を続けることで向上してきたと思いますので、自転車運転マナーについても啓発は重要と考えています。

今後も引き続き警察や交通安全関係機関等と連携し、交通安全教室やイベント等での啓発を行い、自転車のマナーアップに努めてまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 本当に日々様々な面で啓発していただき感謝申し上げます。今後も引き続き、ますます自転車の方が増えてくると思いますので、よろしく願いいたします。

②の質問にまいります。

毎年、新学期になりますと、各小・中学校の交通安全教室が始まります。今年も各小学校で自転車教室が実施されました。雨天等の理由で自転車の乗り方の実技ができなかった、各校の学年数をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

実技指導ができていない学年なんですけれども、過去3年間で見ますと、令和3年度は片地小学校の4学年、令和4年度は楠目小学校の2学年、大栃小学校の4学年、片地小学校の4学年、令和5年度は片地小学校の4学年となっています。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 片地小学校が、令和3年から続けて3年間全くできていないということで、やはり天候のせいだったと思うんですけれども。

③の質問にまいります。

自転車の実技ができなかった3年生に対して、今後実技も含めた計画について、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

実技ができなかった3年生につきましては、可能な限り随時対応いたしますが、学校行事等で実施が困難な場合もあると聞いています。本市が開催する小学校の自転車教室

は、3年生以上の学年については、毎年実技指導を実施することで、学習の機会を多く設けておりますので、引き続き継続的な実技指導を行いたいと思っています。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 今後、できなかったところに対しましては、継続して声かけをしてくださると捉えて大丈夫でしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） そのとおりです。よろしくお願いします。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 教育長にお尋ねしてもよろしいでしょうか。

小学校3年生の声なんですけれども、初めて自転車教室で実技ができると、頑張っで自宅で練習していたそうです。自転車に乗る練習はしっかりしたけれども、交通安全教室では、ルールやマナーなどの在り方を勉強できると思っていたのに、あいにくの雨で実技は中止と言われがっかりしたと話してくれました。この教室では、アニメを見て勉強したりとか、警察の方の講話を聞いたりして勉強するんですけれども、やはり実際に実技がないから分からないと、はっきりその子供さんはおっしゃいました。

子供たちの大切な命を守る学習を、初めて自転車教室をする3年生だけでも、再度の実技実施はできないでしょうか。先ほど、片地小学校はずっとできていないこともございました。片地小学校の前も交通量が大変多くて、危険な場所がたくさんございます。

小学校での交通安全教室は、年に一度とはいえ大変重要なこととございまして、この教室で正しい交通安全のルールとかマナーを学ぶことによって、生涯、例えば安全確認等の正しい習慣が自然に身につくということで、自分たちも交通安全母の会ときには一生懸命やってきました。現在も交通安全協会とか、交通安全母の会とか、いろいろな団体が協力してやってくださっています。先ほど担当課長からは、学校のカリキュラムの問題もあるとは思いますが声かけをしてくださるということでしたので、ぜひ教育長からも、このことについては命の勉強ということをお願いしたいですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 御質問にお答えいたします。

自転車教室は、子供たちが実技を通して交通安全のルールを遵守することの大切さと、自転車の正しい乗り方を理解し、自転車を安全に利用できるよう指導する重要な機会であると認識しておりまして、村田議員のお話のとおり、子供が自分で自分の命を守る重要な指導の場面だという認識しております。

したがって、現状における未実施の状況につきましては、やむを得ずまだ実施できていない、何らかの実施困難な状況にあったこともあろうかと存じますけれども、再度校長会等で、今後の実施につきまして積極的に実現に向けて推進していくよう確認してまいりたいと思います。

なおこれまでも、校長会等におきましては自転車等の乗り方、それから、登下校につきましては子供たちはヘルメットを100%着用してございますけれども、休日ですとか下校した後の自転車の乗り方等についても、御指導をよろしくお願いしたいということは徹底してお伝えしておりますが、再度しっかりとお伝えしたいと思います。

また、片地小学校につきましては、一つの学年が連年で実施できておらないということではございません。いずれかの学年では確実に実施できておるものと認識しておりますが、再度こちらも確認してお返事させていただきたいと思っております。御心配をおかけして大変申し訳ありません。しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 教育長からも本当に心強いお言葉を頂戴いたしました。片地小学校だけではなくて、先ほど数校上がっておりましたので、そちらのほうも確認していただいて、ぜひ再度実技ができるように、よろしくお願いいたします。

また、その実技のときなんですけれども、本当に不備のある自転車もたくさんございますので、そういったところも学校のほうから、自転車教室のときにはブレーキの利く、安全点検ができた自転車を持ってきていただいて練習するということも、併せてお伝えしていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、④の質問です。

様々な啓発活動をしていてもなかなかマナーの遵守は難しいものです。市民の方々から、担当課として市の広報でもっと自転車乗りの危険を周知してはどうでしょうかとの声も聞きます。

重大事故を招く違反行為として、右側を走る、一時停止しない、信号無視、傘差し運転、スマホ使用、イヤホン装着などがあります。「あなたもこんな運転をしていませんか？」等の事例を挙げて、質問式にするなどの工夫をして、警察のかわら版も出ておりますが、担当課としてもヘルメットの義務化ということも含めまして、ぜひ広報等で啓発していただけたらいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

自転車事故を防止する観点から、啓発は重要と考えています。記事の内容は、広報紙では紙面の関係で制約があるかと思いますが、危険な行為の実例を挙げるなどして、香美市の広報誌やホームページで啓発したいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひとも広報で、一度取り組んでいただけたらと思っております。自転車は、子供だけではなく市民全員に関することですので、よろしくお願いいたします。

最近のことなんですけれども、ユニフォームを着ていた複数の大学生が、国道195号の香我美橋を渡りまして、大学に向けて自転車で通行中に、少しカーブを過ぎた辺りの理容店の前で、段差があってタイヤを取られたのか、こけたそうです。後続車がすぐに停止してくれて大事には至らなかったのですが、ほっとしたという話を聞きました。非常にこの辺りも狭いですので、車道を走るしかないわけなんですけれども、昨日同僚議員の質問にもございましたが、議会から提出した道路改善の意見書について、現在は滑りやすい側溝の蓋をコンクリートに交換してくださったことなどをお聞きいたしました。できることからの素早い対策は本当にありがたいことだと思います。神母ノ木の香我美橋交差点付近は非常に危険でございます。転倒事故もいつ起こるか分かりません。私も旧道から出るときにすごく危ない思いをいたしました。万が一のときには、きちんと顎ひもを締めた安全マークのあるヘルメットをかぶることにより、頭を、命を守ります。

近隣市では、ヘルメット着用努力義務化への対応として、4月1日から自転車ヘルメット購入補助金を交付し、ふだんからヘルメットの着用を習慣づけましょうと、市民に寄り添う政策で着用を推進しております。香南市の場合は、防災対策課が申請書の窓口となっております。要件を満たす自転車用ヘルメットの購入に対して、購入費の半額補助、上限は2,000円と記載がありました。対象者は香南市にももちろん住民票がある方で、補助対象となるのは香南市の販売店で購入した自転車用ヘルメットで、SGマーク、JCGマーク、JCFマーク、CEマークなどの安全基準に関する認証等を受けているヘルメットになります。申請は領収書または品名の分かるレシートの原本、ヘルメットの安全基準を証する保証書の写しなどがあれば受けられます。また、南国市の条件は香南市と似ておりますが、補助金はヘルメット1個につき上限1,000円。対象者1人につき1個となっております。期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。担当は市役所内の危機管理課となっております。

⑤の質問です。

物価高騰で厳しい状況が続く、生活が苦しくなったなどとの声を聞きます。交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。市民を対象に、近隣市では自転車ヘルメット購入費補助金交付がスタートしております。本市でもぜひ実施してほしいという声もございます。エコで環境にも優しい、そして市民に対する思いやりの政策として、ぜひとも実施してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

自転車ヘルメットの補助金は、高知県交通安全協会香美支部で秋頃から実施予定と聞いています。補助額は、4,000円以上のヘルメット購入に対し1,000円の補助とし、現在、補助対象者の検討をしています。市としても多くの方にこの補助制度を知ってもらえるよう、香美市広報やホームページ等へも掲載するように準備しています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 交通安全協会で10月ぐらいから開始してくださることはもう決定ですが、市としてはもう全くしないと、広報して啓発するということだけですね。両方するのはなかなか厳しいと思いますが、その期間なんかも1年間ぐらいになるのかなと思ったりはします。ヘルメットは、以前高知新聞にも出ていましたが、なかなか在庫が不足しているということもございます。交通安全協会にお願いしたということもございますよね、分かりました。

それでは、大きな2番目の質問に移ります。

ある方々に、文化ホールと聞いたら何を思う、どう思うと聞いてみましたら、何で香美市にはないが、文化ホールがあるとないでは全然違う。香南市にもあるし、南国市にも地域交流センターができたよね、香美市にもこんな施設が欲しい。会議が可能な場所が欲しい。香美市で生活してるがやき、設備の整ったきれいなホールで習ったことや練習したことを発表できる場所が欲しいと、様々な声を聞きました。もうずいぶん前から香美市にホールが欲しいという声がございます。現在に至ってもまだ目標も何もできておりません。芸術と文化、生涯教育のまち、最高の学園都市を目指して、香美市として今後の計画に期待をして伺います。南国市には、新たに南国市地域交流センターM I A R E！（みあーれ！）が誕生いたしました。香美市にも文化ホール、地域交流施設が欲しいという声がございます。

①です。

現在の基金積立額をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

令和4年度決算では1億7,725万8,621円です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 令和3年度から比べましたら少し増えています、これは利息のみの増加ということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） はい、そのとおりです。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ②です。

今後、この基金をどのように考えていくのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） これから先、地方交付税が合併後一本算定により減額するなど、厳しい財政状況が続くことが予想されていますから、新たに積立の増額は予定しておりません。文化センターなどの建設に向けては、市民ニーズの高まりを的確に判断し、将来、具体的な計画が策定された際には、この基金を活用しようと

考えております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 前回から答弁は変わっていないというところでしょうか。積極的に将来の目標を立てて資金を増やすことは、先ほどおっしゃった市民ニーズの高まりがキーワードになるのかなと思います。文化ホール・センターは、様々な利用により、今後市民にも夢と希望を与えてくれるものです。確かに建設費もかかります。そして、維持費も高額になると思います。でも、かかっても、市民にとりましては、生きがいという大きなお金に変えられない幸福感と、無限の希望を与えてくれる施設となることは間違いないと思います。現在、成人式を執り行うにいたしましても、県の施設を借りている状態でございます。成人の日を香美市の施設でお祝いしてあげたいという声もございます。

先日、南国市の地域交流センター「MIARE！」を見てきました。この地域みっちゃん生活情報誌「こじゃんと」でもすごく紹介されていたので（資料を示しながら説明）、皆さん御覧になったことがあるのではないのでしょうか。こちらには三つの機能がありまして、大きなホール、市民の自主的な学習活動を支援する公民館機能、自由に入浴できる交流スペースがあります。また、災害時には避難所としても活用できるそうです。かなりの広さもございますので、市民の方々もあそこへ避難できるということで、すごく大きな安心感になるのではないかと思います。住民の声を生かして施設ができたと記載がございました。2階の建物はぐるぐる回って移動できる空間となっていて、とてもゆったりとした造りで気持ちがよかったです。そして、ホールは500席ある本格的な音楽ホールで、県産木材も効果的に配置され、深みのある音楽が楽しめるそうです。また、客席は可動式になっています。ほかにも、サロン、交流ロビー、和室、多目的室、調理室、ホワイエ、ギャラリーのスペースなどもあり、公民館機能も備えていて、本当に充実した施設でございます。休館は年末年始で、営業時間は午前9時から午後10時と、長い時間利用ができるようになっております。

市民の願いでもある、香美市に合った香美市ならではの文化ホール・センターを、何としても建設してほしいという熱い声も私のほうに届いております。市長も今年度、音楽をテーマに提案型市民主役事業を提案してくださいました。やはり音楽というのは何事にも代えられない癒やしがございまして、人々に生きがいも与えてくれるのではないのでしょうか。

①の質問でございます。

地域交流施設、または文化ホール建設は、いかなる計画で実現可能となるのでしょうか。市民の声を、先ほど高まりと課長からお話いただきましたが、どのような形で判断をするのか、市長にお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 地域交流施設、文化ホールの建設についてお尋ねがありま

した。

南国市地域交流センター「M I A R E !」の落成記念式典に私も参加させていただきましたが、率直な感想といたしまして、香美市にもこのような施設があればと思いました。一方で、交流施設としては中央公民館や図書館かみーる、また、音楽会などの文化ホール機能は、高知工科大学の講堂を利用させていただくなど、これまで文化ホールの必要性は認識しながらも、何とかやってきたかなという現状ではございます。

私としましては、優先順位をつけて施設整備はやっていきたいと思っております、現在今計画している美良布保育園、サテライトオフィスなど公共施設の建設、またその他に検討している施設など、市民生活への影響や新たなチャレンジに向けた政策づくりなど、優先すべき課題にまずは取り組みたいと思っております。

先ほど御紹介がありました、提案型市民主役事業などで音楽を身近にする取組を含め、今できることで市民団体を応援し、文化ホールがないというハンデを補い、そして、文化・芸術は非常に重要だと思っておりますので、できることをしっかりとやってまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 市長の答弁でも、香美市に文化ホールを建てることはハードルがかなり高いと私は捉えましたが、どのような形で市民ニーズの高まりを判断するのか、お伺いできたらと思っております。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 重要性は市民の思いということは非常によく分かっておりますし、また、そのタイミングというのは、やはり市長として決断すべきものであると思っております。

予算的に考えたときに、先ほど御紹介があったM I A R E !は、大体建物だけで20億円ぐらいかかっております。香美市の場合は、場所をどこにするのか、行っていただいたら分かるように、非常に大きな駐車場がないと、やはり施設利用にも困難になると思います。場所の選定も含めて、香美市としてなかなか今取りかかるような状況ではないと、私なりの判断をしております。

住民ニーズでありますとか必要性、住民の思いということはしっかり受け止めた上で、現状、優先順位としては別のことからさせていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 市長の思いは分かりました。私も様々な声を聞いておりますので、全く建設する余地はないのか、将来、優先順位って先ほどおっしゃいましたが、優先順位が来れば建設するのか、お答えができるようでしたら、お願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、考え方としまして、私の任期は4年ということですので、1期目の4年間の中でやれるかということ、ちょっと難しいと思っております。中

長期で考えたときに、今現在、中央公民館の耐震補強が終わっておりますので、使えるだけは使いたいと思っておりますし、中央公民館の例えば建て替えのタイミングというところが、一つのポイントにはなるかなと思っております。

実際に南国市のM I A R E !も公民館機能を持たせてということで、公民館の建て替えを機にと聞いておりますし、また南国市の財政状況改善を待って造られたとも聞いております。

一方で、香南市を見ますと、公民館が野市町にも夜須町にもありまして、維持管理をどうしていくか香南市として検討しているというお話。また、高知市もかるぼーとの修繕費がかなり高額になっておるといふこともあります。

中長期的にしっかりと維持管理できるということも含めて、検討しなければならないと考えておりますので、絶対未来永劫造らないということではなくて、課題としてはしっかりと検討すべきタイミングで検討するということ、御理解いただければと思います。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 全く希望が持てないわけではないということをお伺いいたしました。本当に市民の方も様々なところでいろんなお稽古事、またサークル等で楽しい活動をされています。香美市でもう長いこと一生懸命暮らしてこられた方々に、できるだけ近い将来にそういった機会が来ることを願ひまして、私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございます。市長頑張ってください。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本芳男君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会にすることに決定しました。

次の会議は6月21日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会とします。

（午後 3時48分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

6月定例会議会議録（第4号）

令和5年6月21日 水曜日

令和5年香美市議会定例会6月定例会議会議録（第4号）

招集年月日 令和5年6月2日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月21日水曜日（審議期間第20日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	健康推進課長	宗石こずゑ
総務課長	竹崎澄人	高齢介護課長	中山繁美
企画財政課長	佐竹教人	農林課長	川島進
定住推進課長	小松伯聖	商工観光課長	石元幸司
市民保険課長	萩野貴子	環境課長	依光伸枝

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	生涯学習振興課長	黍原美貴子
教育次長兼学校給食センター所長	中山泰仁		

【消防部局】

なし

【その他の部局】

上下水道局長 西村安史

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	今井沙織
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

な し

## 議事日程

令和5年香美市議会定例会6月定例会議事日程

(審議期間第20日目 日程第4号)

令和5年6月21日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 12番 笹岡 優

② 7番 山崎 眞幹

## 会議録署名議員

1番、有光収三君、2番、公文直樹君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許可します。

12番、笹岡 優君。

○12番(笹岡 優君) おはようございます。12番、日本共産党の笹岡 優です。

今、森林環境譲与税は香美市に年間1億3,800万円来ていますが、これから森林環境税になりまして、来年から国民1人に1,000円税をかけるわけですが、人口割の関係も含めて見直され、香美市にそれ以上のお金が配分される可能性が高まってきています。その点はいいでしょうか。

そこで、昨日の高知新聞の「とさビズ」というインタビュー記事の中で、香美市にもこういうすてきな人材がいるんだなと思いました。林業の何でも屋で、みどりの恵み社長のインタビュー記事なのですが、徳島県内の森林組合を経て、21歳から現在の香美森林組合で働いて、木材価格の下落により、放置される山林は増えた。時代の変化とともに、組合が従来の皆伐から間伐へとかじを切る中、保水力向上など山の公益的機能にも目が向いた。もっと自由に働いて、次世代に山を守るバトンを渡せんもんか。そんな思いが募ったと。そして、高齢化が進む山の所有者には管理や相続のアドバイスを行う。きちんとケアすれば、文字どおり宝の山。災害に強くなるし、間伐サイクルを回せば利益も出る。手広く深く山の価値を説くという記事が載っていました。

そこで、1番目の質問ですが、林業資源を生かす戦略について質問します。

2010年2月に日本共産党高知県議団主催で、こういう内容ですね(資料を示しながら説明)、森林と林業の再生を考えるシンポジウムを本市で開きました。当時の門脇楨夫市長の挨拶では、議論する時期じゃない、実行する時期。この山をどう責任持ってきちんとやっていくのか、そのことを求められているのが今だと思います。日本の約7割の山、山林を生かさなければ日本は滅びていくと思って山を見てきましたと、こう述べています。

そこで、伺います。(1)の①です。

これからの基本方針として、この門脇初代市長の認識、視点は現在でも受け継がれているのでしょうか。

○議長(山本芳男君) 市長、依光晃一郎君。

○市長(依光晃一郎君) 門脇市長が述べられた認識は、私も受け継いでまいります。

○議長(山本芳男君) 12番、笹岡 優君。

○12番(笹岡 優君) この森林環境譲与税ができたとき、香美市でも農林課を中心に未来の森づくり委員会がつくられて、循環型を描かれてきたんですね。市長も見て

るかも知れませんが、こういう内容が多分あったと思うんですけど（資料を示しながら説明）。そして、資材流通の部会もつくられて、製材、森林組合、事業者からストックヤード、それから市内の製材工場、天然乾燥から人工乾燥も含めた、J A S の製品づくりの問題も含めて、いろいろな内容をつくっていたんですが、最初の未来の森づくり構想から森づくり構想、森林組合との連携や、施業依頼から見えてくるこの間に蓄積された振興策の流れを、大枠でお聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から御指摘がありましたとおり、香美市森づくり構想という形で令和4年3月にまとめられた資料があります。この委員会は香美市の林業に関わる方々がつくられたものでありまして、これまで川上、川中、川下それぞれの分野の課題意識に対して対応してきたものだと思っております。

門脇市長の時代から今日に至るまで、いろいろな事業をやっております。国・県とも連携しながらやっておりまして、そもそも木材価格の下落からなかなか産業として成り立ちにくくなった現状の中で、やれる範囲のことをしっかりとやってきたものと認識しております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 令和5年度の林業振興費は総額で2億2,400万円です。昨年より3,400万円減りました。そこに充てている一般財源は1億8,100万円です。これ森林環境譲与税の財源ですね。県の造林補助等への市単独かさ上げ補助金が約5,500万円。そして、森林組合の林業担い手対策人件費支援が、月9万円掛ける12か月掛ける32人で3,100万円。森林経営管理制度に基づく意向調査や施業地集積委託、復元測量等の費用が2,400万円で、この合計が約1億1,000万円です。

令和5年度の森林環境譲与税交付金のうち、本年度における歳出予算化率は96.7%、森林環境譲与税から取り崩していますので、考慮した予算化率は110%森林環境譲与税を使うという中身になっているわけです。これに鳥獣被害対策4,200万円、木材住宅支援2,500万円をプラスしたものが、森林・林業の振興策として総額の骨部分になっているわけですね。

来年度から、国民1人当たり1,000円の森林環境税がかかります。高知県民はこれまでの県民税も継続して徴収されますので、担当課を中心に努力はされていますが、例えば、皆伐してから再造林の必要性が発生しています。再造林されなかったら、鹿を含む鳥獣被害がまた広がり、異常繁殖のメカニズムによって、また山が崩壊する。検証と対策、森林資源の販路開発など、地域循環型の方向性を確立し、香美市の森林資源をどう生かすかという抜本的な議論が今要るのではないのでしょうか。

先ほど示した、当初の未来の森づくり構想から始まった内容が、なかなか具体的にない。後でも触れますが、製材問題も含めて大変厳しい状況があると思うんですね。ですから、ここは市の施策として取り組まなければならないと思っておりますが、その点はど

うでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 抜本的にというお話がありました。どういった点で抜本的とおっしゃられているのかがよく分かりませんが、皆伐から再造林という流れも一定必要であると思っております。また、再造林によって鹿の鳥獣被害対策があるとも考えておりません。いろいろな意味で検討した結果、香美市森づくり構想ということで、一つ一つ課題も認識しながら、それに対して対応しておる状況でありまして、今の流れを全てやめてしまうようには、私自身は考えておりません。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ②に行きます。

さきの定例会議の質問でも明らかにしましたが、地域全体の労働者数はその地域の基幹産業労働者数に比例し、基幹産業労働者数の推移が人口維持の鍵とされると、総務省統計局の地域の産業・雇用創造チャートの解説ではそうなっていますが、香美市の発展といたしますか、振興策の鍵はここにあるのではないのでしょうか。

香美市の特化係数の最も高い基幹産業は林業です。そして農業であります。この分野での施策なしに振興策も未来像も語ることはできないと思います。香美市の森林資源、森の果たしている役割を、SDGsの視点も踏まえまして、グランドデザインをつくり、川上、川中、川下の戦略を明確にするときではないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 農林業が重要であるということは、私も同様に思っております。令和4年3月に策定いたしました、香美市森づくり構想を定期的に見直しバージョンアップさせていくことによりまして、しっかりと林業の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 子供や孫たちの未来には、美しい森を残す視点が必要だと思います。結局、森資源というのは、経済面だけで見ていったら大きな間違いを起す可能性があると思います。

2021年から国連の生態系回復の10年と連動して、陸地の3割を占める生物種の8割が生存する森林保全の意義と必要性を明確に捉えることが、本当に重要だと思っております。持続可能な地域づくりとして、食料、水、エネルギーの自給、森林生態系の回復は急務ではないのでしょうか。

その地域に合ったやり方で地域づくりを進めるために、香美市としてのグランドデザインは、どんな森林にするのか、明確なその内容を示すことが必要と考えています。確かに構想の中にありますが、その視点はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 当然、SDGs もしっかりと、先ほどもお話しさせていただいた構想の表紙にも書かせていただいているところでもあります。

また、先ほど言われた、森林資源の多様な働きをどう生かしていくかというところですが、これまでの全て植えていって利用するという形から、香美市森づくり構想14ページにも書かれておりますが、林業経営には適さないと判断した森林（天然林等）においては、水源涵養、土砂災害防止、文化、保健レクリエーションといった公益的機能の発揮を目指して、森林環境譲与税を活用しながら整備していくと書いておりますので、議員がおっしゃられたところも含めて、この構想には盛り込まれているものと認識しております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひ、大事な視点だと思いますので。依光市長は定例会議の冒頭で、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロの表明を改めて行いました。SDGsの持続可能な開発目標と達成の視点も踏まえて、この整合性といいますか、森林の整備問題も含めて、どういう位置づけをしているのかなど。お願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 繰り返しになりますけれども、こちらの構想にはしっかりとSDGsの視点を盛り込んでおると認識しております。

また、先ほど森本さんの新聞記事も御紹介いただきましたが、森本さんとも意見交換をさせていただきながら、次世代にどういった森林資源を残していけるのかも議論させていただいております。昔なかったところと言いますと、やはり鳥獣被害対策というところが非常に深刻になっておる状況もありますので、猟友会とも意見交換しながら、山を守るということは、いろいろな方々と協力体制をつくってやっていくものだと思っておりますので、そういう意味で香美市におきましてはいろいろな関係者が集まって、先ほどから御紹介しておる構想ができておるとするのは、香美市らしい戦略をつくれる土台が出来上がっているものと認識しております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひ、それは大事な視点だと思いますので、お願いします。

それで、香美市の森林資源は香美市を元気にする可能性をはらんでおり、大きなポテンシャルがあるとの認識はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） このことにつきましては、もうおっしゃるとおりであると思っております。林業が活性化することが、香美市の中山間地域の集落を守っていくことにもつながっていくと思っております。

いろいろな取組が行われておると承知しておりますし、一番重要なのは、香美市だけでやるのではなくて、いろいろな主体と一緒にやっていくことであると思っております。香美市に関しましては森林組合が2つあり、森林総合センター、森林技術センター、林

業大学校もございます。また、いろいろな住民が森林との触れ合いを大切にできるというところでは、大平に情報交流館もございます。いろいろな関係者が一堂に会してできた構想でありますので、香美市にとって新しい産業をつくっていく視点でも、今後取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 本当に森林政策を進めていくには、すごく恵まれた地域にあると思うんですね。大学校、それから森林総合センターや、全国に本当に影響力を持っている森林組合等もありますので。

そこで、今、香美市森づくり構想の大きなネックは、製材が困難になってることじゃないかと思うんですね。地域循環型の視点からも、打開を講じる必要があると思います。一つは、南国市も香南市も香美森林組合が責任を持っているわけで、南国市には製材所もありますので、広域連携等で進めていくという視点もあって、取り組む必要性もあるかなと思います。それから、もう一つは、平成30年には香美市の大工は96人おりました。そのうちの32人は70歳以上でした。現在は96人から80人になっています。このことは、私たちも2020年に芝浦工業大学の三井所清典さんに来ていただいて、この林業大学校関係等で講演いただいて学びました。そのときにも、大工の平均年齢は60歳を超えておりますと指摘されてまして、講演の中ですごく私も印象に残っているのは、なりわいとしての生態系の保全ということも含めて、ローカル性というか、地域に根差すということも指摘されています。協働と連帯する、関連する異業種の手を繋げていくということも講演いただきました。そういうことも含めて、先ほど言ったネットワークをぜひ生かしていただきたいと思います。

③です。

岡山県西栗倉村は、政府が進めるSDGs達成への優れた取組を提案するSDGs未来都市で、特に先導的な取組でSDGsモデル事業に認定された自治体として、2019年に選ばれています。岡山県最北東端に位置し、人口1,500人弱で、村面積の95%である森林を生かし、「百年の森林に囲まれた上質な田舎」を目指すとして、50年も育った森林の管理をここで諦めず、村ぐるみでさらに50年頑張ろう、森林から産業、仕事を生み出していこうと頑張っております。20社近いローカルベンチャーと45事業が誕生して、200人近い新たな雇用を創出しています。

鳥取県智頭町は93%が森林で、1997年から始まった「智頭町日本1/0村おこし運動（ゼロイチ運動）」は、無のゼロから、有の1を生み出そうという考え方です。この取組を教訓として感じたのは、一番目に、意見を言える仕組み・仕掛け、出番をつくり当事者意識を培う。2番目に、ゼロイチ運動の単位は、集落と村で取り組むテーマを軸に据えている百人委員会をつくった。3番目に、森のようちえん「まるたんぼう」での自然体験や森林セラピー。4番目の地域通貨がすごいですね、「木の宿場プロジェクト」というものです（資料を示しながら説明）。「軽トラとチェーンソーで晩酌を！」

ということで、間伐材を出してきたら晩酌するお金を還元という取組がありまして、放置材1トン当たり7,000円の地域通貨という内容で取り組んでいます。5番目に、2014年から小・中学校での地域学習で地域への提案をつくり、中高生が具体的な提案を行っています。それから6番目、疎開保険として災害時に7日間暮らせる場所をつくり、食べ物を提供するシステムをつくっている。もし災害がなかった場合は、ふるさと納税方式で米や野菜、工芸品等を逆にお届けすると。面白いですね、保険というのは。保険のお金は、受け入れるという方々のところに入るわけですね。災害がなかった場合は返礼品でお返しすると。災害があったときには受け入れて、宿泊先と食事を提供するという取組。

このような先進的な取組に学ぶ必要があると思います。職員を派遣し、香美市の戦略づくりの参考にする考えはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 全国でも有名な西粟倉村や智頭町の取組を勉強することは非常に意義あることだと思っております。視察についても、必要なものについては後押ししてまいります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 西粟倉村は自然エネルギー100%を目指しています。水力発電だけでも実質50%の自給率です。間伐での端材など、本来ごみになる木を生かして木質バイオマスを盛んにやっています。環境課長も来られていますけど、この2050年に向けて全産業でどう取り組むかという視点が大事だと思います。智頭町の森のようちえん「まるたんぼう」の自然体験は、香美市でも生かせることができるんじゃないかと思います。

そこで、もう一つ、智頭町はこういう取組を進めています（資料を示しながら説明）。これは、「日本で最も美しい村」連合への加盟しているんですね。こういう取組も進めていますので、山と向き合い、山に入る人を増やすためにも、地域通貨は逆にkamicaを使ってお返しすることもできるし、山から材も出てくる。森林整備とキャッシュレス化がコラボして、疎開保険についても物部町、香北町等では生かせることもあると思うんですね。いろんなアイデアが出てくると思いますので、先ほど言った、やっぱり香美市にあるいろんな人材、それから、中学生、高校生、大学生もいらっしゃいますので、いろんなアイデアを頂いて、ぜひユニークな取組、やっぱり山を見て山に関わる方々、セラピーもそうですが、それを増やして裾野を広げることが今本当に大事だと思いますので、そういう楽しく、元気になるような発信をお願いできんかなと。その辺どうですか。何かありましたら。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市におきましても、やはり林業のまち、もともと木材が盛んであったことから山林用の刃物が出てきたとか、いろんな切り口があると思って

おります。

今年度、市民からの提案事業というのをつくってまいりましたが、こういったことをやってみたいということに関しましては、市としての予算化も考えますし、予算化までいかなくても、いろいろなアイデアを私のところに持ってきてくださっている方もおります。一例御紹介しますと、例えばバイオマス発電に関しまして、高知工科大学がチップボイラーでハウスをやっておったんですが、そういったことからバイオマス発電の方と来週お会いして、お話をすることになっております。

また、先ほどありましたように、香美市の弱点としては、やはりJAS製材を引くところがないということがございます。そういった中で、どうやって付加価値をつけて出していくかという視点も重要であると思えますし、御紹介があった大工の人材が不足しておることに関しましては、私自身が問題意識を持って県議会で取り上げておったところでもあります。三井所先生は日本建築士会連合会の会長もされておりましたので、三井所先生のいろいろな御紹介によりまして、私も東北へ視察させていただいたこともあります。

いろいろな意味で、いろいろなアイデアを香美市に持ってきていただいて、それを一つ一つ実現しながら、先進事例として香美市も名乗りを上げられるまでに持っていければと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 打ち刃物と結びつけるのも大きいと思いますね、それによって発展してきた歴史的な経過もありますので。

④に移ります。

香美市森づくり構想第3章の香美市の目指す森林ビジョンとして、森林経営管理制度に基づく意向調査の実施状況をお聞きします。また、今後の長期計画は、特に物部川治水対策の視点からも、物部町上葦生川の周辺とか、物部川流域の槇山方面ですね、それから香北町の北岸か南岸かという大枠の手だてが必要じゃないかと思うんですね。

そういう中で、資料①がゾーニングの内容ですね（モニターを示しながら説明）。このグリーンが国有林でして、赤とオレンジと、そして薄いグリーンが林業に向いていると指摘しているゾーニングの中身です。香美市がこれからやるのは、この環境保全林とされる下の端の青いところになっていると思うんですね。そこで、香美市全体広いですので、このエリアを決めて一定の位置づけ、先ほど言った大枠でのエリアという中で、特に計画を示していく必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

令和元年度から意向調査を開始しており、令和4年度までの4年間で285.52ヘクタールの実施となっております。今後は毎年100ヘクタール程度ずつ実施していく計画で、令和7年度までの計画は立てておりますが、地区別長期計画は現時点では策定

しておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 香美市は広大な森林面積を有しており、環境問題や豪雨災害等の視点や景観などを考慮して、一定の優先順位を決めて推進することが重要ではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 調査実施を優先する地域につきましては、未来の森づくり委員会で定めた森林経営管理制度の運営に係る方針の中で基準を設けております。立地上、木材生産に適さず、森林の公益的機能の発揮を目的とする森林につきましては、森林保全の観点から、森林整備を急ぐ必要がある森林を優先して実施することにしていきます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ベースとなる香美市としての地域づくりの視点でビジョンをしっかりと示されて、さきに紹介した智頭町のゼロイチ運動など、集落と地域単位で取り組むテーマに軸を据えて議論する場が必要ではないでしょうか。なぜかといえば、森林整備というのは、その地域の生態系、それから生活圏に大きく影響するという視点が必要と思うわけですね。その点での認識はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 立地条件によって木材生産が行いにくい森林において、意向調査の回答により、市へ森林の経営管理を委ねられた森林につきましては、所有者と市との協定に基づいて森林整備を行っていくことを考えております。植生等、専門知識が必要であるため、森林技術センターに協力いただき、未来の森づくり委員会で協議していくよう考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほど言った、もともとそこに住む方々が山を整備してきたと。ところが、それがなかなかできなくなった中で、その地域は大変危険な状態にもなってきているということも考慮して、その集落に住む方々も巻き込んだ議論をしていかなければいけないという観点ではどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） おっしゃられるように、林業というのは、それぞれその集落に住む方がなりわいとしてやられてきたと思っておりますし、やはり所有者でありますとか、その地域の方々がどういった形で森を生かしていきたいのかということをしつかり聞き取り、また、それに基づいて、市として一緒になってやっていきたいと考え

ております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） (2)の実施方針について、①です。

先ほど紹介しましたシンポジウムでパネラーとして発言した野島常稔組合長は、流域住民と一緒にこの物部川清流保全に携わっていきたい。これは森林組合の目指す方向と一緒にですと言って、特に水辺林の重要性を強調しています。山をやることによって、川が濁り、川が災害に強くなっていった、これは本来の方向性とはまた違ってきていますよね。それも含めて、香美市施業地集約化の優先順位を示した森林の区分、先ほど言ったこのゾーニングですね、それに基づいて、林業経営として成り立ちにくいと判断した森林、特に、また涵養的要素の高い森林について、市が積極的に意向調査を進めて、委託を含む整備を進める今後の計画は今後どうなっていくのか。先ほど100ヘクタールずつ毎年やっていくということですが、この意向調査から施業までの一連の流れを具体的に聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 令和6年度から溪畔林を含む地区に対する意向調査を計画しています。今後の流れとしましては、意向調査の翌年に境界の確認と現地調査を行い、さらに、その翌年に、調査結果に基づいた森林整備計画を作成、森林所有者へ提示しまして同意が得られた場合に、森林所有者と市とで森林整備に関する協定を締結します。意向調査実施から3年以降に市の発注事業として森林整備を実施する計画です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 香美市の基本方針としては、森林組合への委託、資料①の森林の区分に①、②、③とありますが、木材生産林①の人工林が成長がよく境界確認が進んでいる5,621ヘクタールと、木材生産林②の人工林が多く施業が進んでいる1万4,495ヘクタール、そして、木材生産林③の人工林が多く路網が整備されている4,694ヘクタールを中心に、基本的に森林組合等が進めていくこととなりますよね。そして、環境保全林としての8,956ヘクタールは、先ほど言った森林管理制度に基づく対象地域として認識していいのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

国の森林経営管理制度ではなく、所有者と市との協定に基づき間伐等を実施する計画でございます。環境保全林のうち広葉樹林は間伐等の施業は行わず、現状のまま維持するよう考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 杉、ヒノキ等を含めた人工林だけをやるということ。

もう一つ、木材生産林①から③の面積は2万4,810ヘクタールですが、施業未実施の森林の割合はどれくらいあるのかなど。また、全部切る皆伐も含めて、間伐と皆伐の割合等が分かれば、お願いします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

施業履歴や造林実績から、約8,500ヘクタールの森林整備が実施されておりますので、施業未実施の森林は約56%になります。皆伐と間伐の割合については分かりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ②に行きます。

香美市として、私有している民有林用地の寄附を推進する考えはあるのでしょうか。また、固定資産税や登記の情報等で所有者不明と判断した林地はどれくらいあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

森林は個人の資産であることから、基本的には所有者が管理するものと考えます。しかしながら、所有者不明の土地増加が問題となっているため、市民生活への影響から、市が管理することが望ましい森林の条件を整理するなどして、寄附の受付も含め、検討していきたいと考えます。また、所有者不明と判断した森林は、令和元年度から令和4年度にかけ意向調査を実施した対象面積287.67ヘクタールのうち、9筆の2.15ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ③です。

県の進める森林ICTプラットフォームによる情報一元化の内容をお聞きしたいと思います。それによって今後どのような有効的利用になるのでしょうか。これですね、こういうプラットフォーム（モニターを示しながら説明）。資料②は佐川町の資料なんですけど、多分県も同じだと思いますけど、どういう形なのかなど。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

県が整備を行い、今年度から運用が開始された森林クラウドは、樹木の種類や本数、土地の標高や地形の起伏、森林の所在や面積といった森林に関する情報が共有されているシステムで、現地へ行かなくてもパソコン上で情報を把握することができ、林業従事者の業務効率化、負担軽減につながることを期待されております。将来的には事業者が自治体へ提出する申請をオンラインでも可能にする計画で、県や市町村の業務効率化も

目指しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 資料②に書いていますけど、左側に登記簿情報とか、森林簿のデータとか、境界座標値とかいうのも全部含めてできるし、スマホとかタブレットで見れると。それから、右下にありますアクセスデータベースと連動も含めてできるということでもいいでしょうか。紹介しますと、森林管理に必要な情報の一元管理ということで、登記簿情報と森林簿データとか、地籍調査の境界座標値、それから森林基本図を基に航空レーザー測量を実施して、立木の情報等も含めて、私自身が調べたら地質も分かると聞いているので、ぜひこれを生かして、促進のための情報として提供していくと。そして、施業主とやっぱり一体となって進めていく仕組みをつくっていただきたいと思います。この森林ICTプラットフォームによる情報一元化を香美市としてどう生かしていくのか、構想があればお願いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 香美市としましては、県が示す活用方法に沿って積極的に活用しまして、林業事業者へも活用を進めていくよう考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 資料③をつけていますけど（以降、モニターを示しながら説明）、日本列島は4つのプレートが重なっている状況なわけですね。そして、これは中央構造線が動いたときに山が全部ゆがめられている図なんですね。下にもありますが、結局そういうところは崩壊しやすいんですね。

そして、ここにあります中央構造線には古い神社がずっとあります。歴史的にこういうところにありまして、そして、資料④が四国の地層。もともとフィリピンプレートに引っ張られて、四国がはね上がりなったりという付加体でできた地層です。そして、香美市が、ここにあります秩父累帯というジュラ紀の地層があるわけですので、それも踏まえて、今本当に考える必要があると思います。南側には、中央構造線と同じように、関東から九州・沖縄方面まで行くような仏像構造線も走っていますので、これが今後どういう影響を与えるかということも考慮が必要です。

④です。

香美市の再造林率は今30%台ではないでしょうか。県とも連携し、再造林の推進施策が必要だと思います。広葉樹や、長期的な視点に立ち多種多様な樹種が育つ恒続林といますか、いろんなものを植えていくことも視野に入れて、人材確保や苗を搬送するドローン等の活用も含めた戦略が必要だと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

物部川の濁水対策においても、上流域の森林整備が求められており、木材生産だけではなく、環境保全のための森林整備を進めていくためには、人材の確保・育成、新たな技術を取り入れた効率的な作業が必要と考えており、人材育成につきましては、森林組合に対する担い手育成支援を行っております。また、ICT等先端技術を活用したスマート林業を推進するために必要な機器導入への補助も行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 資料⑤にありますけど、先ほど市長も言われましたが、時代に合わない林業手法ということで、もともと1立米当たり4万円しよったんですね、それが1万円ということです。それに現状の補助金等を森林環境税で上乘せして、何とか再造林の費用を出そうというのが今のやり方なわけですね。ここが大きなやっばり原因になるわけですが、再造林が進まなければ災害に弱いということになります。

そこで、一昨年物部川濁水対策検討会での依光良三高知大学名誉教授の見解を紹介しますと、鹿問題とも絡めて、今は皆伐をやればやるほど永瀬ダムへの流入土砂が増える。しかも国は皆伐を促進している。今の体制ではなかなか止めることは難しいと警鐘を鳴らしています。県や森林組合とも協議して、香美市の山の特性をも考慮した推進策を講じる必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

未来の森づくり委員会には県や森林組合が参加しております。高知県森林技術センターや高知大学といった専門知識を持つ機関にも協力いただきまして、香美市の山の特性を考慮した森林整備を進めていくよう考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ⑤です。

香美市において、また高知県においても鹿は増えているのでしょうか、減っているのでしょうか。現時点での見解をお聞きしたいと思います。そして、日本唯一の野生動物研究機関である兵庫県森林動物研究センターとの連携で、鹿の特性を研究し、対策を講じる必要性はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

香美市における鹿の生息頭数は調査しておりませんが、県が昨年4月に策定しました第5期高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画によりますと、高知県全域における捕獲頭数の増加に伴い、農林業被害額及び被害面積は減少傾向が継続していることから、県内の推定生息頭数は減少傾向であると考えております。また、現在、専門機関と連携した調査研究には至っておりませんが、今後必要があれば、四国内での野生生物調

査研究に重点を置いて設立された、四国自然史科学研究センターとの連携を検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） これが「麓」という字なんですけど（資料を示しながら説明）、もともとこれ林の下に鹿がいるということですから、人口増や開発によって、人の生活ゾーンが野生動物の生息ゾーンとの間ですみ分けできなくなっている。緩衝地帯というかね、前はそこに距離があったわけです。その緩衝がなくなり、ぶつかり合う状況になっていると思います。相手の特性が分からないと効果的な対策は取れませんので、ぜひこれをやってください。被害は出てこない。なぜかという、鹿の被害というのは、もう全面的に食い荒らされてから分かってくるわけです。これまで生息地は香美市も含めた剣山系、それから嶺北地方、それから四万十市の黒尊地域で広がって、それが全四国に広がっていきゆうのであったら、余計に爆発的な被害を起こすことになります。それと、もう一つは、鹿と、野生動物の中でもイノシシと猿は共存できません。全部すみ分けになってくるんです。ですから、鹿が異常繁殖すれば、イノシシや猿が人のところに下りてきます。ぜひその辺も含めた研究が要ると思います。

林業とは営みです。林業の原理原則は、山村地域を盛り上げるためにあることで、森林整備をする場合は、生物多様性が増して行って、様々な草木が育つ環境を整えることが、子供たち、孫たちの未来につながると思います。原理原則を押さえず、目先の利益だけを追いかけると、どんどんおかしくなります。戦後の林業政策が大きな教訓です。森林を経済活動ばかりで考え水田農地にまで植林したため、先祖代々苦勞して積み上げてきた石積みの棚田が崩壊と水不足に陥っています。森林を経済活動の面からのみ見ることが、災害リスクの拡大、山村からの人口流出や鹿食害をもたらしています。私たちの経済活動の在り方に警鐘を鳴らしています。ここに深く学ばなければならないと思いますので、ぜひこの点をお願いしたいと思います。

大きな2番目の質問に移ります。少子化対策子育て支援の核としての提案です。

今月2日に厚生労働省が2022年の人口動態統計を公表しました。1人の女性が生涯に産む子供の推計人数を示す合計特殊出生率は過去最低の2005年と並ぶ1.26で、17年ぶりの低水準になりました。特に深刻なのは、1899年の統計開始以来、出生数が80万人を割り込み、77万人となり、婚姻数も減り続けています。高知県でも初めて4,000人を割り込み、3,721人となりました。

少子化の大きな要因は婚姻数の減少で、この20年間で80万組から50万組まで減少しており、未婚者の増加にあります。1985年に導入された労働者派遣法の職種の拡大による非正規雇用の拡大、不安定雇用、特に女性の低賃金、長時間労働など、本格的な改善は急務となっています。香美市においてもこの間議論されてきました、地域経済のベースとなり大きな影響を与える、公の仕事をつかさどる会計年度任用職員の処遇

改善の問題、社会を支えるエッセンシャルワーカーの介護職員や保育士など、女性が比較的多い職種での労働条件改善も大きな課題と感じています。若者の閉塞感を打開するためには、香美市としてすぐできる子育て支援策を打ち出し、子育て安心のメッセージを送ることを求めて質問します。

①です。

生まれてくる子供の食の安全を保障するメッセージとして、世界では、有機食材を含む食の安全と学校給食の重要性が大きく打ち出されています。さきの特化係数の高い「農」の視点からも、可能な範囲で必要な食材を地域で生産する地産地消、フードロスも含めて作りすぎない、必要なものを地域で作る。学校給食に生かし、地域経済への波及と学校給食費の無償化を実現する考えはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育次長兼学校給食センター所長、中山泰仁君。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

学校給食センターでは、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消の取組として、できる限り地域の生産者や事業者から食材の調達を行っております。これは学校給食法第2条に定める学校給食の目標に基づくものでございます。

給食で使用する食材には、安定した規格や品質、生産量、価格が求められるため、農産物の場合、小規模な生産者との直接取引は難しい状況でございます。規格、品質や納品量を調整し、複数の生産者を取りまとめていただける組織があれば、これまで以上に調達量を増やすことは可能であると考えます。

地域で消費するものは地域で生産する地産地消を学校給食に生かし、地域経済波及と学校給食費の無償化の実現をとの御提言でございますが、現状、小・中学校の給食費を無償化するためには、相当の一般財源を継続的に確保する必要が生じることから、実現にはハードルが高いものと考えております。学校給食の安定的な供給は市の責務であり、市の財政状況を勘案すれば、将来に向けて安定的に給食を提供するため、学校給食法に定められている保護者負担を求めることには、一定の合理性があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 今、世界で給食のオーガニック化というのは大きな流れになっています。市長も御存じと思いますが、イタリアでもそうですし、フランスでも韓国でも。韓国では、2021年からソウル全ての小・中・高等学校でオーガニック無償給食が全面実施されました。デンマークやスウェーデンも含めて、今本当に食の安全はもう世界の流れになっています。

次長にはお届けしていますが（資料を示しながら説明）、千葉県いすみ市のまちづくりとして、「希望は学校給食にあり千葉県いすみ市のまちづくり構想」ということで学校給食に有機米を作って、生産者1人から始めて今23人、全部有機米で対応していま

す。香美市でも可能です。調べたら、農協に預けて、農協から1週間に一遍400キログラムくらいを白米にして届けてもらっていますので、有機米を作ることができていけば、同じように農協に預けて、低温倉庫から届けてもらうというのが可能なわけです。

それから、タブレットにあります資料⑥は兵庫県加西市ですが、5つの無料化、安心のまちということで、なかなかすごいですね。保育料の無料化、給食の無料化、医療費の無料化、おむつ等の無料化、病児病後児保育の無料化という形をやっています。

学校給食の無償化は全国的な規模で広がっています。その必要性についての認識はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育次長兼学校給食センター所長、中山泰仁君。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰などによる厳しい社会情勢を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した臨時的な措置として、学校給食費を無償化する自治体が相次いでいることは承知しております。本市でも、食材費高騰による給食費値上げや献立内容への影響を抑制するため、交付金を充当した学校給食食材費支援事業を実施しております。

また、本市では、平成27年度から、困窮世帯への経済的支援策として、就学援助制度に基づき学校給食費を全額支給しており、応能負担による実質的な一部無償化を実施しております。これを拡大し、全児童・生徒の給食費無償化を実現する場合には、本年度の当初予算ベースで、就学援助対象分である405人、2,176万円を除いた1,370人分、約7,603万円の歳入を新たに、そして継続的に確保せねばなりません。持続可能な施策として取り組むためには、国の財源措置が欠かせないものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） その方向を研究するというか、努力することが、子育て支援の関係というか、少子化対策としてこれがベースになってきているんですね。そして、先ほど言った食の安全、地消地産、有機農業も含んだものが、地域経済波及にもなっていくといすみ市は示しているんです。いすみ市がこれをブランド化して「いすみっこ」というブランド米になっているわけですね。

昨日、同僚議員の質問にもありましたが、社会福祉協議会がやってる取組として健康づくりの問題等があるんですが、なかなか体操とかを開いても男性が出てこないんです。ポールウォーキングにしても。ところが、菜園クラブに取り組んだら、10年間続けてきましたが、男性が参加してくるということで、そういうマンパワーも含めた学校給食を支えるネットワークをつくっていけば、市民も子供たちのために頑張ろうということになっていくわけで、これを一体的にやっていけば、地域の本当に顔として、香美市の取組として見えてくるわけですので、そういう方向の議論を重ねることが今本当に大事

じゃないかと思います。給食の無料化と同時に地域も元気にするネットワークとして、ぜひ検討いただきたいと思います。

②です。

学校給食への有機農産物活用に関する取組を進めています、全国有機農業推進協議会との連携はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育次長兼学校給食センター所長、中山泰仁君。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

全国有機農業推進協議会につきましては、有機農業推進を願う農業者、消費者、学識者、団体などが幅広く連携・協力するネットワーク組織であるという情報しか得られておらず、事業の詳細が不明でございます。学校給食センターといたしましては、安全かつ安価な農産物を安定して供給していただける組織こそ必要としておりますので、現状、同会との連携は考えておりません。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 依光市長も知っていますが、元農林水産大臣の山田正彦さんが呼びかけて、全国有機農業推進協議会の会長やいすみ市長等も含めて、6月2日に全国オーガニック給食協議会が立ち上がったんです。今この流れというのがあります。昨年10月には全国オーガニック給食フォーラムをやって、1,200人、オンラインを含めたら4,000人が参加したということです。こういう取組を進めているんですね。これですね、こういう感じの（資料を示しながら説明）。ぜひこれは参加するとうか、連携を持つとうか、情報をもらうことはできないんでしょうか。本当に早くそういう情報も頂いて手を打っていくのが大事と思いますが、団体加盟もありますし、個人加盟もありますので、どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほどお話がありました団体につきましてはの情報は、私自身もいろいろなところから頂いておりますし、先ほど御紹介のあったオンラインで私も聞かせていただきました。

いすみ市の取組でいきますと、有機米ということで先進的にやられておりますが、香美市を考えたときに、有機米をやっていただける農家がどれだけあるのか。現状、米を作ってもなかなか利益が出ないということなので、一定、今のお米の金額よりも高く買うようなことも必要であろうとも思っております。いろいろな観点から調整も必要ですので、検討とさせていただければと思います。私自身はしっかり情報収集はさせていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 依光市長を先頭に、この全国有機農業推進協議会に加盟するということはどうでしょうか。それから、連携強化として、夏休みの期間を利用して、

学校給食関係職員が、日程的に可能であれば視察とか研修に取り組むというのはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 学校給食の考え方につきましては、先ほどから御答弁させていただいているとおりでありまして、やはり私自身が有機にこだわっているわけではなくて、現状でも地元食材の調達、そして地元の農家からは、減農薬も含めて、工夫されたこだわりの逸品を出していただけていると思っております。有機であればいいということではなくて、やはり地元の応援があって香美市の給食が成り立っておることもしっかり大事にしながら、有機をやってみたいという地元のお声がありましたら、そこからスタートしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ③に移ります。

日本の遺伝子組換え表示制度には大きな欠陥があります。大豆やトウモロコシ、菜種など9つの農産物と、それらを原料とする33加工品のみではないでしょうか。そして、表示対象の加工食品でも、全重量の5%を超えて、かつ上位3位までしか表示義務がありません。食用油やしょうゆは最初から表示対象外になっております。有機食材を含めた地消地産の地域循環型システム構築が大きな鍵になっていると思います。

そこで、伺います。子供たちの未来のために、学校給食における遺伝子組換え作物、食品、ゲノム編集食材の排除を推進する考えはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育次長兼学校給食センター所長、中山泰仁君。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

学校給食の食材調達に当たりましては、地元の生産物を中心として選定するよう努めております。調理につきましては、手作りによる給食を基本に、加工食品は極力使用せず、原材料からの調理に努めております。しかしながら、全ての献立を手作りすることは時間的に困難であり、一部に加工食品を使用しております。

加工食品や調味料につきましては、その原材料が遺伝子組換え食品であるかないかが不分別なものもあり、現実的に遺伝子組換え食品の完全な排除は困難ではございますが、可能な限り情報収集に努め、安全でおいしい給食の提供に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 親が我が子の健やかな成長を願うのは当然です。今必要なことは、香美市で育った子供たちに対して社会的な責任を果たすことではないでしょうか。それは食の安全です。人間も自然の動物、摂取するものを間違えれば異変が起こります。さきの定例会議でも、市長は、日本の伝統的な食生活から遠ざかると不健康になると、日本の伝統的な食文化の重要性を語っています。この視点での一貫した対応を求

めるものです。オーガニックの野菜、伝統和食は最先端の予防食になるのではないでしょう。食べ物が私になります。食育、子供たちの未来を広げるためにも、食の安全について食欲に追求してください。この取組が香美市の魅力になり、子育て安心、食の安全、住みたい、住んでみたいまちづくりに大きな輝きを放つことになると思います。

④です。

さきの議会でも重要性を強調しました、腸内環境と健康、免疫力、自然治癒力の関係では、腸は第二の脳との答弁もありました。特に、うんちの量、色、排便の状況に着目した食事管理、運動の体系的な情報配信と、通告が間違っていますが、第4期香美市健康増進計画・第3期香美市食育推進計画への反映について、どう考えているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

良好な腸内細菌のバランスを保つためには、主食、主菜、副菜のそろった食事をよくかんで食べる、朝食を取る、十分な睡眠や休養、適度な運動などが影響すると認識しております。香美市食育推進計画では、これまでの取組でも、「早寝、早起き、朝ごはん、朝うんち」の標語とともに、生活リズムや朝食摂取、排便の重要性について啓発してまいりました。食生活と排便は連続性があり、うんちは体の便りとも言われ、切っても切れない関係であることから、排便の大切さが伝わるような啓発は必要だと考えております。

以上を踏まえまして、第4期香美市健康増進計画・第3期食育推進計画においても、良好な腸内環境維持のためにも、基本的な生活習慣の普及啓発に引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先日、同僚議員からもあり、脳と腸の関係もありますけど、「健口長寿」ということで、健康の「康」が「口」というね。舌の機能が衰えていくことも含めて、摂食と嚥下障害といいますか、飲み込む力がなくなっていくことから、食べることは本当に意義が大きいと思います。

先日、香美市出身の大学の先生にも講演いただきまして学んだことは、食べることの意義ということで、やっぱり今、たんぱく質の摂取不足が出ていると、1950年代と同水準になっちゃうということで、栄養源のエネルギー、たんぱく質の確保という問題と書いていました。そういうことも必要だと思います。

私もこれをずっと調べて、腸というのは、先ほど第二の脳と言われているとおり、食べ物に含まれる栄養素を認識したり、その吸収も含めて、悪いものが入ってきた場合には、脳の指令やなしに、駄目なものは排せつするとかいうことも含めて、腸自身が考えてやるということですので、すごい神秘的な内容だなと思います。少子化問題からの人

生100年時代を考えるヒントとして、学校給食にオーガニック有機食材を推進する意義は大きいと思います。有機とは生命力、生活力を有する母なる地球上の太陽光や水や風、土の微生物など、自然の恵みによって栽培された野菜や穀物を食することで、香美市に育つ子供たちに自然と調和した生命力を持った健やかな成長を保障することができると思っています。

次の計画に、学校給食や農政なども含めた体系的な指針をぜひ検討していただきたい。ですから、個々の担当が頑張っていますが、香美市としてのデザインといいますか、やっぱり体系的な議論と方向性を示していただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） また先進的ないろんな事例も含めまして検討してまいりたいと思っておりますし、やはり健康というのは香美市におきましても非常に重要な視点であると思っておりますので、そういった点も、他の市町村、いろいろな県の取組も研究してみたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 高知県の田舎町で、香美市の場合、標高差も大きく利用した食材ができます。培ってきた伝統的な恵み、環境にも配慮し、生態系のバランスを保ちながら、元気に育つ子供と年を重ねるおじいちゃん、おばあちゃんの姿がこのまちの魅力になります。ぜひ健康づくりの中心的な幹として育ててください。お願いします。

⑤です。

香川県や鳥取県等では、全ての市町村で18歳までの医療費無料化が決まりました。香美市の子育て応援メッセージとして、18歳までの医療費無料化を実現するときではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 香美市では現在、乳幼児等医療費助成は15歳の年度末までとなっております。拡充は住民サービスの向上につながりますが、一方で、財政規模に見合ったものにすべきということも考えております。現段階で拡充の予定はございません。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 高知県でももう20市町村が実施しています。少子化対策、子育てのベースとして実施する必要性についての認識はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 香美市として子供政策を進める中で、優先順位なども考慮した協議をすることが重要と考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） この制度が全国で広がっているのは、18歳の高校卒業までは、社会的な責任において成長を保障するという共通認識のベースがあるんですね。経済的な格差は子供が決めることはできません。香美市に育つ一人一人の人間として、次の社会の担い手として健やかな成長を保障する土台としても、実現していただきたいと思います。

⑥です。

国保会計における子供割は少子化対策に逆行しています。これまでの一般会計からの未就学児均等割保険税繰入金を支援財源として一般会計から支援し、負担軽減を図ることはできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 被保険者の負担軽減について、所得が低い世帯に対する軽減や子育て世代の負担軽減を図るために、未就学児に係る均等割額の2分の1軽減などの公的支援がされております。国保会計への繰入金は、軽減などの目的に沿って充当するものでありますので、繰入金を財源とした市独自の負担軽減はいたしません。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 少子化対策、子育て支援としても総合的に検討しなければならないときに来ていると思います。これについて、市長、何かありますか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 子育てで今非常に重要としているのは、出生率がかなり減ってきておるといところで、香美市としても、希望する御家庭に子供が生まれる環境をつくってまいりたいと思っております。先ほどから、給食費、医療費、いろいろな軽減措置についてお話がありました。私としましては、どの政策をするのが効果的かという観点も考えながら、今、検討を進めているところであります。今回のことにつきましても、答弁のとおりでございます。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひ検討してください。全国の大きな流れですので。

大きな3番目の質問を行います。市民の個人情報と管理について質問します。

①です。

本市の個人情報保護法が、データ流通の支障として、全国流通ルールに一元化されました。匿名加工情報として利活用されることになるのではないのでしょうか。この点の見解を求めます。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、全国的な共通ルールに一元化された法施行に伴い、香美市個人情報保護法施

行条例を制定したところです。

個人情報保護法では、個人の権利利益の保護及び行政機関等の事務または事業の運用に支障のない範囲内で、行政機関等の保有する個人情報について、特定の個人を識別することができず、復元することもできないように、加工された情報を提供できる仕組みが設けられております。この制度は当分の間、実施するか否かは任意とされており、現時点で本制度の導入はしておりません。

なお、今後の導入の可否やタイミングにつきましては、第三者からの需要の有無や、導入により生じる事務作業量、また近隣市町村の動向等を確認し、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 今回、個人情報保護法に関して、国からはどのような説明があったのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

個人情報の保護に関する法律を改正し、地方公共団体の個人情報保護制度統合後の法律について全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することが、デジタル社会形成整備法の公布日である令和3年5月19日付で通知されました。これを受けて、本年3月に香美市個人情報保護法施行条例が制定されたという流れになっております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 確認ですが、デジタル手続法の中には個人情報保護の項がないと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） デジタル手続法の中にはそのような記載はないと認識しております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ②に移ります。

本市が預かる市民の個人情報、税、医療、介護、教育、防災等を含めたデータ管理について、どのような管理事業者のクラウドで管理しているのか、全体像をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市では個人情報を保持するクラウド事業者が複数ございます。いずれの事業者も、プライバシーマークをはじめ、情報セキュリティ、品質マネジメントに係る国際基準の認証がなされております。また、クラウドが構築されているデータセンターにつきま

しても、安全性の指標について定める基準をクリアしております。

複数事業者のうち、1つ目につきましては住民の所得情報、2つ目につきましては水道料金状況の情報、また、3つ目につきましては住民情報系システム A c r o c i t y の事業契約をしております。3つ目の住民情報系につきましては、システム標準化対象20業務のうち、児童手当、住民基本台帳、印鑑登録等の14業務システムを構築しております。残りの6業務につきましては、自庁サーバーで構築しており、事業者もまちまちとなっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） なぜ一元管理せず、分散管理してきたのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えします。

香美市では、複数の業務システムを備えた製品を採用しております。事業者よりクラウドサービスとして提供を受けております。個人情報を取り扱うシステムを一つの事業者、一つのパッケージで全ての業務システムを賄えるわけではなく、機能面から各業務システムに特化した別事業者の製品を採用した理由から、システムの所在が異なっております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 個人情報が集まれば集まるほどビッグデータになります。

ハッカーに狙われるリスクが高まるとの認識はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 秘匿性の高い情報が蓄積されたサーバー等は、しばしば攻撃の対象とされることもあり、十分なセキュリティー対策が講じられていない場合にはリスクが高まると認識しております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 個人情報が漏えいされた場合は、基本的人権の侵害になるとの認識はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 情報の漏えいによってプライバシーが侵害されたことを認める判例等もありますので、人権侵害に当たるものと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ③です。

国及び本市以外とネットワークで情報共有しているものはあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） ほかの自治体間と個別に独自回線を利用した、香美市所有の個人情報ネットワーク共有は行っておりません。全国的には、住民基本台帳ネット

ワークシステム、情報提供ネットワークシステム等が存在し、他の自治体との情報連携を行っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 何が目的の接続なんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

全国の自治体が所有している情報を、各自治体ごとに構築された自治体中間サーバーへ副本として登録し、先ほど説明しました情報提供ネットワークシステムがこの自治体中間サーバーへ要求を行い、番号法で認められている事務において、相互に照会することが可能となっております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 日本の個人情報保護制度では、情報を保有している側の行政や企業などに縛りをかけ、個人情報を守る仕組みになっています。この原理原則に立った対応が香美市にも求められているとの認識はあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 御指摘のとおりと認識しております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ④に移ります。

タブレットの資料⑦にもありますが、デジタル庁は、税、医療、介護、教育、防災等、香美市が管理する市民の個人情報を、情報システムに共同化・集約として業務内容を国のシステムに合わせていき、ガバメントクラウド（デジタル庁統括・管理）に接続・集中させるよう推進しています。香美市としてどのような見解を持っていますか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ガバメントクラウドは、行政に関わるサービスのデジタル化を推進するため、国が提唱する大規模なIT基盤であり、当クラウドへの移行は、自治体システムの標準化・共通化を目的として推奨されているものと認識しております。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、対象20業務の標準化は義務とされておりますが、ガバメントクラウドへの移行自体はあくまで努力義務とされております。しかしながら、同法において義務化されている対象20業務の標準システム移行につきましては、現行システムとの差異分析やデータ整合、データ移行などあらゆるプロセスが必要であり、多額の費用が発生し、原則ガバメントクラウドを利用することを要件とした補助制度が整備されております。香美市を含む多くの自治体がガバメントクラウドの利用を前提に、この補助金を活用しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

- 12番（笹岡 優君） 資料⑦を見ていただいたら分かるとおおり、2025年までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指しています。そして、全体の経費を3割減らすという。それで、もう1枚の資料⑧の項目を、情報としてデジタル庁に回しなさいという方向じゃないんでしょうか。この資料に基づいた項目全てをデジタル庁で一元管理する構想との認識はあるんでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。
- 総務課長（竹崎澄人君） ガバメントクラウドについて、仕組みからお話ししたいと思いますが、デジタル庁が選定・調達した4つのクラウド提供事業者の環境基盤上に、各業務の標準仕様に準拠したシステムを民間事業者が構築することで、サービスとして提供します。各自治体におきましては、このガバメントクラウド上に構築されたサービスの中から提供事業者を選択することとなっており、デジタル庁の管轄範囲は環境基盤調達から自治体への提供までとなっておりますので、一定責任区分の境界点があると考えております。
- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） 政府の新しい資本主義の実現は、データが競争力の源泉だとして、データ利活用を成長戦略として位置づけています。利用しやすい仕組みづくりを進めている認識はあるのでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。
- 総務課長（竹崎澄人君） データ利活用というところで言いますと、国、地方公共団体及び事業者が保有するデータを、国民誰もがインターネット等を通じて容易に取得、二次利用できる形式で公開し、社会で効果的に活用することにより、新たな価値を創造していこうとするオープンデータという仕組みがあると伺っております。
- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） 12桁のマイナンバーとして、国民に生涯変わらない番号を政府がつけました。多くの分野で個人情報をもぎ取って利用できるようにするものではないでしょうか。政府が管理運営するマイナポータルを入り口として情報連携を拡大させ、あらゆるデータをマイナンバーで行政側に集積させる仕組みです。この認識はあるのでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。
- 総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。
- マイナポータルは、マイナンバーカードを用いて自治体等で所有されている自身の情報照会を行ったり、行政手続のオンライン申請を可能とするオンライン窓口であると考えております。マイナポータルを入り口とした新たな個人情報の集積とも捉えられますが、登録につきましては任意となっております。
- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） ⑤に移ります。

L G W A N ネットワークはどのような内容で活用されているのでしょうか。また、J - L I S へ接続している情報は何かあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

L G W A N は、地方公共団体を相互に接続する、インターネットに接続されていない閉じられた行政専用のネットワークであり、電子メールの送受信や電子掲示板等の基本的サービスのほか、アプリケーションサービスプロバイダーによる様々な行政用アプリケーション（業務システム）の提供に活用されております。

J - L I S は、国と地方公共団体が共同で管理する法人として、マイナンバーカードの発行やマイナンバー制度を支えるシステム整備・運用と、地方公共団体の情報化支援を行っております。この J - L I S によって構築・運営されているシステムへの接続につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステム等があり、活用されているということになっております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） どのようなデータを送っているのでしょうか。それと、このシステムは今後統合される方向ではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） どのようなデータをといるところと言いますと、先ほど説明しましたとおり、各自治体が持っている副本情報のやり取りがあろうかと思えます。

2つ目の、今後統合されることにつきましては、何かと統合されるようなことは聞いておりません。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ⑥に移ります。

今後、デジタルネットワークの維持管理経費の推移については、同僚議員からもありましたが、近隣市や高知工科大学等との連携も強めて、デジタル庁の方向性について、市民の尊厳を守る立場で調査研究する必要性はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市が事務遂行のために使用するネットワークに係る維持経費等につきましては、将来的にガバメントクラウドへ接続するためのネットワーク形態等、詳細がまだ確定しておりませんので、経費の推移についての検討までは至っておりませんが、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、電子計算系の予算につきましては、議会初日にお示ししたとおりになっております。

それと、近隣との連携ということになりますと、月に一度、高知県及び県下市町村で構成された電子自治体推進協議会においてワーキンググループを開催しており、研究や意見交換を行っていると同っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 6月9日付の高知新聞の社説に、デジタル庁の機能不全を疑うという主張がありました。マイナカードの問題も含めて、デジタル庁に至っては、担当官庁とは思えない緊張感のなさである。口座問題では、家族名義になっている例を2月に把握していたにもかかわらず、公表せず、庁内でも情報共有を図っていなかった。2021年に発足したデジタル庁は組織的な課題がたびたび指摘されてきたと、こう書いています。

それから、ちょっと紹介なんですけど、今、マイナ保険証が出ていますが、有効期限は5年です。それは自らが自治体窓口に行って手続きしなければなりません。その際、暗証番号として、6桁から16桁の署名用電子証明書が必要となります。2つ目が、4桁の利用者証明用電子証明書が要ります。また、3つ目に、4桁の住民基本台帳用のパスワードが必要です。そうしないと保険の更新ができません。この3つの手続きをしなければなりません。複数回その番号を間違ってしまったらロックがかかります。署名用電子証明書は5回間違ったらロックがかかります。利用者証明用電子証明書は3回、住民基本台帳用は3回間違ったらロックがかかるんです。こういう方向に行くのが本当に正しいのでしょうか。

デジタル庁は強力な権限を持つことになり、その職員には民間から派遣されている方が多くいます。本当に個人情報を守られるのか。地方にとって重大な影響なども大変心配です。本当にデジタル庁の一元管理で市町村、県民負担が大きく軽減されるのか。ガバメントクラウドにこの内容を全部よこさないと、あとは市町村が管理する必要ありませんから、軽減できるという発想なんですよ。

デジタルネットワークは災害に弱いんです。そのときのバックアップはどうなるのか、本当に心配です。情報通信技術に精通するデジタル監を設置すると言われていますが、一方的、受け身のやり方では本当に困ると思います。

そこで、提案なんですけど、各種証明書のワンストップサービスなど、市民生活を応援するデジタル化の必要性。今、いろんな証明をやる際には、個々の窓口に行かなければなりません。3つ証明をもらうには、3つの窓口で3人の職員が対応しなければなりません。それを一元的にできる仕組みができれば、1人の職員の対応でできるわけですね。

それから、もう一つ紹介したいのは（資料を示しながら説明）、高知工科大学の山本先生に前お会いして、前任の防災対策課長も一緒にお話を聞いたんですが、こういうインフラサウンドの計測法により、高知県の津波、災害を事前に防いでいくとか、知らせていく手だてもやっていますし、先日の高知工科大学の広報誌にもありましたが（資料を示しながら説明）、気候変動予測の関係、この方は佐岡に住んで雨の測量等をやっているわけですね。

この香美市にとって、本当に地滑りの信号を取ったり、雨の降り方等も含めた技術を

生かして、香美市民の生命と財産を守るところに生かしていくというデジタル化が必要  
と思います。デジタル化の持っている大きな問題点も含めて、市長の意見がありました  
ら。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） デジタル化に関しまして、いろいろな御意見を頂きました。

まず、デジタル庁に関するマイナンバーカードを中心とした不祥事につきましては、  
国においてしっかりとやっていただきたい。いろいろなことで住民が不安に思わないよ  
うに対応していただきたいと思います。また、保険証につきましても、国会でも取り上  
げられていますとおり、いろいろと議論が巻き起こっていることでもありますので、そ  
ういったことにも対応していただきたいと思います。

私自身はデジタル庁に対し期待しておる立場でありまして、今、自治体の財政の中で  
いろいろなシステムに関しての予算が増えております。IT化に伴って、いろいろな業  
務をいろいろな業者に頼んでいくことによりまして、ある意味その業者から言われるが  
ままの費用を支払っている形ですが、今回、デジタル庁が一元化することによって、そ  
れぞれの基幹システムが安く調達できるメリットもあろうかと思っております。議員が御指摘  
のように、個人情報をも国が全て把握することによって国民の権利を奪っていくというよ  
うな、日本はそういった国ではないと思っております。例えば、中国では、いろいろな  
監視カメラを国中に張り巡らせて、AIの顔認証によって国民の言論なども監視してお  
ると聞くことがあります。そういった形を日本がやろうとしておるということではな  
いと、私は理解しております。

また、先ほどいろいろな窓口業務におきまして、3つのところに行って一つ一つ対応  
するというお話がありましたが、まさに書かない窓口ということで標榜しておるのが、  
市が持っている情報は全て打ち出して、署名だけしていただいたら手続きがスムーズに進  
む方向性で、今、デジタル化は考えております。

高知工科大学との連携につきましては、先ほど言われた気象データであるとか津波の  
情報を、いろいろなオープンデータ、例えば土地情報であるとか、こういったところに  
こういったビルが建っておるとい、デジタル地図のようなものと合わせていくことによ  
って避難計画をつくっていくとか、データサイエンスによるいろいろなメリットもあ  
らうかと思っております。そういう意味では、高知工科大学に来年から開学しますデー  
タ&イノベーション学群が、PBL（プロブレム・ベースド・ラーニング）、現場に即  
して課題を解決しようというようなことを掲げておりますので、せっかく香美市にある  
大学でそういった学群ができますので、市として一緒にできることはやっていって、香  
美市民にも還元していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 大きな4番目に移りたいと思います。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時58分 再開)

○議長(山本芳男君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

12番、笹岡 優君。

○12番(笹岡 優君) 4番目の質問を行います。

6月7日付の高知新聞に、深まる気候変動危機ということで、世界気象機関事務局長が、気温上昇1.5度達成困難とし、人類は自ら引き起こした気候変動によって危機への道を歩んでいる。自然災害は増え、地球上の至るところで気候変動の影響が顕在化していると指摘しています。そこで、地球温暖化対策として幾つかの角度から質問します。

①です。

電気料金の高騰が市民生活に深刻な影響を与えています。そこで、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの構想を打ち出していますが、その中身をお聞かせ願いたいと思います。

○議長(山本芳男君) 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長(依光伸枝君) お答えいたします。

令和4年3月、香美市地球温暖化対策地域推進計画における削減目標の改定を行い、長期目標として、2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくこととしております。宣言に当たり、香美市地球温暖化対策地域協議会において、表明市となったことを市民の皆様にお示しすることにより、CO<sub>2</sub>削減に関心を持っていただけるのではないかと、また、脱炭素化への意識が市域全体に波及していくのではないかとといった御意見を頂いた経過があります。

脱炭素社会に向けた取組は、行政だけで進めていくものでもなく、事業所で働く方や市民の皆様お一人お一人の力が必要です。そのためにも、啓発活動はもちろんのこと、現在行っている住宅用太陽光発電システム設置費補助金の利用促進や実現に向けた取組などについて、研究していく必要があると考えております。

以上です。

○議長(山本芳男君) 12番、笹岡 優君。

○12番(笹岡 優君) 二酸化炭素排出実質ゼロに向けた数値目標とか、実施計画の策定とか、市民参加も含めて、これからどういう形で発信していくようになっているか、そこはどうでしょうか。

○議長(山本芳男君) 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長(依光伸枝君) お答えいたします。

昨年度の宣言以降、市内各地域で環境学習等を行う中で、機会あるごとにお知らせしてはきましたが、まだまだ不十分とは考えておりますので、市民の皆様お一人お一人の

行動変容につながるような啓発活動を研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） そこで、節電問題を含めて、電気料金の仕組みを徹底する必要があると思うんですよね。こういう仕組みになっています（資料を示しながら説明）。電気というのは、まあ言うたら電力市場の価格、一物一価といいますが、そのときに何の燃料を使ったかによります。四国電力等の電気は総括原価主義ですので、原発が止まっておっても、使ってしまったら、かかった施設経費も含めて全部電気料に入ってきます。

FIT方式の買取り制というのが何かといたら、1キロワット当たり40円だったら40円しかかかっていないんです。FITの施設、太陽光パネル等の施設は全部やった方の個人持ちなんです。ですから、太陽光や再生可能エネルギーの電気料には、1キロワット当たり40円とか30円の買取り価格しか入っていないんです。

節電を進めていくと同時に、問題は、この一番電気が要る山の高いときにいかに節電、このときに同僚議員の質問でもありました蓄電池を使って、蓄電された電気を使えば、経費が要らないという形になっていくわけですね。そこを含めて、やっぱりこの電気の仕組みをちゃんと理解することが必要だと思います。電気が足りなくなり、電力市場価格が高いときの時間帯に電気を使わないことを含めて、その辺の手だてが必要だと思います。今の私たちの生活の仕組みをしっかりと見て、ちゃんと情報発信していくことが必要だと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えします。

議員がおっしゃいますように、お一人お一人が節電に努めることにより、CO<sub>2</sub>排出量を抑制し、ひいては地球温暖化対策にも深く関わってきます。日頃から御家庭や事業所で行える電力消費を抑える取組につきましては、他市町村の事例を参考に、ホームページ等でも啓発していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 紹介しますと、これが四国の電気供給ルートなんです（資料を示しながら説明）。赤い線が超々高圧送電線です。原発中心に進めてきましたので、本来はこういうくし型の送電線やなしに、迂回させられますのでメッシュ方式が一番いいわけです。そういう方向に変えなければなりません。同時に、今四国電力は瀬戸内海を渡る3つのルートがあるんです。関西電力、中国電力から受けていますから、過剰投資をしてしまって、その分総括原価主義で入ってしまったら、四国外の供給のためのお金まで四国県民が払っている仕組みになってしまうわけですね。これを含めた分析が必要と考えています。

それから、もう一つ、幾つか持ってきましたが、やっぱり原発被害の実態というのは本当に深刻です（資料を示しながら説明）。こういうモニタリングポストもありますし、こういう除染ごみをどっさり福島県は積んだままです。そういうことも含めた電力の在り方の議論が必要だと思います。

②です。

省エネ推進が大事だと思います。昨年、建築物省エネ法が改正されて、断熱基準が向上し、ペアガラスなど建物の断熱化に補助が出るようになりました。最大400万円の高断熱パネルとかも含めて、いろいろあります。ぜひこの研究はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

昨年度、住宅省エネ化の支援強化を目的に、経済産業省、国土交通省、環境省が連携を図り、先進的窓リノベ事業を開始しております。既存住宅における熱損失が大きい窓の断熱性能を高めることにより、エネルギー価格高騰への対応や、家庭部門からのCO<sub>2</sub>排出量削減への貢献等を目的としております。高い断熱性能を持つ窓への改修に要する費用の補助制度で、リフォーム業者が国へ申請する内容となっております。脱炭素社会の実現に向けて、家庭部門の省エネを強力に推進するために、国において様々な取組がなされておりますので、改めて研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひですね、我が家の節電とか、SDGsの取組とか、楽しく参加して環境に優しいキャンペーンを張ることが大事だと思います。冷蔵庫の中を片づけて75%にするとか、冷凍室には逆にぎっしり詰めて効かせるようにするとか、いろんな取組あると思いますので、ぜひそういうキャンペーンをお願いしたいと思います。

③です。

エネルギー分散化の視点からも、電力依存からの転換として太陽熱利用、前も紹介しましたが（資料を示しながら説明）、こういう真空管式太陽熱温水システムとか、それから木質バイオの関係、これが小型ボイラーです。こういうものを生かすような手だてはどうでしょうか。それから、昨年3月定例会議で紹介したマイクロ水力発電の推進等はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

今後ますます電力への依存が高まることを想定する中、エネルギーの分散化は必要であります。昨年3月定例会議で紹介のありましたマイクロ水力発電の設置につきまして、本市の水道施設で検討したところ、現在のシステムラインアップでは、条件に合う候補地はありませんでした。採用条件として、流量1時間250立米以上かつ有効落差

25メートル以上が必要となります。今後も引き続き、再エネ設備、高効率設備の導入に向けて研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） まず、香美市の持っている財産の屋根利用とか敷地利用も含めて、やっぱり香美市としての再エネ、分散、再エネ利用の取組が必要だと思いますので、ぜひそこも研究いただきたいと思います。

④です。

環境面やSDGsの視点からも、耕作放棄地対策は待ったなしです。近隣市町村等で行っている飼料米推進支援策を講じて、水田活用をしていく考えはないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

近隣が行う飼料用米の支援は、経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金における産地交付金を活用した担い手加算となっております。これは、国からの割当額の中で、地域の特色を生かし独自に設定できる交付金となっており、本市における産地交付金は、平野部から山間部で幅広く栽培されております54品目の野菜等に交付しております。この状態で、新たに飼料用米の加算をつくるとなると、現在の品目の交付金額に影響が出てまいります。このため、耕作放棄地解消につながるかもしれませんが、現在のところ、飼料用米への産地交付金配分は考えておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 米の作付を含めて減ってきています。先ほども言った林業も農業も補助金の裏打ち予算しか組んでないんです。市として独自に一般財源で施策を打たなければならないと思います。ぜひですね、先ほど言った林業、農業のためにもお願いし、全ての質問とします。その点の回答をお願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 耕作放棄地対策につきまして、一般財源をというお話もありました。私としましても、耕作放棄地を出さない取組は重要であると思っておりますので、しっかりと研究してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 笹岡 優君の質問が終わりました。

次に、7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 7番、市民クラブの山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一問一答方式で順次お尋ねいたします。皆さんもお疲れではないかと推察いたしますけれども、終わりよければ全てよしということで、しっかりと大トリの役目を果たしたいと思っております。

まず1問目、シティセールスに関してです。

シティセールスは、第2次香美市振興計画後期計画の基本方針4、賑わいを興す、政策13、交流によるまちづくりの推進、施策31、シティセールスの推進に位置づけられています。その現状と課題では、市では、ホームページやパンフレット（市勢要覧、香美市観光ガイドブック）を作成して市を紹介するとともに、広域での観光振興や県と連携した広報等に努めていますが、香美市のイメージや知名度が浸透しているとは言えませんとの現状認識が示されています。

そこで、お尋ねでございます。（1）です。

ホームページの役割は、シティセールスのみではなくて、行政情報のハブでもありまして、閲覧・利用する誰にとっても、見た目がキャッチーで分かりやすい構成であることが必要だと思います。自分自身も他の自治体のホームページを見ることがあります。使い勝手はもちろんですけれども、全体のデザインや情報の見せ方は自治体ごとに様々で、いいなと思うものや、もう少しかなと感じるものもございます。外見のみを重視する、いわゆるルッキズムを全面的に支持するわけではありませんけれども、見た目はとても大切で、ホームページは市そのものの好感度を測る尺度ともなります。そんなことも含めて、リニューアルについては、同僚議員もたびたび要請してきたのではないかと考えております。

ホームページ運営事業は、第7次実施計画では、この基本方針4、政策13、施策31ではなくて、基本方針6、みんなで築く、政策25、市民と共に歩むまちづくりの推進、施策63、市民の参画機会の拡充に位置づけられておりまして、事業費を見ると、リニューアルは令和6年度に予定されていると見えます。本市においては、協働推進計画も策定され、また、協働の前提ともなる情報のまとめ方や見せ方についても自治体間の競争が避けられない以上、早急な対応が望まれるところですが、このことについての見解及び今後の予定等をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

自治体のホームページは、多くの人に正確な情報を提供するためにも重要なアイテムであり、閲覧する誰にとっても見やすく分かりやすい構成で、かつ人目を引くものでなければならぬと認識しております。御質問のとおり、本市のホームページは令和6年度リニューアルを予定し、今年他自治体のホームページを研究・分析しながら、参考とすべきよい部分や差別化を図るべき箇所などを積極的に情報収集し、関係各課と協議検討の上、来年度の当初予算に計上したいと考えております。

なお、庁内での協議につきましては、今年夏ぐらいから担当レベルでの打合せを始めたと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 今日行政のDX化についてやり取りがありました。やっぱりホームページへ載せるような情報についても言及があったと思うんですけれども、悠

長に構えてる場合じゃないかなと、私自身は思います。

昨日もがん検診のアイコンがないということもあったり、今年度からそういうふうなお話をするということでしたけれども、各担当課ごとには、もう既に大小様々な修正要望もあるのではないかと推察もしますので、あまりゆっくりしないで、できるだけ早めの対応をいただければと思います。よろしくお願いします。

(2) です。

市勢要覧も、ホームページと同様に、本市を紹介する大切なツールでございます。ところが、掲載された情報は、情報として整理、固定された時点から、内容と現状・現実とのずれが経年により大きくなることから、これまでも、まず最初が「ココロカオルまち香美市」、そして次が「K a m i G r e e n S t o r y」、2017年、10周年記念に際して出された「香美市未来を描く」と、およそ5年ごとに新たに作成されてきたのではないかと推察いたします。

掲載された情報の劣化については、例えば2012年の「K a m i G r e e n S t o r y」を1枚ぱつと開けると（以降、資料を示しながら説明）、これ壊されるウッドデッキ。まさにこの「K a m i G r e e n S t o r y」のシンボルとして1ページ目に掲載されてるウッドデッキは、既に令和5年度当初には取り壊されて駐輪場等になるというお話があったり、今回の質問の中で、南側の土地購入に合わせて見直すという答弁もありました。

ほかにも、それぞれの要覧で紹介されていた、例えば一番直近の「未来を描く」の中でも、「子どもたちの明日を描く」のところに、アンパンマン図書館もちゃんと位置づけられています。これもどうするかというお話にもなっていると思います。また、それぞれ紹介された方の中で、ポジションが移ったり、同僚議員になった方も複数いらっしゃいます。

ことほどさようでございまして、前回の更新以降、特に文教関係施設の充実、かみーるとかですね、大きな変化があったこと、また、社会情勢、状況の変化や首長交代に伴うセールスポイントの重みづけの在り方などからも、現在から未来に向けて本市を紹介する次の要覧発出が急がれると思いますが、見解と予定をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

市勢要覧につきましては、最近、簡素化や廃止している自治体も多く、作成経費も相当にかさむため、ウェブコンテンツに集約すべく、ホームページのリニューアルと併せて再検討する方向でしたが、ホームページのリニューアルが延期されたため、御指摘のとおり、更新が停滞しております。改めて関係者と協議を進め、御指摘のシティセールス等の観点からも、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

なお、統計資料編については、本年度中に更新予定でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎真幹君）　　そうですね。資料編もすぐ劣化するので、随時というか、毎年ぐらいいいかんと思いますけれども、やったほうが良いと思います。

ぜひ、よかったら、ウェブで見てくださいと言うよりも、例えば本市に視察に来るとか、視察に行くときに紹介するにも、やはりシティセールスという面からは、冊子になったものがあつたほうが良いのかなど、個人的な思いですけれども、一旦お伝えしておきたいと思います。どっちにしろ、やられるということなので、よろしくお願ひします。

そしたら、次に、（3）ふるさと納税とものづくり大賞についてお尋ねしたいと思います。

これにつきましては、ちょっと質問が前後してる部分があるような気がしますけれども、順番に行きますので、よろしくお願ひいたします。

施策の内容（2）香美市を知る機会の充実では、香美市をPRしていくためには、市民一人ひとりが自分の住む地域を知ることが必要であるため、情報の提供、歴史・文化などを学ぶ講座やツアーなどの開催により、香美市の持つ魅力を知ることのできる機会の充実を図りますとあります。シティセールスに関する事業としては、ふるさと納税のみがここに実は位置づけられています。

そこで、お尋ねしますけれども、①です。

広報香美5月号に香美市ものづくり大賞決定との記事が掲載されておりました。これを御覧になった市民の方から、連絡先が分からない、もったいないという早速の御指摘がありまして、広報を確認しました。すると、確かに品名と団体名は紹介されていましたが、御指摘いただいたとおり、受賞した団体についての情報、例えば電話番号であるとかホームページ等、また、それを購入することができる場所等は掲載されておりました。

この大賞の目的ということで、香美市でつくり出された商品をたたえる、ものづくりに挑戦する人を応援、ものづくりの産業発展へ向け推進という趣旨からいえば、知っていただいて、お買い求めいただいて、また御利用いただくことで、初めて目的に資するのではないかと思います。そのために必要な団体についての情報、電話番号、ホームページ等や購入できる場所等を掲載したほうが、実はよかつたんじゃないかと思いますけれども、率直な感想、御見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君）　　定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君）　　お答えいたします。

御指摘のとおり、香美市ものづくり大賞の事業趣旨として、香美市内でつくり出された商品をたたえることで、ものづくりに挑戦する人を応援し、香美市のものづくり産業発展へ向け推進することを掲げ、実施いたしております。

この趣旨に従いまして、受賞団体の連絡先、ホームページ情報及び購入場所など詳細な情報について掲載したほうがよかつたのかもしれませんが、一方で、特定事業者の商品に限った宣伝活動につながるとも考えたようで、今回は、他事業者との公平性

を取り、掲載しないほうがよいと判断して掲載しませんでした。事業の趣旨も検討いたしまして、掲載内容については今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） やっぱり時代は変わっていると思うんですね。何かコードがあれば別ですよ、国から言われてるとか。国だって、ふるさと納税をどんどんやりましょうと推進しているので、やっぱりせつかく大賞とした以上は、先ほど課長も言われたように、今後の取組に期待しております。ちなみに、もちろんその流れですけれども、ホームページにも連絡先も何も書いていない状況でした。よろしくお願いします。

②に移ります。

この授賞式では、団体ごとに映像を使ったプレゼンテーションが行われました。このシティセールスの本文に書かれてありますように、本市のPRや、市民一人ひとりが自分の住む地域を知るための情報提供という側面からも、受賞者がプレゼンの際に使った映像を庁舎1階のディスプレイ等で紹介してはどうかと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

授賞式においては、といたしましては私は出ておりませんが、受賞された4団体の方による商品プレゼンテーションのうち、1団体のみが映像を使用したと聞いております。他3団体は、スライドショーや口頭でのプレゼンテーションを中心に実施されたということでございまして、今回の場合、映像を流せるとしてもこの1団体のみとなりますので、他の3団体との公平性の観点から、映像紹介につきましては難しいものと考えております。

以上となります。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） そうでしたかね、僕の思い間違いかもしれませんが、映像は田舎ずしですよ、映像がありました。スライドは高知工科大学ですか。あとは口頭だけで何かなかったですか。課長は見てないみたいですが、何かもったいないなということですか。

公平性は確かに大事ですが、それぞれの役目ですよ。これが大賞ということで、わざわざ賞を決めてやっとするわけですから、何かの工夫が必要かなと。1社だけでも、やればそこで流していただけるし、またそういうこともやりますよということなら、今後は映像によるプレゼンということに取り組んでくれる団体もあるかもしれませんので、ぜひその点よろしくお願いします。ここも別にコードがなければ最先端を走ってほしいなど、シティセールスですから、よろしくお願いします。

③です。

昨年10月定例会議の一般質問で、京丹後市、邑南町の例に触れて、本庁舎正面入り口というところの市民ホールの使い方について、お尋ねしました。当時の管財課長の答弁では、市民ホールが玄関と考えておりまして、来庁者が窓口を確認したり、待合にしたり、各種展示物、イベント、期日前投票や納税相談といった、市民が多く来庁する際に執務をするスペースであったり、催物ができる多目的スペースとして、玄関ホールである市民ホールを今のところ利用しております。現在の利用形態を庁舎の配置上変更することは難しい状態でございますので、利用形態の変更はできませんが、いらっしやいませのメッセージといえますか、そういうものが発信できるようなレイアウトにつきましても、今後また検討させてもらいますとのことでした。

現在も市産品等を展示している庁舎1階の場所は、その前がマイナポイント申請場所になっておりまして、ものづくり大賞の受賞品もそこに飾られてはいるわけですが、常時見づらい状況でございます。せっかくの受賞品ですので、前課長の答弁も含めまして、市民ホールに展示し、紹介すればと考えますが、ちょっと日が開けてしまったかなという気もするわけですが、どうかと思っておりますので、見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

御指摘のとおり、展示を開始してからこれまで、ちょうどマイナンバーカード交付手続ブースを継続設置しておる関係で、ちょっと受賞作品のPRができづらい状況が続いております。御提案いただきました市民ホールの展示については、商品によれば今後盗難等の対策を行う必要もありますけれども、慎重に検討したいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 総合案内もありますので、受付の方が見ていると思うので、これやっぱりやりましょうよ。よろしく申し上げます。

④です。

特別賞を受賞しました笛鳴子には防犯の目的もございまして。不審者情報も多くある現状を考えれば、小学生に配布するなどの施策も考えられるのではと思っておりますけれども、見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

防犯ブザーに関しまして教育委員会に聞き取りしたところ、株式会社エフエム高知が主催となりまして、多くの企業等の協賛の下、高知県下の入学者全員に防犯ブザーが寄贈されておりまして、もちろん香美市の小学生にも寄贈いただいております。このような心温まる取組は、市としても大変ありがたいものと考えております。貴重な意見ではございますが、現時点において特別賞を受賞された鳴子笛の配布は考えておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） せっかく大賞まで構えてやったのに、それをじゃあどうやって皆さんに広く知っていただいて、御利用いただくのか。ただ賞をやって、はいおしまいということでは、冷たいというか、温かみがないなど。確かに防犯ブザーはあるかもしれませんが、鳴子の形をした笛ですよ、違うような気がしますけどね。全員に配れというわけではないかもしれませんが。何かの折に、それこそ今回ちょうど一般質問でありましたが、例えば自転車講習会、防犯講習会に来たみんなに、はい、という形であげるとかね、幾らでも工夫はあると思うんですよね。せっかく応援するのであるならば、川下の手前までしっかりと応援してあげたらどうかと考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 今回は防犯ブザーということでしたので、先ほどの答えになりましたが、そのほかの活用方法について、何かできないか検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ぜひ考えてみてください。

⑤に移ります。

ものづくり委員会がものづくり大賞を設けた理由の一つに、ふるさと納税返礼品の充実ということで、表彰式の会長挨拶があったと記憶していますけど、これも記憶間違いかも分かりません。先日頂いた「F u r u s a t o」というお礼の品リーフレットには、その受賞品は掲載されていないんですよね。私が会長挨拶を聞き間違えたのか、大賞決定とリーフレット作成のタイムラグなのか、理由はともあれ、掲載が必要であったのではないかと考えます。

また、私みたいな老眼の進んだ世代には、このリーフレットの大きさとか商品説明のフォントが、とても小さくて眼鏡をかけても読みづらいと、情報が伝わりにくいと思います。この件について、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

ふるさと納税のリーフレットは、当然、市のふるさと納税宣伝のために印刷しております。従前のA4サイズのブックタイプから、縮小したA5サイズのリーフレットに変更しております。持ち運びやすい携帯性のよさ、印刷の縮減、配りやすさなどのメリットがあり、今回採用しております。情報量がちょっと限られますけれども、画像等を多く使うことによりインパクトを与え、ポータルサイトに誘導することが主たる狙いとなっております。御指摘のとおり、デメリットとして字が小さくなってしまいうため、今

後の再印刷の際にはなるだけ改善していきたいと考えております。

また、掲載の返礼品に今回のものづくり大賞受賞作品がないことについては、リーフレットには代表的な返礼品を掲載しておりまして、原稿作成とものづくり大賞受賞日が近いこともあってか、受賞作品が入っておりません。御指摘のとおり、この件に関しましては、今後のタイミングにもよるとは思うんですけれども、ものづくり大賞受賞作品について配慮したいと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 大賞ですからね、これ絶対ばあんと出さないかんし、持ち運びと言いますが、どこの人が持ち運ぶことを考えているのか分かりません。ふるさと納税っていうのは、香美市の人がやるわけじゃないですよ、多分ね。仕組みがちゃんと理解できていないようなところもあるんですけど、まあどこかほかの自治体から頂くわけで、その点も含めて、このサイズじゃなくてももう少し大きな、元のサイズくらいで大賞をどんと載せて、こんなことを香美市はやっていますよというふうにして、ぜひふるさと納税については取り組んでいただきたいと。シティセールスでございますからね、よろしくをお願いします。

⑥です。

シティセールスは「賑わいを興す」ために重要な取組でございます。関連する施策については、関係各課で情報共有に努め、効果的な推進を図ってほしいと見え見解をお尋ねするわけですが、これは移住定住とか、私がいつも言ってるG k Hという香美市に暮らす幸せ感の向上にも本当に直につながるものですので、ホームページもそうですけど、ぜひ連携を取って効果的な推進を図ってほしいと見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

ものづくり大賞やふるさと納税についても、それぞれ今もプロモーションは行っておりますけれども、御指摘のとおり、市全体のプロモーションも必要と考えております。各課とも協力して宣伝活動を行っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 本市でつくられたものについて、自分が酒販店をやっていますので、ついでにと言っては何ですけれども、それに関連することで御紹介をしておきたいと思えます。香美市には松尾酒造、アリサワ、そしてT O S A C Oの高知カンパニユブルワリーがあります。その中で、せんだって行われました全国新酒鑑評会で、何と全国の出展数が818点でありました。入賞酒394点中金賞酒が218点ということで、松尾酒造が入賞しました。そして、アリサワは何と10年連続金賞を受賞したと

ということで、市長へ御挨拶にも伺ったということでもあります。何のコードもなければ、そういうことも含めて情報収集に当たって、適宜紹介していくようなこともぜひ取り組んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。昼食のため、午後1時まで。

（午前11時40分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） それでは、午前中に引き続きまして、長い昼休みだったんですけど、皆さんが安らかでいられるような質問に心がけたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、2問目、教育振興基本計画と教育推進官ですけれども、これ訂正で「推進官」だそうで、「教育」はないと言われました。すみません。間違えております。勝手にそういうふうに思い込みました。

本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画である香美市教育振興基本計画は、後期計画のよってたかって教育も最終年度を迎えておりまして、次期計画に向けた予算も269万5,000円計上されています。また、今般、市長の目玉政策の一つとして推進官も設置されたことから、これらに関連してお尋ねいたします。

まず、（1）です。

ホームページ上では教育大綱及び教育振興基本計画策定教務の情報を取得できませんでした。しかし、当初予算で委託事業として予算づけされていますので、この進捗等をお尋ねしたいと思います。

①です。

委託先をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

第2期香美市教育振興基本計画の策定業務受託業者はジェイエムシー株式会社でございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ジェイエムシーは、第1期の計画を立てたときの業者でしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

第1期の策定に際しまして委託しました業者とは異なった業者でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 安心しました。

②です。

当初予算では検討委員会の開催は予定されていないようにも見えます。ただ、報償費の委員等謝金45万円が計上されていますので、これがそうかもしれませんが、一旦、予定の有無と開催する場合のメンバー構成及び公募の有無をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

香美市教育振興基本計画検討委員会につきましては、令和4年7月1日に設置後、これまでに5回の会合を重ねております。今後は、令和6年2月を見込む計画作成までに、あと4回程度の実施を予定しております。委員は現在、学識経験者、本市の学校教育・社会教育の関係者等14人で構成されております。令和4年6月に市広報誌等を通じて委員公募を行いました。応募はございませんでした。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） もう既にされているということですけど、何でこの情報がないんですか。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

教育振興基本計画検討委員会の関連経費につきましては、報償費及び費用弁償としての旅費を当初予算に計上しております。財務システム上、特定の予算項目として指定しておりませんので、予算書では該当する10款1項2目7節及び8節に配当された、他の予算との合算額で記載されております。このために、予算書上、この委員会の経費が明らかになってないということでございます。当該経費につきましては、報償費が18万円、旅費が実費弁償分としまして5万2,200円となっております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ちょっと違う答弁を僕としてはいただいたんですけど、令和4年7月1日に設置して5回やっているって言っていますよね、これの報告ってどこにあるんですか。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

申し訳ありません。ホームページ上での議事録等の公開に、この検討会が該当してあるか確認しておりませんので、現在のところ、お答えが困難でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 多分出ていないと思います。だから、よく分からなかったの  
で。もう既にされているということで、もちろんそうですよね。一番最初の計画は14  
人のメンバーで、そのうち3人が議員だったんですけれども、後期計画は15人のメン  
バーで、1人が公募委員と。回数・日数は、一番最初は12回、後期は11回というこ  
とで、これは情報として取れるんですよね。

今はまだ載せていないみたいですが、やっぱりやっているからには、その進捗状況  
はちゃんと載せていただいて、なぜかという、多分最終的にパブリックコメントとい  
う手続を踏むと思うんですけど、どういう経過でこのようになったのかということが分  
からないと、パブリックコメントもちゃんとできないですよね。そこは早急に対応して  
いただきたいと思います。

③です。

全体スケジュールについては、先ほど何か答弁していただいたみたいな感じですが  
けれども、何か別に予定しているようでしたら、再度お願いします。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

一部先ほどの答弁と重複するところがございますけれども、令和4年度につきまして  
は、検討委員会を4回行いまして、計画作成に向けたアンケート調査を実施しておりま  
す。令和5年度は5回程度の検討委員会を実施し、計画原案などの検討結果につきまし  
て、教育委員会に報告させていただくことになっております。パブリックコメントにつ  
きましては、年内に計画案を作成し、令和6年1月に市のホームページ等を通じまして  
意見募集を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） そういう予定だということですね、早急に今までの検討経過、  
原案も含めて、ホームページへ掲載していただきますようお願いをいたします。

（2）です。推進官に関連してお尋ねします。

①です。

市長の補助機関に関連して、地方自治法第158条第1項では、長の権限に属する事  
務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該  
普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、  
条例で定めるものとするされています。推進官は今までなかったポストでありまして、  
ホームページ上で検索しましたが、設置の根拠となる要綱等が見当たりません。今回は  
そのようなものが必要ないのかもしれませんが、情報公開されておられませんので、  
推進官の設置目的と所掌事務をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

まず、設置の根拠でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第6条におきまして、法令に特別の定めがある場合を除き、教育委員会の事務局に置かれる職員の職の設置については、教育委員会規則で定めると規定されております。これを根拠として設置されたものでございます。

推進官の職の設置と職務につきましては、令和5年2月24日付で一部改正をし4月1日付で施行しております、香美市教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則第2条別表に、上司の命を受け、頭書の事項に関する専門的事務に従事し、当該事務に従事する職員を統括すると定めております。現在、主に生涯学習振興課の分掌事務といたしまして、よってたかって生涯学習フォーラムの事業実施に従事しております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 根拠がちゃんとあってよかったです。もちろんそうですね。それでは、②でございます。

先ほど次長から紹介がありました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。

これを受けて、令和5年1月31日に作成されました、令和3年度香美市教育委員会施策に関する点検・評価報告書では、外部評価として、総体としては、今年度の香美市の教育振興基本計画に基づく教育委員会の各取組・事業は、昨年同様、難しい状況の中、工夫と努力により計画の遅れが最小限となるよう進められたものと判断する。なお、このことを確認した上で、以下本年度の施策に対する新型コロナウイルス感染拡大の具体的な影響、並びに視点1～3における概況について確認しておくことにしたいということで、視点1、主体的に学び、社会を生き抜く力を持った人材を育てますにおいては、まず、不登校担当教員配置サポート事業等への取組が行われたものの、全体として長期欠席児童・生徒の出現率が依然高止まりしていることが気にかかる指摘され、内部評価も外部評価もともに2、成果が得られたが改善が必要とされています。

市長は教育に関連して、自身の問題意識は不登校対策であるとたびたび述べられております。このことから、先ほど生涯学習振興課に配置されて、よってたかって生涯学習フォーラムというお話がありましたけど、特別にせっきく新しいポストを構えて、やっぱりこの報告書の中でも問題とされ、自身も言われていることについて対応していくのが、一つの筋じゃないかなと私なりに思ったんですけれども。そこで、お尋ねするわけです。不登校対策と推進官との関連はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 推進官につきましては、子供の数が激減する近未来も見据えて、香美市の学園都市像を具体化し、大学までの連続した学びによる探究教育を推進

していただく考えで配置しております。不登校対策についてをメインに、お仕事をお願いしているわけではございません。

先ほどありましたとおり、課題に対して今年度こういった形で取り組むかというところですが、まさに不登校対策も一つであります。私は、やはり家庭の御事情から不登校になる場合もあると考えまして、人事異動の際には、次長を福祉事務所から異動させまして、福祉面からのサポートで不登校対策になればという考えであります。

また、これから子供の数が減っていくということで、対外的にしっかりと香美市の教育をPR、宣伝して、呼び込んでいくことが必要であると思います。そういったときに、香美市の特徴をどう出していくかといったときには、今の教育委員会の中ではなくて、外から見た形でいろいろなアドバイス等もいただけるのではないかという思いもあって、今の2人の方を採用しています。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 教育行政というか全般に関しては、今般もいろんな要素が入れ子状態になっていてなかなか切り分けづらいですけれども、昨日の一般質問においても、保護者であり、児童クラブにお子さんを通わせている方からの率直な心配がありました。そのことに関して、僕も答弁をずっと聞いていたんですけど、木で鼻をくくったような答弁ではなかったかなと。彼女も彼女なりに自分の立場もあり、いろんな要素もありながら、私の勝手な想像ですが、ある種勇気を振り絞ってあの質問に立たれたと思います。そして、今日の質問にもありましたが、学校給食の話ね。そんなのも要は全部、今回振興計画をよってたかってにするのかは分かりませんが、ある種その中に含まれると思っています。そういう意味では、もうちょっと幅広いというか、確かに市長の言われることも分かりますけれども、せっかくのポストやから、この中に課題としてあるものを一度見ていただいて、それについてもいろんなお知恵を頂いたほうがいいかなと思います。

新しく後期計画になって、高知工科大学との連携のところ、山田高校との連携ということでありました。推進官になられた方が山田高校の前任の校長先生ということで、そちらのほうにもひょっとしたら力を入れていくのかなとも思いました。その言及はなかったのですが、今せっかく計画を見直していますので、全体的にぜひ見直されて、それに向けての一つの知恵も頂くような形でやっていただけたらいいと思います。

③です。

この制度、つまり推進官の設置目的と所掌事務は今お聞きしましたけれども、次期計画の中に引き継がれるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

第2期香美市教育振興基本計画の策定に当たりましては、急激に変化する社会の中で、

子供たちが時代の担い手として活躍できるような施策を検討しております。推進官にはその専門性を十二分に発揮し、施策の実現に取り組んでいただくことになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） やっぱり学園都市として本市が取り組むべき教育は、皆さんの考えと僕は違うかもしれませんが、探究ということをお聞きすると、極端に言うと、10人、20人の専門的な、ある種先端のスキルを持った人を育てるところに軸足がシフトしてるのかなという気もしないではありません。それはそうとして、やはり教育振興基本計画は基本的に違うんじゃないかなと。本市で暮らす子供たちが将来の幸せを担保するために、様々な難しい状況を抱えている子供たちに対しても、しっかりと支えながら育成していくとか、そういうところにやっぱりちゃんと重点を置いていかないと、何か勇ましい、勇ましいかな？1期目のときには、活力ある教育から躍動する教育へというスローガンでありました。そのときに私が言わせていただいたんですけど、教育が躍動してどうするんや、飛び跳ねてどうするんやという話をしました。その後、後期計画になったときにはもうその言葉はなくなって、よってたかってということになりました。自分も決まった場にいたんですけど、よってたかってどうするのと、自分は、みんなが力を合わせてというふうな言い方のほうがいいんじゃないかなと思ったものでした。

そういうことを考えながら、この令和3年度香美市教育委員会施策に関する点検・評価報告書の概要を読むと（資料を示しながら説明）、実に真っ当なことが書かれているんですね、ある意味。何て書かれているかという、香美市は教育方針を基に「心豊かな人づくり、人権尊重を核としたまちづくり」を推進しています。市民一人一人が、国際化、情報化、高齢化等の社会の変化に対応し得る能力を身につけ、心身ともに健康で調和の取れた人間形成を自ら成し遂げ、自己実現が図れるように、生涯学習の推進体制や環境を整備し、「学びをたのしむ人々が育つ風土づくり」に努めてきました。これは本当に、実に落ち着いた真っ当な話やなと思いました。

一方で、これはもう新しい計画になり始めていますから、このよってたかって教育には何て書いてあるかという（資料を示しながら説明）、「私たちの香美市は、学校や各教育機関、団体の力により探究の「まち」として力強い教育をすすめていきます。特に平成31年度からの後期計画では、今までの学校での育ちを確かなものとしつつ、市民の皆様が主人公となる「よってたかって教育」により、生涯学習の充実を行っていきます。そして、市内の至るところで「探究」的な活動が沸き起こる「まち」を目指します。」と書いています。私は目指すべき方向はこっちだと思いますので、それは私の意見ですけども、取りあえず推進官も設置されましたので、皆さんの知恵と、そして総力を挙げて新しい振興計画をしっかりと作成していただければと思います。

それでは、3問目に移ります。続きまして、やなせたかし記念館のあるまちづくりに関連してお尋ねいたします。

やなせたかし記念館のあるまちづくりについては、関連する一般質問をこれまで13回行ってまいりました。その趣旨は、やなせ先生にたくさんのプレゼントを頂き、思いを託された本市の最大のミッションは、人生喜ばせごっこがモットーだったやなせ先生に喜んでいただくことだと考えることからでございます。やなせたかし記念館のあるまちづくりに関連してお尋ねしたいと思います。

(1)です。

過日、記念館のファンの方から、記念館の外壁が汚れているという御指摘を受けまして、早速現地で確認しました。汚れていることは担当課も現状把握していると思いますが、これは早急な対応が望まれると思っています。

一方で、やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団の令和4年度事業報告を見ると、本市が指定管理をお願いしている施設は、アンパンマンミュージアム、詩とメルヘン絵本館、別館で、この報告書の中にある、公2、美術館の運営事業の(1)の②建物・展示の修繕・保守等を見る限りでは、どのようなリスク分担になっているか分からない。協定書みたいなのは公開されていませんので、読み取れませんでした。

そこで、以下の施設の本市の事業に係る部分の現状についての認識と、修繕に向けた予定等をお願いいたします。

①です。

アンパンマンミュージアムに関連しましては、香美市公共施設等総合管理計画に、平成27年度に4階ギャラリー、1階エントランス、地下の空調改修、平成28年度に東側の外壁改修、令和3年度に非接触型トイレ便器への改修等が行われたと書き込まれております。このことから考えると、どうも外壁の改修は本市のほうではないかとも思いますが、本市の業務に係る部分の現状についての認識と、修繕に向けた予定等をお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

各施設において修繕箇所が必要であることは認識しております。アンパンマンミュージアムについても修繕の必要な箇所があることは認識しておりますが、現在、修繕の予定はございません。

先ほど言われました、平成27年度に工事費約1億600万円で空調工事をしたり、平成28年度に外壁の改修工事を1,500万円程度で行ったり、非接触型のトイレに約800万円で改修工事をしたのは、市のほうが行っております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 外壁が汚れてるのは認識してますよね。

ちなみにですけど、リスク分担って幾らが分岐点になってますか。

- 議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 正確な金額は覚えていないんですけれども、何万円以下の修繕だったら財団のほうで見ていただく決まりになっております。その金額はまた後でお知らせします（後に「税抜き130万円未満の工事」と説明あり）。
- 議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。
- 7番（山崎眞幹君） この報告書では、財団が行った修繕について13か所ありましたと列記されています。普通は、いろんな施設がありますけど、大体リスク管理としては30万円ぐらいが境かなと思います。これを見ると、財団のほうも別館で81万7,300円と出しているわけですよ。結構財団の負担が大きいなという思いもありますけれども、以下、同じような質問になりますけど、外壁の修理なんかは財団と話をして、長期的な計画なんていうのは立てたりしないんですか。
- 議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 長期的な計画などは立てておりませんが、取り急ぎ建物で一番改修・修繕が必要なことは、屋上の防水工事かと思っております。
- 議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。
- 7番（山崎眞幹君） それはやる予定にしているんですか。
- 議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 次の質問にも関わってくるかと思うんですけれども、今、財団で改修したいと思っているのは、詩とメルヘン絵本館の結露対策工事を一番最初にしないといけないと考えておりますので、それが終わってから考えたいと思っております。
- 議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。
- 7番（山崎眞幹君） じゃあ②に行きます。
- 詩とメルヘン絵本館に関しては、同じ計画では、平成28年度に空調機の改修、令和3年度に非接触型トイレ便器への改修が行われ、一般質問当初にもあって、先ほど言われた結露対策のための改修がうたわれています。ただ、私が見たところによりますと、東側の屋根の軒先が随分傷んでるんですよ。これが金額的に本市の事業に係る部分かどうかはよく分かりませんが、その修繕について、財団とのお話の中で出てきたことはありますか。
- 議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 結露対策に関しましても、建物自体がデザイン性の高い建物ですので、徹底的に結露対策をするには、全部覆うぐらいの改修が必要なのではないかという案が出ておまして、それでいくと約6,000万円という金額が出ております。ただ、それで確実に直るかどうかはこちらのほうでもまだ確認できておりませんので、また検討し続けたいと考えております。
- 議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君）　　ということは、その6,000万円をどういうふうに割り振るかを協議しているということですかね。

○議長（山本芳男君）　　生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君）　　平成28年度に4,500万円で改修しておいて、また6,000万円で改修となると、これはちょっとあまりにも改修費用が多くなりますので、6,000万円もかからず効果のある工法がないかを今探しております。

○議長（山本芳男君）　　7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君）　　③です。

別館に関しては、その計画書には何も書かれていませんけれども、これは何か本市の事業に係る部分の現状については取りあえず問題ないという認識でしょうか。

○議長（山本芳男君）　　生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君）　　一緒に替えられた関係で、令和2年度に50万円で非接触型トイレには別館のほうも替えさせてもらっております。ただ、外壁のほうはひょっと高压洗浄機で落とせるかもしれないということですので、そういうことも考えたいと思うんですけど、高压洗浄機を当てて外壁が傷んでしまってもいけませんので、またその辺りもいろいろ検討しております。

○議長（山本芳男君）　　7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君）　　高压洗浄機は危ないですよ、僕もやりました、ドアを。  
④です。

太鼓橋（連絡橋）ですけど、これはどこの所有かが分からない。ただ、この報告書を見ると、香美市から指定管理を受けているのはその3つしかありませんので分かりませんが、塗装の剥がれた部分とか、ミュージアム側の下のほうでケーブルがむき出しになっていて、子供が触れる可能性があるので、危ないんじゃないかなというふうに見ました。早期の改修が必要ではないかと思っておりますので、この件についての見解ですけれども、もし財団と協議するような場があれば、お知らせしてあげたらどうかと。

○議長（山本芳男君）　　生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君）　　そのようにさせていただきます。

○議長（山本芳男君）　　7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君）　　なかなか難しいことは何となく分かるんですけど、ただ、2010年でしたかね、駅前の香美市いんふおめーしょんオープニングセレモニーにいらっしやっただやなせ先生は、アンパンマンミュージアムの玄関口としての土佐山田駅の現状を御覧になって、これはふさわしくないと感じられたそうです。その修景について「オイドル絵っせい」で言及されておりました。その後、やなせ先生の体調が優れなくなったことなどから、やなせ先生本人が修景するような気持ちでいたみたいなんですけれども、それはかないませんでした。言わば、あとは時の流れに任せて、状況に任せて、いろんなものがなくなってしまう状況でもあります。

ただ、本当に本市のアンパンマンミュージアムというものは、世界に一つしかない愛と勇気のシンボル施設と私は思っています。ですから、関係する施設も含めて、その管理とか修繕については、やはりやなせ先生への感謝の気持ちと敬意が必要だと思っています。状態が悪いままでいつまでも放置するようなことは、あってはならないと私は思っています。この状況を人生喜ばせごっこのやなせ先生が御覧になると、とても悲しまれるのではないかと思います。そういうことも含めまして、今のところ、なかなか私の目から見るとちょっと遅いなと思いますけれども、早期の対応をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(2)に移ります。

昨年10月定例会議で、やなせたかし記念館のあるまちづくりを第3次香美市振興計画の中にはしっかりと政策として位置づける姿勢が必要だと思うが、見解はというような質問に対しまして、市長の答弁は、何か今年度中に、昨年のことですけど、計画を立てて、来年度はしっかりと動ける体制をつくりまして、やなせ先生の思いをしっかりと受け継げるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますというものでした。まだ体制等が整っていないようであれば、スタートアップとして、例えば、カミーティア、最近名前決まりましたね、星のキャラクター。頭にいただいて、やなせうさぎと13キャラクターが楽しく集うカリヨン時計の作製はどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から、星のキャラクターカミーティア、そしてやなせうさぎと13キャラクターが楽しく集うカリヨン時計の御提案がありました。昨年御答弁させていただきまして、やなせ先生の思い、そして感謝をしっかりとまちとして受け継いでいくべく、まずは展示館というやなせ先生個人について御紹介する建物を検討していきたいと考えております。このことにつきましては、香美市が建てるのか、財団が建てるのかも含め、議会後に財団と意見交換をさせていただいて、財団の方針も聞いた上で進めてまいりたいと考えております。

また、議会冒頭でお話しさせていただいた全国市長会の座談会で、「ラブライブ！サンシャイン！！」の沼津市長、手塚治虫記念館の宝塚市長、「ゲゲゲの鬼太郎」の水木しげる記念館の境港市長と意見交換会をさせていただきました。非常に有意義な会で、特に水木しげる記念館が来年建て替えられるという情報を得ることができました。境港市長にどういった展示となるのかなど、改めてお伺いしたいと思っております。

私としましては、展示館において、議員から御提案もありました13キャラクターの活用という視点もしっかりと持って、財団との協議を進めてまいりたいと考えております。

また、余談ではございますが、境港市長からは、水木しげる記念館が20年で建て替えというお話をお聞きしました。香美市においてはそれ以上の建物となっております、今のものを建て替える思いはありませんけれども、しっかりと管理していく点も踏まえ

て、私自身も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 展示館のお話が出ましたので、この財団の事業報告を見ますと、実は財団では積立金を積み立てていまして、公益目的保有財産の積立資産として1億7,200万円と、あとは一般公益目的財産として6,600万円を積立てされていますので、ぜひ両方でお話をされて、後の管理のこともあるので、どこがどれだけどうするかというのはすごく大事だと思います。

時計は展示館じゃなくて庁舎の前にやってください。

最後の4問目の質問に移ります。

広報6月号で第5次まちづくり委員の公募が告知されまして、協働のまちづくりもいよいよ、少しずつではありますけれども、推進に向けた新たなフェーズに入ったのではないかと大変うれしく思っております。そこで、協働のまちづくりに関連して幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、(1)自治会に関連してでございますけれども、協働推進計画の基本方針3、自治会運営・活動に対する支援として、自治会は、住民にとって最も身近なコミュニティーで、協働をすすめる上で行政の重要なパートナーです。公共面でも様々な役割を担っており、地域ごとにきめ細かな対応をしていくためには、自治会の役割が重要です。それらの活動がスムーズに行えるよう、必要な環境整備を図ります。また、自治会の重要性等について啓発に努めますとうたわれております。

過日、情報共有の場として行政連絡会が開催されまして、土佐山田会場では、自治会開催と現在されております、地区敬老事業補助金に関する意見が相次ぎました。そこで、自治会に関連し、確認とお尋ねをいたします。

①です。

地区敬老事業補助金は、地区内の対象者1人につき1,000円とし、例えば対象者が50人の場合は5万円の基本額に1万円が加算されることから、6万円を上限として費用を補助すると。開催費用と記念品費用の配分については、各自治会の裁量に任せるような結論であったと思いますけれども、その認識で間違いのないのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

山崎議員のおっしゃるとおり、今年度から補助金の積算方法等を改正いたしましたので、対象者1人につき1,000円の補助額と、敬老会参加者数に対して加算額があり、今回の事例では5万円プラス1万円の加算で合計6万円となります。開催費用と記念品費用の配分、また、催物とかをいろいろされると思いますが、踊りとかの謝金や、またスタッフ等の必要経費も対象経費となりますので、それらは各自治会の裁量にお任せすることとなります。今後も自治会活動の自主性を尊重しながら、地区敬老事業補助金等

により自治会活動を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ②に移ります。

自治会に関しては様々な議論がそこで出たんですけど、自治会運営活動に対する支援を前提として、現在担っている役割等については一定の整理を行うと市長が言われたような気がするんですけど、これは僕の聞き間違いかもしれませんが、その認識でいいのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

この件に関しましては、自治体の活動について、一定情報を市が把握する必要があるものと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 整理を行うということでもいいですかね、把握と言いましたけど。うなずいていただければ大丈夫です。

それでは、③です。

整理を行うとすれば、どのような方法を予定されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

業務の整理もありますが、庁内での調査はもちろんのこと、自治会長を対象とし、アンケート形式で自治会の状況調査を実施したいと考えております。その中で、使用している集会所等の状況、活動の内容、会員の費用負担状況等も併せて把握していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） まちづくり委員会で委員の公募がありまして、この業務の中に、市民提案型事業・自治会の活性化等に関することと書き込まれていますけれども、その一旦整理されたものを、例えば、まちづくり委員会から御意見を頂くみたいなことも一定予定されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 申し訳ございません。お答えするほどの知識が今のところございませんので、また勉強しておきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） まちづくり委員会の公募がありまして、その一つの業務、いわゆるミッションとして、市民提案型事業や自治会の活性化等に関することとあります

ので、その整理に関して、そこでの何か御意見を頂くとか、前も言いましたけど、第3期まちづくり委員会のときに、随分自治会の件に関しては議論もあったんですよ。そういうことも含めて、ありますかというお尋ねです。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、自治会の運営というのは、香美市にとって非常に重要なことだと思っております。先ほどお答えさせていただいたように、調査というのは、それぞれの自治会によって活動内容にかなり違いがあることが分かりました。参加率もそうでありまして、また、費用負担の部分でも、例えば、電気代を自治会費から出して、その人数が非常に少ないためにかなり高額な費用負担がある自治会から、電気代を香美市で見れないかというふうなお話もありました。

私としましては、自治会運営が市民の生活、例えば御自分の家計からお金を出して、それがなかなか苦しいので自治会をやめるようなことは、一定避けたいという思いもあります。そういった中で、新たに市民提案型事業もつくりましたので、議員がずっとこれまでやられてきた委員会の中で、自治会でこういったことができないかという御提案もいただきながら、市の姿勢としましては、しっかり自治会の運営を支えていくといった思いで、香美市の中でこうしたらいいというものが今のところあるわけではございませんので、いろいろ協力し合ってやっていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 自治会ごとにいろいろ違いもあるのでというお話でした。

④に移ります。

私自身は長年にわたりまして自治会活動にも携わってまいりました。直近の自治会ではどんなことをやっているか、自分の神母ノ木町内会の話をしていただきますと、総会で協議するわけですけども、まず、令和4年度に行った事業報告として、粗大ごみの回収、交通災害共済の取りまとめ、行政連絡会への出席、町内一斉清掃への参加、神母ノ木大川祭、敬老会、年によっては赤線・青線道の改修、そして、寄附金の一括拠出として森と緑の会の募金や日本赤十字募金、赤い羽根共同募金の地域歳末たすけあい募金、社会福祉協議会賛助会費等々、いろいろある。もちろんほかの自治会はほかのこともやっていると思います。防災会と一緒にする防災訓練も自治会。あとは、3年に一度の民生委員推薦とか、結構たくさんあるんですよ。そして、先ほども少し申しましたけど、第3期まちづくり委員会でも自治会に関する議論が様々に行われました。それらの議論や自らの経験も含め、先やりさんがとても悩んでるところのとどのつまりは、自治会ごとに違いはあるものの、会員の獲得と運営費の捻出問題に尽きると私は思うわけですよ。

そこで、先ほど触れました地区敬老事業補助金の仕組みは、どなたが提案したのか分かりませんが、何ちゅう性善説に沿ったすばらしい仕組みなんだろうと、私は物すごく評価を实はしています。すばらしいな、香美市やったと思いました。この地区敬

老事業補助金の制度設計は、先ほど申しました、いわゆる人とお金、どこの行政でもいっつも問題になるのは人とお金ですよね、自治会における人とお金の問題解決に向けて、大きなヒントになるのではないかと思います。

その地区敬老事業補助金の考え方に倣って、例えば、会員と非会員でサービスに差をつけないかんろうとか、先やりはいろいろ悩んだりするんです。そういうのにかかわらず、対象地域の1世帯当たり例えば500円の補助を行って、年度終わりに余った分の返還を原則とする、ベーシック・インカム制度を基礎的な支援策として創設すれば、自分もあつたんですけど、赤線道の修理するときには全体のお金をなかなか使いづらいですよね。請負事業でやると50万円上限の75%まで補助いただけますけど、その補助裏をどうするかというようなことが問題になります。会員であれ非会員であれ、その地域に暮らしている人の様々な、環境の問題であつたり、防犯の問題であつたりを自治会が管理しているという部分もありますので、そういうことも含めて、後で返還する仕組みもそうです。地区敬老事業補助金の場合も上限があつて、そこを超えたら補助がないけれども、超えなければそこまでの分は補助しますという仕組みなので、同じように、余った分は返還するようなことができればいいんじゃないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

議員の指摘にもございましたとおり、さきの行政連絡会においても、自治会費用や手間などの負担により自治会を離れる人が多いとの意見が出ており、さらに、自治会費が高い原因の一つである、集会所の維持費などへの補助をしてくれという意見も出ておつたと認識しております。

先ほどの自治会の状況調査等を踏まえた上で、支援の方策を探っていく必要があると考えます。また、ベーシック・インカムなど、御指摘のとおり実施する場合は、自治会長の事務手続も煩雑にならないよう、できるだけ簡素な形が望ましいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） その整理の際にぜひ検討課題として上げていただいて、自治会の先やりの皆さん、そして、その地域に住まれている方が安らかになるように、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長より発言があります。

生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 先ほど、やなせたかし記念館のあるまちづくりの質問で、施設改修費の上限についてのお答えができておりませんでしたので、確認いたしましたら、税抜き130万円未満の工事については、やなせたかし記念館で見て

いただくという契約になっております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） なかなか高額ですよ。分かりました。

じゃあ最後の（2）に移ります。委託と指定管理に関連してです。

協働の形態の一つであります委託・指定管理に関して、協働推進計画ではその効果として、市にはない専門性や創造性が期待でき、きめ細やかなサービスの提供が可能となりますとされています。そこで、観光事業に関連した補助金を拠出し、業務委託を行っている一般社団法人香美市観光協会と一般社団法人物部川DMO協議会に関連し、お尋ねします。

①です。

両者の役割分担につきましては、昨年10月定例会議で、観光協会は着地型・体験型観光推進と、そして、物部川DMO協議会につきましては、南国市や香南市との3市を物部川エリアとしてブランディングし、地域の稼ぐ力を、これ自分で書いて字が分からんがですけど、地域と全体という役割分担であると、お伺いしました。

コロナの5類移行に伴いまして、これまで自粛されていた各種イベント等がコロナ前の仕様にリセットされ始め、観光地やイベント等はにぎわいを取り戻しつつあります。しかし、一方で、にぎわいを支える飲食の部分では、観光客や来場者に十分なサービスが行えず、残念な状況が見受けられます。

今日の高知新聞に、梶原町へ台湾からインバウンドの方が行って、図書館へは行くけど飲食は全然せずにそのまま帰ると出ていました。それと同じではないと思いますけれども、例えば龍河洞エリアには飲食を提供する店舗が少なく、観光客の消費意欲に応え、満足度を上げるためにも、飲食の提供に向けての知恵出しは喫緊の課題だと思っております。その他の観光地やイベントでも同様の状況があるのではと考えますので、この課題の解決に向けて、キッチンカーバンクの創出を行い、出店してほしい側と出店したい側の両者が共通のプラットフォームで連絡を取り合い、双方のニーズをマッチングさせるシステムの構築ができればと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

観光地における飲食の提供は重要な課題であり、飲食店が少ないため長蛇の列ができ、施設側に対し不満を募らせるなど、トラブルの原因になることもございます。しかし、実店舗を構えるとなると、開業にかかる初期費用や月々の固定費が必要となり、また、観光施設によっては売上げが季節によって大きく変わるなど、常設することのリスクがございました。

一方、御提案のありましたキッチンカーは、営業場所を自由に変更し、テイクアウトで商品を提供する形態の店舗として、コロナ禍を経て、増加傾向にございます。しかし、キッチンカーには出店場所を選べるメリットがある反面、出店場所の確保が難しいデメ

リットがあると聞いておりますので、飲食提供を強化したい施設サイドと出店場所を確保したい事業者サイド、双方のニーズをマッチさせるシステムの構築はかなり有効と考えております。

また、集客力のある魅力的なキッチンカーも最近増えてきておりますので、観光地におけるキッチンカーの出店は、香美市の観光地のさらなるにぎわい創出にもつながると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 本当に、さっき梶原町の話をしましたけど、飲食があつて初めて、イベントや観光地へ行って、あそこであれ食べておいしかったというのがやっぱり残るんですね。それをちゃんと提供するのには、この観光協会も物部川DMO協議会も、そこに人を連れてくるまではいいんですけど、来た人の満足度を上げるのは割とその施設にお任せみたいな現状なっていると思います。でも、なかなかその施設自体も、周りの飲食については用意できないとかいうことがありますので、さっき答弁いただいたように、ぜひそれに向けて骨折っていただければと思います。ただ、一方で、観光協会と物部川DMO協議会のミッションとしては、別にそこまでうたわれていないので、なかなかそこをどうクリアしていくのか、課長の腕の見せどころだと思います。

②に移ります。

事業者の数やイベントの数、また、説明を受けた、広域であるのか香美市内だけであるのかを考えれば、ここは物部川DMO協議会がバンクを創出したしまして、キッチンカーの登録条件を、例えばどこかの観光協会の会員であることとすれば、つくり込み次第ではうまく回っていくんじゃないかなと思いますけれども、その点の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

登録条件を香南・香美・南国のいずれかの観光協会の会員にすることで、地元の事業者を優先することができるのと同時に、各観光協会の会員獲得にもつながると考えております。今後、物部川エリアにどれくらいの事業者がいるのか調査した上で、物部川DMO協議会において、キッチンカーバンクの創出やマッチングシステムの構築が可能か、また、構築が可能である場合は、その運営方法も含めて協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） やっぱり観光は、昔から言われていますけれども、交流人口の増、そして裾野が広く、ある意味稼ぎ頭になる可能性もありますので、地域事業者の皆さんの幸せも含めて、できる汗をかいていただいて、ぜひこのキッチンカーバンクが

できますことを祈念して、本日の質問の全てを終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで終了します。

次の会議は6月22日午前9時から開会します。

（午後 1時59分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

6月定例会議会議録（第5号）

令和5年6月22日 木曜日

令和5年香美市議会定例会6月定例会議会議録（第5号）

招集年月日 令和5年6月2日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月22日木曜日（審議期間第21日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	11番	山崎晃子
2番	公文直樹	12番	笹岡優
3番	中平麻衣	13番	濱田百合子
4番	西村剛治	14番	山崎龍太郎
5番	西山潤	15番	利根健二
6番	森田雄介	16番	小松紀夫
7番	山崎眞幹	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男
10番	比与森光俊		

欠席の議員

8番 小松孝

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
税務収納課長	猪野高廣	ふれあい交流センター所長	植田佐智
市民保険課長	萩野貴子	会計管理者兼会計課長	明石清美
福祉事務所長	野邑裕永	《香北支所》	
健康推進課長	宗石こずゑ	支所長	前田哲夫
高齢介護課長	中山繁美	《物部支所》	
建設課長	野村文紀	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

農業委員会事務局長 和田雅充

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長      一 圓 幹 生                      議 会 事 務 局 書 記      今 井 沙 織

議 会 事 務 局 書 記      横 田 恵 子

#### 市長提出議案の題目

- 議案第 42号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 43号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 44号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 45号 令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 46号 香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 議案第 47号 香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 48号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 49号 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 50号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 51号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 52号 香美市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 53号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 54号 香美郡殖林組合規約の変更について

#### 議員提出議案の題目

な し

#### 議事日程

令和5年香美市議会定例会6月定例会議議事日程

（審議期間第21日目 日程第5号）

令和5年6月22日（木） 午前9時開議

- 日程第1 議案第 42号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第 43号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第 44号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第 45号 令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘

定) 補正予算 (第 1 号)

- 日程第 5 議案第 46 号 香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 47 号 香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 48 号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 49 号 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 50 号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 51 号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 52 号 香美市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 53 号 香美市子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 54 号 香美郡殖林組合規約の変更について

#### 会議録署名議員

1 番、有光収三君、2 番、公文直樹君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。8番、小松孝君は、所用のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第42号、令和5年度香美市一般会計補正予算(第2号)、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第43号、令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第44号、令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第45号、令和5年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第46号、香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

6番、森田雄介君。

○6番(森田雄介君) 議案第46号の3ページになりますけれども第4条第3項と、4ページの第5条第3項を読んでいきますと、「当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に」というような言い回しがあります。この「ファイルへの記録がされた時」とはどのようなときなのか、お聞きいたします。

また、同じ3ページの第4条第5項のところには、電子機器による使用料の納付のことを規定しておるんですけれども、これは実際にクレジットカードとか、また、この間も質問しましたけれども、カミカなんかは考えられないのか、お聞きいたします。

○議長(山本芳男君) 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長(竹崎澄人君) お答えいたします。

1点目です。第4条第3項と第5条第3項の条文を要約しますと、オンラインによる申請等について、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに市の機関に到達したものとみなすといった意味合いになります。電子計算機は、サーバーとか端末とかになるかと思えます。御質問ですけれども、こちらは今後施行規則をつくっていくことになりまして、詳細なところは運用の仕方で煮詰めていきたいと思っております。

2点目のクレジットカードやカミカでございますが、こちらにつきましても、規則等で定めるものをもってすることができるという条文となっておりますけれども、具体的なところにつきましては、これからの調整が必要と考えております。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第47号、香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第48号、香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第49号、香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第50号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第51号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第52号、香美市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第53号、香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第54号、香美郡殖林組合規約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第42号から日程第13、議案第54号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は、6月28日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、6月28日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は6月29日午前9時30分から開きます。

本日はこれで終了します。

（午前 9時09分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

6月定例会議会議録（第6号）

令和5年6月29日 木曜日

令和5年香美市議会定例会6月定例会議会議録（第6号）

招集年月日 令和5年6月2日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月29日木曜日（審議期間第28日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	ふれあい交流センター所長	植田佐智
税務収納課長	猪野高廣	会計管理者兼会計課長	明石清美
市民保険課長	萩野貴子	《香北支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	前田哲夫
健康推進課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
高齢介護課長	中山繁美	支所長	片岡亮
建設課長	野村文紀		

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和田雅充	上下水道局次長	田村美智代
-----------	------	---------	-------

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生      議会事務局書記 今 井 沙 織  
議会事務局書記 横 田 恵 子

## 市長提出議案の題目

- 議案第 4 2 号 令和 5 年度香美市一般会計補正予算（第 2 号）  
議案第 4 3 号 令和 5 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）  
議案第 4 4 号 令和 5 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）  
議案第 4 5 号 令和 5 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）  
議案第 4 6 号 香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について  
議案第 4 7 号 香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4 8 号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4 9 号 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 0 号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 1 号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 2 号 香美市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 3 号 香美市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 4 号 香美郡殖林組合規約の変更について

## 議員提出議案の題目

- 発議第 3 号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
意見書案第 6 号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書の提出について  
意見書案第 7 号 酪農・畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書の提出について  
意見書案第 8 号 生産費に見合った水準の価格保障、多面的機能を評価した所得補償の充実で食料自給率の向上を図るよう求める意見書の提出について  
意見書案第 9 号 税務相談停止命令制度の慎重な運用を求める意見書の提出について  
意見書案第 1 0 号 全国一律制の最低賃金 1, 5 0 0 円を求める意見書の提出について  
意見書案第 1 1 号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書の提出に

ついて

## 議事日程

令和5年香美市議会定例会6月定例会議事日程

(審議期間第28日目 日程第6号)

令和5年6月29日(木) 午前9時30分開議

- |       |       |     |   |
|-------|-------|-----|---|
| 日程第1  | 議案第   | 42号 | 令和5年度香美市一般会計補正予算(第2号)                                   |
| 日程第2  | 議案第   | 43号 | 令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)                       |
| 日程第3  | 議案第   | 44号 | 令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)                       |
| 日程第4  | 議案第   | 45号 | 令和5年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)                   |
| 日程第5  | 議案第   | 46号 | 香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について                        |
| 日程第6  | 議案第   | 47号 | 香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 日程第7  | 議案第   | 48号 | 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程第8  | 議案第   | 49号 | 香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 日程第9  | 議案第   | 50号 | 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第   | 51号 | 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第11 | 議案第   | 52号 | 香美市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第12 | 議案第   | 53号 | 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 日程第13 | 議案第   | 54号 | 香美郡殖林組合規約の変更について  |
| 日程第14 | 発議第   | 3号  | 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 日程第15 | 意見書案第 | 6号  | 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書の提出について            |
| 日程第16 | 意見書案第 | 7号  | 酪農・畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書の提出について                         |
| 日程第17 | 意見書案第 | 8号  | 生産費に見合った水準の価格保障、多面的機能を評価し                               |

た所得補償の充実で食料自給率の向上を図るよう求める  
意見書の提出について

日程第18 意見書案第 9号 税務相談停止命令制度の慎重な運用を求める意見書の提出について

日程第19 意見書案第10号 全国一律制の最低賃金1,500円を求める意見書の提出について

日程第20 意見書案第11号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書の提出について

日程第21 議員派遣の件

#### 会議録署名議員

1番、有光収三君、2番、公文直樹君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時30分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の日程等につきましては、本日、議会運営委員会が開催されております。協議の結果につきましては、議会運営委員会委員長、小松紀夫君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思っております。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案42号、令和5年度香美市一般会計補正予算(第2号)から、日程第13、議案第54号、香美郡殖林組合規約の変更についてまで、以上13件を一括議題とします。

初めに、6月22日に開催されました予算決算・総務・教育厚生各常任委員会の審査結果につきましては、お手元に配付しました委員長報告書のとおりです。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第42号から、日程第13、議案第54号までの13件を一括して採決します。

以上、13議案に対する委員長の報告は可決であります。13議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山本芳男君) 全員起立であります。よって、議案第42号ほか12件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第14、発議第3号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第20、意見書案第11号、物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書の提出についてまでの7件は追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 異議なしと認めます。よって、日程第14、発議第3号から、日程第20、意見書案第11号までの7件の案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

次に、日程第13、発議第3号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 発議第3号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

令和5年6月29日提出、香美市議会議長 山本芳男殿、提出者 香美市議会運営委員会委員長 小松紀夫

香美市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ク中「事務」の次に「（奥物部ふるさと物産館に関する事務を除く。）」を加え、同項第3号に次のように加える。

カ 物部支所の所管に関する事務のうち奥物部ふるさと物産館に関する事務  
附則

この条例は、令和5年6月29日から施行する。

条例の一部改正の理由としましては、常任委員会の所管の中で、観光における事務を総括的に調査する観点から、奥物部ふるさと物産館に関する事務の所管を、総務常任委員会から産業建設常任委員会に変更するための条例改正でございます。

御審議よろしくお願いいたします。

【発議第3号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15号、意見書案第6号、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常守る取組の強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 9番、舟谷千幸です。意見書案第6号、新型コロナウイルス

感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書の提出について、趣旨説明を行います。

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などのいわゆる後遺症により、仕事や学業の継続が困難になる方も多いと言われていています。後遺症については、いまだ明確な病因・病態が解明できていない状況であり、実態調査や研究が必要な状況です。後遺症に悩み、社会生活上に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題です。

よって、国に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために積極的な取組を求めます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

【意見書案第6号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、意見書案第7号、酪農・畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 7番、山崎眞幹でございます。意見書案第7号、酪農・畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書の提出について、趣旨説明を行いたいと思います。

ロシア・ウクライナ戦争に端を発した飼料・資材・光熱費の高騰や、コロナ禍での牛乳需要減少等により、酪農と畜産は過去に例のないような危機に直面し、香美市でも例外ではございません。よって、国におかれては、この窮状を打開するための施策の実施を早急かつ継続的に行われますよう、意見書を提出いたします。

案文につきましては、お手元のタブレットを御参照いただきまして、同僚議員の皆様のお賛同をよろしくお願いたします。

【意見書案第7号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、意見書案第7号を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、意見書案第8号、生産費に見合った水準の価格保障、多面的機能を評価した所得補償の充実で食料自給率の向上を図るよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 12番、笹岡 優です。意見書案第8号、生産費に見合った水準の価格保障、多面的機能を評価した所得補償の充実で食料自給率の向上を図るよう求める意見書案について、趣旨説明を行います。

まず、国会及び政府に対して意見書を上げる必要性についてですが、第1に、日本の食料自給率はカロリーベースで38%、種や肥料の外国依存を含めると10%です。人口1億2,000万人が暮らす日本にとって極めて異常な事態です。日本政府は、軍事力の防衛議論は盛んにしますが、食料の安全保障、食料防衛の視点が完全に欠落しています。一たび紛争状態になれば真っ先に輸入が止まります。相手国も真っ先に輸入船を攻撃対象とするでしょう。大海原でどうやって輸入船を守るのでしょうか。外国に胃袋を握られた国がいかにかに不幸な運命をたどるかは、歴史が証明しています。今こそ食料自給率向上の方向に大きくかじを切るときだと思います。

第2に、資本主義社会における自由主義経済のシステムでは、価格決定のシステムは、工業製品をつくるサラリーマン層、第二次産業従事者の所得水準によって、農家従事者の所得が抑えられる仕組みが働きます。第二次産業従事者の所得水準より農業所得者の所得が高くなれば、農産物は高く、サラリーマン層、第二次産業従事者は買うことができません。一方で、農業は、田植え機、トラクター、コンバインなどや、肥料、飼料、資材などの第二次産業製品を使わなければ成り立ちません。結果として、農業従事者全体の所得、パイは減り続け、第一次産業としての基幹的農業従事者が30年間で半分の130万人まで激減した大きな要因となっています。円安と肥料、資材高騰の中で、耕作を放棄せざるを得ない農地の広がりも懸念されています。今必要なことは、サラリー

マン層、第二次産業従事者並みの所得を補償し、若い層が希望を持ち、新規就農者を含め、農業従事者が持続可能な生産費に見合った水準の価格保障の仕組みと、環境面など多面的な機能を果たしているこのことを評価した所得補償の充実が必要ではないでしょうか。その方向にしか日本の食料自給率向上を図る道はないと思います。

EUの共通農業政策、Common Agricultural Policy (CAP) は、最低価格の保障である価格支持と農業者の収入補償である直接支払いを行っています。アメリカも同様に支援を行っています。

案文の朗読は控えますが、文中の国連の地球温暖化対策としての持続可能な開発目標 (SDGs) と、家族農業の10年、世界の飢餓、食糧問題と地球環境の保全の視点について考慮していただき、同僚議員の賛同をお願いし、趣旨説明とします。よろしくお願いいたします。

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 5番、西山潤です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第8号、生産費に見合った水準の価格保障、多面的機能を評価した所得補償の充実で食料自給率の向上を図るよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

香美市には、野中兼山がつくり上げた山田堰があり、上井、中井、舟入川は香長平野を穀倉地帯とし、米の二期作地域として全国に知られました。先人は急峻な山々を手入れし、炭を焼き、薪を出して、森林の保全に努めてきました。食料確保と水の保全、災害から地域を守る営みとして石垣を積み、農地を守ってきました。その培ってきた文化が捨て去られようとしています。地域の守り手と集落が消えようとしています。これは発展とは言えません。戦前はぜいたくではなかったが、豊かに暮らすことができました。たった七十数年で地域の衰退と森林崩壊、飲料水も含む農業用水などの水不足が深刻になっています。農業の果たしている役割、多面的な要素とその農業従事者の社会的な重要性を評価し、持続可能性を保障することが必要です。今の構造では農業生産物に対し

農家の方が値段を決めることができません。少なくとも生産費に見合った価格水準を保障すべきです。日本の文化として培ってきた農地の保全のためにも、その苦勞が報われる農産物の価格保障、所得補償は待ったなしです。

現在、防衛予算の増額により、かえって周辺諸国との緊張が高まっているように思います。食料安全保障の観点からも、将来にわたって担い手が希望を持って取り組める農業施策の充実が優先的に必要です。その点を強調して賛成討論とします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第8号は、否決されました。

次に、日程第18、意見書案第9号、税務相談停止命令制度の慎重な運用を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。意見書案第9号の趣旨説明を行います。

アメリカ、イギリスを初め諸外国では、納税者はお客様として待遇され、納税者同士の相談は自由であるという納税者権利憲章が制定されております。税務相談停止命令制度のように、納税者の権利を規制し罰則を強めるなど、決して許されることではありません。本意見書案は、権力を持つ側が恣意的な解釈で制度の乱用を行うことを防止するためにも必要であります。

以上、申し上げて趣旨説明とします。御賛同をよろしくお願いします。

【意見書案第9号 卷末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第9号、税務相談停止命令制度の慎重な運用を求める意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

議員各位は、生活相談の中で、税金の相談を受けることはないでしょうか。医療費控除のこと、寄附金控除、住宅借入金特別控除、また、譲渡所得による分離課税の申告、消費税申告関連などなどです。国税庁次長の参議院財政金融委員会での答弁では、税理士業務である税務相談に該当しない自発的取組は阻害しないとの見解を示した一方、税額など、納税申告等に係る助言については税理士法上の税務相談に該当し、個別に判断するが、税理士法違反となる可能性があるとの見解を示しました。税金の相談は最終的には税額に関わってくるわけでありまして、解釈次第で税理士法違反の罪に問われるかもしれません。

現在、税理士会の税務支援を受けている納税者は、申告者数のわずか1割です。市民から相談を受けたとき、年間およそ40万円以上の費用を要する税理士に相談しなさいと言えるでしょうか。

今後、税理士費用も払えない、しかし、申告をしなければならない事業者等は、インボイス制度導入とも相まって大変困惑している現状があります。税務相談停止命令制度創設は、申告納税制度に対し、権力が規制を強める動きであると大きな反対運動が起きました。法制化はされましたが、申告納税制度は尊重するとの国税庁次長の国会答弁を基本に、本制度の慎重な運用を求め、意見書案第9号への賛成討論といたします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第9号は、否決されました。

次に、日程第19、意見書案第10号、全国一律制の最低賃金1,500円を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。全国一律制の最低賃金1,500円を求める意見書の提出についての趣旨説明を行います。

案文にもありますとおり、日本はこの20年間、OECD主要国の中で唯一賃金の上がない国になっています。また、国内の都市部と地方の賃金格差により、過密と過疎が都市部と地方で同時に問題となっております。

賃金の低さは生計維持の困難さを表しております。時給 8 5 3 円では月収 1 4 万 7, 0 0 0 円、年収 1 7 7 万 4, 0 0 0 円です。時給 1, 0 7 2 円でも年収は 2 2 2 万 9, 0 0 0 円です。一方で、労働組合などが試算する健康で文化的な人間らしい暮らしの最低生計費は、東京都や高知県でも変わりなく月額 2 5 万円を必要としております。意見書では、時給 1, 5 0 0 円を目指すよう求めており、その達成で月収 2 6 万円、年間 3 1 2 万円になります。

近年、最低賃金には、労働者のセーフティネットの役割だけではなく、エッセンシャルワーカーの確保や内需引上げによる地域経済の底上げ、人口流出の歯止めの役割・効果が期待できると言われております。本意見書は、そういった認識のもと、国に対して必要な施策をとるよう求めるものです。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第 1 0 号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7 番、山崎眞幹君。

○7 番（山崎眞幹君） 提出者にちょっとお伺いしたいと思います。

先ほど趣旨説明をいただきましたけれども、この案文の中で、賃金が上がらない国とおっしゃっております。このことについて、提出者はこの原因というか理由ですよね、どのように認識されておりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 私の考えということでお答えいたします。

基本的に非正規労働が 2 0 0 0 年代に入って拡大しております。企業がもうけを出そうと思えば、どうしても安い労働力をどんどん求めがちであります。今、非正規労働は全体の 4 割を超え、5 割にも迫ろうかというところになっております。そういった制度の不備がまず一つあるかと思えます。そして、日本の経済力自体が上がっていないと言われながら、大企業の中では内部留保が増えている。こういったお金が賃金に回らないところにも、問題があるかと思っております。そのほかにもあるかもありませんが、私の認識はそのような形であります。

○議長（山本芳男君） 7 番、山崎眞幹君。

○7 番（山崎眞幹君） 提案者が最終的に求めていることにも関連しますが、1, 5 0 0 円という金額の根拠も当然あるわけですが、香美市議会としてこの意見書を提出することになるわけですが、香美市にどれだけ中小企業があつて、その中で、御存じのように今、コロナが一旦収束というか、第 9 波とも言われていますけれども、その状況の中で、借りたお金を返さなければいけない。新たにその資金需要があつて、企業を維持するためにきゅうきゅうとしているような中で、これを実現するためには、じゃあ、その中小企業の方々がどれだけの利益を生まなければいけないのかということは、考えられたことありますか。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 考えられたことがありますかということですが、考えた上で非常に困難であろうとは思っております。そのためにも、中小企業と案文は書いておりますけれども、香美市にあります事業者への支援は必ず必要なものと考えております。中小までいかない、本当に個人でやられているところで、ある程度人を雇用する形の飲食業などを中心としたところには、より手厚い支援が必要かと思えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 提案者は、1,500円なり何なりで、基本的に都会と地方の最低賃金平準化が行われれば、今問題となっている、ずっと政権として地方創生から始まり、今はデジタル田園都市構想ということでやって、言われるような人口の偏在を防ぐような施策をやってきているわけですが、1,500円になれば、自分としては逆にその格差が広まって、地方がどんどん衰退していくんじゃないかと思うわけです。その点についての認識は、本当にそういうふうに思っておられますか。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） これが万能に全てを解決するほどのものではないのかもしれませんが、しかし、職を求めて、より高い賃金を求めてという意味で都市部を目指すことは、実際にあるかと認識しております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 2番、公文直樹です。意見書案第10号に反対の立場で討論を行います。

昨今、燃料、電気代から資材、原料及び製品など、あらゆる価格が上昇しており、今後も物価高騰が続く見通しの中で、最低賃金を引き上げていくことは重要であると認識しております。しかしながら、意見書案の全国一律に1,500円とする内容には賛成できません。

御承知のとおり、コロナウイルス感染症は5類移行となり、多くの事業者はコロナ脱却に向け、従前の生産体制や受入れ体制を整え始めたばかりです。さらに、先ほど山崎眞幹議員からも御質問がありましたが、これまでにパートやアルバイトなど、従業員を守るため、資金調達に大変な苦勞をされ、いわゆるコロナ関連融資などを受けながら、

コロナ禍を何とか耐え忍んできた事業者は、融資返済も行っていかなければなりません。このような現状に対し、国・県もコロナ関連融資の返済や新たな資金調達のために、金融機関や信用保証協会と協力して、借換え保証制度を開始するなどの支援も行っていません。今まさに物価高騰という大変厳しい状況の中、従業員一丸となって立ち向かっていこうとしているときに、最低賃金が急激に引き上げられることで、一生懸命守ってきた従業員を雇えなくなる事業者が少なからず発生すると考えます。

加えて、あまねく業種において人手不足も深刻な問題となっており、多くの雇用主は、それぞれの事業規模やぎりぎりの採算ラインを見極め、雇用条件改善や福利厚生の実、そして、非正規社員の時給引き上げも行ってまいります。

先日、6月25日の新聞報道にもあったとおり、四銀地域経済研究所の調査によると、回答のあった県内企業のうち、非正規社員の賃上げを行った企業は63.7%、このうち約52%が時給50円未満の引き上げ実施と掲載されておりました。

このような現状からも、時間給一律1,500円を目標とするのではなく、アフターコロナ期における各地域の景気回復進捗と労働市場の動向を見極めながら、徐々に最低賃金の引き上げを行っていくべきと考えます。

以上のことから、意見書案第10号には反対いたします。

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 12番、笹岡 優です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第10号、全国一律制の最低賃金1,500円を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

最低賃金は、使用者が労働者に最低限支払わなければならない賃金の下限額を定めたものです。日本の最低賃金は、労働者が自立して生活するには低過ぎ、都道府県で大きな地域間格差があるという世界でも異常な特性があります。日本の最低賃金は、フランス、ドイツ、イギリス、米国ニューヨーク州など、その5割から6割の水準しかありません。ドイツの連邦統計局は、このほど、2022年10月1日に最低賃金を時給12ユーロ、約1,800円へ引き上げたことに伴い、労働者の所得への影響を分析し、全労働者の14.8%に当たる580万人の所得が上昇し、引き上げの恩恵は、女性18%、男性12%に生じたと発表しています。

日本の最低賃金の都道府県格差で最もひどいのが東京都と高知県です。生活に必要な金額の最低生活費は1,645円で同じです。ところが、最低賃金は1,072円に対して、高知県は853円、地域間格差では219円あります。年収差で40万円にもなります。

最低賃金の都道府県格差は、人口の東京圏を中心とする一極集中に拍車がかかり、国土の0.6%に全人口の3割弱が住んでおり、特殊出生率も低い傾向にあり、少子化の

悪循環に陥っています。東京都が最も特殊出生率が低いですね。

日本の場合には1985年に三公社五現業、公的な労働を民営化しました。そして、1985年に労働者派遣法をつくり、どんどん職種を増やしてきました。その結果、先ほどもありましたが、賃金が上がらない。日本の景気が物をつくっても売れない、そういう慢性的なGDPが伸びない国になってしまいました。3月に発表した東京商工会議所の調査で、最低賃金を引き上げるべきと回答した企業が42.4%となっており、日本弁護士連合会も全国一律制実現を求めています。労働運動総合研究所は、時給1,500円に引き上げた場合、国内生産額は17.9兆円引き上がり、新たに106.6万人の雇用が生まれ、国内総生産GDPが1.9%上昇すると発表しています。

最低賃金の引上げには中小企業への支援が欠かせません。社会保険料の事業主負担分の一部を支援する効果的な手だてが必要ですし、その財源は500兆円にも及ぶ大企業の内部留保へ、5年間で10%の時限的課税で総額10兆円の財源を充てれば可能です。当然、課税にかかったものは税控除対象になりますから、大企業の経営への影響はありません。

今、香美市も含め、深刻な労働者不足に陥っています。地域の産業を技能実習生制度によって人材確保を行っています。円安や入管法問題等で陰りが出ており、この面でも最低賃金を引き上げることは待ったなしではないでしょうか。

以上を述べまして、本意見書に賛成の討論とします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第10号は、否決されました。

次に、日程第20、意見書案第11号、物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、濱田百合子です。意見書案第11号、物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書案についての趣旨説明を行います。

コロナ禍のもと行動が制限され、収入減を余儀なくされている状況もある中で、今、物価高騰で家計は大変厳しい状況です。厚生労働省は2013年から2015年の3年間で、生活保護基準のうち、生活費部分の生活扶助基準を平均6.5%、最大10%、年間670億円を削減しました。また、2018年から2020年にも平均1.8%、最大5%、年間160億円削減しています。このような生活保護費削減で、エアコンを

つけない、食事は1日2食で我慢している、風呂はシャワーだけ、ひとり親世帯では親が十分な食事がとれていないケースもあるなど、切実な生活実態となっています。

また、この間、生活保護基準の引下げは生活保護法に違反しているとして、減額処分  
の取消しを求めていた訴訟の判決では、静岡地裁で2013年からの生活保護費基準引  
下げは違法としました。この司法判決を真摯に受け止めることが必要ではないでしょ  
うか。

生活保護基準は様々な制度の土台になっています。例えば、就学援助、保育料、難病  
法に基づく医療費助成、国民健康保険税の減免、介護保険料自己負担額、高等学校奨学  
金、生活福祉資金の貸付け、障害者福祉サービスなど、その他たくさんあります。この  
ように、様々な制度を利用している国民にも多大な影響を及ぼします。だからこそ、物  
価高騰に見合う生活保護基準の引上げが必要ではないでしょうか。

同僚議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第11号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は  
ありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありま  
せんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありません  
か。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、山崎晃子です。私は意見書案第11号、物価高騰  
に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

2022年度の生活保護申請は合計24万5,686件となり、前年度から6.9%増  
えたことが、6月7日、厚生労働省の統計で分かりました。増加は3年連続であり、新  
型コロナウイルス禍の長期化や物価高が影響したと見られるとのことです。

今年3月の生活保護申請は2万4,493件で、前年同月と比べ23.7%増えていま  
す。2万世帯を超えたのは2021年3月以来となっています。3月に生活保護を利用  
した全世帯は、前年同月比4,515世帯増の164万7,341世帯です。その主な要  
因は、世帯主の失業等で利用することになった、その他の世帯が前年同月より6,63  
3世帯も増えたことです。

本市は、昨年度前年度比で申請件数は3件増加、開始件数は4件増加しており、被保  
護世帯内訳では、母子世帯、傷病者世帯、その他の世帯が増えている状況です。

また、総務省が6月23日に発表した5月の全国消費者物価指数は、2020年を100とすれば、価格変動の大きい生鮮食料品を除く総合指数が104.8と、前年同月比3.2%上昇しました。生鮮食料品とエネルギーを除く総合指数で見た物価は4.3%上昇し、第2次石油危機当時の1981年6月以来、41年11か月ぶりの高い伸びとなっています。生鮮食料品を除く食料の価格は9.2%上昇し、47年7か月ぶりの伸びです。過去のオイルショック時の物価急騰には、2年間で6度にわたり生活保護基準の引上げなどが行われました。しかし、今回の生活扶助基準の見直しでは、物価高騰の中、据置きとされ、実質的には引下げとなります。2013年からは、食費や水光熱費に充てられる生活扶助基準が引き下げられ、住宅扶助や冬季加算も2013年以降削減されています。

生活保護引下げ取消しを求めた裁判では、5月26日に千葉地裁、5月30日に静岡地裁でそれぞれ勝訴し、現在11地裁で勝訴判決を出しています。相次ぐ原告勝訴の判決に従い、生活保護基準を引下げ前に戻すことが求められているのではないのでしょうか。

意見書案にもありますように、生活保護基準は国民生活の基盤となっていて、生活保護利用者だけでなく、一般国民にも様々に影響しています。このことから、物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを行うことを求め、賛成討論といたします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第11号は、否決されました。

日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付したとおり、議員を派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり、派遣することに決定しました。

この際、お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更を生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。暫時休憩いたします。

(午前 10 時 20 分 休憩)

(午前 10 時 22 分 再開)

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

以上で、今期定例会議に付された事件は全て議了しました。

ここで、議員表彰について報告がございます。

第 99 回全国市議会議長会定期総会及び第 85 回四国市議会議長会定期総会において、5 人が表彰されましたので、事務局長より報告します。議会事務局長、一圓幹生君。

○議会事務局長（一圓幹生君） 第 99 回全国市議会議長会定期総会において表彰されました方を御紹介させていただきます。

議員在職歴 15 年以上の一般表彰で利根健二議員が表彰されました。

次に、第 85 回四国市議会議長会定期総会において表彰されました方を御紹介させていただきます。

議員在職歴 12 年以上の特別表彰で濱田百合子議員、8 年以上の一般表彰で小松 孝議員、森田雄介議員、村田珠美議員が表彰されました。

ここに謹んで御報告申し上げます。

表彰されました議員の皆様、おめでとうございます。

○議長（山本芳男君） 以上で、全国及び四国市議会議長会表彰者の報告が終わりました。誠にありがとうございます。

次に、定例会議終了に当たり、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 令和 5 年香美市議会定例会 6 月定例会議の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今月 2 日に開会いたしました 6 月定例会議も、山本議長の円滑なる会議運営によりまして、本日閉会となりました。

定例会議には多くの議案を提案いたしましたでしたが、その全ての議案につきまして、慎重かつ適切に御審議、御決定を賜りまして誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

本定例会議では、香美市教育振興計画や児童クラブの運営、通学路や小学校の自転車教室などの教育に関する御質問、さらには、高齢者のデジタル技術活用やフレイル予防による健康づくり、自治会運営への御提案、そして、市役所窓口に対する市民からのクレーム対応についてなど、多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気を引き締めて今後の香美市運営に努めてまいります。引き続きの御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願いいたします。

来月にも梅雨が明け、いよいよ本格的な夏を迎えます。市役所は夏祭りなどの行事に

向けた準備が忙しくなってきました。議員の皆様方におかれましても、何かとお忙しくなるのではと思いますが、この暑い夏を乗り切っていただくべく、くれぐれも御自愛いただければと思います。

結びに、議員の皆様方のますますの御活躍を心より御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（山本芳男君）                    ありがとうございました。

それでは、定例会議終了に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月2日の6月定例会議開会以来、本日までの28日間、皆様の御協力により無事終えることができました。お礼とともに感謝を申し上げます。

本定例会議には、議案13件、報告3件、諮問2件、発議1件、意見書案6件におきまして、それぞれ議員各位の慎重な審査と審議がなされました。

一般質問で14人の議員各位から市政全般にわたり述べられた質問、あるいは質疑などの意見につきましては、しっかり精査され、市政執行に際し十分反映されますよう、要望する次第であります。

去る6月8日に松山市において四国市議会議長会、6月14日に東京都において全国市議会議長会が開催され、それぞれ国への要望事項について審議がされ、決定されました。なお、資料につきましては議長室に置いてありますので、御覧になっていただきたいと思えます。

また、6月9日から12日の日程で、姉妹都市である積丹町を訪問し、昨年中止になっておりました香美市積丹町姉妹都市盟約調印式が開催され、併せて第32回YOSA K O Iソーラン祭りにも4年ぶりに合同チームとして出場されました。訪問されました皆様方には大変御苦労さまでございました。

さて、季節は梅雨の真ただ中でありませう。山ではセミの声も聞こえ、梅雨の晴れ間には夏の気配が感じられる気候となつてまいりました。暑さも日に日に厳しくなつてまいります。熱中症対策を十分に取り、暑い夏を乗り越えていただきますよう、お願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、6月定例会議を終了し、令和5年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前10時28分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

6月定例会議会議録

巻末掲載文書

令和5年香美市議会定例会6月定例会議審議期間予定表

審議期間	月日(曜日)	会 議 等		
	5月26日(金)			再開要求通知・議案書発送
	27日(土)			
	28日(日)			
	29日(月)			
	30日(火)		AM9:30	議会運営委員会
	31日(水)			
	6月1日(木)			
第1日	2日(金)	本会議	AM9:00	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告・市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明
第2日	3日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第3日	4日(日)	休 会		〃
第4日	5日(月)	休 会		【一般質問通告期限(午前9時)・抽選(午後1時)】
第5日	6日(火)	休 会		〃 【全国市長会理事会・評議員会】
第6日	7日(水)	休 会		〃 【全国市長会】
第7日	8日(木)	休 会		〃 【四国市議会議長会】
第8日	9日(金)	休 会		〃 【よさこいソーラン】
第9日	10日(土)	休 会		休日、議案精査のため 【よさこいソーラン】
第10日	11日(日)	休 会		〃 【よさこいソーラン】
第11日	12日(月)	休 会		議案精査のため 【よさこいソーラン】
第12日	13日(火)	休 会		〃
第13日	14日(水)	休 会		〃 【全国市議会議長会】
第14日	15日(木)	休 会		〃 【全国市議会議長会】
第15日	16日(金)	休 会		〃
第16日	17日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第17日	18日(日)	休 会		〃
第18日	19日(月)	本会議	AM9:00	一般質問①
第19日	20日(火)	本会議	AM9:00	一般質問②
第20日	21日(水)	本会議	AM9:00	一般質問③、会派代表者会議
第21日	22日(木)	本会議	AM9:00	議案質疑・委員会付託、予算決算常任委員会、総務常任委員会 教育厚生常任委員会
第22日	23日(金)	休 会		議案審査整理のため
第23日	24日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第24日	25日(日)	休 会		〃
第25日	26日(月)	休 会		議案審査整理のため
第26日	27日(火)	休 会		〃
第27日	28日(水)	休 会		〃
第28日	29日(木)		AM9:00	議会運営委員会
		本会議	AM9:30	議案採決(付託議案の報告～採決)

補正予算・議案審査

6月22日(木)	予算決算常任委員会	議案第42・43・44・45号
	総務常任委員会	議案第46・48・54号
	教育厚生常任委員会	議案第47・49・50・51・52・53号

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第42号	令和5年度香美市一般会計補正予算(第2号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第43号	令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第44号	令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第45号	令和5年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第46号	香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第47号	香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第48号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第49号	香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第50号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第51号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第52号	香美市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第53号	香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第54号	香美郡殖林組合規約の変更について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

発議第3号

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規程により、次のとおり  
発議を提出します。

令和5年6月29日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会運営委員会

委員長 小松紀夫

## 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ク中「事務」の次に「（奥物部ふるさと物産館に関する事務を除く。）」を加え、同項第3号に次のように加える。

カ 物部支所の所管に関する事務のうち奥物部ふるさと物産館に関する事務

### 附 則

この条例は、令和5年6月29日から施行する。

## 意見書案第6号

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める  
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係  
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和5年6月29日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 舟谷千幸

賛成者                   "                   山崎真幹

賛成者                   "                   山崎龍太郎

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める  
意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、い  
わゆる後遺症を訴える方が増えています。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低  
下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いわれ  
ています。

後遺症は、社会生活上非常に影響が大きく、例えば、子どもの場合は自分から症状  
を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもあります。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩  
み生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題です。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、  
一人一人の日常を守るために、次の事項について積極的に取り組むことを求めます。

## 記

1. 疲労感・倦怠感を主訴とした新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CFS）との関連や一部医療機関で実施されているBスポット療法（EAT・上咽頭擦過療法）の効果等の検証を含めた、実態調査や研究を推進すること。
2. 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。
3. 後遺症に対応できる医療機関や相談窓口の拡充、治療への支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月29日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
内閣官房長官	松野博一殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

## 意見書案第7号

### 酪農・畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和5年6月29日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 山崎真幹

賛成者 " 山崎龍太郎

賛成者 " 舟谷千幸

### 酪農・畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書（案）

今、日本の酪農・畜産経営は、過去に例のない危機に直面しています。飼料をはじめあらゆる生産資材、光熱費等が高騰しているにもかかわらず、生産費の上昇を乳価や畜産物価格に十分に転嫁できていない状況です。

特に酪農は、コロナ禍の影響で牛乳需要が減少した結果、乳製品在庫が増加し、乳業メーカーによる乳価引き上げが実現しておらず、香美市を含め全国で酪農家の減少が続いています。

また、配合飼料価格安定制度による補填は、令和4年度第3四半期は緊急対策が講じられましたが、今後も実質負担の増加が懸念されます。

このままでは日本から酪農・畜産業が消えかねない非常事態であり、国民が国内で生産された牛乳や畜産物を手に入れることが困難になってしまいます。

よって、国におかれては、過去に例のない危機に直面している日本の酪農・畜産経営の窮状打開のため、下記の施策を早急 to 実施するよう強く求めます。

## 記

1. 配合飼料価格安定制度への十分な予算措置をすること。
2. 高騰前の飼料価格と比較し、増加した生産者の実質負担を抑制すること。
3. 生産コスト増加分を適切に価格転嫁できる環境整備をすること。
4. 生乳需給調整機能が適切に発揮されるよう、生産者と乳業者が一体となった乳製品在庫削減対策や牛乳消費拡大に対する支援を強化すること。
5. 食料安全保障の観点からも、将来にわたって担い手が希望を持って取り組めるように、経営安定対策など各種施策の一層の充実を図ること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年6月29日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
農林水産大臣	野村哲郎殿
経済産業大臣	西村康稔殿
財務大臣	鈴木俊一殿
内閣官房長官	松野博一殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

## 意見書案第 8 号

生産費に見合った水準の価格保障、多面的機能を評価した所得補償の充実で食料自給率の向上を図るよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 5 年 6 月 29 日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 笹岡 優

賛成者 " 西山 潤

賛成者 " 山崎 龍太郎

生産費に見合った水準の価格保障、多面的機能を評価した所得補償の充実で食料自給率の向上を図るよう求める意見書（案）

食料自給率が 38% と落ち込み、食の海外依存が深まる日本において、気候危機やコロナ禍に加えてロシアによるウクライナ侵略が重なり、世界は第二次大戦以降、最悪の食料危機に直面しています。その影響をもろに受け、わが国の食料価格は過去最高レベルに高騰しています。中国など新興国の人口増加や経済成長による食料需要の増加もあいまって日本が思うように食料を確保できない事態も生まれています。

さらに、大半が輸入に依存する肥料、飼料、燃油、タネなど資材価格も急騰し、農業生産を直撃しています。食料や資材の多くを外国に依存するわが国の危うさはいよいよ明らかです。

1991 年に 287 万人いた基幹的農業従事者は 30 年間たった 2021 年には 130 万人と、半分以下にまでなりました。

21世紀初頭までの世界は、環境との調和を欠いた農業生産を広げ、食の安全や生物多様性を脅かし、人類社会の持続可能性さえ危うくする事態を生み出してきました。

その深刻な反省から、国際社会はいま、農政の大転換に踏み出しています。

国連が、地球温暖化の防止など17項目の持続可能な開発目標(SDGs)を掲げ、その達成には家族農業・小規模農業の役割が欠かせないとして、国連「家族農業の10年」をスタートさせています。農民の権利宣言を採択しているのは、その表れです。

農業と農山村の危機を打開し、食料の増産に踏み切ることは、国民の生存基盤の根本に関わり、日本社会を持続可能にしていく上で待ったなしの課題です。

家族農業の支援、持続可能な社会は世界の大きな流れです。

食料輸入大国・日本が、家族農業を中心に農業を再建し、食料の自給率を向上させることは、世界の食料問題の解決でも、地球環境の保全という点からも、国際社会への大きな貢献であり、責任でもあります。

わが国には、温暖多雨な自然条件とすぐれた農業技術があり、安全でおいしい食べ物を求める消費者のニーズもあって、農業を豊かに発展させる条件は十分にあります。

よって、国におかれては、欧米では当たり前の、生産費に見合った水準の価格保障、多面的機能を評価した所得補償の充実など続けたい人が続けられる支援策で食料自給率の向上を図るよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月29日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
農林水産大臣	野村哲郎殿
環境大臣	西村明宏殿
内閣官房長官	松野博一殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

## 意見書案第9号

### 税務相談停止命令制度の慎重な運用を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和5年6月29日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎

賛成者 〃 森田雄介

賛成者 〃 山崎晃子

### 税務相談停止命令制度の慎重な運用を求める意見書（案）

本年3月28日に、税理士でない者が税務相談を行った場合、財務大臣が相談の停止を命令できる税務相談停止命令制度を創設する税理士法改正案が可決成立しました。命令を出すかどうかの検査権を国税庁・税務署に与え、命令に従わなかった場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金、調査拒否や虚偽答弁には30万円以下の罰金など厳しい罰則を科すものとなっています。

本改正法では違反とする対象や範囲は無限定で、税務相談を行っている個人や団体が納税義務の適正な実現に重要な影響を及ぼすおそれがあると、税務署が判断すれば調査することができるなど恣意的な運用が可能です。

税制について意見を述べたり異議を申し立てたりする個人や団体の活動を抑え込むために濫用されるおそれもあります。

税理士法は、税理士資格のない者が税務代理、税務書類の作成、税務相談を反復継続して行うことを禁止していますが、納税者同士が税金について学び、教えあう自主

申告運動は税理士法違反にあらず、税について誰もが相談にのり、意見交換するのは一般的で当然の権利であります。しかし、税務相談停止命令制度の創設で納税者の権利が脅かされる危惧があります。

よって、国におかれては、申告納税制度に重大な影響を与える税務相談停止命令制度の運用には慎重を期すよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月29日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
内閣官房長官	松野博一殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

## 意見書案第10号

### 全国一律制の最低賃金1,500円を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和5年6月29日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 森田雄介

賛成者 " 濱田百合子

賛成者 " 山崎晃子

### 全国一律制の最低賃金1,500円を求める意見書（案）

日本の労働者一人当たりの実質賃金は、1997年と2021年を比較すると年間61万円も減りました。名目賃金がほとんど伸びていないことに加え、物価高がさらに賃金を目減りさせています。

付け加えて我が国は、OECD主要国の中で唯一「賃金が上がらない国」になっています。2000年から2020年までの20年間を見ると、韓国143.5%、スウェーデン136.7%、カナダ125.5%、アメリカ125.3%、イギリス117.9%に対して、日本は100.4%と「賃金が上がらない」点で突出しています（OECD『エコノミック・アウトルック』より）

今こそ政治の責任で「賃金が上がる国」にすることが、物価高騰から生活を守る最大の力となります。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時間額1,072円、高知県では全国最低の853円です。地域別であるがゆえに、高知県と東京都では、同じ仕

事をして、時間額で219円の差があります。週40時間52週で考えると、およそ年間46万円の差になります。この差はなかなか縮まりません。

格差是正にあたっては、地方の低い賃金を引き上げ、若者一人が自立して生活する上で必要な生計費を保障していくことが求められます。その実現に向けては、政府が率先して、中小零細企業への支援、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充に取り組む必要があります。

よって、国におかれては、物価高から生活を守るためにも、以下の項目の実現を図るよう強く求めます。

## 記

1. 最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること。
2. 最低賃金法を「全国一律最低賃金制度」に改正すること。
3. 労働者の生活を支えるため、最低賃金は時間給1,500円を目指し引き上げる  
こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月29日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	松本剛明殿
財務大臣	鈴木俊一殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
経済産業大臣	西村康稔殿
経済再生担当大臣	後藤茂之殿
中央最低賃金審議会長	藤村博之殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

意見書案第 11 号

物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 5 年 6 月 29 日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 // 山崎晃子

賛成者 // 西村剛治

物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書（案）

2022 年 12 月の全国消費者物価指数は、前年同月に比べ 4.0% 上昇しました。家計の負担増は、22 年度に 1 世帯当たり 8.6 万円以上になるとの試算もあり、生活保護利用者は、1 か月分の生活保護費に匹敵する大変な負担です。

今年 6 月から大手電力会社 7 社の家庭向け電気料金が値上げされました。四国電力の電気料金は、2,155 円増（6 月分は 1,783 円の増）となりました。さらにこの 6、7 月には 3,000 品目以上の値上げが実施され、生活を大きく圧迫しています。

また、厚生労働省は、2022 年 12 月 24 日に、5 年に 1 度の生活扶助基準の改定で、2023～24 年は据え置きとし、2025 年度以降については、改めて検討するとしています。

しかし、2013 年～2015 年、2018 年～2020 年に、相次いで生活保護基準が引き下げられています。生活保護費引き下げ取り消しを求めた裁判では、9 つ

の地方裁判所で、基準の引き下げは違法という原告の訴えを認めた勝訴判決を出しています（2023年4月末現在）。

生活保護基準は、学校の就学援助や住民税非課税など様々な制度の土台になっているため、その引き下げは生活保護を利用していない多くの国民にも多大な影響を及ぼします。

よって、国におかれては、国民生活全般を支えるためにも、物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを実施するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月29日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

令和5年香美市議会定例会6月定例会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第42号	令和5年度香美市一般会計補正予算(第2号)	原案可決	5. 6. 29
議案第43号	令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	原案可決	5. 6. 29
議案第44号	令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)	原案可決	5. 6. 29
議案第45号	令和5年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)	原案可決	5. 6. 29
議案第46号	香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	原案可決	5. 6. 29
議案第47号	香美市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 6. 29
議案第48号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 6. 29
議案第49号	香美市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 6. 29
議案第50号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 6. 29
議案第51号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 6. 29
議案第52号	香美市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 6. 29
議案第53号	香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 6. 29
議案第54号	香美郡殖林組合規約の変更について	原案可決	5. 6. 29
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	5. 6. 2
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	5. 6. 2
発議第3号	香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 6. 29
意見書案第6号	新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書の提出について	原案可決	5. 6. 29

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
意見書案 第 7 号	酪農・畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書の提出について	原案可決	5. 6. 29
意見書案 第 8 号	生産費に見合った水準の価格保障、多面的機能を評価した所得補償の充実で食料自給率の向上を図るよう求める意見書の提出について	原案否決	5. 6. 29
意見書案 第 9 号	税務相談停止命令制度の慎重な運用を求める意見書の提出について	原案否決	5. 6. 29
意見書案 第 10 号	全国一律制の最低賃金 1, 5 0 0 円を求める意見書の提出について	原案否決	5. 6. 29
意見書案 第 11 号	物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書の提出について	原案否決	5. 6. 29